

第3期中期目標期間

業務実績等報告書

(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

平成27年6月

独立行政法人 工業所有権情報・研修館



目次	
第3期中期目標期間の業務実績及び自己評価 総括(概要)	2
第3期中期目標期間の業務実績及び自己評価 項目別評定一覧	3
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	4
1. 工業所有権情報の提供	
[工業所有権情報普及業務]	
(1)ユーザーに対する工業所有権情報の普及・提供	4
(2)他国の工業所有権庁との工業所有権情報の交換及び情報の活用	10
(3)審査結果等情報の提供システムの整備・運用	14
[工業所有権関係公報等閲覧業務]	
(1)中央資料館としての確実な情報提供	16
(2)閲覧サービスの向上	16
[審査・審判関係図書等整備業務]	
(1)審査・審判に関する技術文献等の充実	18
(2)閲覧等サービスの向上	21
[工業所有権相談等業務]	
(1)相談への迅速な対応	22
(2)他機関との連携	22
[情報システム業務]	
(1)電子出願ソフトの整備・管理及び利用の促進	30
(2)公報システム等の整備・管理	34
(3)審査・審判に必要な資料等の電子データの整備	37
2. 知的財産情報の高度活用による権利化の推進	
(1)人材活用による研究開発機関等の知的財産情報を通じた戦略策定支援	39
(2)知的財産戦略に取り組む大学のすそ野の拡大	48
(3)知的財産情報活用のための環境整備	53
3. 知的財産関連人材の育成	
(1)特許庁職員に対する研修	60
(2)調査業務実施者の育成研修	72
(3)行政機関・民間企業等の人材に対する研修	77
(4)情報通信技術を活用した学習機会の提供	81
(5)人材育成に資する情報の提供及び実践的な能力構築の支援	84
(6)海外の知的財産人材育成機関との連携・協力の推進	92
II 業務運営の効率化に関する事項	
1. 業務の効果的な実施	96
2. 業務運営の合理化	100
3. 業務の適正化	102
4. 給与水準の適正化	106
5. 内部統制の充実・強化	108
III 財務内容の改善に関する事項	
1. 財務内容の透明性の確保	112
2. 効率化予算による運営	112
3. 自己収入の確保	114
IV その他業務運営に関する重要事項	
1. ユーザーフレンドリーな事業展開	115
2. 特許庁との連携	116
3. 広報・普及活動の強化	117

独立行政法人工業所有権情報・研修館 第3期中期目標期間の業務実績及び自己評価【総括(概要)】

○総合評定及び理由

評定	<p>① 知的財産の権利化・保護・活用のための基礎的情報提供インフラである「特許電子図書館(IPDL)」について、事業費を平成26年度には期初の88%まで削減しつつ、利用拡大の各種取組を行い、検索目標回数8,000万回を超える1億回以上となったこと。また、IPDLの廃止に伴い、IPDLの弱点である古いシステム・アーキテクチャー・ユーザーインターフェイスを刷新し、最新のIT技術を導入した「特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)」を構築、経費節減とユーザーへの安定的なサービス提供の両立を実現したこと。</p> <p>② 知的財産マネジメントの専門家である知的財産プロデューサーによる支援メニューの多様化等により、産学官等研究開発プロジェクトの成果、知的財産が産業化に繋がる成果があったこと、企業での海外駐在経験等をもつ海外知的財産プロデューサーによる各種支援活動により企業のグローバル展開の支援を行い、90%以上の企業から「有益だった」との評価があったこと。また、政府の新たな政策を踏まえて、営業秘密管理のワンストップ支援体制の整備として「営業秘密・知財戦略相談窓口」を平成26年度に開設し迅速に対応したこと。</p> <p>③ 特許庁の特許審査に関する長期目標「FA11」(平成25年度末までに一次審査通知期間(FA:First Action)を11箇月以内とする)に向けて研修改善を進め、平成25年度末の目標達成に貢献したこと、特許庁が新たに掲げる目標「世界最速・最高品質」の審査の実現に向けて、特許庁職員向け研修及び調査業務実施者育成研修のカリキュラム変更等迅速に対応したこと。</p> <p>④ 行政機関・民間企業等の知的財産関連人材の育成研修において、独立行政法人として実施すべき研修は引き続き実施し、民間に任せる研修は計画的に民間への移行を進めていること。</p> <p>⑤ 我が国企業の知財戦略に関する支援を充実させるための独立行政法人工業所有権情報・研修館(以下「情報・研修館」という)業務の見直しだけでなく、政府の新たな政策課題への対応や、当館のミッションに則った事業の効果的な実施と事業間のシナジー効果発揮のため、理事長の強力なリーダーシップの下、独立行政法人の柔軟性を活かし業務運営組織の体制を刷新し、迅速かつ機動的、効果的に対応できる体制整備を図ったことは、中期目標及び中期計画で掲げられた取組以上の成果であり、高く評価されるものであること。</p>
-----------	--

○項目別評定及び理由

I 1. 工業所有権情報の提供 【 評定 : A 】 ・本項目における各項目の自己評価は、「S:0、A:7、B:3、C:0、D:0」であり、総合自己評価をすると「A」に相当する。 ・中期目標・中期計画で掲げた取組は全て確実に実施し数値目標を達成したことに加え、工業所有権情報の提供業務の受益者である「特許庁審査・審判部」、「一般ユーザー」から、クレームがなく、一般ユーザーからは取組内容に高い評価を受けたこと。 ・中期目標・中期計画で掲げる取組以外の取組(政府の新たな政策にもとづく取組等)に迅速かつ柔軟に取組み、ユーザーサービスを開始したこと。	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 【 評定 : A 】 ・本項目における各項目の自己評価は、「S:0、A:4、B:1、C:0、D:0」であり、総合自己評価をすると「A」に相当する。 ・中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施し、数値目標を超える成果を得ていること。 ・政府の新たな政策課題への対応、情報・研修館のミッションに則った事業の効果的な実施と事業間のシナジー効果を発揮するべく業務運営組織の体制を刷新したこと。 ・業務経費について、業務の効率化及び複数年契約の活用等により新規事業者の投資が促進され、目標を大きく上回る経費削減を実現したこと。
I 2. 知的財産情報の高度活用による権利化の推進 【 評定 : A 】 ・本項目における各項目の自己評価は、「S:0、A:3、B:0、C:0、D:0」であり、総合自己評価をすると「A」に相当する。 ・中期目標・中期計画で掲げた取組は全て確実に実施し、定量的指標の数値を大きく越える取組を行い、受益者から高い満足度を得たこと。 ・中期目標・中期計画で掲げる取組以外の取組として、政府の新たな政策を踏まえて自主的な取組を行い、独立行政法人の柔軟性を活かした取組を行い、迅速な対応を図っていること。	III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 【 評定 : A 】 ・中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したことに加え、経理事務の専門性を有する第三者と顧問契約を締結し指導、助言を得て適切な経理処理を行ったこと、年度計画途中において計画にない要因による追加的に必要となった経費について、当初予算の範囲内で、迅速適確な予算の再配分を行い年度計画を変更し、効率的な予算運営、執行管理を行ったこと、調査実施者育成研修において、受講者の増加に対応できるよう、研修実施計画を大幅に見直し、受講者の受入体制の整備を図り自己収入の確保に努めたことを踏まえ「A」とした。
I 3. 知的財産関連人材の育成 【 評定 : A 】 ・本項目における各項目の自己評価は、「S:0、A:6、B:0、C:0、D:0」であり、総合自己評価をすると「A」に相当する。 ・中期目標・中期計画で掲げた取組は全て確実に実施し、定量的指標の数値を大きく越える取組を行い、受益者から高い満足度を得たこと。 ・特許庁が掲げた特許審査に関する長期目標、FA11(平成25年度末までに一次審査通知期間(FA:First Action)を11箇月以内とする)の平成25年度末の達成に貢献したこと。 ・特許庁の新たな目標「世界最速・最高品質」の審査の実現に向けて、特許庁職員向け研修の改善を進めてきたこと。 ・行政機関・民間企業等の知的財産関連人材の育成研修において、独立行政法人として実施すべき研修は引き続き実施し、民間に任せる研修は計画的に民間への移行を進めていること。 ・人材育成に資する情報の提供及び実践的な能力構築の支援業務において、有識者から構成される委員会で見直しを行い、委員会の提言に沿って直ちに改善措置をとり、成果をあげてきたこと。 ・海外との連携でも、アジア諸国との連携事業が拡大の方向に進んでいること。	IV その他業務運営に関する目標を達成するためにとるべき措置 【 評定 : A 】 ・中期計画で掲げる取組を全て確実に実施したことに加え、ユーザーの要望に応えた中小・ベンチャー企業等を対象とした説明会を土曜日に開催、平成27年3月23日にサービス提供開始した産業財産権情報提供サービス事業(特許情報プラットフォーム(J-PlatPat))のユーザーの利便性拡充のための改善、審査官等が持つ審査ノウハウ等を活用した専門知識を有する意匠審査官の採用、情報・研修館のホームページにおける、ユーザーとの距離を縮める改善・機能追加の実施などを踏まえ「A」とした。

(参考) 項目別評定一覧

中期目標の項目	評定	中期目標の項目	評定
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	—	3. 知的財産関連人材の育成	A
1. 工業所有権情報の提供	A	(1) 特許庁職員に対する研修	A
[工業所有権情報普及業務]	—	(2) 調査業務実施者の育成研修	A
(1) ユーザーに対する工業所有権情報の普及・提供	A	(3) 行政機関・民間企業等の人材に対する研修	A
(2) 他国の工業所有権庁との工業所有権情報の交換及び情報の活用	A	(4) 情報通信技術を活用した学習機会の提供	A
(3) 審査結果等情報の提供システムの整備・運用	B	(5) 人材育成に資する情報の提供及び実践的な能力構築の支援	A
[工業所有権関係公報等閲覧業務]	—	(6) 海外の知的財産人材育成機関との連携・協力の推進	A
(1) 中央資料館としての確実な情報提供	A	II 業務運営の効率化に関する事項	A
(2) 閲覧サービスの向上		1. 業務の効果的な実施	A
[審査・審判関係図書等整備業務]	—	2. 業務運営の合理化	A
(1) 審査・審判に関する技術文献等の充実	B	3. 業務の適正化	A
(2) 閲覧等サービスの向上	A	4. 給与水準の適正化	B
[工業所有権相談等業務]	—	5. 内部統制の充実・強化	A
(1) 相談への迅速な対応	A	III 財務内容の改善に関する事項	A
(2) 他機関との連携		1. 財務内容の透明性の確保	
[情報システム業務]	—	2. 効率化予算による運営	
(1) 電子出願ソフトの整備・管理及び利用の促進	A	3. 自己収入の確保	
(2) 公報システム等の整備・管理	A	IV その他業務運営に関する重要事項	A
(3) 審査・審判に必要な資料等の電子データの整備	B	1. ユーザーフレンドリーな事業展開	
2. 知的財産情報の高度活用による権利化の推進	A	2. 特許庁との連携	
(1) 人材活用による研究開発機関等の知的財産情報を通じた戦略策定支援	A	3. 広報・普及活動の強化	
(2) 知的財産戦略に取り組む大学のすそ野の拡大	A		
(3) 知的財産情報活用のための環境整備	A		

独立行政法人工業所有権情報・研修館の第3期中期目標期間の業務実績及び自己評価

大項目	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項																																																																						
中項目	1. 工業所有権情報の提供																																																																						
	<p>出願人の出願や審査請求等を支援するとともに、審査・審判の迅速化に資するため、内外の最新の工業所有権情報を収集し、これを出願人などのユーザーにインターネットを利用して常時提供するとともに、その活用を支援する。また、迅速かつ的確な審査の実施に資するため、諸外国の工業所有権庁との審査情報の交換を促進する。</p>	年度	H23	H24	H25	H26	H27																																																																
		自己評価	—	—	—	A																																																																	
		最終評価	A	A	A																																																																		
小項目	[工業所有権情報普及業務] 工業所有権情報の普及及び内容の充実 (1) ユーザーに対する工業所有権情報の普及・提供																																																																						
	<p><投入した資金・人員></p> <p style="text-align: center;">図表1. 投入した資金(千円)及び人員(人)</p> <table border="1" data-bbox="663 587 2107 874"> <thead> <tr> <th>事業費</th> <th>経費内訳</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> <th>H27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">特許電子図書館閲覧整備費</td> <td></td> <td>2,511,113</td> <td>2,348,810</td> <td>2,245,368</td> <td>2,207,391</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>うち維持・管理費</td> <td>2,216,788</td> <td>2,129,232</td> <td>2,096,649</td> <td>2,142,710</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>うち開発・改造費</td> <td>293,908</td> <td>219,577</td> <td>148,719</td> <td>64,681</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">産業財産権情報提供サービス事業費</td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2,166,934</td> <td>1,991,663</td> </tr> <tr> <td>うち維持・管理費</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0</td> <td>1,394,008</td> </tr> <tr> <td>うち開発・改造費</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2,166,934</td> <td>554,760</td> </tr> <tr> <td>整理標準化データ事業費</td> <td></td> <td>420,984</td> <td>465,755</td> <td>389,661</td> <td>407,258</td> <td>396,835</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">人員</td> <td>常勤職員</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>システムアドバイザー</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 投入した資金は共通経費を除いた決算額 (H27年度は見込額) であり、係数は四捨五入している。常勤職員数は併任を含めた延べ人数である。</p>						事業費	経費内訳	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	特許電子図書館閲覧整備費		2,511,113	2,348,810	2,245,368	2,207,391	0	うち維持・管理費	2,216,788	2,129,232	2,096,649	2,142,710	0	うち開発・改造費	293,908	219,577	148,719	64,681	0	産業財産権情報提供サービス事業費		—	—	—	2,166,934	1,991,663	うち維持・管理費	—	—	—	0	1,394,008	うち開発・改造費	—	—	—	2,166,934	554,760	整理標準化データ事業費		420,984	465,755	389,661	407,258	396,835	人員	常勤職員	6	6	6	8	7	システムアドバイザー	—	—	1	3	2
事業費	経費内訳	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度																																																																	
特許電子図書館閲覧整備費		2,511,113	2,348,810	2,245,368	2,207,391	0																																																																	
	うち維持・管理費	2,216,788	2,129,232	2,096,649	2,142,710	0																																																																	
	うち開発・改造費	293,908	219,577	148,719	64,681	0																																																																	
産業財産権情報提供サービス事業費		—	—	—	2,166,934	1,991,663																																																																	
	うち維持・管理費	—	—	—	0	1,394,008																																																																	
	うち開発・改造費	—	—	—	2,166,934	554,760																																																																	
整理標準化データ事業費		420,984	465,755	389,661	407,258	396,835																																																																	
人員	常勤職員	6	6	6	8	7																																																																	
	システムアドバイザー	—	—	1	3	2																																																																	
<p><中期目標></p> <p>特許電子図書館について、「特許庁業務・システム最適化計画」の進捗状況も踏まえ、制度改正・国際関係への対応、不具合対応やユーザーニーズの中でも真に備えるべき機能等必要不可欠なものについて経費の増大を招かないよう費用対効果を精査しつつ、工業所有権情報がより幅広く簡便に利用されるための基礎的インフラとしてサービスの向上を図る(この結果、年間の検索回数8,000万回以上を維持する)。その際、ユーザーの要請により的確に対応するため、閲覧業務及び相談業務との連携を図る。また、特許庁の提供する一次情報を基に多様な高付加価値サービスの提供を行う特許情報提供事業者との協力、相互補完関係を構築しつつユーザーにおける工業所有権情報の効率的な活用に資するため、特許庁における審査経過等の情報を標準的なフォーマットに変換し、外部に提供する。</p>	<p><平成23～26年度の業務実績></p> <p>(A) 特許電子図書館(IPDL)事業</p> <p>(概要)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 特許電子図書館(IPDL)は知的財産の権利化・保護・活用のための基礎的情報提供インフラであり、情報・研修館は、特許電子図書館(IPDL)による情報提供サービスを安定的に実施することが求められてきた。 ② 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)により、「特許電子図書館(IPDL)事業については、特許庁新検索システムの本格運用に合わせ、本法人の事業としては廃止する。」とされ、第3期中期目標・中期計画の期間は経費増大を招かないよう費用対効果を精査しつつサービス向上を図ることとした。 ③ ところが、「特許庁業務・システム最適化計画」が中断し、平成24年度末に改定された「特許庁業務・システム最適化計画」(平成25年3月15日改定)によって特許庁システムが段階的に最適化されることとなり、情報・研修館は、こうした状況変化に柔軟に対応しつつ、国民に対して提供するサービスを途切れなく提供することが求められることとなった。 <p>(経費節減、サービス水準の維持・向上、利用促進の取組)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 特許電子図書館(IPDL)の改造は、制度改正・国際関係への対応等必要不可欠なものに限って開発・改造することによって、期初の開発・改造費(294百万円)を年度進行に伴って順次削減し、平成25年度には期初の51%、平成26年度には期初の22%にまで削減した。(図表1参照) ② 第3期中期目標期間に実施した特許電子図書館(IPDL)のシステム改造は、特許庁との協議にもとづき、以下の必要不可欠なものに限定した。 																																																																						

＜中期計画＞

- ① 特許電子図書館について、「特許庁業務・システム最適化計画」の進捗状況も踏まえ、制度改正・国際関係への対応、不具合対応やユーザーニーズの中でも真に備えるべき機能等必要不可欠なものについて経費の増大を招かないよう費用対効果を精査しつつ工業所有権情報がより幅広く簡便に利用されるための基礎的インフラとしてのサービス向上を図り、毎年度8,000万回以上の検索回数を維持する。
- ② 中小・ベンチャー企業等を対象に、特許電子図書館の説明会を開催する。
- ③ 情報・研修館が提供するサービスの利用の拡大を図るため、特許電子図書館にアクセスしたユーザーに相談業務等の取組を紹介する。
- ④ 特許庁が定める方針に基づき、特許庁における審査経過等の工業所有権情報について全件(未公開情報は除く)を標準的なフォーマットに変換し、外部に提供する。なお、本業務については、「特許庁業務・システム最適化計画」に基づく特許庁の新事務処理システム開発の進展及び効果を踏まえて廃止する。

- (ア) 法改正・制度改正によるもの
平成23年の法改正対応、平成23年の分類改正対応等、平成26年の法改正対応。
- (イ) 産業界及びユーザーから特に強い要望があった外国公報情報の迅速な提供(注)
中国実用新案の機械翻訳による和文情報の提供(平成23年度にシステムを開発し、平成23年度末からデータ提供を開始)
- (ウ) 利用者から強い要望があった機能改善
経過情報の検索範囲期間の拡大、検索キーを文献上でカラー表示するハイライト表示機能等
(注)中国では実用新案の出願件数が58万件(平成23年度)を超え、実用新案の登録者が訴訟を起す事例が数多く発生し、我が国産業界等の関心が高まった。
- ③ 特許電子図書館(IPDL)の維持・管理費については、通常のシステム運用経費に加え、
(ア) 新規データ(公報情報や経過情報)のデータベース登録業務に係る経費
(イ) 悪意のある侵入者によるシステム侵入の防護等のセキュリティ対策業務に係る経費
(ウ) 利用者からの質問等に対応するサポートセンター業務等を遂行するために必要な経費などが含まれているため、大幅な経費削減は困難であった(図表1参照)。
- ② 特許電子図書館(IPDL)のサービス水準を維持し、利用者の満足度を維持・向上するため、以下の取組についても実施した。
(ア) 自動データダウンロード用ロボットアクセスソフトを作成して大量データのダウンロードを試みるユーザーの利用(平成24年度に発生)を迅速に制限し、通常の利用者に快適な検索速度を提供し続けた。
(イ) サポートセンターで対応が困難な質問や要望、利用者からの高度な質問等に対しては、情報・研修館の担当職員が対応した。
- ⑤ 特許電子図書館(IPDL)の事業経費総額を毎年度2%以上節減することも目標とされたが、これについても期初(平成23年度)から年度ごとに経費を順次削減したことにより、平成26年度は期初の88%まで削減され、目標を超える削減が行われた(図表1参照)。
- ⑥ 特許電子図書館(IPDL)の利用促進、特に利用者の裾野を拡大することを目的として、以下の取組を行った。
(ア) 新規利用者開拓のみならず、初心者の特許電子図書館(IPDL)の諸機能の利用法を学ぶことができる映像教材を、情報・研修館のIP・eラーニングシステムに掲載し、何時でも何処でも誰もが学習できる環境を提供した。
(イ) 初心者等が特許電子図書館(IPDL)の高度な利用法を活用できるよう、ガイドブックや利用マニュアルを、各地の商工団体、中小企業、大学・高専・専門高校等に配布して、特許電子図書館(IPDL)の利用促進を図った(図表A1参照)。
(ウ) 各種イベント(関連団体等が開催する展示会や講演会等)において、特許電子図書館(IPDL)の説明パネル展示と説明員配置、パンフレットやガイドブックの配布等を行うことによって、未利用者に対する広報活動を展開した。
(エ) インターネット接続されたPCを募集人数が1人1台利用できる環境を用意して、特許電子図書館(IPDL)の様々な実践的な検索機能を習得できる実習等も組み入れた特許電子図書館(IPDL)説明会(初心者向け)を、全国各地で毎年度8回以上実施した(図表A2、図表A3参照)。

図表 A1. 特許電子図書館のマニュアル・ガイドブック配布

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
マニュアル配布冊数	12,353	6,665	7,384	577
ガイドブック配布冊数	49,640	19,808	26,940	3,456

図表 A2. 初心者を対象とする説明会(PCを用いた実習を含む)の開催状況

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
開催数(回)	10	12	12	8
参加者(人)	244	329	340	244

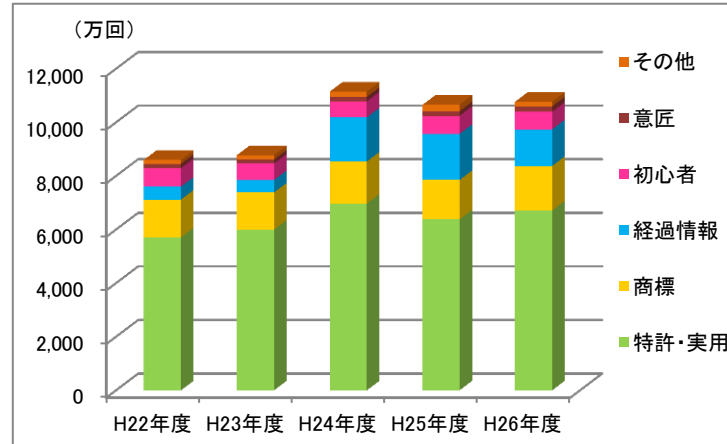


図表 A3. J-PlatPat の展示説明(左)と IPDL の初心者表明会(右)の様子

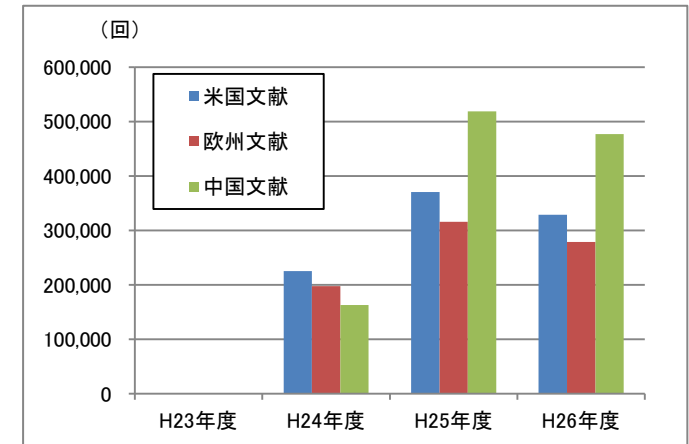
- ⑦ 特許電子図書館(IPDL)のアクセスが多いことを活用して、そのトップページに、情報・研修館が実施している相談業務や研修等について、ユーザー等に適宜お知らせした。

(利用者のサービス利用状況)

- ① 上記のサービス水準の維持・向上と利用者拡大及び利用促進の取組を第三期中期目標期間にわたって継続的に実施したことによって、知的財産情報を提供する我が国の基礎的インフラとしてのサービス水準を維持するとともに、年間の検索回数8,000万以上を維持するという目標を達成した(図表A4参照)。
- ② 特許電子図書館の検索メニュー別の内訳では、特許・実用新案検索が最も多く、商標検索、経過情報検索が続く(図表A4参照)。
- ③ 経済、知財のグローバル化が進行する中、特に中国における出願急増を反映して、中国文献の検索回数が急増している(図表A5参照)。



図表 A4. 特許電子図書館(IPDL)の検索回数の推移



図表 A5. 外国文献の検索回数の推移

(B) 新たな産業財産権情報提供サービス事業

(概要)

- ① 「特許庁業務・システム最適化計画」の進行によって、特許庁システムの一部が民間等に公開される平成26年度末に特許電子図書館(IPDL)を廃止することが予定されていた。しかしながら、「特許庁業務・システム最適化計画」が中断し、平成24年度末に改定された「特許庁業務・システム最適化計画」(平成25年3月15日改定)によって、特許庁システムは段階的に最適化されることとなったため、情報・研修館には、引き続き、産業財産権情報を広く国民に提供するサービスを継続することが求められることとなった。
- ② かなり以前の古いシステム・アーキテクチャーで構築されている特許電子図書館システムでは、特許庁による段階的なシステム最適化に伴い、移行の度に多額の改造費が見込まれること、事業継続計画(BCP)の観点からの脆弱性を低下する必要があること、システム構成上の課題を解決する必要があること等の理由から、特許電子図書館(IPDL)システムを抜本的に刷新し、新たな産業財産権情報提供システムを構築して、今後の経費節減とユーザーに対する安定的なサービス提供を両立することとなった。

(システム開発とサービス提供)

- ① 新たな産業財産権情報提供サービス事業(特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)と命名)においては、以下の点に留意して開発を行った。
 - (ア) 「特許庁業務・システム最適化計画(平成25年3月15日改定)」によって、特実共通データベースが平成28年1月に特許庁からリリリースすることを踏まえ、平成27年度にスムーズに特実共通データベースに移行できるよう、データをクラウドサーバー上に搭載
 - (イ) 事業継続計画(BCP)の観点から、耐震強度7の強度を有しかつ停電時に対応できる電源ケーブルの二重化と自家発電設備を備えるデータセンターのクラウドサーバーを利用
 - (ウ) 最新のIT技術にもとづくシステム・アーキテクチャーを導入し、セキュリティ向上や今後の改造における経費の圧縮が可能なシステム。

- (エ) 特許電子図書館(IPDL)利用者からの要望のうち、特に要望が多い項目について対応。
 - ◇ ユーザーインターフェースの改善(具体的には、グローバルナビゲーションの採用等)
 - ◇ 検索機能の改善(例えば、J-Global との連携による学術論文検索も可能とすること、J-Global との連携による類義語検索機能の提供等)
 - ◇ データダウンロード機能(特許公報等の一括ダウンロードサービスの機能)等を実現できるシステムとする。
- (オ) 独立行政法人科学技術振興機構が提供するJ-Globalとの連携機能を提供する。
- (カ) 上記の開発方針によって、特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の開発費を特許電子図書館(IPDL)の平成26年度の運用・維持費と同程度に押さえるとともに、平成27年度以降の維持・管理費を従来システムに比べ、3割程度削減する。

② 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の利用者が同サービスを円滑に利用できるよう、サービス提供開始(平成27年3月23日)に先立ち、以下の事前周知の取組を実施した。

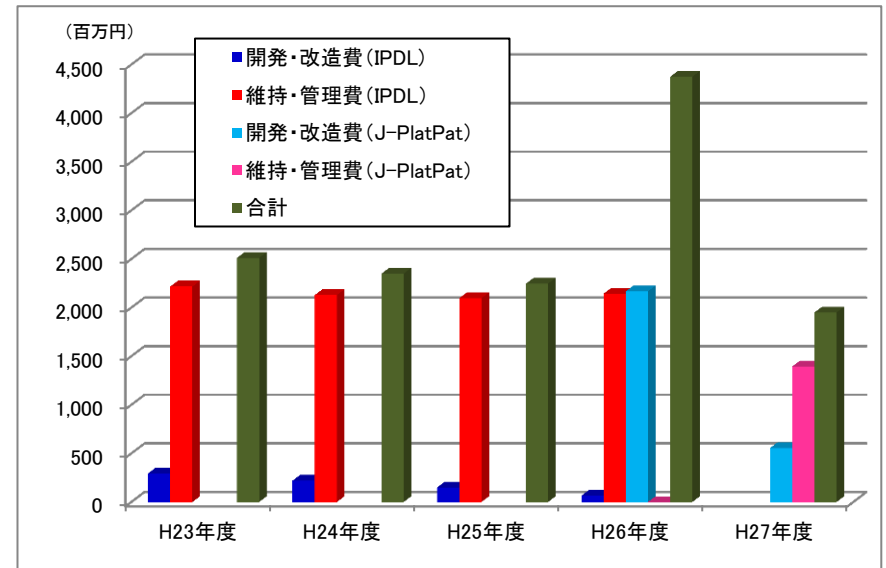
- (ア) 情報・研修館及び特許庁 Web サイトに「特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)」のサービス開始に関する情報を掲載するとともに、特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)ポータルサイトを設置した(平成26年9月～平成27年3月)。
- (イ) 特許電子図書館(IPDL)初心者向け講習会及び各種展示会の出展ブースにおいて、「特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)」のサービス内容について説明した(平成26年9～12月)。
- (ウ) 「特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)ガイドブック」を編纂(28,000部)し、印刷して広くユーザーに配布した(平成27年1～3月)。
- (エ) 「特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)用のeラーニング教材」を作成し、IP・eラーニングシステムに搭載し、広くユーザーに提供した(平成27年2月)。
- (オ) 「特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)利用マニュアル」を編纂(13,000部)し、印刷して広くユーザーに配布した(平成27年3月)。
- (カ) 1,000名超の参加者が集まる「グローバル知財戦略フォーラム」でデモ展示した他、全国各地9カ所で J-PlatPat 説明会を開催した(平成27年1～3月)。

③ 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の提供に向けて、情報・研修館では、情報システムに精通した外部人材をCIO補に採用して、新システムの開発管理、リリース前テストの管理等、プロジェクトマネジメント(計24回の開発進捗管理会議を開催)を実施し、予定どおりに、平成27年3月23日に特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)サービスを提供した。なお、新サービスの提供に伴い、特許電子図書館(IPDL)事業は平成27年3月に廃止した。

④ 上記の①～③の取組によって、以下の結果が示すように、ユーザーの混乱を起すことなく新サービスを開始した。

- (ア) 特許電子図書館(IPDL)の廃止に関して利用者からのクレームがほぼ皆無。
- (イ) 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)サービス開始後のクレームがほぼ皆無。

⑤ 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の開発における留意点(上記の「システム開発とサービス提供」の①参照)は、全て確実に実行し、ユーザーサービスの質を向上するとともに、開発費を平成26年度の維持・管理費とほぼ同程度に抑えらるとともに、平成27年度の維持・管理費(見込み額)を特許電子図書館の平成26年度維持・管理費の65%にまで圧縮し、維持・管理費と開発・改造費を合算した総額でも対H26年度比で88%にするなど、経費削減と利用者サービスの向上を両立した。(図表1、図表B1参照)



図表 B1. IPDL 及び J-PlatPat の開発・改造費と維持・管理費

(特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)に対するユーザーの反応等)

- ① 新たな「産業財産権情報提供サービス事業」(特許情報プラットフォーム(J-PlatPat))について、平成27年3月23日のサービス提供後から、**図表 B2** に示すような利用者の反応が寄せられ、同サービスに対しては概ね高く評価する意見が寄せられている。

図表 B2. 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)に対するユーザーの意見等(代表例)

高い評価の意見等	今後の要望に関する意見等
<ul style="list-style-type: none"> ◇ J-PlatPat のグローバルナビゲーション機能は洗練されたデザインとなっており、利用者にとって使いやすい。 ◇ 検索結果のレスポンスが早い。 ◇ 公報情報画面から経過情報表示画面のリンク機能が使いやすい。 ◇ J-Global との連携機能が提供されたことにより、キーワード検索において類義語が容易に見つけられ、使い勝手がよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 検索結果画面の印刷機能を更に改善してほしい。 ◇ 過去の文献もテキスト検索できるようにしてほしい。 ◇ 検索結果の全件を一覧表示してほしい。 ◇ 商標公報発行と同時にテキスト検索を可能にほしい。 ◇ パテントファミリー照会機能をつけてほしい。

(C) 整理標準化データの作成・提供事業

(概要)

- ① 整理標準化データとは、特許庁が保有するマスタデータについて、定期的に登録または追記されるデータ(未公開データを除く)を抽出して、標準的なフォーマット(XML及びSGML形式データ)に変換して編集したデータである。知財情報提供サービスを行っている民間事業者は、この整理標準化データを用いてサービス事業を行っている。
- ② 情報・研修館は、特許庁データを編集・データ変換して民間等に提供できるよう、整理標準化データの作成事業を実施している。

(事業実績と事業廃止時期の検討)

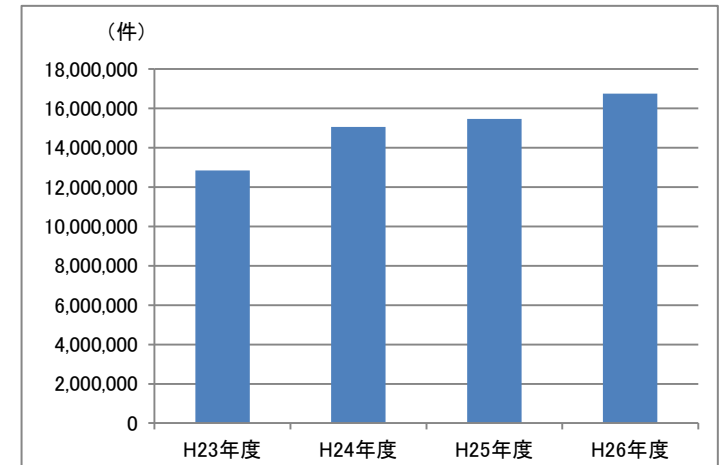
- ① 中期目標・中期計画に定められたとおり、未公開情報を除く全件について整理標準化データを作成し、利用者に提供した(**図表 C1 参照**)。
- ② 標準化データ作成事業について、「特許庁業務・システム最適化計画(平成25年3月15日改定)」の進捗よく状況を踏まえて、「少なくとも平成31年末までの間は利用者の利便性の観点から廃止は適当でない」との方向で廃止時期を引き続き検討中である。

(中期計画・年度計画で掲げていない独自の取組)

- ① データ更新日から整理標準化データを提供するまでに要していた期間が従来は16～29日であったものを、平成27年1月から11日～17日に短縮し、民間事業者等による特許情報の迅速な提供に貢献した。

<特筆すべき取組または成果>

- ① 特許電子図書館(IPDL)の年間検索回数について、第三期中期計画中の平均年間検索回数として1億337万回の実績となり、中期目標・中期計画に定められた年間8,000万回の目標値の129%を実現した(**図表A4参照**)。
- ② 特許電子図書館(IPDL)の経費削減について、毎年度の削減により、平成26年度の決算額は期初(平成23年度)の決算額の88%に削減。特に、開発・改造費は期初(平成23年度)の22%に削減した(**図表1参照**)。



図表 C1. 整理・標準化データ提供件数の推移

	<p>③ 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の開発費を期初の特許電子図書館(IPDL)の維持・管理費と同程度に抑制しただけでなく、特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の維持・管理費を特許電子図書館(IPDL)の維持・管理費の7割以下に抑制した(図表 B1 参照)。</p> <p>④ 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)において、初心者でも使い易いユーザーインターフェイスをはじめ大幅な機能向上を実現し、高い評価を得た(図表 B2 参照)。</p>				
<p><評価の視点></p> <p>① 中期目標・中期計画で掲げる取組は確実に実施したか。</p> <p>② 中期目標・中期計画で掲げる成果指標または活動指標に関する数値目標は達成したか。</p> <p>③ 高い評価に値する特筆すべき成果があるか。</p> <p>④ 中期目標・中期計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p>	<p><自己評価></p> <p>① 中期目標・中期計画で掲げる取組については、<業務実績>の欄に記載のとおり、全て確実に実施した。</p> <p>② 中期目標・中期計画で掲げた全ての数値目標において、目標を達成するための取組を多面的に実施し、目標を達成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 特許電子図書館(IPDL)の検索回数8,000万回以上を維持の数値目標に対し、利用者拡大を促す様々な取組を行い、その結果、平成23年度～26年度の全ての年度において数値目標を超える検索回数となり、平成24～26年度は1億回を超えた。 ◇ 整理標準化データは、未公開案件を除く全件作成の目標に対し、確実に全件作成した。 <p>③ 以下に示す取組においては、中期目標・中期計画で明確な数値目標等が掲げられていないが、常識的な水準を超える成果を上げた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 特許電子図書館(IPDL)の改造については真に必要な改造であるかを厳密に精査した結果、期初(平成23年度)の22%にまで改造経費を削減した。 ◇ 中国実用新案の和訳情報提供に対する我が国産業界等の強い要望に対し、特許庁と協議して、機械翻訳による和訳情報の提供を行うこととし、過去分も含めて中国実用新案の全件を和訳し、特許電子図書館(IPDL)を通じて情報提供を行った。 ◇ 「特許庁業務・システム最適化計画」が中断し、その後、平成24年度末に「特許庁業務・システム最適化計画」が改定され、段階的にシステム最適化を進めることになったことに伴って、改定された計画に整合するため特許電子図書館(IPDL)を刷新し、新たな産業財産権情報提供サービスシステムを開発・提供することとなった。情報・研修館では、新たなシステムの開発方針を策定し、経費の肥大化を防ぎつつ、利用者の利便性も向上することとし、開発進捗管理を的確に行って、開発費とサービス提供開始後の維持・管理費の圧縮を実現するとともに、新たなサービスである特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)サービスの提供を平成27年3月に開始した。 ◇ 新たな産業財産権情報提供サービスシステム(特許情報プラットフォーム)では、独立行政法人科学技術振興機構が提供するJ-Globalとの連携を実現したことによって、特許等の技術文献だけでなく学術文献を同一プラットフォーム上で検索・閲覧可能になったこと等、ユーザーから高く評価されている。 <p>④ 中期目標・中期計画で掲げる取組以外で特筆すべき取組としては、以下の取組がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 整理標準化データの民間事業者等への提供において、データ更新日からデータ提供までの期間として従来は16～29日を要していた状況を改善し、平成27年1月から11日～17日に短縮し、特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)及び民間事業者等による特許情報の迅速な提供に貢献した。 				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">自己評価</th> <th style="text-align: center;">理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">A</td> <td>中期目標・中期計画で掲げる取組を確実に実施して、特許電子図書館(IPDL)のユーザーサービス水準を維持・向上しつつ経費削減を実現したこと、さらに「特許庁業務・システム最適化計画」(平成24年3月改定)によって特許庁システムが段階的に刷新されることとなったことを受け、段階的刷新との整合性を担保するために IPDL を刷新することとし、平成25年度下期から新システムの開発に着手して、平成27年3月には特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)としてユーザーへのサービス提供を開始したこと等、状況変化に柔軟に対応しながらユーザーサービスの水準を向上したため「A」とした。</td> </tr> </tbody> </table>	自己評価	理由	A	中期目標・中期計画で掲げる取組を確実に実施して、特許電子図書館(IPDL)のユーザーサービス水準を維持・向上しつつ経費削減を実現したこと、さらに「特許庁業務・システム最適化計画」(平成24年3月改定)によって特許庁システムが段階的に刷新されることとなったことを受け、段階的刷新との整合性を担保するために IPDL を刷新することとし、平成25年度下期から新システムの開発に着手して、平成27年3月には特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)としてユーザーへのサービス提供を開始したこと等、状況変化に柔軟に対応しながらユーザーサービスの水準を向上したため「A」とした。
自己評価	理由				
A	中期目標・中期計画で掲げる取組を確実に実施して、特許電子図書館(IPDL)のユーザーサービス水準を維持・向上しつつ経費削減を実現したこと、さらに「特許庁業務・システム最適化計画」(平成24年3月改定)によって特許庁システムが段階的に刷新されることとなったことを受け、段階的刷新との整合性を担保するために IPDL を刷新することとし、平成25年度下期から新システムの開発に着手して、平成27年3月には特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)としてユーザーへのサービス提供を開始したこと等、状況変化に柔軟に対応しながらユーザーサービスの水準を向上したため「A」とした。				
	<p><課題と対応></p> <p>① 「特許庁業務・システム最適化計画」が改定されたことにより、段階的な最適化に対応することが課題となった。この課題に対応するため、平成25年度に特許電子図書館(IPDL)を刷新し、新たな産業財産権情報提供サービスである特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)を開発する方針を迅速に決め、平成27年3月に新サービスをユーザーに提供した。</p> <p>② 産業構造審議会知的財産分科会とりまとめ(平成26年2月)によって、「世界最高水準の知的財産権情報提供サービスの実現」が新たな課題となった。この課題に対応するため、ユーザーニーズが高い機能(例えば、パテントファミリー情報の提供等)の整備方針を特許庁と協議して定め、平成28年度からのサービス提供を目標として、開発等の準備を進めている。</p>				

小項目 (2) 他国の工業所有権庁との工業所有権情報の交換及び情報の活用

<投入した資金・人員>

図表1. 投入した資金(千円)及び人員(人)

事業名	経費内訳	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
外国特許資料整備費		1,188,152	1,128,879	1,236,652	1,151,062	1,968,141
三極交換データ等作成費		4,123	7,277	8,618	5,814	5,812
Fターム等英語翻訳データ作成費		1,813	5,340	47,734	0	170,000
翻訳事業品質調査関連事業費		2,520	3,081	3,216	1,820	16,275
公開特許公報英文抄録業務費		910,193	782,826	748,943	406,650	436,125
登録実用新案公報英文抄録作成費		0	5,169	945	972	0
人員	常勤職員	5	5	5	4	4
	システムアドバイザー	-	-	1	1	1

(注) 投入した資金は共通経費を除いた決算額 (H27年度は見込額) であり、係数は四捨五入している。常勤職員数は併任を含めた延べ人数である。

<中期目標>

ユーザーニーズに応えるとともに特許庁の審査等に資するため、他国の工業所有権情報の収集、保管及び管理を行うとともに、ユーザーの要請の強い工業所有権情報について和文抄録を作成し、一般に提供する。また、他国における我が国出願人の権利の的確な保護に貢献するため、特許庁が保有する工業所有権情報の英文抄録を作成し、他国の工業所有権庁に提供する。

<中期計画>

- ① 他国の工業所有権情報の収集、保管及び管理を行うとともに、ユーザーニーズの高い工業所有権情報について、毎年度26万件以上の和文抄録を作成し、提供する。
- ② 特許庁が発行する公開特許公報の英文抄録を全件作成し、他国の工業所有権庁に提供する。
- ③ 特許庁が発行する公報の書誌データを全件整理し、他国の工業所有権庁に提供する。また、Fターム等の検索コードに関する情報については英訳し、提供する。
- ④ 和文抄録、英文抄録、英語版Fターム解説書等の翻訳品質の維持及び向上に反映させるため、客観的なサンプル調査を毎年度実施する。

<平成23～26年度の業務実績>

(A) 外国特許文献の収集・保管・管理及び和文抄録作成事業

(概要)

- ① 経済のグローバル化に伴い、我が国産業界においてもグローバルな権利化・保護・活用が進んでおり、外国特許文献を確実に収集・保管・管理し、和文抄録を作成して我が国産業界に提供することの重要性はますます高まっている。
- ② 情報・研修館は、特許庁と連携して、CD/DVD といった高密度記録媒体(記録メディア)を用いて外国文献を収集・保管・管理する業務を担ってきたが、インターネット回線を利用した情報交換、所謂メディアレスデータ交換に移行しつつある。
- ③ 収集・保管・管理する外国特許等公報データのうち、ユーザーニーズが高い外国公報等情報については、和文抄録を作成して、特許庁に審査用資料として提供するとともに、特許電子図書館(IPDL)等を用いて一般にも提供することとなっている。

(外国特許文献の収集・保管・管理)

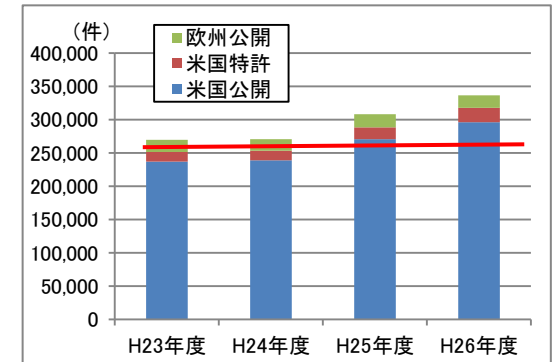
- ① 情報・研修館では、特許庁が必要とする米国特許商標庁(USPTO)、欧州特許庁(EPO)等の外国工業所有権データ(外国公報テキストデータ等)を、高密度記録媒体(記録メディア)で収集し、保管・管理することにより実施してきたが、平成25年度にメディアレスデータ交換サーバを構築し、平成25年11月から米国等との公報データのメディアレス交換、平成26年4月からは公報データ以外の国内工業所有権データ(PAJ、整理標準化データ等)の外国工業所有権庁へのメディアレス送信等の運用を開始した。
- ② 特許庁発行の公報データについては、平成27年3月までは情報・研修館がメディアレス交換サーバにデータアップロードをしていたが、平成27年4月から特許公報等をインターネットによりメディアレスで提供することに伴い、特許庁がメディアレスデータ交換サーバにアップロードすることになった。

(外国文献の和文抄録作成)

- ① 情報・研修館では、ユーザーニーズが高い米国公開特許明細書、米国特許明細書及び欧州公開特許明細書について、平成23～26年度の各年度とも目標値(26万件)を超える約27万件以上(平成26年度は約34万件)の和文抄録を作成し、特許庁に審査用資料として提供するとともに、特許電子図書館(IPDL)等から一般へ提供した(図表A2参照)。

図表 A1. メディアレスデータ交換サーバから送信するデータ

我が国から提供するデータ	アップロード担当
公報データ	H27年度から特許庁
特許公報書誌データ	情報・研修館
実用新案書誌データ	
Fインベントリデータ	
Fタームインベントリデータ	
Fタームインバーテッドデータ	
公開特許公報の英文抄録(PAJ)	
整理標準化データ	
パテントマップガイダンス(PMGS)データ	
Fタームガイダンスデータ	



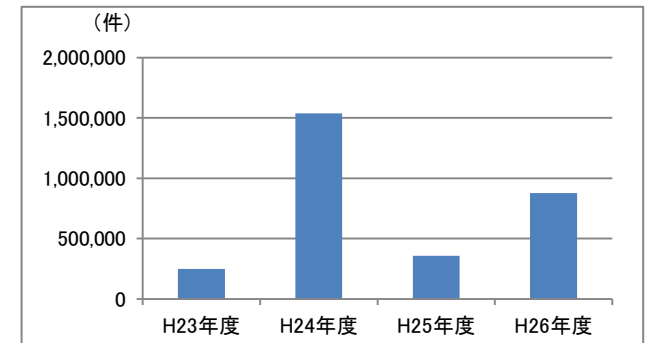
図表 A2. 欧米公報の和文抄録作成数の推移

- ② 欧米公報の和文抄録作成は人手翻訳によるものであり、翻訳コストの低減は容易ではないが、分割発注などの工夫を重ねることによって競争的な調達を進めたことにより、平成26年度の1文献当りの翻訳データ作成単価は、期初に比べ99%となった(図表 A3 参照)。

図表 A3. 和文抄録作成における1件あたり単価(円)の推移(税抜き)

事業	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
米国公報の和文抄録作成費	3,367	3,364	3,364	3,344
欧州公報の和文抄録作成経費	4,155	4,173	4,166	4,128

- ③ 産業構造審議会知的財産政策部会の「国際知財戦略」(平成23年7月)で「中国の実用新案はアクセスが困難であり、実用新案に基づく訴訟も発生していることから、対策が早急に必要」との指摘があり、情報・研修館では、中国実用新案英文抄録の和文抄録データ作成事業を実施することとし、平成23年度から中国実用新案英文抄録の日本語翻訳(機械翻訳による)を迅速に行い、平成24年度以降も継続的に和文抄録データを作成し、特許電子図書館(IPDL)を使った一般への提供と特許庁へのデータ提供を行った(図表 A4 参照)。
- ④ 情報・研修館では、中国特許英文抄録の和文作成事業を平成24年度から開始した。しかしながら、特許庁が実施する中国文献への分類付与と和文作成を同一事業とすることが効率的であることから、情報・研修館の中国特許英文抄録の翻訳事業は平成26年度から平成27年度は実施していない。



図表 A4. 中国実用新案英文抄録の和文抄録作成件数の推移

(B) 我が国公報の英文抄録作成事業

(概要)

- ① 我が国の出願情報を外国工業所有権庁における審査に使うことによって、我が国出願人の権利を保護するため、情報・研修館では、我が国公報の英文抄録(Patent Abstracts of Japan: PAJ)を作成し、外国工業所有権庁に送るとともに、特許電子図書館(IPDL)及び特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)で一般に公開している。
- ② 実用新案公報についても、平成24年度から機械翻訳による英文抄録データ作成事業を開始した。

(事業実績)

- ① 特許庁の公報発行計画に基づいて発行した公開特許公報について、その全件の英文抄録(PAJ)を作成(達成率100%)し、他国の工業所有権庁(平成23年度から87の国・機関、平成25年から84の国・機関、平成27年2月発行分からは83の国・機関)に提供した(図表 B1 参照)。
- ② 我が国の実用新案公報について、特許庁と連携し、平成24年度から機械翻訳による英文抄録データ作成事業を実施し、特許庁を通じて他国へ提供した(図表 B1 参照)。
- ③ 公開特許公報の英文抄録作成は人手翻訳によるものであり、欧米公報の和文抄録作成と同様に翻訳コストの低減は容易ではないが、分割発注などの工夫を重ねることによって競争的な調達を進めたことにより、平成26年度の1文献当りの翻訳データ作成単価は、期初に比べ53%となった(図表 B2 参照)。

図表 B1. 我が国公報の英文抄録作成件数の推移

事業	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
公開特許公報の英文抄録(PAJ)作成件数	259,701	257,458	258,913	241,728
実用新案公報の英文抄録データ作成件数	—	413,714	7,381	7,050

(注)平成24年度の実用新案公報の英文抄録作成件数が多いのは、過去分を含むため

図表 B2. 英文抄録の作成における1件あたり単価(円)の推移(税抜き)

事業	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
我が国の公開特許公報の英文抄録(PAJ)作成経費	2,832	2,826	2,831	1,500
我が国の実用新案公報の英文抄録データ作成経費	—	12	122	128

(C) 公報の書誌データの整理、Fターム検索コード情報の英訳作成等の事業

(概要)

- ① 特許公報等は特許庁が法に基づいて発行するものであるが、情報・研修館では、特許公報に基づいて特許公報書誌データを整理・作成する事業を実施し、作成した書誌データを外国工業所有権庁に提供している。
- ② 我が国特許の検索に極めて有効なFターム検索コードに関する情報を英訳し、これを外国工業所有権庁に提供している。

(事業実績)

- ① 特許庁が発行する公報全件の書誌データについて、特許庁と他国の工業所有権庁との合意に基づくフォーマットに則って加工・編集し、欧州特許庁(EPO)、中国国家知識産権局(SIPO)、韓国特許庁(KIPO)、世界知的所有権機関(WIPO)等へ提供した。
- ② 作成すべき公開特許、公表特許、特許、実用新案の全てについて、公報書誌データを作成した。(図表 C1 参照)
- ③ 本事業で作成した書誌データの外国工業所有権庁への送付は、平成26年4月から情報・研修館が構築したメディアレスデータ交換サーバへデータをアップロードし、外国工業所有権庁が定期的にダウンロードすることによって行われており、従来の高密度記憶媒体を送付する方法に対し、大幅な効率化を実現した。

図表 C1. 情報・研修館が作成した書誌データの件数の推移

種別	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
公開特許	264,618	254,175	252,686	243,145
公表特許	29,076	37,148	42,891	36,724
特許	248,999	265,593	278,698	241,699
実用新案	7,604	8,072	7,391	7,074
合計	550,297	564,988	581,666	528,642

- ④ Fターム検索コードに関する情報(特許庁が作成)を英訳し、特許電子図書館(IPDL)等から一般へ提供した。

図表 C2. Fターム解説の英訳データ作成件数の推移

事業	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
テーマ数	2	27	271	—
累計	704	731	1,002	1,002

- ⑤ 情報・研修館が実施する公報等翻訳事業において、和文抄録及び英文抄録等の翻訳品質を維持・向上するため、平成23年度から毎年度、「文脈が意味するところを正確に翻訳しているか」、「専門用語(単語・熟語・化学式、その他)が正しく翻訳されているか」、「翻訳文として正しい表現になっているか」といった観点から外部の専門家による評価を実施した。

<特筆すべき取組または成果>

- ① 欧米公報の和文抄録作成事業において、各年度とも目標値である26万件を超え、約27万件以上を作成した。平成26年度は約34万件を作成し、目標値に対し129%の作成が行われた(図表 A2 参照)。

	<p>② 産業構造審議会知的財産政策部会の「国際知財戦略」(平成23年7月)を受け、情報・研修館では、中国実用新案英文抄録の和文抄録データ作成事業を実施することとし、平成23年度から中国実用新案英文抄録の日本語翻訳(機械翻訳による)を迅速に行い、平成23年度以降も継続的に和文抄録データを作成し、特許電子図書館(IPDL)を使った一般への提供と特許庁へのデータ提供を行った(図表 A4 参照)。</p> <p>③ 和文抄録作成事業、英文抄録作成事業において、種々の工夫を繰り返して競争的な調達を推進した結果、翻訳データ作成単価が和文抄録作成事業では期初の99%(図表 A3 参照)に、英文抄録作成事業では期初の53%(図表 B2 参照)に削減された。</p> <p>④ 外国工業所有権庁との公報等情報交換の効率化のため、メディアレスデータ交換サーバを構築して、平成25年11月から運用を開始し、従来の高密度記憶媒体(CD/DVD等)への書き込み作業及び郵送準備に係る作業時間を削減し、業務の効率化と確実なデータ交換を実現した。</p> <p>⑤ メディアレス化に伴って、情報・研修館が保管・管理してきた CD/DVD 等の高密度記憶媒体の要否を見極め、種別や年代等によるカテゴリー分けをして整理し、HDDに入力して保管する等の改善を行うことにより、保管スペースを大幅に縮小した。</p>				
<p><評価の視点></p> <p>① 中期目標・中期計画で掲げる取組は確実に実施したか。</p> <p>② 中期目標・中期計画で掲げる成果指標または活動指標に関する数値目標は達成したか。</p> <p>③ 高い評価に値する特筆すべき成果があるか。</p> <p>④ 中期目標・中期計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p>	<p><自己評価></p> <p>① 中期目標・中期計画で掲げる取組については、(事業の効率的実施の観点から一部スケジュールを変更したFターム解説等の英語翻訳・データ編纂事業を除き)、確実に実施した。</p> <p>② 欧米和抄訳事業においては、平成26年度に約34万件を作成し、中期目標期間の数値目標26万件以上の129%となった。</p> <p>③ 平成23年の産業構造審議会知的財産政策部会の方針に則って、中国実用新案英文抄録の和文抄録データ作成事業を迅速に実施し、平成23年度末から特許電子図書館での提供、特許庁への提供を実施し、その後も継続的に同事業を進めてきた。</p> <p>④-1 人手翻訳による欧米公報の和文抄録作成事業と国内公報の英文抄録作成事業において、競争的な調達を種々工夫した結果、翻訳データ作成単価が和文抄録作成事業では期初の99%に、英文抄録作成事業では期初の53%に削減され、経費削減を実現した。なお、翻訳品質評価を行った結果、翻訳品質は維持されていることを確認している。</p> <p>④-2 外国工業所有権庁と公報等情報の交換について、インターネット回線を介して実施できるメディアレスデータ交換サーバシステムを構築し、以前の高密度記憶媒体へのデータ書き込み、郵送準備等の作業時間をなくし、業務の効率化を図った。</p> <table border="1" data-bbox="640 970 2136 1137"> <thead> <tr> <th data-bbox="640 970 775 1007">自己評価</th> <th data-bbox="775 970 2136 1007">理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="640 1007 775 1137">A</td> <td data-bbox="775 1007 2136 1137">中期目標・中期計画で掲げた事業を確実に実施したことに加え、平成23年度末からユーザーニーズ等に応じて中国実用新案の和文抄録を迅速に作成し提供したこと、人手翻訳による欧米公報の和文抄録作成事業と日本公報の英文抄録作成事業において調達を種々工夫して単価を期初の53%に削減したこと、外国工業所有権庁とのデータ交換方式を変更してデータ交換業務を効率化したこと等、中期目標・中期計画を超える取組と成果があったため「A」とした。</td> </tr> </tbody> </table>	自己評価	理由	A	中期目標・中期計画で掲げた事業を確実に実施したことに加え、平成23年度末からユーザーニーズ等に応じて中国実用新案の和文抄録を迅速に作成し提供したこと、人手翻訳による欧米公報の和文抄録作成事業と日本公報の英文抄録作成事業において調達を種々工夫して単価を期初の53%に削減したこと、外国工業所有権庁とのデータ交換方式を変更してデータ交換業務を効率化したこと等、中期目標・中期計画を超える取組と成果があったため「A」とした。
自己評価	理由				
A	中期目標・中期計画で掲げた事業を確実に実施したことに加え、平成23年度末からユーザーニーズ等に応じて中国実用新案の和文抄録を迅速に作成し提供したこと、人手翻訳による欧米公報の和文抄録作成事業と日本公報の英文抄録作成事業において調達を種々工夫して単価を期初の53%に削減したこと、外国工業所有権庁とのデータ交換方式を変更してデータ交換業務を効率化したこと等、中期目標・中期計画を超える取組と成果があったため「A」とした。				
	<p><課題と対応></p> <p>平成23年の産業構造審議会知的財産政策部会の決定に迅速に対応して、平成23年度から中国実用新案英文抄録の和文抄録データ作成・提供を実施している。ユーザーアクセスが多いことを踏まえると、引き続き、安定的かつ効率的に本事業を継続することが課題の1つとなっている。</p>				

小項目 (3) 審査結果等情報の提供システムの整備・運用

<投入した資金・人員>

図表1. 投入した資金(千円)及び人員(人)

事業費	経費内訳	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
特許電子図書館閲覧整備費 (再掲)		2,511,113	2,348,810	2,245,368	2,207,391	0
	うち維持・管理費	2,216,788	2,129,232	2,096,649	2,142,710	0
	うち開発・改造費	293,908	219,577	148,719	64,681	0
産業財産権情報提供サービス事業費 (再掲)		—	—	—	2,166,934	1,911,663
	うち維持・管理費	—	—	—	0	1,394,008
	うち開発・改造費	—	—	—	2,166,934	554,760
人員(再掲)	常勤職員	6	6	6	8	7
	システムアドバイザー	—	—	1	3	2

(注) 投入した資金は共通経費を除いた決算額(H27年度は見込額)であり、係数は四捨五入している。常勤職員数は併任を含めた延べ人数である。

<中期目標>

他国における的確な審査を促進し、我が国出願人のこれらの国における迅速かつ的確な権利取得に貢献するため、特許庁が行った審査の結果や出願書類等に関する情報を機械を用いて英訳して他国の工業所有権庁に提供するシステムを整備し、運用する。

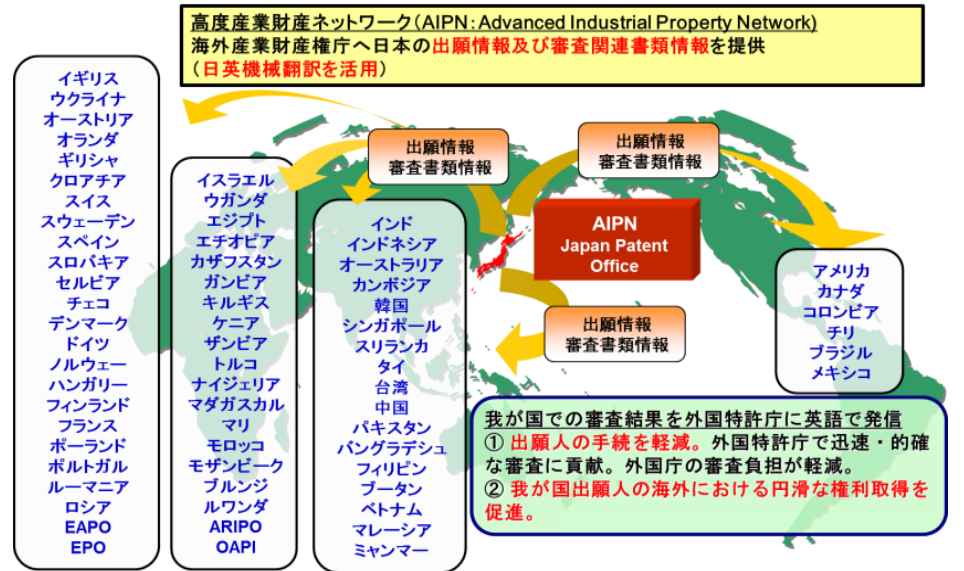
<中期計画>

- ① 他国の工業所有権庁や関連機関の審査官が、我が国の出願に係る審査結果情報、出願書類及び拒絶理由通知等の審査関連情報並びに引用文献情報にインターネットでアクセスし、機械翻訳システムで翻訳された英語情報を容易に参照することが可能なシステムを整備・運用を行う。
- ② 基幹機能である機械翻訳システムの精度向上を図るため、語彙数の増強と、これに伴う翻訳機能の強化を行う。

<平成23~26年度の業務実績>

(概要)

- ① 情報・研修館では、外国工業所有権庁等の審査官に、我が国の出願の審査結果情報や経過情報等を英語に機械翻訳して提供する高度産業財産ネットワーク(Advanced Industrial Property Network: AIPN)の整備・運用を担っている(図表2参照)。
- ② AIPNの機能向上のために、機械翻訳システムが使う辞書の語彙数増強を毎年度行い、サービスの質の向上を継続的に実施している。



図表2. AIPNとは

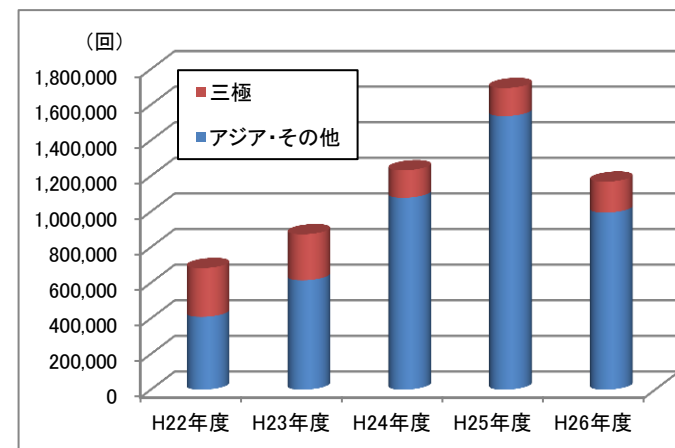
(事業実績)

- ① 日本国特許庁の審査結果の情報等を機械翻訳により英訳し、AIPNを介して外国の工業所有権庁に安定的に提供した。
- ② 平成23年度から毎年度、登録国は増加し、平成26年度には66カ国の工業所有権庁がAIPNを利用した(図表3参照)。

図表3. AIPNの利用登録をして審査等に利用する外国工業所有権庁の数の推移

	H22 年度末	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
新規登録機関の数	—	16	5	3	2
登録機関数の総計	40	56	61	64	66

- ③ 外国の工業所有権庁のAIPN利用状況は、下記のような特徴がある。(図表4参照)
 - (ア) 米国、欧州の利用は減少傾向を示している。この原因としては、日本国特許庁の主導の下で日米欧中韓の5大特許庁の特許出願・審査情報(ドシエ情報)を各国審査官が相互に参照することができるワンポータル・ドシエ((One Portal Dossier: OPD)の運用が進んだことにより、米国・欧州ではワンポータル・ドシエの利用に転換しているためと考えられる。
 - (イ) アジア及びその他の国の利用は、平成23～25年度の間は急増したが、平成26年度は減少した。この増加・減少の主な要因は、中国知識産権局(SIPO)の利用増加と利用減少が主因となっており、これもワンポータル・ドシエの利用拡大と関係しているものと思われる。
- ④ AIPN の機械翻訳の精度向上のため、平成23～26年度の期間、各年度約5,000語の語彙を新たに辞書に登録した。
- ⑤ AIPN を外国工業所有権庁の審査官が利用するとき、検索速度等の低下が審査官のストレスとなるため、検索速度低下を起こさないよう、AIPN システムの運用・管理を実施した。



<特筆すべき取組または成果>

特になし

<評価の視点>

- ① 中期目標・中期計画で掲げる取組は確実に実施したか。
- ② 中期目標・中期計画で掲げる成果指標または活動指標に関する数値目標は達成したか。
- ③ 高い評価に値する特筆すべき成果があるか。
- ④ 中期目標・中期計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。

<自己評価>

- ① 中期目標・中期計画で掲げる取組については、<業務実績>の欄に記載のとおり、全て確実に実施した。
- ② 機械翻訳辞書に毎年度約5,000語の辞書データの追加登録を実施して機能の向上を図った。
- ③ 日本国特許庁の審査結果や出願書類等に関する情報を外国の工業所有権庁に AIPN サービスを通じて安定的に提供し、我が国出願人が外国において迅速な権利取得を可能とする環境整備に貢献した。

自己評価	理由
B	中期目標・中期計画で掲げる取組を全て確実に実施し、我が国出願人の外国における迅速な権利取得及び手続きの軽減を実現する環境整備に貢献したことから「B」とした。

<課題と対応>

AIPN事業については、引き続き、翻訳精度を高めるための辞書の語彙数増強とシステムの安定な運用サービス提供を進めることが求められている。

小項目 [工業所有権関係公報等閲覧業務] 中央資料館としての工業所有権情報の提供
(1) 中央資料館としての確実な情報提供 (2) 閲覧サービスの向上

<投入した資金・人員>

図表1. 投入した資金(千円)及び人員(人)

事業名	経費内訳	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
特実検索用機器整備費		54,072	52,943	28,441	20,724	24,509
電子公報閲覧整備費		84,234	3,225	2,022	529	1,498
外部資料室資料運搬等経費		12,117	25,281	17,114	13,349	12,180
人員	常勤職員	4	4	4	3	3
	検索指導員	5	4	4	3	3

(注) 投入した資金は共通経費を除いた決算額 (H27年度は見込額) であり、係数は四捨五入している。常勤職員数は併任を含めた延べ人数である。

<中期目標>

「中央資料館」として、内外の工業所有権情報・文献を収集し、閲覧室を通じて工業所有権に係る確実な情報提供を行う。特に我が国の公報情報については、公報発行日に即日閲覧に供するものとする。

<中期計画>

- ① パリ条約に基づく「中央資料館」として、内外の工業所有権情報・文献を収集し、閲覧室においてユーザーに対する情報提供を確実に行う。
- ② 我が国の公報情報については、公報発行日に遅滞なく即日閲覧に供する。

<中期目標>

出願人などのユーザーがより高度な検索が可能な閲覧用機器(特許庁の審査官が使用するコンピュータ端末と同等機能の端末)を閲覧室等に整備し、サービスの充実を図る。閲覧用機器については、「特許庁業務・システム最適化計画」の進展による工業所有権情報普及業務の効率化に合わせ、ユーザーの利用状況に応じて見直しを行う。

<中期計画>

- ① 出願人などのユーザーがより高度な検索が可能な閲覧用機器(特許庁審査官が使用するコンピュータ端末と同等機能の端末)を閲覧室等において提供する。
- ② 「特許庁業務・システム最適化計画」の進捗も踏まえつつ、効率的に閲覧業務を実施するため閲覧室の利用状況等に応じて閲覧用機器の見直しを行う。

<平成23～26年度の業務実績>

(概要)

- ① 情報・研修館では、パリ条約に定める「中央資料館」機能を提供するため、国内外の工業所有権情報・文献を収集・整理し、行政機関の休日に関する法律で指定する日以外の全日、情報・研修館公報閲覧室を通じて利用者に閲覧サービスを行っている。
- ② 「中央資料館」としてユーザーに高度な情報検索・閲覧環境を提供し、ユーザーサービスの質の向上を図っている。

(事業実績)

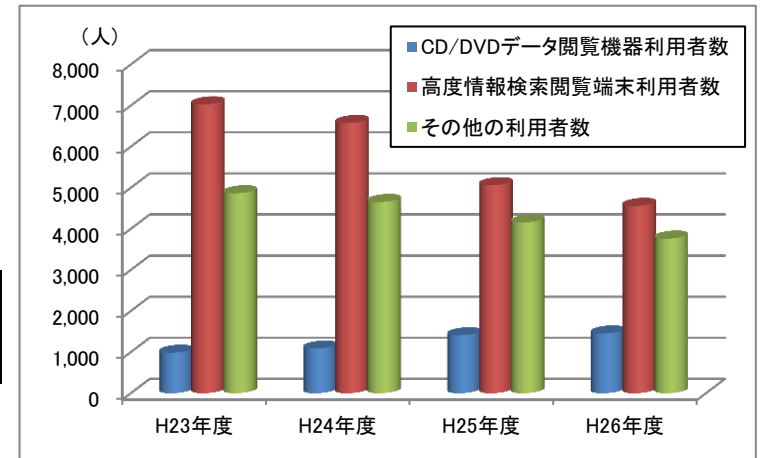
- ① 我が国の公報情報に関しては、公報発行日に即日閲覧に供した。なお、閲覧可能な内国公報と外国公報の内訳は図表2のとおりである。
- ② ユーザーに対する情報提供を確実にを行うため、閲覧室に以下の機器を設置し、ユーザーの高度な情報検索・閲覧環境を提供した。
- ③ 特許庁審査官が審査に使用する機器とほぼ同等な機能をもつ、高度な検索が可能な閲覧用機器(以下「高度情報検索機器」という)については、期初は51台を設置していたが、数年間の利用状況等のデータ等を勘案して、平成24年度に34台に減らし、経費削減と利用者サービスの維持の両立を図った(図表3、図表4参照)。
- ④ CD/DVD 公報閲覧用機器については、利用者が伸びているものの、既存機器数の利用状況を精査し、台数の適正化を図った(図表3、図表4参照)。

図表3. 情報・研修館の閲覧室に設置した閲覧機器の台数

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
高度情報検索機器	51台	34台	34台	34台
CD/DVD 閲覧機器	16台	16台	10台	8台

図表2. 中央資料館機能をもつ情報・研修館の閲覧室で閲覧可能な資料

	紙	CD/DVD	マイクロフィルム
内国公報	約 12 万冊	4,200 枚	14,469 巻
外国公報	約 24 万冊	32,297 枚	9,700 巻



図表4. 情報・研修館の閲覧室利用者の推移

	<p>⑤ 閲覧室利用者の検索技能の向上を図るため、「高度情報検索機器」の講習会を各年度とも年12回以上開催した。参加者から「有意義であった」、「非常に有意義であった」との高い評価を得た。</p> <p>⑥ 平成25年度から、東京地区だけでなく、関西地区の知財調査担当者等を対象に、「高度情報検索機器操作スクール」を開催した。</p> <p>⑦ 閲覧室に検索指導員を3名配置し、利用者に対する支援及び指導を継続的に実施した。また、利用者等から寄せられたアンケートの内容をフィードバックするとともに、必要に応じて臨時に講習会を開催し、顧客ニーズに対応した。</p> <p><特筆すべき取組または成果></p> <p>① ユーザーに対するサービス水準を低下することなく、高度情報検索機器については台数を51台から34台に見直して期初の47%以上のコスト削減を図り、CD/DVD-ROM 公報閲覧用機器については台数を10台から8台に見直すとともに調達方法をリースから買い上げに変更し、コスト削減を図った(図表1、図表3参照)。</p>				
<p><評価の視点></p> <p>① 中期目標・中期計画で掲げる取組は確実に実施したか。</p> <p>② 中期目標・中期計画で掲げる成果指標または活動指標に関する数値目標は達成したか。</p> <p>③ 高い評価に値する特筆すべき成果があるか。</p> <p>④ 中期目標・中期計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p>	<p><自己評価></p> <p>① 中期目標・中期計画で掲げる取組については、<業務実績>の欄に記載のとおり、全て確実に実施した。</p> <p>② 「高度な検索が可能な閲覧用機器」の講習会を毎年度12回以上開催した。また、参加者から「非常に有意義だった」、「有意義だった」との高い評価を得た。</p> <p>③ 閲覧室の設置機器台数を見直し、コストの削減とサービス水準の維持を両立させた。</p> <table border="1" data-bbox="640 826 2136 963"> <thead> <tr> <th data-bbox="640 826 768 863">自己評価</th> <th data-bbox="768 826 2136 863">理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="640 863 768 963">A</td> <td data-bbox="768 863 2136 963">中期目標・中期計画で掲げる取組を全て確実に実施するとともに、ユーザーへのサービス水準を維持しつつ、閲覧機器の台数の利用実績を勘案して見直し、その結果として経費の大幅削減と業務の効果的な実施を実現したこと、閲覧室ユーザーに対するサービスの向上を進めユーザーから高い評価を得たこと等、中期目標・中期計画を確実に達成したため「A」とした。</td> </tr> </tbody> </table>	自己評価	理由	A	中期目標・中期計画で掲げる取組を全て確実に実施するとともに、ユーザーへのサービス水準を維持しつつ、閲覧機器の台数の利用実績を勘案して見直し、その結果として経費の大幅削減と業務の効果的な実施を実現したこと、閲覧室ユーザーに対するサービスの向上を進めユーザーから高い評価を得たこと等、中期目標・中期計画を確実に達成したため「A」とした。
自己評価	理由				
A	中期目標・中期計画で掲げる取組を全て確実に実施するとともに、ユーザーへのサービス水準を維持しつつ、閲覧機器の台数の利用実績を勘案して見直し、その結果として経費の大幅削減と業務の効果的な実施を実現したこと、閲覧室ユーザーに対するサービスの向上を進めユーザーから高い評価を得たこと等、中期目標・中期計画を確実に達成したため「A」とした。				
	<p><課題と対応></p> <p>「中央資料館」としてのサービスは、パリ条約に定められたものであり、引き続き、ユーザーニーズや利用者状況等に応じて、サービス水準を維持・向上しつつ、経費節減にも努めることが課題となっている。</p>				

小項目 [審査・審判関係図書等整備業務]審査・審判関係資料の充実及び閲覧等サービスの向上
(1) 審査・審判に関する技術文献等の充実

<投入した資金・人員>

図表1. 投入した資金(千円)及び人員(人)

事業名	経費内訳	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
特許関係図書購入手業		84,837	64,493	65,886	74,681	86,900
意匠審査資料整備事業		9,920	8,379	8,870	8,910	8,360
人員	常勤職員	3	3	3	3	3

(注) 投入した資金は共通経費を除いた決算額 (H27年度は見込額) であり、係数は四捨五入している。常勤職員数は併任を含めた延べ人数である。

<中期目標>

国内外の最新の技術水準を適時に把握できるよう、特許協力条約に規定する国際調査の対象となる文献(ミニマムドキュメント)や特許公報以外の技術文献(非特許文献)に加え、カタログ等の公知資料について最新のものを収集し、提供する。

<中期計画>

- ① 特許協力条約に規定されている国際調査の対象となる非特許文献を網羅的に収集するため、その調達計画を作成する。
- ② 審査・審判関係資料の充実を図るため、図書等の選定においては特許庁の審査官等の専門的視点から必要性等を判断し、国内外の技術文献の収集を適正かつ効果的に行う。
- ③ 最新のデザイン等の情報を得るため、国内外の意匠の公知資料(カタログ等)を収集する。

<平成23～26年度の業務実績>

(概要)

- ① 審査・審判の効率化を図るため、審査・審判に必要な国内外の最新の技術文献(論文、雑誌等)、ミニマムドキュメント、カタログ等の公知資料を収集し、特許庁に提供している。
- ② 特許庁審査官が国際調査報告書を作成する際に対象となるミニマムドキュメントを漏れなく収集するとともに、特許庁の審査官等を含めた図書選定担当者会議を開催し、審査・審判に必要な国内外の図書、雑誌、カタログを効率的に収集して特許庁に提供している(図表2、図表3参照)。

(事業実績)

- ① 技術文献(論文、雑誌等)、ミニマムドキュメント、カタログの収集にあたり、最新のものを収集し、特許庁審査官に提供した。また、特許庁で調達しているインターネットによる文献提供サービスで取得可能な技術文献タイトルと重複調達にならないよう、特許庁の関係部署と協議し、当館で調達するタイトルの削減を図った。
- ② 特許庁の審査・審判資料の技術文献の収集に際しては、特許庁の審査官等を含めた図書選定担当者会議を毎年4回開催し、必要となる国内外の図書・雑誌等を選定した。図書選定担当者会議にて決定されたタイトルは、全て収集し特許庁に提供した(図表2参照)。

【用語の解説】

ミニマムドキュメント

PCTの国際調査機関(ISA)が、国際調査報告書(ISR)を作成する際に、先行技術調査をする条約に定められた最小限の文献範囲。

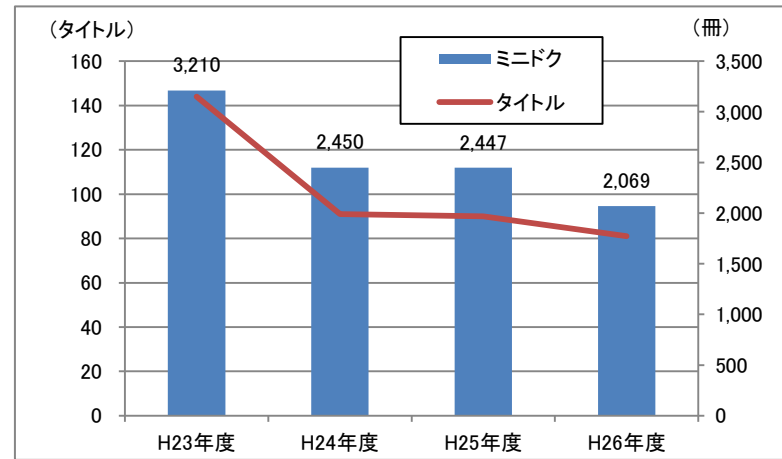
非特許文献

図書、雑誌等特許公報以外の文献。

図表2. 国内外の図書・雑誌の収集件数推移

種別	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
内国図書	459	328	269	230
内国雑誌	9,555	10,605	11,129	10,849
(タイトル)	397	398	471	356
外国図書	75	35	37	28
外国雑誌	5,667	4,545	3,992	3,769
(タイトル)	365	267	267	267

- ③ ミニマムドキュメント(ミニドク)については、事前に特許庁の関係部所と協議して作成した計画案に基づいて購入し、特許庁に提供した(図表3参照)。



図表3. ミニドク購入冊数推移

- ④ 特許庁意匠課からのカタログ収集要請に応じ、最新のデザインが掲載された製品カタログを収集し、特許庁に提供した。また、一般社団法人日本デザイン保護協会からの寄贈カタログについても特許庁に提供した(図表4参照)。

図表4. 国内外意匠カタログ収集冊数推移

種別	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
内国カタログ	11,997	12,000	12,000	12,000
外国カタログ	3,007	3,000	3,000	3,000

<特筆すべき取組または成果>

- ① 非特許文献、ミニマムドキュメント、カタログ、国内外の図書・雑誌等を特許庁の要請に応じて、無駄なく、遅滞なく特許庁に提供した。
- ② 特許庁で調達しているインターネットによる文献提供サービスで取得可能な技術文献タイトルと重複調達にならないよう、特許庁の関係部署と協議し、情報・研修館で調達するタイトルの削減を図った。特にWeb版で閲覧可能なミニマムドキュメントや外国雑誌については、特許庁と協議の上、紙媒体の購入を取りやめることにより、経費の削減を図った(平成24年度は対前年比28%を削減)(図表2、図表3参照)。

<p><評価の視点></p> <p>① 中期目標・中期計画で掲げる取組は確実に実施したか。</p> <p>② 中期目標・中期計画で掲げる成果指標または活動指標に関する数値目標は達成したか。</p> <p>③ 高い評価に値する特筆すべき成果があるか。</p> <p>④ 中期目標・中期計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p>	<p><自己評価></p> <p>① 中期目標・中期計画で掲げる取組については、<業務実績>の欄に記載のとおり、全て確実に実施した。</p> <p>② 特許庁の審査官を含めた担当者会議を年4回開催して審査・審判で必要となる国内外の図書・雑誌等を選定した。また、選定した図書を・雑誌を始め、非特許文献、カタログ等を収集し、遅滞なく特許庁に提供した。</p> <p>③ 特許庁と協議の上、Web版で閲覧可能なミニマムドキュメントや外国雑誌は、紙媒体の購入をやめることによって経費の削減を行った。</p> <table border="1" data-bbox="640 478 2128 606"> <thead> <tr> <th data-bbox="640 478 768 515">自己評価</th> <th data-bbox="768 478 2128 515">理 由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="640 515 768 606">B</td> <td data-bbox="768 515 2128 606">中期目標・中期計画で掲げる取組を全て確実に実施したため「B」とした。</td> </tr> </tbody> </table>	自己評価	理 由	B	中期目標・中期計画で掲げる取組を全て確実に実施したため「B」とした。
自己評価	理 由				
B	中期目標・中期計画で掲げる取組を全て確実に実施したため「B」とした。				
	<p><課題と対応></p> <p>審査・審判に関する技術文献等の収集は、引き続き、特許庁の世界最速・世界最高品質の審査を支える業務であり、確実な収集を維持しながら、経費節減にも努めることが課題となっている。</p>				

小項目 (2) 閲覧等サービスの向上

<投入した資金・人員>

図表1. 投入した資金(千円)及び人員(人)

事業名	経費内訳	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
図書管理システム費		1,151	0	1	787	7,111
人員	常勤職員	2	2	2	2	2

(注) 投入した資金は共通経費を除いた決算額 (H27年度は見込額) であり、係数は四捨五入している。常勤職員数は併任を含めた延べ人数である。

<中期目標>

閲覧環境の一層の整備を図るため、収集した技術文献の閲覧等に必要の検索ツールの整備や文献リストの提供を行う。

<中期計画>

- ① 閲覧環境の一層の整備を図るため、収集した技術文献の閲覧リストを毎月更新し、ホームページで情報提供をするとともに、収集した文献を検索する機能提供を行い閉架式の閲覧サービスを行う。

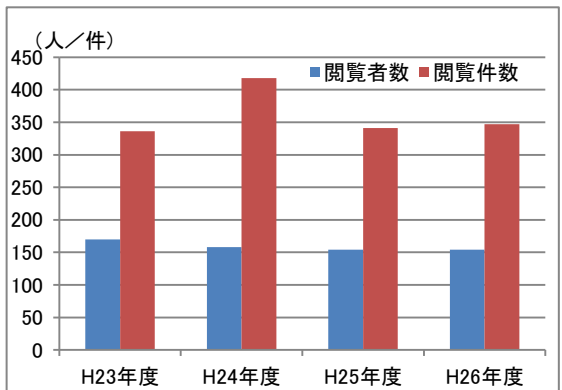
<平成23～26年度の業務実績>

(概要)

- ① 情報・研修館では、収集した技術文献を行政機関の休日に関する法律で指定する日以外の全日、情報・研修館図書閲覧室を通じて利用者に閲覧サービスを行っている。
- ② 収集した技術文献について、情報・研修館のWebサイト上において閲覧リストを情報提供(毎月更新)するとともに、図書検索が可能な図書検索システムのサービスも提供している。

(事業実績)

- ① 収集した各種文献・資料のリストをホームページにて情報提供し、月1回、最新情報に更新した。また、図書システム(OPAC)を構築・導入し、平成27年4月から情報・研修Webサイトを用いて、特許庁審査官、一般ユーザー向けにキーワード等で図書検索を可能とするサービスを提供した。
- ② 技術文献資料閲覧サービスにおいて閲覧者からの閲覧申請日から2開館日以内に閲覧に供するサービスを維持した(図表2参照)。



図表2. 図書閲覧室の利用者推移

<特筆すべき取組または成果>

一般ユーザーが情報・研修館が管理する書籍・文献等を検索できるように、Web サイト上で図書検索を可能とする図書検索サービスシステム(OPAC)を平成26年度に構築・導入し、平成27年4月から一般ユーザー向けに利用を開始した。

<評価の視点>

- ① 中期目標・中期計画で掲げる取組は確実に実施したか。
- ② 中期目標・中期計画で掲げる成果指標または活動指標に関する数値目標は達成したか。
- ③ 高い評価に値する特筆すべき成果があるか。
- ④ 中期目標・中期計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。

<自己評価>

- ① 中期目標・中期計画で掲げる取組については、<業務実績>の欄に記載のとおり全て確実に実施した。
- ② 下記の中期目標・中期計画で掲げる数値目標は確実に達成した。
 - ◇ 審査・審判のために収集した各種文献・資料リストについては、月1回の更新を実施。
 - ◇ ユーザーから閲覧申請のあった技術文献資料閲覧サービスでは、閲覧申請日から2開館日以内に閲覧提供。
- ③ 中期目標・中期計画で掲げる取組ではないが、ユーザーの利便性を一層向上するため、図書検索システム(OPAC)を構築・導入し、情報・研修館の Web サイト上で一般ユーザーが図書検索可能なサービスを受けられるよう、平成27年4月1日から利用を開始した。

自己評価	理由
A	中期目標・中期計画で掲げる取組を全て確実に実施するとともに、図書検索システム(OPAC)を導入し、情報・研修館の Web サイト上で一般ユーザーが図書検索を平成27年4月1日利用可能とする等の取組を実施したため「A」とした。

<課題と対応>

平成26年度までに実現したサービス水準を維持していくことが課題であり、予算の確実な確保と業務執行体制の維持で対応する。

小項目 [工業所有権相談等業務]相談サービスの充実
(1) 相談への迅速な対応 (2) 他機関との連携

<投入した資金・人員>

図表1. 投入した資金(千円)及び人員(人)

事業名	経費内訳	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
工業所有権相談等業務費		16,303	14,634	15,757	14,182	199,569
知財総合支援窓口関係業務費		—	—	—	8,188	1,331,925
人員	常勤職員	8	8	7	9	21
	相談員	—	—	1	2	3
	知的財産戦略アドバイザー等	—	—	—	4	4

(注) 投入した資金は共通経費を除いた決算額 (H27年度は見込額) であり、係数は四捨五入している。常勤職員数は併任を含めた延べ人数である。

<中期目標>

(1) 相談への迅速な対応

面接・電話のほかあらゆる形態の相談に対応するとともに、相談形態ごとに回答期限(原則、来館及び電話での相談については直ちに、文書及び電子メールでの相談については1開館日以内)を設けることにより、それらに迅速に対応する。

(2) 他機関との連携

相談サービスの充実を図るため、日本弁理士会、社団法人発明協会、中小企業支援機関等との連携を図り、工業所有権全般に渡って効率的な相談体制の整備を行う。その一環として、工業所有権に係る基本的な相談は他の機関でも実施がなされるよう、これらの機関に相談ノウハウの提供を行う。

<中期計画>

(1) 相談への迅速な対応

- ① 相談に迅速に対応するため、原則、来館及び電話での相談については直ちに回答し、文書及び電子メールでの相談は1開館日以内に回答する。
- ② 相談データベースに全ての相談対応情報を蓄積し、蓄積された情報を共有することによって相談業務の改善を図る。
- ③ 相談データベースに蓄積された情報を基に「産業財産権相談サイト」における回答事例集を整備し、ユーザーに提供する。

<平成23～26年度の業務実績>

(1) 相談への迅速な対応

(A) 権利化手続等に関する相談対応

(概要)

- ① 情報・研修館では、出願手続、権利化手続等に関する相談に対応するため、相談部に職員を配置し、相談者からの疑問・質問に対し、迅速かつ的確な回答をすることが求められている。
- ② 相談件数は、出願あるいは権利化手続に影響を及ぼす大規模な法改正または制度改正(例えば、商標の分類等の改正)があるときに急増するが、大規模な法改正や制度改正がない時期は、漸減していくという一般的な傾向がある。
- ③ 平成23～26年度は、大規模な法改正あるいは制度改正がなく、相談件数の漸減期となっている。

(相談への迅速な対応)

- ① 情報・研修館の相談窓口における対面相談、電話による相談については、相談者の質問事項に対して的確な回答を直ちに提供し、文書(電子メール、FAX、封書等による)による相談については、1開館日以内に的確な回答を提供した(図表1-A1参照)。

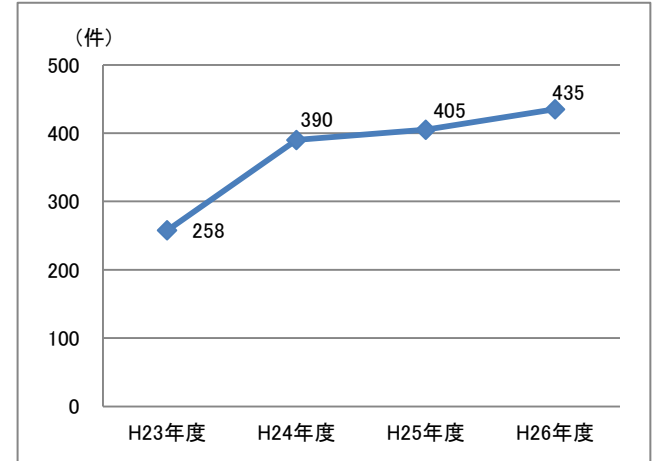
図表1-A1. 平成26年度の出願手続、権利化手続等に関する相談対応状況

サービス種別	小分類	方法	相談件数(実績値)				利用者に対する回答提供の期間等
			H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	
個別相談サービス	同時双方向型の相談	窓口における対面相談	6,872	6,907	6,025	5,912	直ちに的確な回答を提供
		電話による相談	25,059	21,888	20,246	18,974	
	文書・電子文書による相談	電子メールによる相談	1,864	1,762	1,419	1,008	1開館日以内に的確な回答を提供
		FAXによる相談 封書等による相談	847 433	926 536	999 605	669 488	
産業財産権相談サイトによる情報提供サービス	利用者自身による質問・回答セットの検索	利用者自身によるインターネット回線を使ったFAQ検索	465,099	329,189	306,151	278,142	利用者自身がFAQの中から回答を発見するため、利用者の疑問・質問に対応するFAQを発見できれば即時性あり
総計			500,174	361,208	335,445	305,193	

(2)他機関との連携

① 日本弁理士会、社団法人発明協会、中小企業支援機関等の関係機関に対し、工業所有権相談対応事例や相談ノウハウを提供するとともに、情報交換を行い、相談業務に関する効率的な連携を図る。

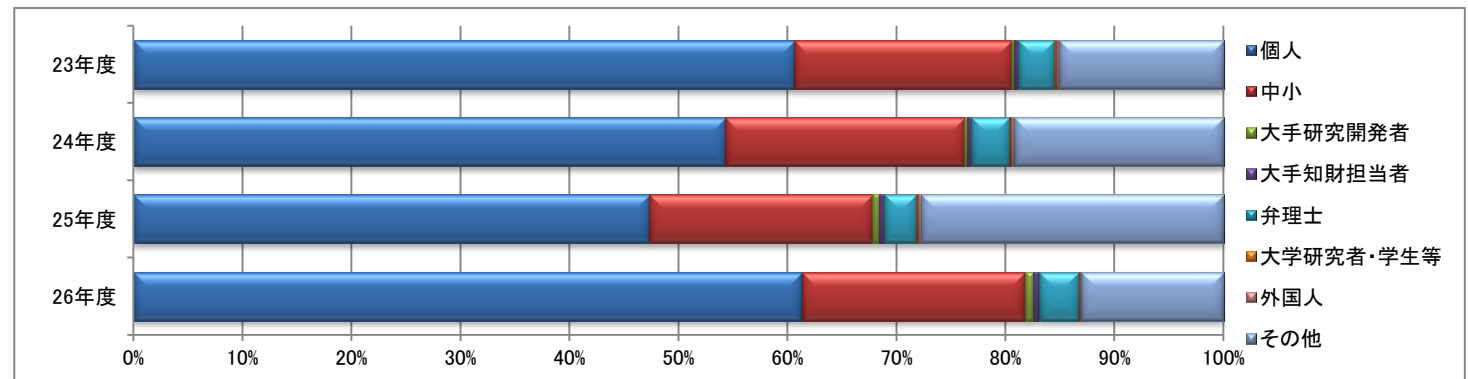
- ② 情報・研修館では、平成21年度から相談者からの質問と情報・研修館による回答を相談データベースに蓄積して、その情報を職員で共有することにより、職員の相談対応力を向上して相談者に正確かつ迅速な回答を提供してきた。なお、過年度からの蓄積総件数は約21万5千件となっている。
- ③ 法改正に伴い新たに生じるユーザーからの相談に的確に対応するため、特許庁の関連部署との連携のもとに改正内容等に関する勉強会を開催し、職員の対応力の向上を図った(H23年度:6回、H24年度:13回、H25年度:14回、H26年度:20回)。
- ④ 産業財産権相談サイトの「よくある質問と回答(FAQ)」の内容充実等を図るため、以下の取組を行った。
 - (ア) 平成24年度に、ユーザーインターフェイスをバージョンアップし、従来からの「権利の種類で調べる」に加え、「手続の流れで調べる」の 카테고리を追加し、ユーザーの多様な調べ方に対しても対応できるようにした。
 - (イ) 平成25年度にアクセス件数が多い商標出願講座の動画表示箇所を見やすい場所に変更するとともに、外国人の窓口相談もあることを勘案して英語版 FAQ を新設した。
 - (ウ) 平成26年度に FAQ に掲載されている記事の内容、FAQ の中からリンクしているアドレス確認等の作業を行い、延べ435件の FAQ を再整理して内容を充実した。
 - (エ) 毎年、法改正によって相談が発生すると見込まれる質問・相談を想定した FAQ を、法施行時期の前にあらかじめ作成し、FAQ に掲載した。
 - (オ) 毎年、新たに相談データベースに蓄積された相談対応事例の中から頻度の高い相談を選択して FAQ を作成し、平成26年度末には計435件の FAQ を掲載し、ユーザーの利便性向上を図った(図表 1-A2 参照)。
- ⑤ 時間外の電話相談に対して、代表電話の案内アナウンス機能を利用して、産業財産権相談サイトの「よくある質問と回答(FAQ)」の利用を促すアナウンスを流すことにより、夜間・休日におけるユーザーの利便性向上を図った。
- ⑥ 相談サイトを充実した結果、職員対応相談の5割を占めていた「対応時間5分以内」の簡単な相談案件の削減につながり、窓口相談と電話相談では長時間を要する相談への対応に集中できるようになった。



図表 1-A2. 産業財産権サイトへの FAQ 掲載件数(累積値)

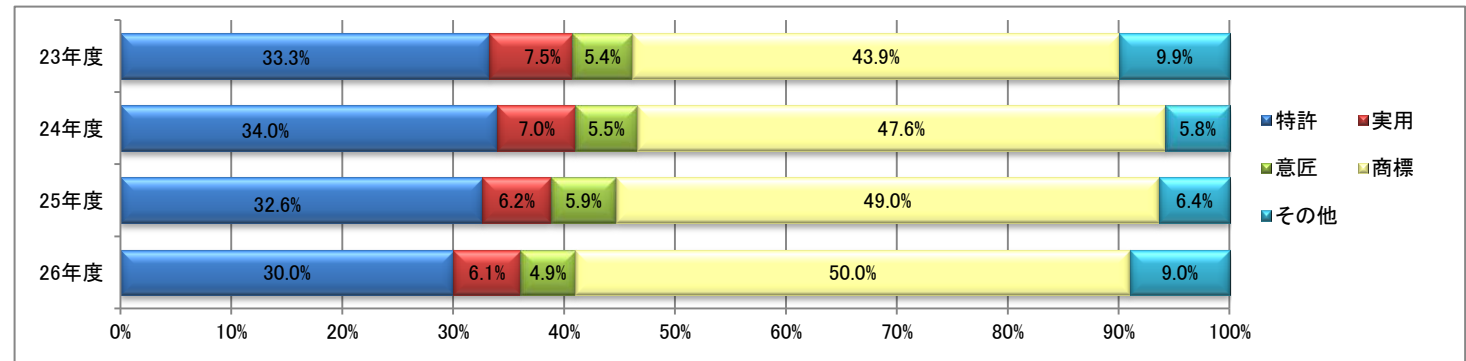
(相談データベースに蓄積したデータ及び利用者アンケート調査の分析結果)

① 相談データベースに蓄積した個別相談データを分析したところ、相談者の属性で最も多いのは、知財制度や手続に不慣れな個人や中小企業等の社員等であるが、大企業の知財担当者や特許事務所の弁理士のような知的財産専門人材からの相談も相当数あることが明らかになった。(図表 1-A3 参照)



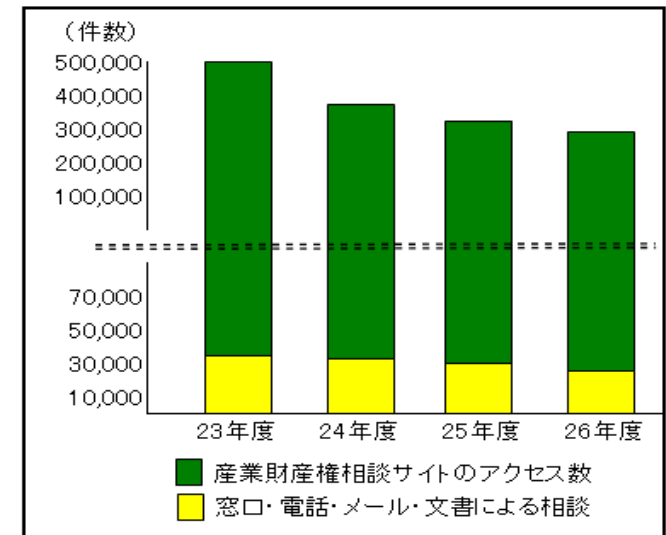
図表 1-A3. 相談者の属性

② 相談者からの相談は、多い方から順に、商標、特許・実用新案、意匠に関する相談となっている。(図表 1-A4 参照)

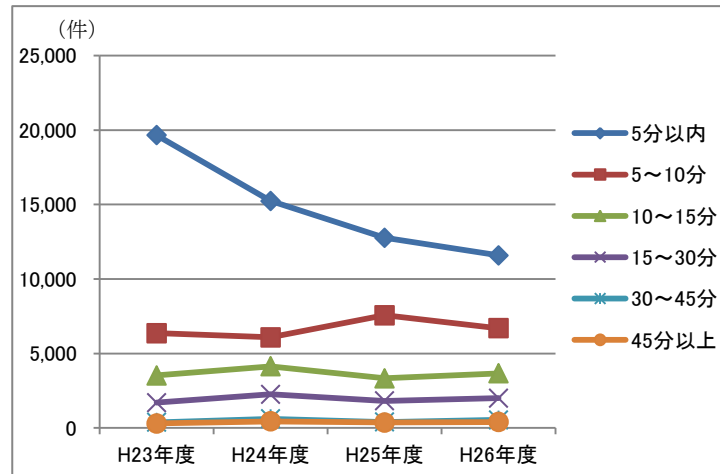


図表 1-A4. 相談内容の産業財産権四法別の分類

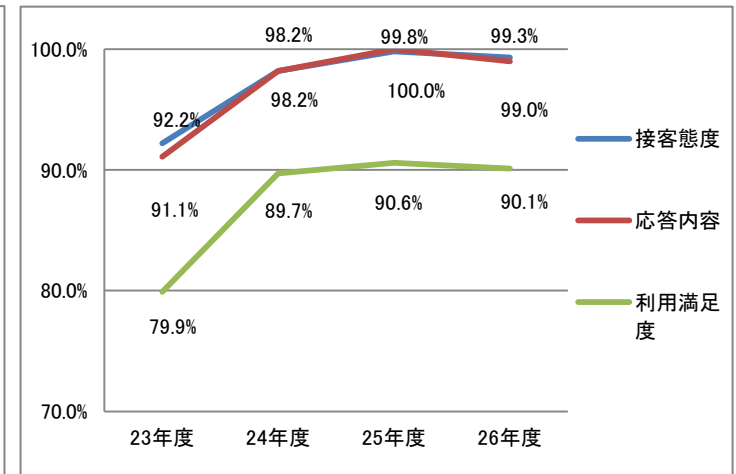
- ③ 個別相談の相談者を対象とするアンケート調査結果によると、「産業財産権相談サイトを利用したことがある」と回答する者は、サイトの存在を知る者のうち、81.7%となっており、産業財産権相談サイトの充実取組が進むにつれ、より多くの相談者が個別相談をする前に同サイトを閲覧・検索するようになってきたことが推測される(図表 1-A5 参照)。
- ④ 相談データベースに蓄積した個別相談データを分析したところ、窓口相談と電話相談のうち「対応時間が5分以内の相談」は過去4年間にわたって減少してきたものの、「5分以上の相談」の件数には大きな変化がない(図表 1-A6 参照)ことが分かる。なお、「5分以内の相談」の件数減少は、産業財産権相談サイトのFAQ検索によって回答が得られたため、相談を必要としなくなったためと考えられる(図表 1-A6 参照)。
- ⑤ 外部の講師を招いて実施した「CS研修」に相談窓口の職員が全員参加し、接客態度の改善を継続的に図った結果、個別相談(窓口対面相談と電話相談)に関して、「接客態度は良いあるいは普通」とする回答者が年度ごとに増え、平成26年度は全回答者の99.3%が接客態度に満足しており、期初(平成23年度)の値に比べ、7ポイント上昇した(図表 1-A7 参照)。
- ⑥ 相談に対する応答内容の満足度についても、相談員間の勉強会を重ねた結果、平成26年度は「良いあるいは普通」とする回答者が99.0%になり、期初(平成23年度)の値に比べ、8ポイントの上昇となった(図表 1-A7 参照)。
- ⑦ 相談者の利用満足度調査では、平成26年度は「満足した」と回答する者の割合が90%を超え、期初(平成23年度)の値に比べ、約10ポイントの改善となった(図表 1-A7 参照)。



図表 1-A5. 相談件数と産業財産権サイト利用件数の推移



図表 1-A6. 相談者への相談対応時間の年度推移(対面相談と電話相談)



図表 1-A7. 相談者の満足度の年度推移(アンケート調査結果より)

- ⑧ アンケート票の自由記入欄には、「メールでの回答が速くて、とても助かりました」、「難しい内容を平易に説明していただきました」等の感謝の言葉が多数記入されていた。一方、「相談員の専門分野の知識をさらに深めてほしい」等の要望も数は少なかったものの寄せられた。
- ⑨ 産業財産権相談サイトに関するアンケート調査によると、相談サイトのFAQが「参考になった」との回答は全回答者の約82%(4年間平均)であった。

(利用者からの要望等を反映した改善取組)

- ① アンケート調査等を通じて意見・要望があった事項については相談員に周知し、継続的に相談員の知識量の増強や顧客対応能力開発等の取組を進めた。例えば、「相談部員の専門分野の知識を深めてほしい」という要望については、相談員のセミナー等への参加促進、情報・研修館と特許庁関連部署との勉強会開催による専門知識の習得機会拡大、相談員間の専門知識相互学習機会の拡大等の措置をとった。
- ② 平成23~26年度にわたって継続的に実施してきたこうした改善取組の結果が、相談者の利用満足度の10ポイント上昇という結果に結実したと思われる。

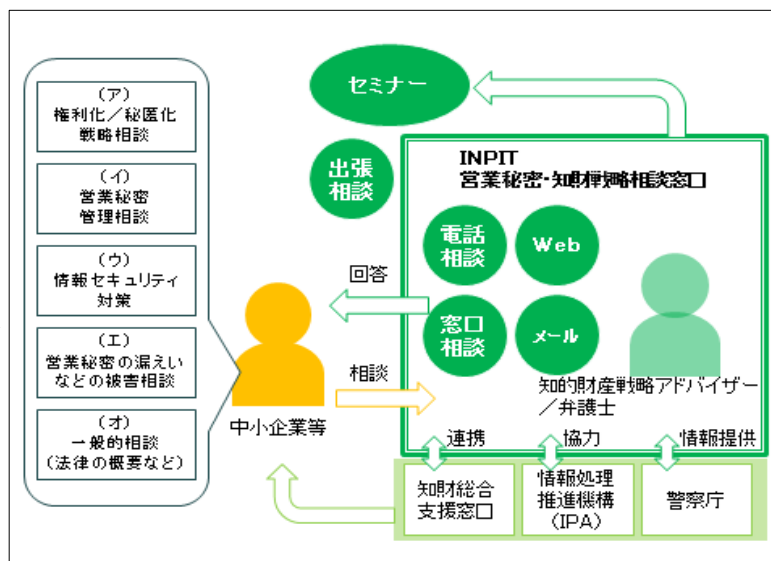
(B)営業秘密・知財戦略相談窓口の開設と相談対応

(概要)

- ① 中期目標・中期計画で掲げる取組以外に、「知的財産推進計画2014」(平成26年7月4日知的財産戦略本部決定)で示された「営業秘密管理のワンストップ支援体制の整備」に関連して、経済産業省から「営業秘密相談窓口」の開設要請があったことを受け、情報・研修館では、26年度年度計画を改定し、「新事業準備室」を設置して当該課題に柔軟かつ迅速に対応することとした。
- ② 「新事業準備室」には、部長級職員1名、他数名のスタッフを配置し、経済産業省及び特許庁と密接な協議を重ね、開設する「営業秘密相談窓口」の体制(窓口をマネジメントするための体制、営業秘密等の相談に応じる専門アドバイザーと弁護士等の体制等)に加え、窓口にもたせる諸機能と窓口開設後の事業計画等について検討することとした。

(営業秘密・知財戦略相談窓口の体制整備と相談事業)

- ① 平成26年7月から検討を開始した「営業秘密相談窓口」の設置については、産業構造審議会・知的財産分科会・営業秘密の保護・活用に関する小委員会の「中間とりまとめ」を受けた直後の平成27年2月に、正式に「営業秘密・知財戦略相談窓口」を開設した。
- ② 情報・研修館が設置した「営業秘密・知財戦略相談窓口」には、営業秘密等の相談に応じるアドバイザー3名と弁護士1名を配置し、中小企業等から以下に示す相談等を受け付け、相談者に対して的確な回答や支援を行うこととした(図表 1-B1 参照)。
 - (ア) いずれ公報として公開されるが独占排他権がある特許等の産業財産権、営業秘密として秘匿管理すべき秘密情報を区別し、それらを組み合わせて事業利益の最大化を図る知財戦略を立てる際の相談または支援要請
 - (イ) 不正競争防止法で定められた営業秘密の管理に関する様々な相談または支援要請
 - (ウ) 情報サーバ等の不正侵入等によって管理下にあった営業秘密が漏洩していると疑いをもった者からの相談または支援要請
 - (エ) 営業秘密の漏洩や不正使用など、社内外の人材による侵害行為等を受けた者からの相談または支援要請
 - (オ) その他、不正競争防止法、技術漏洩等に関する様々な相談または支援要請



図表 1-B1. 平成 26 年度に設置した営業秘密・知財戦略相談窓口の相談等対応機能

- ③ 「営業秘密・知財戦略相談窓口」では、上記(ウ)のようなサイバー空間を悪用して企業等の情報サーバに侵入し、管理下にある営業秘密を不当に略取しようとする悪意の企てへの対策等に関する相談については、情報セキュリティ対策技術と対策に精通している独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の協力を得ることとし、上記の(エ)のような営業秘密(情報)の漏洩や不正使用などの侵害行為に対する相談については、相談者の意向を確認した後、警察庁に情報提供することとした。
- ④ 産業界と政府が一体となって営業秘密保護に関する情報共有・検討などを行うために設置された「営業秘密官民フォーラム」に、情報・研修館もメンバーの一員として参加し、今後の中小企業等から寄せられる相談等の分析、新たな営業秘密略取の手法等の情報について、同フォーラムに情報提供を行うこととした。

(営業秘密・知財戦略に関する普及啓発活動)

- ① 平成27年1月から3月にかけて、中小企業等を主対象として全国各地の計9箇所(10開催)で「営業秘密・知財戦略セミナー」を開催した。なお、セミナー参加者は計712名であった。
- ② 「営業秘密・知財戦略セミナー」では、事例紹介をしつつ、事業利益の最大化のためには、秘匿管理すべき技術ノウハウ等の営業秘密の適切な保護・管理、営業秘密を適切に管理するための指針、社内における営業秘密管理体制の構築、管理された技術ノウハウ等が流出した場合の対応等が重要であることを紹介した。

(2)他機関との連携

(A) 権利化手続等に関する相談対応

(概要)

- ① 情報・研修館が設置する相談窓口は、相談対応事例や相談対応ノウハウを関係機関に提供しつつ、関係機関とも連携して効率的な相談対応を実現していくことが求められている。

(他機関との連携に関する取組)

- 平成23～26年度の毎年度、日本弁理士会、一般社団法人発明推進協会、全国各地の知財総合支援窓口等と相談事業に関する情報共有及び意見交換を実施し、例えば、情報・研修館の相談窓口で地方在住者から相談が入ったとき、電話による相談対応だけでは不十分と判断される場合には、地方在住者の近在の知財総合支援窓口を紹介し、踏み込んだ内容については知財総合支援窓口で対面相談を行ってもらう等、相談者の利便性に配慮した(図表 2-A1 参照)。
- 弁理士の業務に属する相談については、日本弁理士会の無料相談(全国の各ブロックの支部ごとに実施)を紹介し、相談者の利便性向上を図った(図表 2-A1 参照)。

(B)営業秘密・知財戦略相談窓口の開設と相談対応

(概要)

- 情報・研修館が設置した「営業秘密・知財戦略相談窓口」では、相談内容によっては専門の連携機関に情報等を提供し、関係機関と連携して効率的な相談対応を実現していくことが求められている。

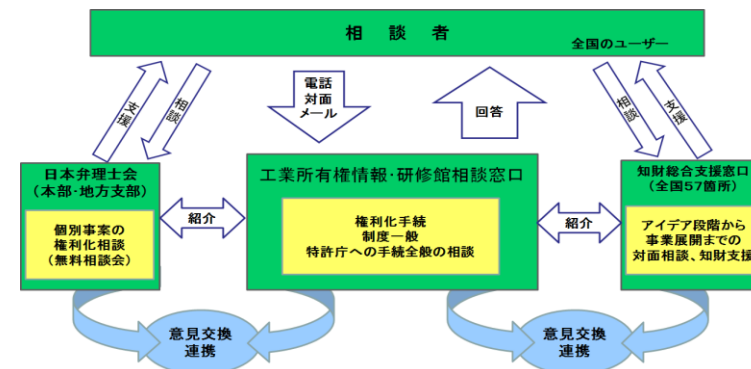
(他機関との連携に関する取組)

- 営業秘密の相談や支援要請に対しては、相談内容と相談者の意向を確認した上で、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)、警察庁等に情報を提供し、相談者の利益を守る方針とし、関係機関との連携体制を構築した(図表 2-B1 参照)。
- 産業界と政府が協力して営業秘密保護のための情報共有を行うために設置された「営業秘密官民フォーラム」に参加し、情報提供を行うこととした。
- 普及啓発活動を推進するため、全国各地の経済産業局、知財総合支援窓口、地域の商工団体等との連携を進め、情報・研修館が実施する「営業秘密・知財戦略セミナー」の受講者募集、セミナーの運営等で協力をもたらした。

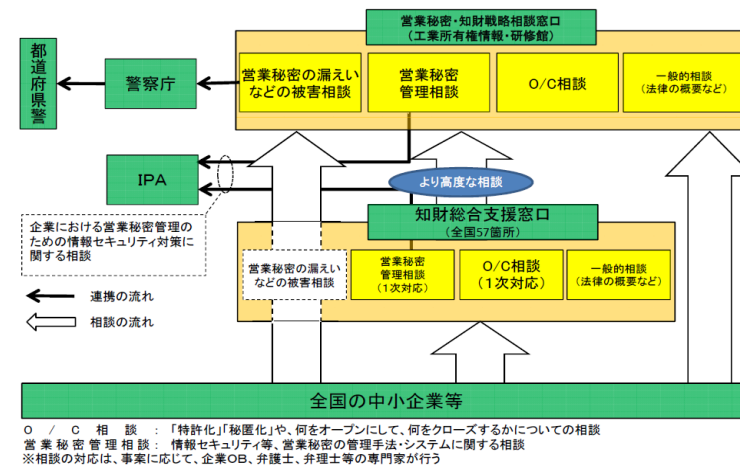
<特筆すべき取組または成果>

(A) 権利化手続等に関する相談対応

- 窓口相談や電話相談といった個別相談サービスと産業財産権相談サイトによる情報提供サービスを組み合わせ、顧客にとって利便性の高い相談対応システムの構築・充実を進めたことは、特筆すべき取組の1つといえる。具体的には、
 - 相談窓口における対面相談、電話による相談については、相談者の質問事項に対して的確な回答を直ちに提供し、文書(電子メール、FAX、封書等による)による相談については、1開館日以内に的確な回答を提供
 - サービスの質の向上を図る目的で実施した、相談部職員全員の「顧客満足度向上(CS)研修」受講、職員全員による定期的な知識の習得・情報交換、各職員が受け付けた相談内容の要点等のデータベース蓄積
 - 産業財産権相談サイトの「よくある質問と回答(FAQ)」のユーザーインターフェイスについて、従来の「権利の種類で調べる」機能に加え「手続の流れで調べる」機構を追加するバージョンアップ(平成24年度に実施)



図表 2-A1. 日本弁理士会や知財総合支援窓口等の機関との相談対応に関する連携・補完関係



図表 2-B1. 営業秘密・知財戦略相談における関係機関との連携・補完関係

	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 窓口相談に外国人が時々来訪することも踏まえ、産業財産権相談サイトに英語版の「よくある質問と回答(FAQ)」FAQを新設(平成25年度に実施) ◇ 平成23～26年度にわたって、相談対応事例の中から頻度の高い相談を選択してFAQを作成し、平成26年度末には産業財産権相談サイトに計435件のFAQを掲載 ◇ 知財総合支援窓口、日本弁理士会の無料相談等との協力並びに棲み分け等を適切に実施等の取組を着実かつ計画的に行った。 <p>② アンケート調査によると、こうした取組を継続的に実施したことにより、以下に示すような顧客満足度の向上が認められた(図表1-A7参照)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ アンケート調査に応じた全回答者の99.3%が相談員の接客態度に満足(平成26年度の結果)と回答し、平成23年度の値に比べ、7ポイントの上昇 ◇ 全回答者の99%が相談員の応答内容が「良いあるいは普通」(平成26年度の結果)と回答し、平成23年度の値に比べ、8ポイントの上昇 ◇ 利用満足度については、「満足した」と回答する者の割合が90%を越え(平成26年度の結果)、平成23年度の値に比べ、約10ポイントの上昇 <p>③ 産業財産権相談サイトに関するアンケート結果によると、80%を超える利用者から有用であると評価されたことも特筆すべき成果の1つといえよう。</p> <p>(B)営業秘密・知財戦略相談窓口の開設と相談対応</p> <p>① 情報・研修館に「新事業準備室」を設置して経済産業省及び特許庁と密接な協議を重ね、開設する窓口の体制(マネジメント体制、営業秘密等の相談に応じる専門アドバイザーと弁護士等の体制)に加え、窓口にもたせる諸機能と窓口開設後の事業計画等について検討し、平成27年2月に「営業秘密・知財戦略相談窓口」を開設した(図表1-B1参照)。</p> <p>② 「営業秘密・知財戦略相談窓口」では、営業秘密・知財戦略に関する中小企業等からの相談を受け付けるとともに、全国各地で普及啓発セミナーを開始した。また、「営業秘密相談窓口」の体制整備において、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)等との連携体制を構築した(図表1-B1参照)。</p>
<p><評価の視点></p> <p>① 中期目標・中期計画で掲げる取組は確実に実施したか。</p> <p>② 中期目標・中期計画で掲げる成果指標または活動指標に関する数値目標は達成したか。</p> <p>③ 高い評価に値する特筆すべき成果があるか。</p> <p>④ 中期目標・中期計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p>	<p><自己評価></p> <p>① 中期目標・中期計画で掲げる取組については、<業務実績>の欄に記載のとおり全て確実に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 平成23～26年度は大規模な法改正あるいは制度改正がなく、相談件数の漸減期に当たっていたが、窓口における対面相談、電話による相談、電子メール、FAX、封書等による相談に迅速かつ的確に対応した。 ◇ 知財制度や手続に不慣れな個人の相談のみならず、企業の知財担当者や特許事務所の弁理士のような知財専門人材からの相談にも的確な対応を行い、ユーザーアンケート調査において高評価を得た。 ◇ 産業財産権相談サイト「よくある質問と回答(FAQ)」のバージョンアップ、内容充実等を継続的に行い、ユーザーの利便性向上を図った。 ◇ 専門相談や対面相談が必要な事案については適切な窓口を紹介するなど、専門機関や各地の知財総合支援窓口との連携により、ユーザーニーズや相談内容に応じた効率的な相談サービスを提供した。 <p>② 中期目標・中期計画で掲げる成果指標等に関する数値目標としては、「来館及び電話での相談については直ちに回答し、文書及び電子メールでの相談は1開館日以内に回答」となっているが、この目標は全て達成した。</p> <p>③ 高い評価に値する特筆すべき成果としては、「知的財産推進計画2014」(平成26年7月4日知的財産戦略本部決定)で示された「営業秘密管理のワンストップ支援体制の整備」に関して、経済産業省の要請に迅速に対応し、「新事業準備室」を立ち上げて種々の課題を検討・解決して、平成27年2月に「営業秘密・知財戦略相談窓口」を開設し、具体活動を始めたことが挙げられる。</p> <p>④ 中期目標・中期計画で掲げる取組以外の取組でもある「営業秘密・知財戦略相談窓口」の開設と具体活動の開始について、課題が提起されてから極めて短い日数で意思決定し、短期間で体制や機能の検討をして開設及び具体活動の開始に至った。この情報・研修館の取組は、独立行政法人に期待される「柔軟かつ機動的な組織業務運営」を実際に実行したものであり、特筆すべき成果といえる。</p>

自己評価	理由
A	<p>中期目標・中期計画で掲げる取組を全て確実に実施したことに加え、権利化等の相談回答期限に関する数値目標を達成したこと、「知的財産推進計画2014」で示された「営業秘密管理のワンストップ支援体制の整備」に関し、経済産業省の要請に応じて迅速に対応し「営業秘密・知財戦略相談窓口」を開設し実質活動を始めたこと等、中期目標・中期計画を超える成果があったため「A」とした。</p>
	<p><課題と対応></p> <p>① 知財推進計画2014から生じた新たな課題(中期目標・計画に掲げられていない取組)に迅速に対応して営業秘密・知財戦略相談窓口を開設したが、引き続き、営業秘密管理の重要性の啓発、窓口機能の広報等を推進し、ユーザー支援を強化することが求められている。</p> <p>② 営業秘密相談では、情報セキュリティ対策や秘密の漏洩への対応なども行うため、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)や警察庁を紹介できる体制を構築したが、具体案件の対応で円滑な連絡・連携で対応できるよう留意し、引き続き連携関係を確実なものにしていくことが求められる。</p>

小項目 [情報システム業務]情報提供業務等の基盤となる情報システムの整備
(1) 電子出願ソフトの整備・管理及び利用の促進

<投入した資金・人員>

図表1. 投入した資金(千円)及び人員(人)

事業名	経費内訳	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
電子出願普及等業務経費		353,626	487,731	503,952	536,072	168,480
	うち開発費	233,930	367,955	373,401	366,797	—
	うち運用支援費	118,352	118,352	129,714	168,480	168,480
人員	常勤職員	4	3	3	3	2

(注) 投入した資金は共通経費を除いた決算額(H27年度は見込額)であり、係数は四捨五入している。常勤職員数は併任を含めた延べ人数である。

<中期目標>

電子出願の促進・定着を図るため、電子出願ソフトの整備・管理を行うとともにユーザーに対する普及活動、操作方法等に関する支援を行う。
 電子出願ソフトについては、「特許庁業務・システム最適化計画」の進捗状況も踏まえ、制度改正等必要不可欠なものを除き経費の増大を招かないよう費用対効果を精査しつつ利便性向上に努める。

<中期計画>

- ① 電子出願の普及を図るため、中小・ベンチャー企業に対する普及説明会等を実施するとともに、電子出願ソフトサポートセンターにおいて操作方法等に関する支援を行う。
- ② 電子出願ソフトの整備・管理を行うとともに、「特許庁業務・システム最適化計画」の進捗状況も踏まえ、制度改正等必要不可欠なものを除き経費の増大を招かないよう費用対効果を精査しつつ、情報通信技術の進捗よくに対応した操作性等の機能向上を含めた利便性向上を図る。

<平成23～26年度の業務実績>

(概要)

- ① 特許庁では、出願人に対し、紙を使った出願から電子出願へ移行することを推奨している。情報・研修館では、制度改正やユーザーニーズに対応するため、電子出願ソフトのバージョンアップを適宜行い、ユーザーに提供している。
- ② 情報・研修館では、電子出願ソフトの利用者がソフトの使用方法等で疑問をもったときに即座に質問して回答がもらえるように、電子出願サポートセンターを設置してユーザー支援を行っている。また、中小・ベンチャー企業に電子出願ソフト利用を促すため、電子出願ソフトの使い方等に関する説明会を開催している。

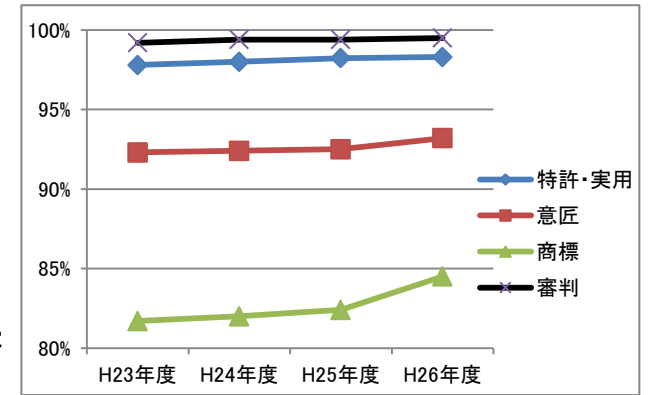
(電子出願の普及とユーザー支援)

- ① 電子出願の普及・啓発のため、中小・ベンチャー企業や団体等の新入職員を対象とした電子出願説明会を毎年度、東京、大阪、名古屋等の大都市圏で開催した(図表2参照)。

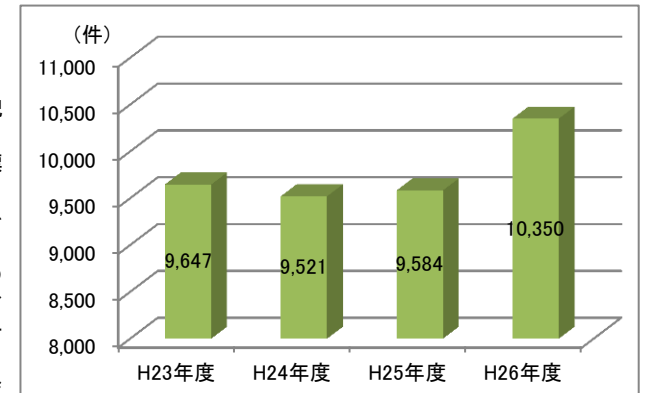
図表2. 電子出願に関する説明会の推移

種別	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
開催回数	11	5	5	5
参加者数	444	316	338	195

- ② 電子出願の普及・啓発用パンフレットを編集・印刷し、知財総合支援窓口等の地方にも配布し、電子出願への移行を促した。
- ③ 審判、特許・実用新案の電子出願率はともに97%を超える高い水準にあるが、意匠、商標の電子出願率も、上記の普及・啓発活動によって、年々高まってきた(図表3参照)。
- ④ 電子出願サポートセンターでは、電子出願ソフト等の利用方法に関するユーザーの質問を受け付け、的確な回答を提供した(図表4参照)。
- ⑤ 電子出願ソフトのユーザーに対し、新バージョンのリリース予定、PCT関連手数料改定のお知らせ、講習会開催の情報、ユーザーからのよくあるQ&A等の情報を中心に、メールマガジン(配信回数:8回/年)でお知らせするとともに、情報・研修館のホームページや電子出願サポートサイト等に掲載するなど、ユーザーへの広報を強化した。
- ⑥ 毎年度、電子出願ソフトユーザー連絡会を開催して、日本弁理士会、日本知的財産協会等、利用頻度の高いユーザーを抱える団体から改善要望等を聴取し、電子出願ソフトの改造等の際に適宜、要望を反映した。

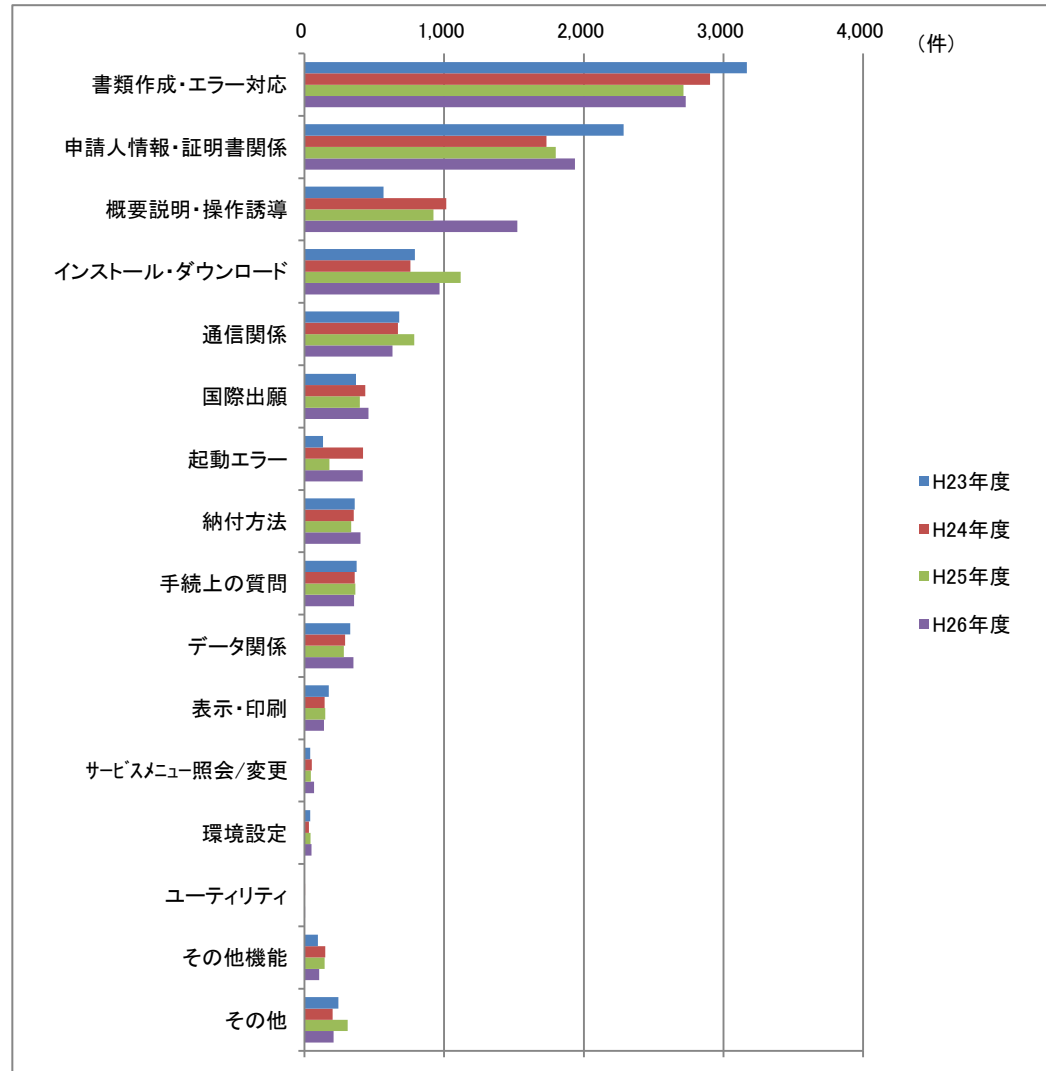


図表3. 電子出願ソフトによる電子出願率の推移



図表4. 電子出願サポートセンターへの相談件数の推移

⑦ 電子出願サポートセンターで受け付けたユーザーからの相談内容(図表5参照)については、情報・研修館でも精査し、電子出願サポートサイトの「よくある質問と回答(FAQ)」等の情報に反映するとともに、電子出願ソフトの改造が望ましい事項については、改造項目候補としてリストアップした。



図表5. 電子出願サポートセンターで受け付けたユーザーからの相談内容

(電子出願ソフトのバージョンアップ)

- ① 制度改正等に伴って改造すべき項目及びユーザーからの要望に基づく改造候補項目等を整理した上で、特許庁と密接な協議・連携をしながら、費用対効果面で妥当性についても精査し、必要不可欠と判断した項目に限定して電子出願ソフトの改造を行った。なお、パソコンの OS がバージョンアップしたときも、必要な改造を行った。
- ② Microsoft 社による Windows XP のサポート終了のときは、多くの企業が Windows XP から最新 OS に移行することが予想されたため、最新の Windows OS (Windows 8.1) にも対応できるよう、電子出願ソフトの改造を迅速に行った。
- ③ OS に Linux を用いる電子出願ユーザーが激減したため、平成26年4月以降は Linux 用の電子出願ソフトのサポートを停止し、経費節減を図った。
- ④ 東日本大震災の被災地に対する特別措置(「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づく、特許出願の審査請求や特許料等の納付手続、審判請求など、計37の手続について、震災の影響により期間内に手続ができなくなった場合には平成23年8月31日まで手続期間を延長することとなったため、電子出願ソフトにソフト起動時にポップアップ機能を付加して、動的に重要なお知らせを表示する機能(「動的お知らせ機能」)を搭載し、東日本大震災の被災地に対する特別措置のお知らせに利用した。
- ⑤ ソフトウェアの改造によってバージョンアップした電子出願ソフト(インストーラー付)は、サーバにアップロードし、ユーザーはインターネットを介してダウンロードした後、パソコンにインストールして使えるようになっている。
- ⑥ 電子出願ソフトの改造においては、常に特許庁との綿密な打ち合わせを重ねて改造項目・改造時期等の基本方針を決定した。さらに、改造する機能等の詳細設計に関わる部分については、改造経費の増大を招かないように留意しつつ、仕様を定めて開発・改造を進めた。
- ⑦ 第三期中期目標期間に情報・研修館が行った電子出願ソフトの改造項目は、下記のとおりである(図表6参照)。

図表6. 第三期中期目標期間に行った電子出願ソフトの主な改造項目

分類	主な改造項目	改造時期
法改正・制度改正によるもの	平成23年の法改正対応(特許法第30条・意匠法第9条の改正及び審査請求料・国際関係手数料の減額等への対応)	平成23年度
	意匠法改正による中間コードの名称変更対応	平成24年度
	平成26年の法改正対応(新しいタイプの商標の保護(動き・色彩・音商標)対応、ハーグ協定加盟に伴う手続の整備)	平成26年度
	電子認証登記所(商業登記認証局)から平成23年10月10日以降に発行された電子証明書への対応	平成23年度
国際的な手続変更等によるもの	PCT-SAFE(注)の新料金表への対応	平成23年度
	PCT-SAFE で採用された国際標準フォント(PDF への変換時)の変更への対応	平成23年度
	日本国特許庁と台湾經濟部智慧財産局(TIPO)が優先権にかかる書類の電子的交換を平成25年12月2日から開始したことに伴い、電子出願ソフトでも優先権主張チェックを可能とする改造	平成25年度
特許庁の電子出願受付サーバの変更によるもの	特許庁のホスト更改対応	平成26年度
	受付バックアップセンター対応	平成26年度
利用者から強い要望があり、費用対効果の面でも妥当と判断した機能改善	本人認証画面で申請人(出願人・代理人)情報や証明書情報の一括管理できる操作性改善	平成23年度
	ユーザーが送信前に手続書類の表示確認をしない場合は警告する機能を追加	平成24年度
	Word で作成した書類をHTML形式で保存した場合に文章中の半角空白が改行コードに変換されて不要な途中改行が起きないように改善	平成25年度
	検索・削除方法を変更し、大量に文章入力する場合の印刷処理速度が向上するよう改善	平成25年度
	代理人による外国人の申請人情報変更時の郵便番号の入力チェックを解除する対応	平成25年度

(注)PCT-SAFE とは日本国特許庁を受理官庁として PCT 国際出願するための WIPO 提供の電子出願ソフトである。

	<p><特筆すべき取組または成果></p> <p>① 中小・ベンチャー企業や団体の新入職員を対象とした電子出願説明会を毎年度、東京、大阪、名古屋で開催し、特に、意匠、商標の電子出願率が高まった(図表2参照)。</p> <p>② 電子出願サポートセンターにおいてユーザーの様々な質問や相談を受け付け、直ちに的確な回答を提供することによって、電子出願ソフトを利用するユーザーのトラブルシューティング等に対応(図表5参照)し、ユーザーへのサービスを継続的に行った。</p> <p>③ ユーザー連絡会を毎年度開催して、日本弁理士会、日本知的財産協会等から、電子出願ソフトに関する課題や要望等の情報収集を行い、電子出願ソフトの機能向上に役立てた(図表6参照)。</p> <p>④ 制度改正などの事務処理変更、ユーザーからの要望等について、特許庁と密接に連携しながら、費用対効果も精査しつつ経費の増大を抑制しながら、ユーザーへのサービス水準を向上した(図表6参照)。</p> <p>⑤ 東日本大震災の被災地に対する支援策周知手段の一つとして、電子出願ソフト起動時にポップアップで支援策を表示して知らせる機能(「動のお知らせ機能」)を追加するソフト改造を、特許庁との密接な連携のもとに実施した。このお知らせ機能は、将来の大規模災害等の緊急時において必要な情報を確実にユーザーに届ける手段となるものである。</p>				
<p><評価の視点></p> <p>① 中期目標・中期計画で掲げる取組は確実に実施したか。</p> <p>② 中期目標・中期計画で掲げる成果指標または活動指標に関する数値目標は達成したか。</p> <p>③ 高い評価に値する特筆すべき成果があるか。</p> <p>④ 中期目標・中期計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p>	<p><自己評価></p> <p>① 中期目標・中期計画で掲げる取組については全て確実に実施し、電子出願率が低かった意匠、商標においても出願率が向上した等の成果を挙げた。</p> <p>② 中期目標・中期計画で掲げる中小・ベンチャー企業等への普及・啓発活動は、東京、大阪、名古屋の大都市圏での説明会開催、電子出願の利用促進パンフレットの地方への配布等、年度計画で設定した数値目標を毎年達成し、電子出願率の向上という成果に結びつけた。</p> <p>③ 電子出願サポートセンターで受け付ける相談内容の精査、毎年開催したユーザー連絡会で聴取した要望等を踏まえつつも費用対効果を十分に検討し、制度改正等による必要不可欠な機能改造に加え必要性が高いユーザーの利便性の向上に限定して電子出願ソフトの改造を行った。その結果、経費増大を抑制しながらユーザーへのサービス水準を向上した。</p> <p>④ 中期目標・中期計画で掲げる取組以外の取組としては、Microsoft 社の Windows XP サポート終了のアナウンスに迅速に対応したこと、利用者が激減した Linux 版の電子出願ソフトのサポートを終了してコスト増大を抑制したこと等、ユーザーサービスの質を維持・向上させながら突発的な事態にも対応する取組を行った。</p> <table border="1" data-bbox="642 1018 2136 1157"> <thead> <tr> <th data-bbox="642 1018 770 1054">自己評価</th> <th data-bbox="770 1018 2136 1054">理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="642 1054 770 1157">A</td> <td data-bbox="770 1054 2136 1157">中期目標・中期計画で掲げる取組を全て確実に実施するとともに、電子出願の普及・啓発活動を進めたことにより電子出願率が向上したこと、制度改正等やユーザーの要望に応える電子出願ソフトのバージョンアップにおいて費用対効果を精査して必要最低限の改造に限定することで経費増大を抑制したこと、Windows XP のサポート停止に伴う対応も迅速に実施したこと等のため「A」とした。</td> </tr> </tbody> </table>	自己評価	理由	A	中期目標・中期計画で掲げる取組を全て確実に実施するとともに、電子出願の普及・啓発活動を進めたことにより電子出願率が向上したこと、制度改正等やユーザーの要望に応える電子出願ソフトのバージョンアップにおいて費用対効果を精査して必要最低限の改造に限定することで経費増大を抑制したこと、Windows XP のサポート停止に伴う対応も迅速に実施したこと等のため「A」とした。
自己評価	理由				
A	中期目標・中期計画で掲げる取組を全て確実に実施するとともに、電子出願の普及・啓発活動を進めたことにより電子出願率が向上したこと、制度改正等やユーザーの要望に応える電子出願ソフトのバージョンアップにおいて費用対効果を精査して必要最低限の改造に限定することで経費増大を抑制したこと、Windows XP のサポート停止に伴う対応も迅速に実施したこと等のため「A」とした。				
	<p><課題と対応></p> <p>電子出願ソフトのバージョンアップ等の業務は、平成27年4月に特許庁に移管することとなったが、電子出願ソフトサポートセンター等によるユーザー支援業務は引き続き情報・研修館が対応するため、ユーザーの要望等を適確に特許庁に報告することが課題となる。そのための連絡・報告体制を維持し、適切に業務マネジメントを行っていく必要がある。</p>				

小項目 (2) 公報システム等の整備・管理

<投入した資金・人員>

図表1. 投入した資金(千円)及び人員(人)

事業名	経費内訳	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
公報システム整備・管理業務経費		353,513	411,585	551,608	367,564	0
人員	常勤職員	2	2	2	2	-

事業名	経費内訳	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
包袋管理システム端末等使用料		51	698	0	0	0
マスター管理業務経費		952	35,551	83,104	90,904	18,144
外部資料室資料運搬等経費		69,787	68,505	45,148	46,743	72,073
人員	常勤職員	2	2	2	2	2

(注) 投入した資金は共通経費を除いた決算額 (H27年度は見込額) であり、係数は四捨五入している。常勤職員数は併任を含めた延べ人数である。

<中期目標>

ユーザーの利便性の向上を図るため、公報の発行又は利用に必要な公報システム、出願書類管理システム及び出願マスターデータの整備・管理を行う。
公報システム等については、「特許庁業務・システム最適化計画」の進捗よく状況も踏まえ、制度改正等必要不可欠なものを除き経費の増大を招かないよう努める。

<中期計画>

- ① 特許庁の公報発行計画に支障をきたさぬよう、適切な公報システムの整備・管理を行う。なお、「特許庁業務・システム最適化計画」の進捗よく状況も踏まえ、制度改正等必要不可欠なものを除き経費の増大を招かないよう努める。
- ② ユーザーに対する出願書類等の閲覧及び貸出しを効果的に行うための出願書類管理システムの整備・管理を行う。
- ③

電子出願化以前の出願に係る経過情報の管理を行うため、出願マスターデータの追記・修正等のデータを作成し、出願マスターの整備を行う。

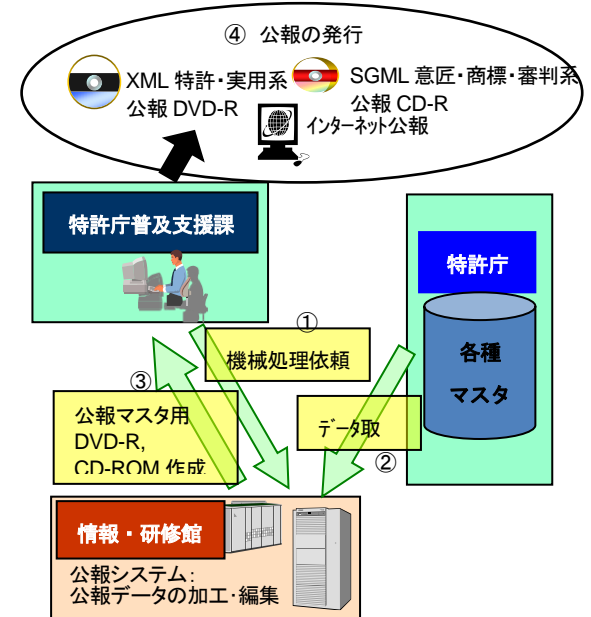
<平成23～26年度の業務実績>

(概要)

- ① 特許庁が公報発行計画表のとおり、特許・実用新案・意匠・商標公報を発行できるよう公報システムを適切に整備・管理を行うとともに、制度改正等必要に応じて、経費の精査を行って改造を行っている。
- ② 審査官や一般ユーザーの求めに応じ、迅速・的確に出願書類等の閲覧及び貸出しのために出願書類管理システムを整備するとともに、当システムを適切に運用し、効率的に閲覧等の業務を実施している。
- ③ 電子出願化前の出願に係る経過情報に係るデータの追記、修正等のデータを作成し、出願マスターの整備を行っている。

(公報システムの整備・管理)

- ① 法改正・制度改正等の施行時期までに公報システムの改造を終える必要があるため、特許庁と密接に協議・連携して費用対効果も精査した上で、公報システムの改造計画を立てて改造を行った。また、公報システムの動作を定期的に点検するなど、安定した動作状態を維持するためのメンテナンスも適宜実施した(図表3参照)。
- ② 「特許庁業務運営計画(平成26年6月)」に定められた方針に則り、特許庁と協議の上で、平成27年度期首に公報システム等の整備・管理事業を特許庁へ移管した。



図表2. 公報システムを用いた公報発行業務フローの説明

図表3. 公報システムの主な機能改善とシステムメンテナンス

年度	公報システムの改造		大規模なシステムメンテナンス
	改造項目	リリース時期	
平成23年度	平成23年法改正により特許法第30条改正に伴って公報に新規掲載記事を追加	平成24年3月	
	平成23年法改正により審決が部分的に確定することに伴う「審決・訂正部分確定公報」の発行対応	平成24年3月	
	商標ニース分類の改正に伴い国際分類第10版に対応した公報発行への対応	平成23年12月	
平成24年度	特許法第39条(洗顔)及び実用新案法第7条の改正に伴う対応	平成24年8月	インターネット公報の電子署名検証プログラムの定期点検
	国際出願案件の特許公報及び訂正公報の自動編集化への対応	平成25年3月	
平成25年度	特許庁ホスト更改に対応するためのシステム開発	平成27年1月	
	商標法改正に伴う新しいタイプの商標(音や色彩等)の商標公報等の発行への対応	平成27年1月	
	特許付与後異議制度に対応するため、特許部分確定決定公報及び特許決定公報の発行への対応	平成27年1月	
	ハーグ協定加盟対応	平成27年1月	
平成26年度	公報発行期間の短縮対応	平成27年3月	

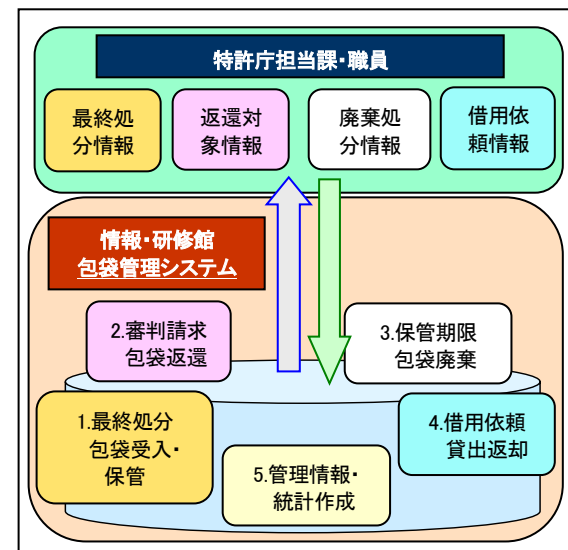
(出願書類(包袋)等の出納・保管管理)

- ① 特許庁の出願書類(包袋)等の出納・保管管理業務を的確に実施し、出願書類管理(包袋管理)システムの作業日を除く全営業日において確実に包袋出納業務を行った。(図表4参照)

図表4. 出願書類(包袋)等の受入・出納・保管件数の推移

種別	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
受入件数	15,216	14,908	14,691	16,136
出納件数	6,293	4,007	3,982	3,750
保全措置件数	約 10,000	約 2,000	約 10,000	約 10,000
保管総数	約 267 万件	約 225 万件	約 227 万件	約 228 万件

- ② 従来から使用してきた「出願書類(包袋)管理システム」は、古い技術を使ったシステムであって、効率性等も低いため、平成25年度から新たな「出願書類管理システム」の開発に着手した。
- ③ 平成26年12月には新システムの開発を終え、従来の出願書類管理システムからのデータを移行し、平成27年1月から新システムに移行して特許庁からの出願書類の受入、特許庁審査部等への貸出と照会サービスの効率化が実現した(図表5参照)。
- ④ 長期間保存され経年劣化が見られる商標登録小包袋約32,000件について、特許庁と密接な連携のもと、損傷を防ぐ措置を実施した。



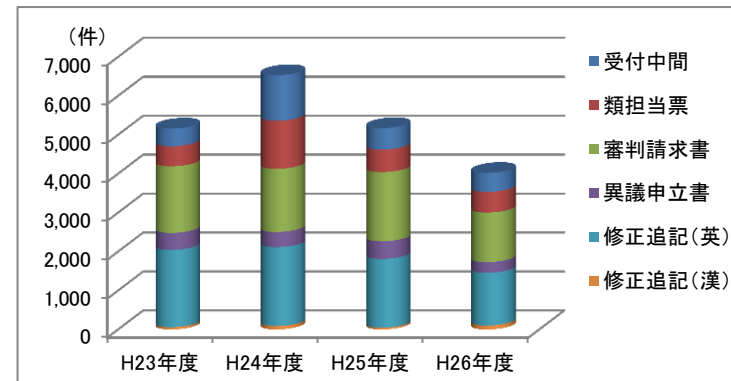
図表5. 包袋管理システム業務概念図

（出願マスタデータの整備・管理）

- ① 情報・研修館では、電子化以前の出願については、出願マスタデータへの追記・修正等が必要となるため、特許庁サーバへの蓄積用データを作成し、特許庁に提供した(図表6参照)。
- ② 出願マスタ・審判マスタデータの作成は、特許庁で内製化することとなったため、本事業は平成26年12月で終了した。

<特筆すべき取組または成果>

- ① 平成24年度に国際出願案件の特許公報及び訂正公報の自動編集化を実施したことにより、通常11週間程度かかっていた特許公報の発行作業が7週間程度に短縮され、権利化された特許を確認できるまでの期間が大幅に短縮された。
- ② 公報発行までの期間短縮を目的として、特許庁との密接な連携を保ちながら検討して期間短縮を図った結果、特許公報においては発行作業が通常7週間程度であったものを4週間程度、公開商標公報においては発行作業が通常22日程度であったものを13日程度に短縮するための運用変更に対応した改造を平成26年度に実施したことにより、ユーザーの利便性向上及び効果的な出願監視に貢献した。



図表6. 出願マスタデータの追記・修正件数の推移

<評価の視点>

- ① 中期目標・中期計画で掲げる取組は確実に実施したか。
- ② 中期目標・中期計画で掲げる成果指標または活動指標に関する数値目標は達成したか。
- ③ 高い評価に値する特筆すべき成果があるか。
- ④ 中期目標・中期計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。

<自己評価>

- ① 中期目標・中期計画で掲げる取組については全て確実に実施し、公報システムを適切に維持・管理するとともに、法改正や制度改正に伴うシステム改造を法や制度の施行日までに確実に実行し、特許庁やユーザーの期待に応えた。
- ② 特許庁の出願書類(包袋)等の出納・保管管理業務については、システムメンテナンスの日を除き、全営業日において迅速かつ確実に実施した。
- ③ 公報システムの改造により、特許庁のホスト更改、新しいタイプの商標、ハーグ協定等に対応するとともに、公報発行まで特許公報は約7週間、公開商標公報は9日間の期間短縮を図ったことは、ユーザーにとっても新たに公開される公報も含めた特許等情報検索・調査が可能となるなど、ユーザーサービスの向上という面でも、特筆すべき成果といえる。
- ④ 中期目標・中期計画で掲げた取組以外の取組としては、出願書類(包袋)管理システムの刷新、公報発行までの期間短縮等の実施によって、ユーザーサービスの向上を図った。

自己評価	理由
A	中期目標・中期計画で掲げる取組を全て確実に実施するとともに、公報システムについては、法改正・制度改正に伴う必要不可欠なものの改造項目を限定して経費増大を招かないようにしたこと、出願書類(包袋)管理システムの刷新によって業務システムの効率化を実現したこと、公報発行までの期間を短縮したこと等の中期目標・中期計画で掲げる取組以外の取組によってユーザーサービスの向上を実現したため「A」とした。

<課題と対応>

公報システム等の整備・管理業務は平成27年度より特許庁に業務移管されたため特段の課題はないが、移管先の特許庁からの情報・研修館への質問に対応できる体制は維持しておく必要がある。

小項目 (3) 審査・審判に必要な資料等の電子データの整備

<投入した資金・人員>

図表1. 投入した資金(千円)及び人員(人)

事業名	経費内訳	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
DNA配列コードデータ等作成業務経費		61,655	63,691	65,448	70,695	0
非特許文献イメージデータ作成業務経費		10,694	10,897	11,313	11,633	13,734
検索用データ等作成業務経費		7,167	7,210	6,541	414	998
	うちFターム解説作成費	753	628	444	414	998
人員	常勤職員	3	4	3	2	2

(注) 投入した資金は共通経費を除いた決算額 (H27年度は見込額) であり、係数は四捨五入している。常勤職員数は併任を含めた延べ人数である。

<中期目標>

迅速かつ確かな審査に資するため、審査・審判に必要な資料等の電子データの作成等を行い、データベースを構築する。

<中期計画>

- ① 特許出願書類から、DNA配列データ等必要な情報の検索用データを作成するとともに、外部で提供されているDNA配列データを収集し、蓄積する。
- ② 先行技術文献調査の対象として有益な非特許文献のデータを作成する。
- ③ 特許文献の検索を効率的に実施する上で有用な資料及び検索キー等のデータの作成・収集を行う。

<平成23～26年度の業務実績>

(概要)

- ① 審査・審判に必要なDNA配列データについて、特許出願書類から検索用データを作成するとともに、外部で提供されているDNA配列データを収集し、データベースに蓄積している。
- ② 先行技術文献調査に用いる非特許文献の分類等検索用データを作成してデータベースへ蓄積している。また、審査・審判官が拒絶理由通知等に引用した非特許文献のイメージデータを作成し、データベースへ蓄積している。
- ③ 特許文献の検索を効率的に実施する上で有用なFタームの解説書のデータを作成してデータベースに蓄積している。

(DNA配列データ等の整備)

- ① 特許出願書類からDNA配列データ等の必要な検索用データを毎年度4,500件以上を作成し、データベースサーバへ蓄積した。また、特許庁と密接な連携のもと、外部提供されているDNA配列データ(GENESEQデータ)を毎年度26回以上収集し、データベースサーバに蓄積を行った(図表3参照)。
- ② パトリス・フリーワードの検索キーのデータについては、平成26年1月にパトリスサービスが終了したことに伴い、蓄積も終了した。
- ③ なお、DNA配列データ整備事業については、「特許庁業務運慶計画(平成26年6月)」に定められた方針に則り、平成27年度期首に特許庁へ移管した。

図表3. DNA配列データの加工・作成・収集・蓄積件数推移

事業	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
DNAデータ加工・作成・蓄積件数	5,061	4,918	4,903	5,167
GENESEQデータ収集・蓄積件数	27,243,965	28,954,508	30,696,721	32,482,647
GENESEQデータ蓄積回数件数	26	27	26	26
DNA公共データベース収集・蓄積件数	164,914,414	191,048,546	222,397,638	270,327,621
パトリスフリーワードデータ収集・蓄積件数	308,500	313,767	290,610	—

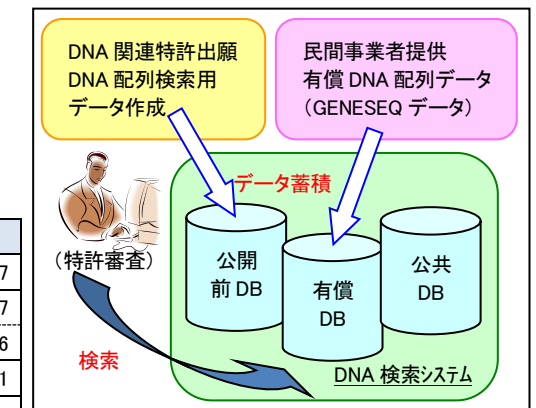
【用語解説】

○ GENESEQデータ

トムソン・ロイター社が提供する世界の特許発行機関が発行する特許情報から、核酸・アミノ酸に関する配列情報を包括的に収録したデータベースの情報。

○ パトリス・フリーキーワード

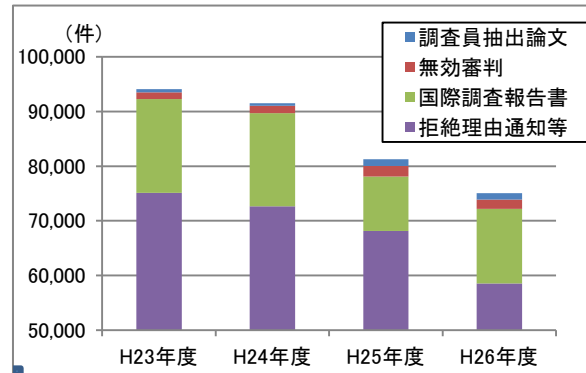
株式会社パトリスが公開特許公報から技術分類体系にとらわれずに、種々の分野に共通する一般技術用語を抽出し、同義語のグルーピングなど用語の統制処理をして作成した検索用キーワード。



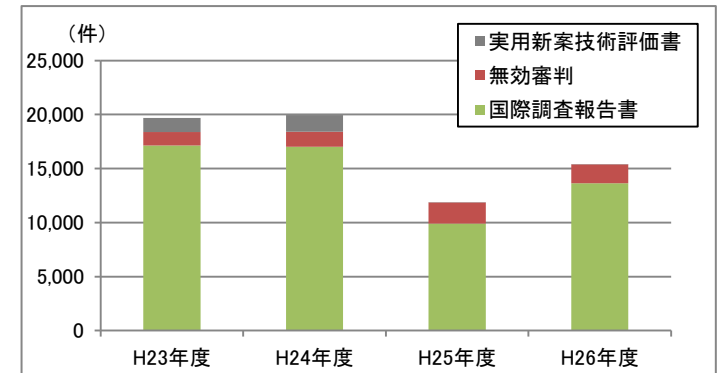
図表2. DNA配列データの作成・蓄積等

(非特許文献等のイメージデータ作成・蓄積)

先行技術文献調査に用いる非特許文献に関して、検索に必要な分類等の情報データを作成し、データベースサーバへ蓄積した。また、特許庁の審査・審判官が拒絶理由通知等に引用された非特許文献のイメージデータの作成を受入日から3開館日以内で確実に実施した(図表4、図表5参照)。



図表4. 非特許文献等のイメージデータ作成・蓄積件数の推移



図表5. 非特許文献等の書誌データ蓄積件数の推移

(Fターム解説書のデータ作成)

特許文献の検索を効率的に実施する上で有用なFターム解説書について、毎年度11テーマ以上を作成し、特許庁のデータベースに蓄積を行った(図表6参照)。

図表6. Fターム解説書作成テーマ数の推移

事業	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度(見込)
Fターム解説書作成テーマ数	13	13	11	11	20

<特筆すべき取組または成果>

- ① 外部提供されているDNA配列データ(GENESEQデータ)を毎年度、目標値の24回を超える26回以上収集し、データベースサーバに蓄積を行った。
- ② Fターム解説書について、毎年度11テーマ以上を作成し、データベースに蓄積した。

<評価の視点>

- ① 中期目標・中期計画で掲げる取組は確実に実施したか。
- ② 中期目標・中期計画で掲げる成果指標または活動指標に関する数値目標は達成したか。
- ③ 高い評価に値する特筆すべき成果があるか。
- ④ 中期目標・中期計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。

<自己評価>

- ① 中期目標・中期計画で掲げる取組については、<業務実績>の欄に記載のとおり全て確実に実施した。
- ② DNAデータ配列の加工・作成について、毎年度4,500件以上を作成するとともに、外部で提供されているDNA配列データについて、毎年度26回以上収集し、それらをデータベースに確実に蓄積した。また、非特許文献のイメージデータを書類受領日から3開館日以内に確実にデータベースに蓄積することにより、迅速かつ的確な審査・審判処置に貢献した。
- ③ Fターム解説書について、毎年度、11テーマ以上を作成し、データベースに蓄積することにより、審査の効率化を図った。

自己評価	理由
B	中期目標・中期計画で掲げる取組を全て確実に実施したため「B」とした。

<課題と対応>

特になし

中項目	2. 知的財産情報の高度活用による権利化の推進						
	新たなイノベーションを創出していくためには、研究成果の的確な権利化を推進する知的財産戦略が極めて重要であるから、研究開発機関等(大学、研究開発コンソーシアム、企業等)に対して、知的財産マネジメントに関する専門人材による支援及び知的財産情報の高度な活用が活発に行われるための環境整備を行うことにより、知的財産情報の高度活用による権利化等が推進されることを目標とする。	年度	H23	H24	H25	H26	H27
		自己評価	—	—	—	A	
		最終評価	A	A	A		

小項目 [知的財産情報の高度活用による権利化の推進業務] **新たなイノベーション創出に向けた革新的・基盤的技術の権利化支援**
(1) 人材活用による研究開発機関等の知的財産情報を通じた戦略策定支援

<投入した資金・人員>

図表1. 投入した資金(千円)及び人員(人)

事業名	経費内訳	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
知的財産プロデューサー等派遣事業費		403,404	421,516	466,153	545,993	606,067
人員	常勤職員	4	3	3	4	3
	統括知的財産プロデューサー	1	1	(※) 1	1	1
	海外知的財産プロデューサー	6	6	6	6	6

(注) 投入した資金は共通経費を除いた決算額(H27年度は見込額)であり、係数は四捨五入している。常勤職員数は併任を含めた延べ人数である。
(※) 統括広域大学知的財産アドバイザーが兼任。

<中期目標>
新たなイノベーション創出が期待される革新的な成果や海外での事業展開が期待される技術を有する研究開発機関等を対象として、知的財産マネジメントに関する専門人材により、国内外の知的財産情報の収集・分析や高度な活用を通じた、研究の初期段階より研究成果の活用を見据えた戦略、海外市場での事業を見据えた戦略の策定を知的財産の視点から支援する。支援先の選定・評価にあたっては、外部有識者により構成される委員会を設置する等適切な方法を採用することにより、事業の効率化及び透明性の確保に努める。

<中期計画>
研究の初期段階より研究成果の活用を見据えた戦略や海外市場での事業を見据えた戦略の策定を知的財産の視点から支援するため、国内外の知的財産情報の収集・分析や高度な活用に関する知的財産マネジメントの専門人材を毎年度24箇所以上の研究開発機関等に派遣する。

① 事業の効率化及び透明性の確保のため、外部有識者により構成され、支援先の選定・評価を

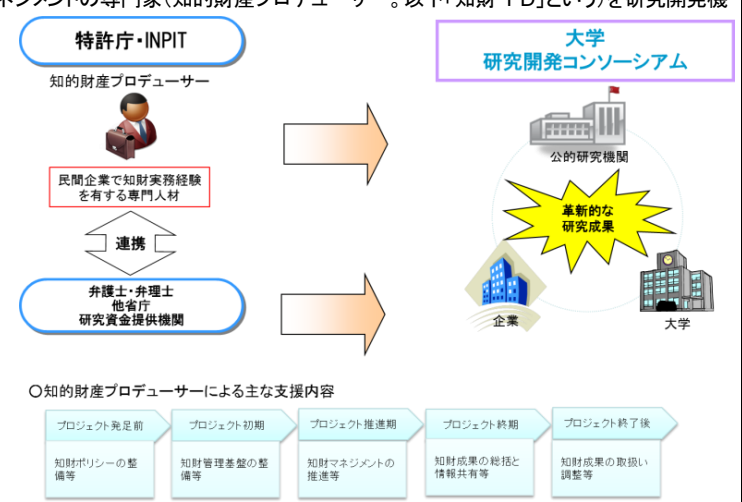
<平成23～26年度の業務実績>
(A) 研究開発機関の知財戦略支援事業(知的財産プロデューサー派遣事業)
(概要)

① 本事業は、公的資金が投入された産学官等研究開発プロジェクトの成果及び知的財産が円滑に産業化に繋がるよう、研究開発の早い段階から産業化の出口を見据えた知的財産の管理・権利化等を実現する知的財産戦略を構築・展開できるよう、知的財産マネジメントの専門家(知的財産プロデューサー、以下「知財 PD」という)を研究開発機関等に派遣し、知財の視点から「研究開発プロジェクトの成果の活用を見据えた戦略の策定」及び「研究開発プロジェクトの知的財産マネジメント等」を支援し、我が国のイノベーションの促進に寄与することを目的とするものである。なお、本事業は第3期中期目標期間の初年度目(平成23年度)から開始されたものである(図表 A1 参照)。

② 平成23年度に15名の知財PDを採用し、研究開発資金を獲得した直後の15機関・プロジェクト等に知財PDを派遣して支援を開始したが、外部有識者から構成される委員会で支援効果の検証を行った結果、「効果的な支援を行うためにはプロジェクトの準備段階からの支援が有効」とされ、平成24年度から「準備支援」を開始、平成25年度からはプロジェクト終了後の「フォローアップ支援」の開始等、支援メニューの多様化が進められている(図表A1参照)。

(効果的な事業実施のためのマネジメント)
① 事業開始直後に、効果的な事業実施を進めるため、情報・研修館に統括知的財産プロデューサー(以下「統括知財 PD」という)を配置して、個々の知財 PD の活動状況モニタリングと的確な研修指導等のマネジメントを実施し、知財 PD による支援活動の質の向上を図ることとした。

- ◇ 知財 PD の年間支援活動計画と月次報告書のチェック
- ◇ 知財 PD の支援活動計画の達成度チェック
- ◇ 派遣先の視察と派遣先のプロジェクトリーダー等へのヒアリング
- ◇ 知財 PD の支援活動の質を向上するための研修会等の内容の検討等



図表 A1. 知的財産プロデューサー(知財 PD)による研究開発段階の知財戦略策定等に関する支援の仕組み

行う委員会を設置する。

② また、外部有識者から構成される「派遣先選定・評価委員会」を設置し、以下の事項を審議することにより、本事業の効果的な遂行を図ることとした。

- ◇ 知財 PD の派遣先機関・プロジェクトの選定に関する事項
- ◇ 知財 PD の専門知識と能力及び選定された派遣先機関・プロジェクトの特質等に基づき、選定機関等に派遣する知財 PD の決定に関する事項
- ◇ 知財 PD 派遣後の効果の検証、支援継続または中断等の判断に関する事項
- ◇ 知財 PD の支援活動の評価に関する事項(適宜、知財 PD ヒアリングも実施)

③ 上記①及び②のマネジメント体制を構築して、知財 PD を派遣する研究開発プロジェクトを公募し、「派遣先選定・評価委員会」で派遣先を選定し、知財 PD を派遣した(図表 A2 参照)。

④ 知財 PD の支援活動は、産業化の出口を見据えた支援であり、下記のようなものであった。

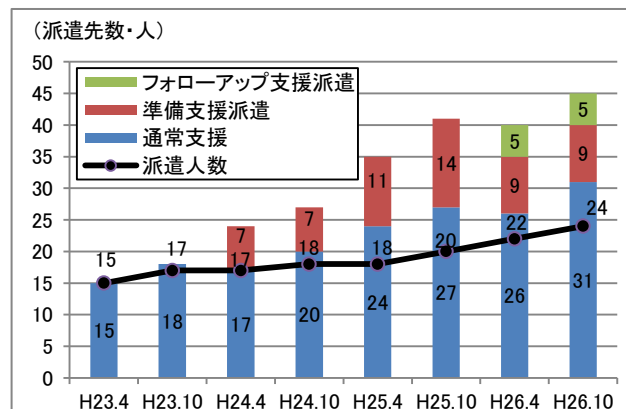
- ◇ 各プロジェクトにおける知財戦略策定の支援
- ◇ 特許情報の活用による研究開発戦略・事業化戦略の見直し・修正の支援
- ◇ 発明の知財ポートフォリオ上での位置づけ・把握等の支援
- ◇ 強い特許網を形成するための出願前相談への対応プロジェクト終了後の知財管理・活用方法の構築に関する支援

⑤ 知財 PD の支援活動の質の向上を図るため、「知財 PD 等連絡会議」を年4回以上開催して、

- ◇ 担当するプロジェクトの知財戦略策定等の支援活動の概要
- ◇ 担当するプロジェクトにおける知財 PD の特筆すべき取組
- ◇ 今後の支援活動における課題と課題解決の方針・計画

等の報告をもとに、特筆すべき活動や新たな知見、今後の活動方針等についても知財 PD 間で共有化し、支援活動の質の向上を図った(図表 A3 参照)。

⑥ さらに、外部有識者や専門家による講演を中心とする研修会(テーマは、研究開発戦略、知的財産戦略及び事業戦略等に関するもの)を開催した(図表 A3 参照)。



図表 A2. 知財 PD を派遣した機関等の数の年度推移(支援メニュー別)

図表 A3. 知財 PD の支援活動の質の向上を図る目的で実施した取組等

取組	参加者		取組の実施回数				合計
	事業マネジメント担当者	知財 PD 等	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	
現地視察・プロジェクトリーダー等のヒアリング	情報・研修館の担当者 統括知財 PD 等	派遣先の知財 PD	25	31	26	51	133
知財 PD 等連絡会議	情報・研修館の担当者 統括知財 PD 等	全ての知財 PD	5	5	4	4	18
知財 PD 等研修会	情報・研修館の担当者 統括知財 PD 等	全ての知財 PD	3	5	4	4	16

(注)現地視察(サイトビジット)には、必要に応じ、派遣先選定・評価委員会の委員、情報・研修館の理事長等役員も参加

⑦ 情報・研修館では本事業の実施過程で顕在化した課題を抽出し、「派遣先選定・評価委員会」において審議したうえで様々な措置をとった(図表 A4 参照)。

図表 A4. 知財 PD の支援活動の拡大に伴って顕在化した課題、課題を解決するために導入した措置等

年度	知財 PD の支援活動の中で顕在化した課題	課題を解決するために導入した仕組みや措置
H23	・ 公的資金投入決定以降のプロジェクトでは、知的財産戦略の策定が困難あるいは効果的でない場合がある	・ 平成24年3月の委員会で審議の結果、公的資金投入決定前から、知財戦略等の策定支援を行う「相談対応」のスキームを創設
H24	・ 公的資金投入前のプロジェクトの増加に伴い、「派遣先に常駐して支援」以外の効率的な支援方式が必要 ・ 「相談対応」案件に対する知財 PD の支援活動を、統括知財 PD と委員会等がチェックする体制が必要	・ 「相談対応」案件に効率的に対応するため、出張等によるスポット支援を実施し、知財 PD のエフォート管理を実施 ・ 「相談対応」案件に対する知財 PD の活動について、委員会にも支援内容をチェックする体制を構築
H25	・ 「相談対応」案件の一層の増加が見込まれることから、支援選定の基準を整理することが必要	・ 「診断派遣」、公的研究資金が投入される前から支援を行う「準備支援派遣 A」、委員会で正式に選定される前に支援を行う「準備支援派遣 B」に分類し、基準を作成
H26	・ 知財 PD の支援による効果を定量的に把握することが必要	・ 評価項目及び評価指標を定めた「知財活動評価表」を策定し、知財 PD による自己評価、派遣先プロジェクトリーダーによる評価、統括知財 PD による評価、委員会による最終評価の仕組みを整備

(産業化出口を見据えた知財 PD による支援活動成果の整理・開示と活用促進)

- ① 平成24年12月に、研究開発段階から産業化を見据えた知財戦略が重要であることを示すため、INPIT シンポジウム「日本産業を元気にするための産学官連携プロジェクト～課題と将来展望～」を開催した(図表 A5 参照)。
- ② INPIT シンポジウムには、産学からの参加者、知財 PD、知財 PD 事業に関心をもつ省庁等からの参加もあり、約 300 名の参加者であった。
- ③ INPIT シンポジウムでは、「日本版バйдール法」が施行されてから 13 年、政府資金が投入された産学官連携プロジェクトからイノベーションを創出するためには、産学官の各セクターで生み出される成果と知財を、「産業化が促進できるよう、従来とは異なる知的財産マネジメントが必要」であることが浮き彫りになり、情報・研修館が取り組む知財 PD 事業の今後の方向性を指し示すものとなった。

図表 A5. INPIT シンポジウム(平成24年12月7日開催)の概要

	テーマ	司会(あるいはモデレータ)、出演者(プレゼンターまたはコメンテータ)		
オープニング	オープニングアドレス	三木 俊克	(独)工業所有権情報・研修館 理事長	
オープニングイベント 座談会	『日本産業を元気にするために』	司会 澤井 敬史 氏	知的財産戦略研究所 理事長	
		出演者 野間口 有 氏	(独)産業技術総合研究所 理事長	
		広崎 隆太郎 氏	(一社)日本経済団体連合会 知的財産委員会企画部長	
第一部 パネルディスカッション	『産学官連携プロジェクトの知財マネージメント:現状と課題』	司会 渡部 俊也 氏	東京大学先端科学技術研究センター 教授	
		プレゼン 竹井 裕 氏	技術研究組合 BEANS 研究所 副所長	
		テーター 久保 浩三 氏	奈良先端科学技術大学院大学産学官連携推進本部 副本部長	
		間中 耕治 氏	(独)産業技術総合研究所 イノベーション推進本部知的財産部部長	
		渡辺 裕二 氏	(独)工業所有権情報・研修館 統括知的財産プロデューサー	
		コメンテータ 鮫島 正洋 氏	内田・鮫島法律事務所 所長	
第二部 パネルディスカッション	『イノベーション創出に資する知財マネージメント:今後のあり方』	司会 澤井 敬史 氏	知的財産戦略研究所 理事長	
		プレゼン 江崎 正啓 氏	テクノサーチ(株) 取締役副社長	
		テーター 半田 宏 氏	東京工業大学大学院生命理工学研究科 特任教授	
		奥村 洋一 氏	武田薬品工業(株) 知的財産部長	
		間中 耕治 氏	(独)産業技術総合研究所 イノベーション推進本部知的財産部部長	
		渡部 俊也 氏	東京大学先端科学技術研究センター 教授	

- ④ 平成24年度には、統括知財 PD による統括的な指揮・マネジメント機能を活用して、複数の知財 PD が参加する「タスクフォース・チーム」をつくり、「知的財産プロデューサー活動事例」と題する冊子に4つの派遣プロジェクトにおける知財 PD の活動事例をノウハウの一部も含めて取り纏め、平成25年度から関係機関に配布して活用を促した。なお、本活動事例は、一部の重要なノウハウ等の流出防止の観点からホームページでの公開は差し控え、冊子のみによる公開・配布とした(図表 A6 参照)。

図表 A6. 「知的財産プロデューサー活動事例」に収録した内容等(概要)

	知財 PD の主な活動内容
P1	戦略的特許出願へのアドバイス、知財活用のためのガイドライン策定支援、特許の活用のための仕組み作り支援、等
P2	知財情報の収集・分析、特許出願・権利化支援、企業への技術移転支援、等
P3	先行技術調査による競合技術の把握及び発明創出の方向性確認、国際特許出願の実現、外国の特許制度調査
P4	事業協定書の締結・知財ポリシーの策定、パテントプール案の検討、事業戦略、研究戦略及び知財戦略の三位一体戦略のための特許情報分析環境整備及び特許情報活用、等

(注) プロジェクト名は、ここでは表記せず、P1、P2のように特定できない形で示している

(派遣先研究開発プロジェクトのリーダー等からの反応、外部有識者から構成される委員会による事業の評価結果)

- ① 派遣先のプロジェクトリーダーから知財 PD の支援活動に対する評価コメントをもらった。下記のように概ね高い評価であった。(図表 A7 参照)
- ② 各プロジェクトに派遣された知財 PD の支援活動内容、貢献の程度、成果等について、「派遣先選定・評価委員会」による評価を受けた。評価を受けた全てのプロジェクトにおいて「おおむね順調」以上の評価であった。(図表 A8 参照)

図表 A7. 派遣先プロジェクトのプロジェクトリーダーの知財 PD に対する評価コメントの例

コメントの時期	コメントの概要
プロジェクト初期 ＜知財管理基盤の整備＞	知財 PD の支援により、特許戦略、研究成果の取り扱いなどの整備が迅速に進められたことは、高く評価できる。 知財関連規定に関して、整備が進んでいる。また、研究活動が軌道に乗りつつあり、発明相談や活用相談等の具体的案件にも対応してもらっている。
プロジェクト推進期 ＜知財マネジメントの推進＞	知財 PD には、知財情報活用、知財戦略構築、特許出願促進に注力してもらい、結果として発明届も順調に出されており高く評価している。
プロジェクト終期 ＜プロジェクト成果の活用支援＞	知財 PD から、特許出願等だけでなく、広くビジネスとしての見方から、特許とノウハウを合わせたライセンスの可能性についてアドバイスを受けることができた。 知財 PD には、知財に関わるほとんど全部の業務をしてもらった。知財分野でユニークな取り組みを率先してきたが、もしも知財 PD がいなかったらできなかった。 知財 PD が研究現場に在席することで、研究スタッフの専門知識の蓄積が早くなり、研究スタッフへのコメントも的確なタイミングでなされている。

(注) プロジェクト名は、特定できないよう、ここでは示していない

図表 A8. 「派遣先選定・評価委員会」による評価結果の例示

	「派遣先選定・評価委員会」の評価コメント	評価結果(注)
P1	・ 知財PDがノウハウと特許をパッケージにして第三者へライセンスするというビジネススキームを立案して、ライセンスに資する知的財産の創出・権利化に注力した点は評価できる。 ・ 知財PDが先行技術調査を行った結果を定期的に研究者に報告するとともに、特許制度に関する基礎的なセミナーの実施により、知的財産に対する意識の高揚を図った点も評価できる。	B
P2	・ 知財PDの派遣によって、知財担当・研究者の連携が強化され、知的財産を統一的に管理する方向付けができた点は高く評価できる。 ・ 知財活用の一環として企業などへの知的財産紹介活動を通じて共同研究、並びに、ライセンスに結びつけた点も高く評価できる。	A
P3	・ 事業化において実施が見込まれる知的財産の創出・知的財産の早期権利化に貢献した点は評価できる。 ・ 知財PDが自らの特許調査・特許分析評価に関する高いスキルを活かして、研究戦略立案・知財戦略立案を支援した点も評価できる。	B
P4	・ 知財PDが、知財関連規程を制定し、その情報の共有化を図ることで、知財管理体制を強化している点は高く評価できる。 ・ 知財PDが知財戦略を策定して、プロジェクト内でそれを共有化することで研究者による知財活動の活性化を図っている点も高く評価できる。	A
P5	・ 知財PDの支援によって、発明発掘を積極的に推進することで、出願件数を着実に伸ばしている点は評価できる。 ・ 知財PDは、事業戦略立案・研究戦略立案・知財戦略立案・発明発掘を支援し、オープン＆クローズ戦略に基づき会議を活用して技術・国際標準化と整合した知財活動を推進している点も評価できる。	B
P6	・ 本プロジェクトは、プロジェクトの成果の活用を見据えた知的財産戦略の立案を可能にしている点は評価できる。 ・ また、知財PDと緊密に連携し、研究開発の進捗に合わせた知的財産マネジメントが実践されている点も評価できる。	B

(注1) A・・・活動取り組みが順調に進捗している B・・・活動取り組みがおおむね順調に進捗している C・・・活動取り組みが不十分である

(注2) プロジェクト名は、ここでは表記せず、P1、P2のように特定できない形で示している

(B) 海外展開を目指す中小・ベンチャー企業の支援事業(海外知的財産プロデューサーによる支援事業)

(概要)

- ① 本事業は平成23年度から開始された事業であって、「知的財産政策に関する基本方針」(平成25年6月7日閣議決定)においても、「中小・ベンチャー企業などの海外事業展開を支援するため、これら企業の海外での知的財産の権利化から権利行使までを一気通貫で支援するグローバル展開支援体制を拡充する」とされている。
- ② 情報・研修館では、平成23年度以来、企業等で海外事業における知的財産リスクの低減活動と事業利益の最大化等に関して深い経験をもつ海外知的財産プロデューサー(以下、「海外知財PD」という)を雇用し、中小・ベンチャー企業等の支援にあたっている。

(普及啓発と個別企業支援に関する取組)

- ① 平成23年度以降、海外知財PD6名による企業等支援が拡大したため、平成26年度は海外知財PDを補佐する海外知的財産アドバイザー(以下、「海外知財AD」という)2名を新たに配置し、企業等支援体制を強化した。
- ② 普及啓発と個別企業支援を効果的に実施するため、平成24年度には「海外知的財産活用ポータルサイト」を立ち上げ、支援事業の概要を提示するとともに、普及啓発を目的とする海外知的財産活用講座等の案内、海外展開における「自己診断用チェックシート」等の掲載等、ユーザーの利便性を高める取組を実施した。
- ③ 平成23～26年度にわたり、情報・研修館では、海外知財PDと海外知財ADによって、海外展開を進める中小企業等に対する知財面の取組に関し、普及啓発と個別企業支援を行うこととし、年度毎に普及啓発と支援の規模を拡大してきた(図表B1、B2参照)。

図表B1. 海外知財PDと海外知財ADによる中小・ベンチャー企業等に対する普及啓発と情報提供活動の実施状況

事業内容	普及啓発と情報提供の取組	実施回数(回)				参加者数(人)				備 考
		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	
普及啓発活動	情報・研修館主催の海外知的財産活用講座の開催	5	30	15	2	—	543	142	54	H25までは海外知財PDによる講演 H26からは海外知財ADによる講演
	他機関・他団体等との共催によるセミナーの開催	—	2	5	14	—	107	114	264	H25までは海外知財PDによる講演 H26からは海外知財ADによる講演
	他機関・他団体のセミナーへの講師派遣	16	53	50	51	712	2147	2017	2525	海外PDを講師派遣
	小 計	21	85	70	67	712	2797	2273	2843	
情報提供活動	海外知的財産活用ポータルサイトによる情報提供	海外知財PDによる支援スキームの紹介、講座等の開催案内、自己診断用チェックシートの提供等								

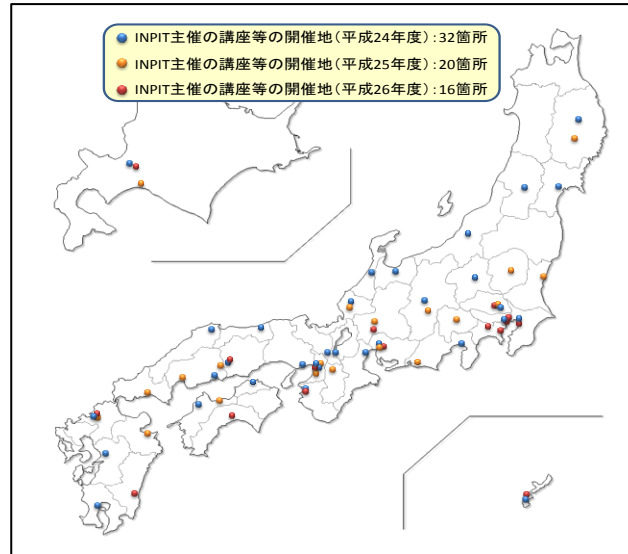
(注)普及啓発活動として、理事長等役員も依頼された講演等の中で、中小企業等の海外展開と知的財産活用に関する話題を加える等の活動を行った。

図表B2. 海外知財PDと海外知財ADによる個別の中小・ベンチャー企業等に対する支援活動の実施状況

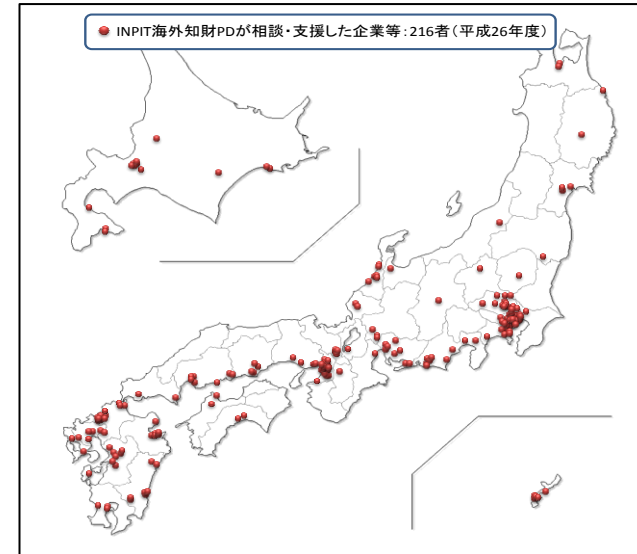
事業内容	支 援 活 動 の 分 類	延べ支援回数(回)				支援企業等の数(社)				備 考
		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	
個別企業等の支援活動	予備的な相談・支援(普及啓発セミナー等の後の個別相談会での支援等も含む)	—	—	16	14	—	—	34	29	必要に応じ、重点的な支援を実施
	企業訪問による個別支援	162	271	318	321	新規 112	新規 174	新規 204	新規 216	
	前年度からの継続またはフォローアップ支援					—	17	29	25	
計		1102				112	191	233	241	

- ④ 企業等への訪問等によって支援した企業等の数は年毎に増加しており、平成23年度に112社であったところ、平成26年度は241社にのぼり、対初年度比では215%の増加となった。

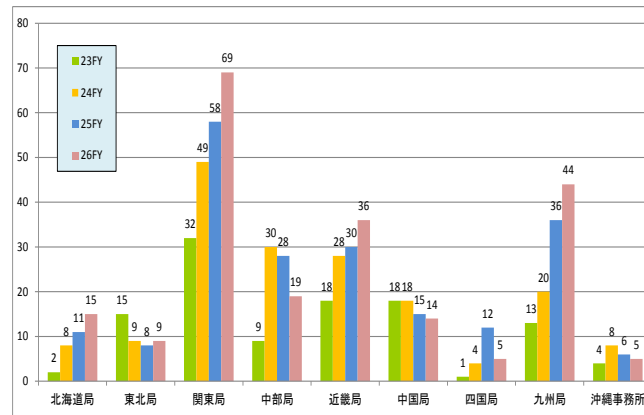
- ⑤ 企業訪問による個別支援企業のうち、複数回の訪問支援を実施した企業は平成23年度の25社から平成26年度は64社へと倍増するなど、支援企業の要望等を反映して重点的な支援を実施・強化してきた。
- ⑥ 全国各地に設置されている知財総合支援窓口や自治体、金融機関等と連携したことにより、東京、愛知、大阪等の大都市圏だけでなく、全国各地で普及啓発活動と個別企業等支援活動を展開した(図表 B3、B4 を参照)。



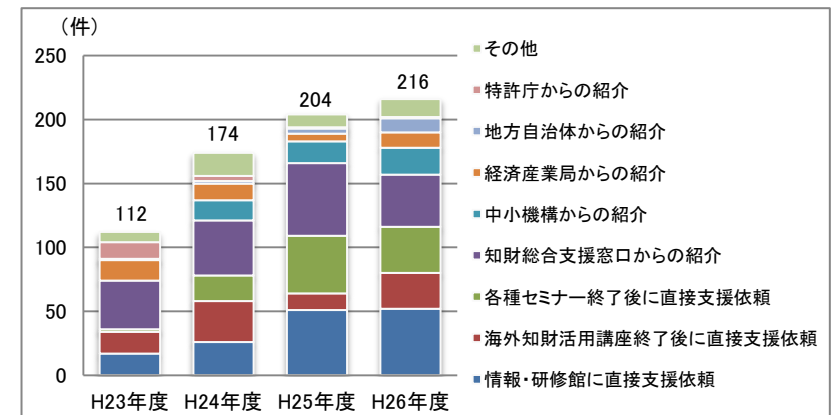
図表 B3. 講座、セミナー等の開催場所



図表 B4. 個別支援した中小企業等の所在地



図表 B5. 各年度の経済産業局管轄別新規支援先件数



図表 B6. 支援企業等の依頼・紹介ルート別の件数と総支援件数

- ⑦ 情報・研修館への直接の問い合わせを起点にして企業支援を行うだけでなく、知財総合支援窓口、経済産業局、地方自治体等の連携機関等のチャンネルを通じて様々な支援依頼ルートを開拓・活用し、全国の様々な地域からの支援希望者を把握するようになってきた(図表 B5 と図表 B6 を参照)。

- ⑧ 海外知財 PD による個別企業等支援は、支援要請企業等が「海外展開における事業利益の最大化」を図ることができるよう、当該企業等の海外展開戦略の強化のためにとるべき知財面の具体措置等に関する支援が中心であり、概ね下記のようなものが対象となっている。
- ◇ 海外ビジネスの準備段階1 → 相手国の知的財産権調査、相手国等での知的財産権の出願・権利化、営業秘密(技術ノウハウ等)管理の体制構築、他
 - ◇ 海外ビジネスの準備段階2 → 展示会や商談会における情報管理、外国企業による視察受入れ時の注意事項、外国パートナー候補の調査・分析、他
 - ◇ 海外ビジネスの初期段階1 → 外国のパートナー選定と交渉、海外企業への委託生産交渉、海外企業との共同開発交渉、他
 - ◇ 海外ビジネスの初期段階2 → 外為法への対応、売買契約、代理店契約、ライセンス契約、共同開発契約、生産委託契約、他
 - ◇ 海外ビジネスの初期段階3 → 外国法と日本法の相違点、リスク低減策、損害賠償、知財訴訟、模倣品対策、他
- ⑨ 日本企業の進出の多い中国、台湾、タイ、ベトナムにおいて、我が国企業の海外展開状況に関する最新情報を収集し、個別企業等支援活動に活かした。

(代表的な成果事例)

- ① 海外知財 PD による支援を受けた中小・ベンチャー企業等の企業数(平成23～26年度の合計)は 706 社となり、平成23～26年度の支援活動では、外国企業との契約において、自社に有利な形での締結、支援に基づいた戦略的な外国出願、社内の知財体制の構築等の面で効果的な支援事例があった(図表 B7 参照)。

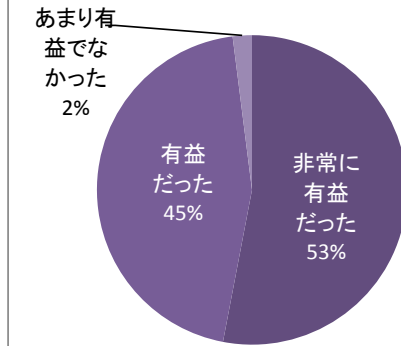
図表 B7. 海外知財 PD による支援の代表的な事例

事例	種別	中小企業等の課題等(概要)	海外知財 PD が提案した解決策(概要)	課題は解決したか
1	外国企業との契約	中国進出にあたり、契約関係の知見が不足	現地で必要となる各種契約について内容や注意事項についてアドバイス	自社で契約書ドラフトを作成し、契約につなげることができた
2		北米進出にあたりライセンス契約の進め方がわからない	ライセンス契約についてアドバイスをを行い、知財総合支援窓口の専門家も活用して契約書を作成するところまで支援	技術ライセンス契約締結を実現
3		海外進出にあたり契約に不安	事業責任者に対して海外企業との契約の進め方、契約内容について教示	韓国、ドイツ企業との契約を有利に展開することができた
4	戦略的な外国出願	外国出願について知見が不足	国内外への出願と海外事業展開における戦略策定支援	補助金を活用し、PCT出願
5		東南アジアへの事業展開をするにあたり知財の知見が不足	出願する技術とノウハウとして秘匿する技術との選別についてアドバイス	PCT出願による権利化を進め、東南アジアでの事業の知財リスクを低減
6	知財体制の構築	中国進出にあたり、現地の知財環境や管理方法に不安があった	・中国での知財の権利化、活用の考え方、リスク回避の具体的方法などについてアドバイス ・社内の情報管理体制を充実させるための体制整備の支援	社内の情報管理体制を構築し、現地の情報管理にも活用
7		知財管理体制の不備	・国内外のグループ会社間で保有する知財の社内管理についてアドバイス ・グループ会社間における知財権の取得、使用、譲渡、移転、管理等に関する規定等の策定支援	国内外の知財管理体制が構築され、海外事業の拡大基盤の強化に寄与
8		知財の意識が低く、情報管理ができていない	知財、ノウハウ管理、特許権の詳細についてアドバイス	社内の知財(情報)管理に関する体制整備が進んだ

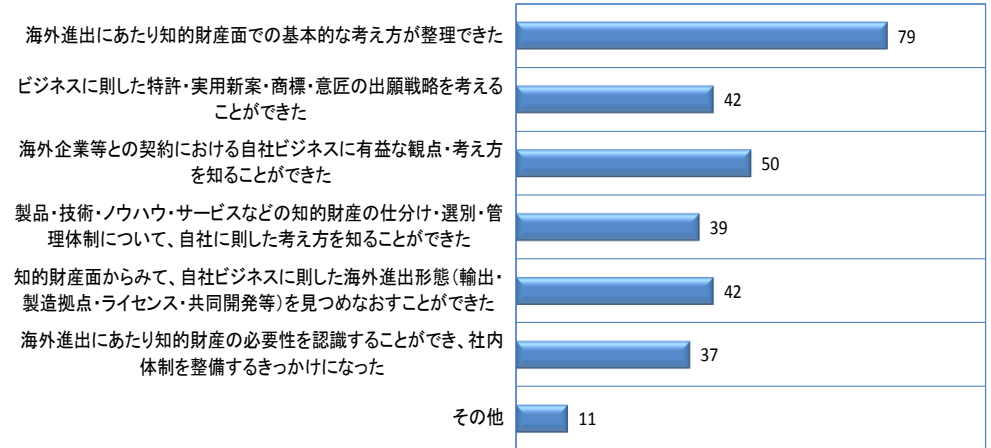
(企業等のアンケート結果、有識者からのコメント)

① 海外知財 PD が支援した企業等に対してアンケート調査を実施したところ、毎年90%以上の支援企業等から「大変有益だった」または「有益だった」との回答を得ている。平成26年度は、「大変有益だった」が53%、「有益だった」が45%、両者を合わせると98%の企業等が海外知財 PD の支援に満足しているとの結果を得た(図表 B8 参照)。

Q1-1: 海外PD・ADによる支援は、有益でしたか?



Q1-2: 「非常に有益だった」「有益だった」と回答された方、どのような点で有益でしたか? (複数回答可)



図表 B8. 支援先企業に対するアンケート調査結果(左図は支援の有益性に係る統計データ、右図は何が有益だったかに関する回答)

- ② 平成25年度から、本事業の評価と改善課題の抽出等を行うために、有識者ヒアリングを実施し、評価コメントや改善意見等をもらってきた。
- ③ 平成26年度の有識者ヒアリングでは、中小・ベンチャー企業等の海外展開に詳しい有識者7名にヒアリングを実施したところ、以下のようなコメントがあり、平成27年度以降の本事業に活かしていくこととした。
- ・「海外展開マニュアル」のようなものを作るべき。今までの支援データを分析してみればマニュアルに載せられそうな情報が得られるのではないか。
 - ・海外への同行支援も実施してはどうか。
 - ・他機関との連携は必要性が高い。海外知財 PD の知名度を上げるために、中小機構や地方自治体と連携するセミナーなどをより強化するべき。
 - ・利用者側からすると、1回支援に来てもらった後で、次の支援をお願いするタイミングが難しい。「わざわざ何度も来てもらうのは申し訳ない」という気持ちもあるだろう。そのあたりの事情も考えると、より効果的・効率的な支援方法を考えていくことも必要になっているのではないか。

<特筆すべき取組または成果>

(A) 研究開発機関の知財戦略支援事業(知的財産プロデューサー派遣事業)

- ① 平成23年度から事業を開始した「知財 PD 事業」では、政府の大型研究開発資金が投下される研究開発プロジェクトの知的財産戦略策定等の助言と支援、さらには特許情報の活用による研究開発戦略・事業化戦略の見直し・修正の支援、発明の知財ポートフォリオ上での位置づけ・把握等の支援、強い特許網を形成するための出願前相談への対応、プロジェクト終了後の知財管理・活用方法の構築に関する支援等、産業化の出口を見据えた網羅的な支援を実施した。(図表 A1 参照)
- ② 効果的な事業実施を目的として、中期目標期間にわたって、知財 PD を派遣する研究開発プロジェクトや参画する企業・大学・研究機関等の方針及び状況を把握しつつ、知財 PD の活動支援と支援の質の向上を図る各種取組を進めた(図表 A3、A4 参照)。
- ③ 知財 PD による支援活動事例等を整理し、関係者等に開示して成果の活用を促進する活動を進めたことにより、研究開発段階から知財戦略等をもつことの重要性が広く認知されるようになった。

	<p>④ 外部有識者から構成される委員会での審議により、知財 PD の活動のなかで顕在化した課題に迅速に対応するなど、PDCA マネジメントが有効に機能した。</p> <p>⑤ 知財 PD 事業の受益者である研究開発プロジェクトのリーダー等から知財 PD 活動に高い評価が示されたこと(図表 A7 参照)、平成23～26年度の4年間の事業実績等について外部有識者から構成される委員会に評価を依頼したところ、高い評価が下されたこと(図表 A8 参照)は特筆すべき成果といえよう。</p> <p>(B) 海外展開を目指す中小・ベンチャー企業の支援事業(海外知的財産プロデューサーによる支援事業)</p> <p>① 平成23年度から事業を開始した「海外知財 PD 事業」では、全国各地の中小・ベンチャー企業等に海外展開における利益の最大化のためには知財面の準備等が必要であることを普及・啓発しつつ(図表 B1 参照)、個別企業等の支援を着実に拡大し、支援企業の量的拡大(図表 B2 参照)、支援内容に対する高い満足度(図表 B8 参照)を得た。</p> <p>② 普及啓発活動は、経済産業局、知財総合支援窓口、自治体、金融機関等と連携しながら全国各地(図表 B3 参照)に展開し、多くの中小・ベンチャー企業等に海外展開における知財の重要性について気づきを与えた。</p> <p>③ 個別支援を要請する企業等に対してハンズオン型の支援を拡大した結果、平成23年度の112社から平成26年度の新規216と継続25を加えた241社に支援企業等が増加し、個別支援先企業等を対象に実施したアンケート調査において約90%の企業等から海外 PD による支援が「有益であった」との回答を得た。</p> <p>④ 海外知財 PD による支援の成果事例としては、ライセンス契約締結に貢献した事例、戦略的な外国出願につながった事例、社内の知財体制整備に貢献した事例等、特筆すべき支援成果(図表 B7 参照)が生まれた。なお、平成25年度から開始した有識者ヒアリングにおいて「潜在的に海外知財 PD による支援を必要としている企業は多いので広報活動等も強めてはどうか」との指摘があったため、ポータルサイトでの情報発信やテレビ放映など、広報活動をさらに強化したことにより、海外知財 PD 事業の認知度も徐々に高まってきた。</p> <p>⑤ 平成26年度からは、海外知財 PD を補佐する海外知財 AD を登用して普及啓発活動と個別企業等支援活動を拡大し、企業等のニーズに応えた。</p> <p>⑥ 以上のように、第3期中期目標期間をとおして、普及啓発活動では海外展開における知財リスクを十分に認識していない企業等に対して気づきを与え、個別企業等支援ではハンズオン型の支援を拡大し98%の支援企業等が「有益であった」と回答するなど、本支援事業を利用した企業から高い満足度を得たことは特筆すべき成果といえよう。また、大都市圏以外の地方における普及啓発と個別企業支援は、自治体、経済産業局等の期待に応えるもので、地方からの講師派遣への依頼に対して聴衆の属性やニーズを事前に把握してオーダーメイド型の講演を行うなど、地方の実情を勘案した取組を展開したところ、地方においても高い満足度を得たことも特筆に値する。</p>				
<p><評価の視点></p> <p>① 中期目標・中期計画で掲げる取組は確実に実施したか。</p> <p>② 中期目標・中期計画で掲げる成果指標または活動指標に関する数値目標は達成したか。</p> <p>③ 高い評価に値する特筆すべき成果があるか。</p> <p>④ 中期目標・中期計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p>	<p><自己評価></p> <p>① 知財 PD 事業においては、中期計画で掲げる取組はすべて確実に実施しただけでなく、知財 PD の支援活動水準を高める取組を継続的に実施し、派遣先の研究開発プロジェクトリーダー等からも高い評価を得た。また、海外知財 PD 事業においても中期計画で掲げる取組はすべて確実に実施し、支援の量的拡大と質の向上を図るために有識者等の意見を聴取して新たな取組を適宜実施し、企業等が海外展開で事業利益の最大化を実現できるよう個々の企業等の実情に則した支援を行い、支援企業等から高い満足度を得た。</p> <p>② 中期目標・中期計画で掲げる成果指標・活動指標の数値目標は曖昧であったため、年度目標において高い目標(支援するプロジェクト数等)を掲げ、知財 PD 及び海外知財 PD による支援活動の「量の拡大」と「質の向上」を図る活動を実施・展開したところ、年度計画で掲げた目標を超える取組を実施し、知財 PD 活動については外部有識者から構成される「派遣先選定・評価委員会」の評価、海外知財 PD 活動については外部有識者ヒアリングの評価で高い評価を得た。</p> <p>③ 高い評価に値する特筆すべき成果としては、知財 PD については図表 A6 に、海外知財 PD については図表 B7 に示すような具体的な成果が生まれてきた。</p> <p>④ 中期目標・中期計画で掲げる取組以外で目標達成のために行った特筆すべき取組としては、知財 PD 事業においては研修と情報共有の機会を増やして支援活動の「質の向上」を図ったこと、海外知財 PD 事業においては全国各地で普及啓発活動を継続的に実施し、中小企業等の意識改革を促し、支援要請の拡大を図ったこと等が特筆すべき取組といえよう。</p> <table border="1" data-bbox="584 1182 2150 1326"> <thead> <tr> <th data-bbox="584 1182 757 1219">自己評価</th> <th data-bbox="757 1182 2150 1219">理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="584 1219 757 1326">A</td> <td data-bbox="757 1219 2150 1326">中期目標・中期計画で掲げる取組を全て確実に実施したことに加え、研究開発プロジェクトに対する知財 PD の支援及び中小企業等に対する海外知財 PD の支援が共に支援を受けた者から高い評価を受けたこと、数多くの成果事例を生み出したこと、さらに外部有識者から構成される委員会または有識者ヒアリングで両事業とも高いパフォーマンスを発揮していると評価されたこと等のため「A」とした。</td> </tr> </tbody> </table>	自己評価	理由	A	中期目標・中期計画で掲げる取組を全て確実に実施したことに加え、研究開発プロジェクトに対する知財 PD の支援及び中小企業等に対する海外知財 PD の支援が共に支援を受けた者から高い評価を受けたこと、数多くの成果事例を生み出したこと、さらに外部有識者から構成される委員会または有識者ヒアリングで両事業とも高いパフォーマンスを発揮していると評価されたこと等のため「A」とした。
自己評価	理由				
A	中期目標・中期計画で掲げる取組を全て確実に実施したことに加え、研究開発プロジェクトに対する知財 PD の支援及び中小企業等に対する海外知財 PD の支援が共に支援を受けた者から高い評価を受けたこと、数多くの成果事例を生み出したこと、さらに外部有識者から構成される委員会または有識者ヒアリングで両事業とも高いパフォーマンスを発揮していると評価されたこと等のため「A」とした。				
	<p><課題と対応></p> <p>引き続き、ユーザーの要望や有識者の意見等にもとづいて活動の質を持続的に向上させることが課題となっており、すでに対応済みのことも含め、費用対効果が高まるように業務マネジメントを行うことが求められる。</p>				

小項目 (2)知的財産戦略に取り組む大学のすそ野の拡大

<投入した資金・人員>

図表1. 投入した資金(千円)及び人員(人)

事業名	経費内訳	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
知的財産プロデューサー等 派遣事業費(再掲)		403,404	421,516	466,153	545,993	606,067
人員	常勤職員	2	2	2	2	1
	統括広域大学知的財産アドバイザー	1	1	1	1	1

(注) 投入した資金は共通経費を除いた決算額(H27年度は見込額)であり、係数は四捨五入している。常勤職員数は併任を含めた延べ人数である。

<中期目標>

大学等から創出される産業界に有用な技術を確実に把握・選別し、知的財産情報を活用することにより適切な権利保護・活用を行える仕組みづくりを加速するため、知的財産マネジメントに関する専門人材が大学等における知的財産管理体制の構築等を支援する。

<中期計画>

- ① 大学等における知的財産管理体制の構築等を支援するため、大学等から創出される産業界に有用な技術を確実に把握・選別し、知的財産情報を活用することにより適切な権利保護・活用を行える仕組みづくり等に関する知的財産マネジメントの専門人材を毎年度7箇所以上の大学等に派遣する。

<平成23～26年度の業務実績>

知的財産戦略に取り組む大学のすそ野の拡大事業(広域大学知的財産アドバイザー派遣事業)

(概要)

- ① 平成23年度から新たに開始した本事業は、地域または同様な分野の複数大学等から構成される広域大学ネットワーク(以下、「大学ネットワーク」という)に対し、企業または大学における知的財産業務経験をもつ専門家である広域大学知的財産アドバイザー(以下、「大学知財AD」という)を派遣して大学等の実情に応じた支援を行い、知的財産を核とする産学官連携推進の基盤構築及びイノベーション創出に向けた大学のプロジェクトづくり等を支援するものである。
- ② 本事業の公募に応募できる大学ネットワークは、幹事校1大学と2大学以上の連携大学(計3大学以上)が構成されている必要がある。支援を受けるネットワークは、[ステップⅠ]知財管理体制の確立、[ステップⅡ]情報共有と共通課題の共有、[ステップⅢ]連携プロジェクトの創出という標準的なステップを踏み、3年間の支援を受けることができる(図表2参照)。
- ③ 大学知財ADは幹事校に常駐して支援することが原則である。ただし、ネットワーク活動の準備を進めている段階で困難に直面している大学ネットワークが多い実情を踏まえ、事業開始当初の常駐型支援に加え、準備派遣等の非常駐型支援を受け付けるなど、大学知財ADの支援形態は多様化している。

広域大学知的財産アドバイザーのネットワークでの活動は、次の3段階の支援を想定



<支援STEPⅠ> (主として支援1年目)

- ・ネットワーク内の大学の**知的財産管理体制確立**
- (例) ネットワーク内加入校の知的財産管理体制、知的財産規程を整備、知的財産の普及・啓発

<支援STEPⅡ> (主として支援2年目)

- ・知財に係る有益な**情報を共有化**
- (例) ネットワーク内加入校の知的財産規程類・契約書雛形の共有化により管理体制構築の加速
- ・共通課題を抽出し、**課題解決策を提示**
- (例) 各校の知的財産管理・活用に適した雛形・方法を提示(契約実務・シーズ発表等)

<支援STEPⅢ> (主として支援3年目)

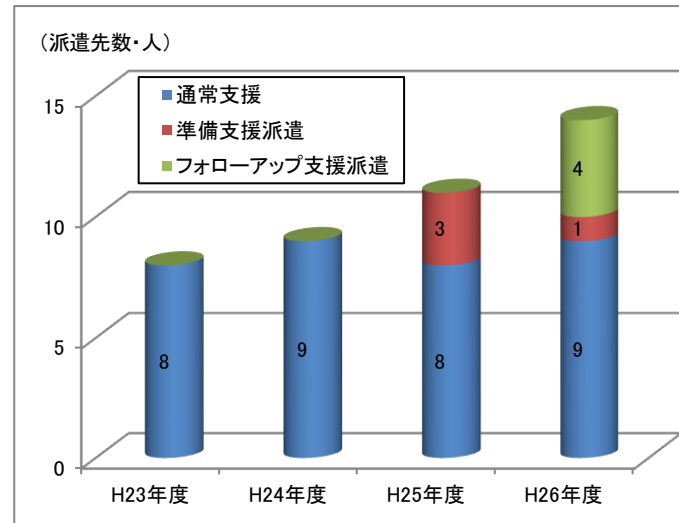
- ・ネットワーク内**連携プロジェクトの提案**
- (例) 各校のそれぞれの強みである研究分野を活かした、異分野融合による連携プロジェクト等を提案

図表2. 知的財産戦略に取り組む大学のすそ野の拡大事業の概要

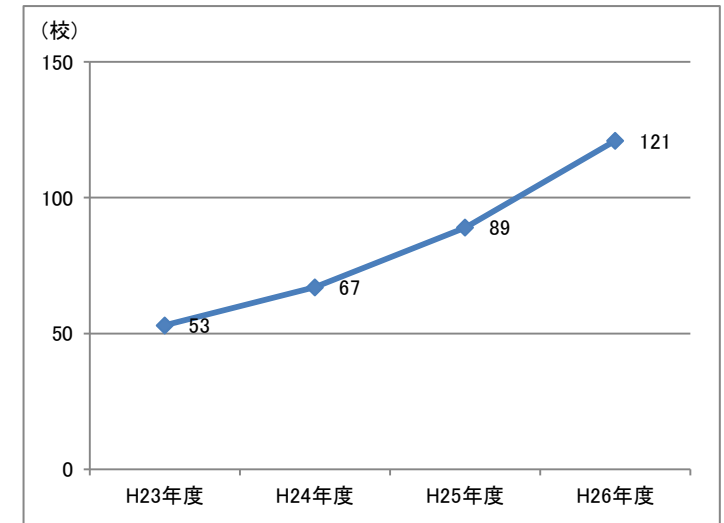
(効果的な事業実施のためのマネジメント)

- ① 事業開始直後に、効果的な事業実施を進めるため、情報・研修館に統括広域大学知的財産アドバイザー(以下「統括大学知財AD」という)を配置して、個々の大学知財ADの活動状況モニタリングと的確な研修指導等のマネジメントを実施し、大学知財ADによる支援活動の質の向上を図ることとした。
- ◇ 大学知財ADの年間支援活動計画と月次報告書のチェック
 - ◇ 大学知財ADの支援活動計画の達成度チェック
 - ◇ 派遣先の視察と派遣先の責任者等へのヒアリング
 - ◇ 大学知財ADの支援活動の質を向上するための研修会等の内容の検討等
- ② 外部有識者から構成される「派遣先選定・評価委員会」を設置し、以下の事項を審議することにより、本事業の効果的な遂行を図ることとした。
- ◇ 大学知財ADの派遣先となる大学ネットワークの選定に関する事項
 - ◇ 大学知財ADの専門知識と能力及び選定された大学ネットワークの特質等に基づき、選定機関等に派遣する大学知財ADの決定に関する事項
 - ◇ 大学知財AD派遣後の効果の検証、支援継続または中断等の判断に関する事項
 - ◇ 大学知財ADの支援活動の評価に関する事項(適宜、大学知財ADヒアリングも実施)

- ③ 大学知財 AD の派遣先大学ネットワークは「派遣先選定・評価委員会」において選定した。支援した大学ネットワークの数、ネットワークに加入する大学数は年を経るごとに増加している。(図表3、図表4参照)



図表3. 大学知財ADが支援した広域大学ネットワーク数の推移



図表4. 大学知財ADが支援した大学数(幹事大学と参加大学の総数)

- ④ 大学知財 AD の支援活動は、大学等における知的財産管理体制の構築、人材育成、プロジェクト組成支援、相談対応等、多岐にわたっており、概ね下記のようなものであった。
- ◇ 幹事校、加入大学における産学連携ポリシー、知的財産ポリシー、利益相反マネジメントポリシー及びそれらにもとづく規程・規則・細則・取り扱い要領、さらには発明・創作届や利益相反自己申告書等の届出書類の様式の作成または改定の支援
 - ◇ 知財活用の際に必要な秘密保持契約書、共同研究契約書、ライセンス契約書等のひな型の作成または改定の支援
 - ◇ 発明や創作と知的財産活用に関する教職員・学生向けセミナー、IPDL 等の産業財産権情報データベースの活用法に関するセミナー等の啓発活動
 - ◇ 教職員等による発明や創作の権利化に関する相談対応
 - ◇ 学生による創作の適切な保護に関する相談対応
 - ◇ 産学連携・知財活動を担う大学事務系職員の育成支援
 - ◇ 地域課題や企業等のニーズの発掘支援、課題解決に資する大学等の強みの活用に関する支援
 - ◇ 産学官連携プロジェクト(研究開発のみならず、創作デザイン、コンテンツ関連も含む)の組成支援
 - ◇ その他
- ⑤ 大学知財 AD の支援活動の質の向上を図るため、「知財 PD 等連絡会議」を年4回以上開催して、大学知財 AD からの
- ◇ 担当する大学ネットワークにおける知財管理体制構築支援、プロジェクト組成支援等の状況
 - ◇ 担当する大学ネットワークにおける大学知財 AD としての特筆すべき取組
 - ◇ 今後の支援活動における課題と課題解決の方針・計画
- 等の報告をもとに、特筆すべき活動や新たな知見、今後の活動方針等について大学知財 AD 間で共有化し、支援の質の向上を図る活動を行った(図表5参照)。
- ⑥ さらに、外部有識者や専門家による講演と質疑応答から構成される研修会(研修テーマは、産学官連携による事業化戦略と知的財産戦略及び事例研究等に関するもの)を年3回以上開催し、大学知財 AD の支援活動の質の向上を図った(図表5参照)。

図表5. 大学知財ADの支援活動の質の向上を図る目的で実施した取組等

取組	参加者		取組の実施回数				
	事業マネジメント担当者	大学知財AD等	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	合計
現地視察・派遣先責任者等のヒアリング	情報・研修館の担当者 統括大学知財AD等	派遣先の大学知財AD	18	27	35	47	127
大学知財AD等連絡会議	情報・研修館の担当者 統括大学知財AD等	全ての大学知財AD	5	5	4	4	18
大学知財AD等研修会	情報・研修館の担当者 統括大学知財AD等	全ての大学知財AD	3	5	4	4	16

(注)現地視察(サイトビジット)には、必要に応じ、派遣先選定・評価委員会の委員、情報・研修館の理事長等役員も参加

- ⑦ 本事業の実施過程で顕在化した課題を抽出し、「派遣先選定・評価委員会」において課題解決策の審議を行い、課題解決措置を導入した(図表6参照)。
 ⑧ 平成23年度の「派遣先選定・評価委員会」で定めた評価指標(図表7参照)を用い、平成24年度からは大学知財ADの支援活動を定量的に評価した。

図表6. 大学知財ADの支援活動の拡大に伴って顕在化した課題、課題を解決するために導入した措置等

年度	大学知財ADの支援活動の中で顕在化した課題	課題を解決するために導入した仕組みや措置
H23	・ 大学によって参加目的が異なる ・ 知的財産に関する支援活動の進捗を管理する評価指標が必要	・ 大学ネットワーク活動へ主体的に参加することを目的とする「加入校1」と大学ネットワーク内での情報共有を主目的とする「加入校2」に分類 ・ 知的財産に関する取り組みについて、評価指標を定め、進捗管理を行う
H24	・ 大学ネットワーク内の個々の大学の多様性に対応することが必要	・ 特定の加入校に対して行うスポット的な支援を試行的に開始 ・ 公募前準備のための支援を行うスキーム(応募準備モデル)を試行的に開始 ・ 早期に自立が可能な大学ネットワークは、支援期間を短縮
H25	・ 支援派遣選定の基準を再度整理し直すことが必要	・ 公募準備中の幹事校候補から支援要請があった場合に支援する「準備支援派遣」、公募後に派遣先選定・評価委員会で選定された支援派遣を「通常支援派遣」、通常支援派遣が終了した後に支援を継続する「フォローアップ支援派遣」に分類
H26	・ より多くの知識及び課題検討のための知識を習得する機会の提供が必要	・ 「広域大学ネットワーク活動推進会議」を設立し、外部有識者等の意見聴取の機会を増やし、ネットワーク内の情報共有の質を高めた

図表7. 大学知財PDの支援活動の評価指標(平成23年度に定め、その後、活動評価等に運用しているもの)

No.	評価項目	詳細	運用方法
1	知財管理	知財業務遂行のための管理体制の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個々の項目について5段階で点数化 ・ 年度ごとに状況の水準を厳格に評価して点数化 ・ 年度経過に伴う点数の増加具合をもとに、大学知財ADの支援活動を定量的に評価 ・ 点数が伸びない場合は原因を調査し、対応策を打つ
2	知財戦略	知財の創造・保護・活用に関する具体方針の状況	
3	知財ポリシー・知財規程	知財ポリシー(方針)に基づく知財規程の状況	
4	発明発掘・出願対応	発明発掘・ブラッシュアップなど出願に関わる対応の状況	
5	発明審議	発明届出に基づく審議の状況	
6	特許情報活用	特許情報の収集・分析及び活用の状況	
7	知財ポートフォリオ	知財の集積と一元的管理の状況	
8	知財活用	外部発表及び産学連携・ライセンス・標準化を含む事業活用の状況	
9	知財関連契約	秘密保持、委託・共同研究、共同出願などの契約書の整備と運用の状況	
10	知財マインド向上・知財人材育成	知財マインド向上のための知財研修や知財人材育成などの取組状況	

(大学知財ADによる支援活動と調査活動の成果と活用促進)

- ① 平成23年度から、統括大学知財ADによる統括的な指揮・マネジメントにより、複数の大学知財ADが参加する「ワーキンググループ」をつくり、大学知財ADが支援活動の質を高める上で必要な情報を整理し、7件の調査報告書にとりまとめた(図表8参照)。
 ② 上記の調査報告書は、平成24年度から関係機関に配布して活用を促した。なお、本活動事例は、一部の重要なノウハウ等の流出防止の観点からホームページでの公開は差し控え、冊子のみによる公開・配布とした。

図表8. 大学知財ADの支援活動の質を高めるため取りまとめた調査報告書

名称	概要
1 学生対応指針	大学と雇用関係にない学生が創出する知的財産への対応指針をまとめた冊子
2 大学知財判例に見る大学リスクマネジメント指針	大学が巻き込まれた知財判例と必要なリスクマネジメントをまとめた冊子
3 大学事務職員向け知的財産管理業務マニュアル	知財担当職員の異動に伴う引き継ぎを円滑に行うための業務マニュアル
4 知的財産実務上の個別対応事例	大学における知的財産管理業務を更に円滑に遂行するための冊子
5 小規模大学における知的財産活用促進策	大学で研究開発した成果を、共同研究や技術移転を通じて、社会貢献に結びつけるための冊子
6 広域大学ネットワーク活動事例集	各広域大学ネットワークの目的、支援前の状況、活動の概要・ステップ、今後の課題等を取りまとめた冊子
7 広域大学ネットワーク内大学等ポリシー・規程例	大学知財 AD の支援により制定・改定された加入校における知的財産ポリシーや知的財産規程を取りまとめた冊子

(代表的な成果事例、外部有識者から構成される委員会による事業の評価結果)

- ① 派遣先の責任者等ら大学知財 AD の支援活動に対する評価コメントをもらった。下記のように概ね高い評価であった(図表9参照)。

図表9. 派遣先責任者等の大学知財ADに対する評価コメントの例

コメントの時期	コメントの概要
ステップ I (大学の知財体制の確立)	・ 大学知財ADのこまめな対応の積み重ねの結果、知財管理体制の構築が進んだ
ステップ II (情報共有共通課題の検討)	・ 大学知財ADの指導を受けながら、産学官連携フローチャートを作成し、業務の類型化を図り、業務内容を明確にすることができた
ステップ III (連携プロジェクトの推進)	・ 大学知財ADの助言から、2つのワーキンググループを立ち上げたことにより、「一歩進んだ地域連携」が実現しつつあることに感謝する ・ 大学知財ADが各加入校固有の問題に精力的に関わり活動したことに感謝している。大学知財ADを中心として各加入校と仲間関係を築けたことが大きい

- ② また、大学 AD による支援活動の結果、下記のような成果事例を生み出した。(図表10参照)

図表 10. 大学知財ADの支援活動による代表的な成果事例

段階	成果の概要
ステップ I (大学の知財体制の確立)	・ 加入校の教職員・事務職員啓発用の「知財通信」を各加入校内に配信し、教職員の知財マインドを高めた具体的取組 ・ 複数の遠隔地の加入校の知財担当者の実務教育を定期的に行うことにより、大学事務職員の知財スキルの向上を実現した事例(大学事務職員の知的財産管理技能検定の受験・合格等)
ステップ II (情報共有共通課題の検討)	・ 美術・デザイン系大学と地域社会(様々な事業者や市民)との多様な連携を促進するため、大学経営層向けの連携推進指針の骨格を提案した事例 ・ 映画(DVD・プロジェクトマッピング・CG・音楽等)の創作を委託された際の委託者と大学との間での創作物に関する権利関係や利益配分等に関する課題を抽出・整理した事例
ステップ III (連携プロジェクトの推進)	・ 加入校3校の特許出願(単独)のカテゴリー別集約化を図り、技術移転に向けた準備を行った事例 ・ 連携プロジェクト創出に向け、ワーキンググループを組織化して、共同研究や競争的研究資金獲得等のプロジェクト推進基盤の確立に結びつけた事例 ・ シーズ・ニーズマッチングに基づき、加入校が動物医療分野で競争的研究資金を獲得して研究開発を進めた事例 ・ 数多くの面談を実施し、共同研究契約又はライセンス契約の締結に結びつけた事例

- ③ 各プロジェクトに派遣された大学知財 AD の支援活動内容、貢献の程度、成果等について、「派遣先選定・評価委員会」による評価を受けた。評価を受けた全てのプロジェクトにおいて「おおむね順調」以上の評価であった(図表11参照)。

- ④ 予定より短期間で当初目標を達成した大学ネットワークについては、「派遣先選定・評価委員会」における評価結果に基づいて、大学知財 AD が常駐支援を行う「通常支援」を2年間で打ち切り、スポット型の支援に留める「フォローアップ支援」に切り替えたものもある。

図表 11. 「派遣先選定・評価委員会」による評価結果の例示

	「派遣先選定・評価委員会」の評価コメント	評価結果(注)
N1	<ul style="list-style-type: none"> 大学知財 AD は、加入校各校に共通な課題を抽出した上で、学長・理事長の経営層、教員、実務担当職員の各層に対し意識啓発を行い、各加入校の知的財産管理・運用体制を確立した 具体的社会連携事例に関する契約雛形も整備し、これらの取組は高く評価できる これまでの取組成果の加入校以外の波及のための取組を期待したい 	A
N2	<ul style="list-style-type: none"> 当初目標をほぼ達成している この大学ネットワークは自立的に活動できるレベルになっているので、通常支援からフォローアップ支援に切り替え、大学知財 AD を他の大学ネットワークに派遣する方が全体として効果的 	A

(注) A・・・活動取り組みが順調に進捗している B・・・活動取り組みがおおむね順調に進捗している C・・・活動取り組みが不十分である

<特筆すべき取組または成果>

- ① 大学等の実情に合わせて様々な派遣支援形態を、適宜、導入したことにより、中期目標・中期計画で掲げる目標を達成しただけでなく、平成26年度には14カ所の大学ネットワークの121大学の知財体制整備等を支援したことは特筆すべき成果である。
- ② 美術・デザイン系大学のように知財活動がほとんど皆無であった大学の知財体制構築と具体的な知財活動を支援し、連携プロジェクトを生み出したことは特筆すべき成果の1つである。
- ③ 的確な事業マネジメントを行って成果につなげるという観点から、統括大学知財 AD、外部有識者から構成される「派遣先選定・評価委員会」において、大学の実情に合わせて適格な支援を実施したことは、特筆すべき取組といえよう。
- ④ 大学知財 AD を含むワーキンググループを作って7編の調査報告書を取りまとめ、関係機関等に配布して活用してもらったことは、特筆すべき取組である。

<評価の視点>

- ① 中期計画・年度計画で掲げる取組は確実に実施したか。
- ② 中期計画・年度計画で掲げる成果指標または活動指標に関する数値目標は達成したか。
- ③ 高い評価に値する特筆すべき成果があるか。
- ④ 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。

<自己評価>

- ① 中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したことに加え、大学知財 AD の支援活動水準を高める取組を継続的に実施し、成果事例を生み出した。
- ② 中期計画・年度計画で掲げる成果指標または活動指標に関する数値目標としては「毎年7カ所以上の大学等に派遣」とあるが、大学等の実情に合わせて様々な派遣支援形態を導入することにより、目標を達成しただけでなく、平成26年度には14カ所の大学ネットワークを効率的に支援した。
- ③ 過去に知財活動が十分にできていなかった大学も含め121大学の知財体制整備等を支援したこと、特に、美術・デザイン系大学のように知財活動がほとんど皆無であった大学の知財体制構築と具体的な知財活動を支援し、連携プロジェクトを生み出したことは「派遣先選定・評価委員会」も評価している。
- ④ 中期目標・中期計画で掲げる取組以外に、大学の知財活動支援の質を高めるため、大学知財 AD を含むワーキンググループを作って7編の調査報告書を取りまとめ、関係機関等に配布して活用してもらったことは、本事業で支援対象となった大学以外にも波及効果のある取組であった。

自己評価	理由
A	中期目標・中期計画で掲げる取組を全て確実に実施したことに加え、大学知財 AD による支援によって知財活動に取り組む大学のすそ野拡大が進んだこと、我が国では遅れていた美術・デザイン系大学の知財活動を軌道にのせたこと、大学知財 AD によって様々な調査報告が取りまとめられ活用を図ったこと、外部有識者から構成される派遣先選定・評価委員会が高い評価を受けたこと等のため「A」とした。

<課題と対応>

本事業によって知的財産戦略に取り組む大学のすそ野の拡大が図られたことを踏まえ、事業スキームのさらなる拡大・変更等を検討していくことが課題となっており、ユーザー等の意見聴取を進めている。

小項目 (3) 知的財産情報活用のための環境整備

<投入した資金・人員>

図表1. 投入した資金(千円)及び人員(人)

事業名	経費内訳	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
開放特許情報等提供事業費		195,006	65,434	49,945	46,514	87,035
人員	常勤職員	2	2	2	2	2
国際知財活用フォーラム開催事業費		42,268	14,079	13,473	37,844	45,000
人員	常勤職員	2	2	2	2	2

(注) 投入した資金は共通経費を除いた決算額 (H27年度は見込額) であり、係数は四捨五入している。常勤職員数は併任を含めた延べ人数である。

<中期目標>

開放特許(権利譲渡又は実施許諾の用意のある特許)やリサーチツール特許に関する情報の広く一般への提供及び国内外における知的財産情報の共有、知的財産活用に関する取組の情報交換、知的財産活用に関わる者のネットワーク形成等を行う機会の提供による知的財産情報の活用のための環境整備を行う。

<中期計画>

- 開放特許やリサーチツール特許に関する情報についてのデータベースを提供する。
- 国内外における知的財産情報の共有、知的財産活用に関する取組の情報交換、知的財産活用に関わる者のネットワーク形成等を行う機会としてのセミナーを毎年度1回以上実施する。

<平成23~26年度の業務実績>

(A) 開放特許情報及びリサーチツール特許データベース事業 (概要)

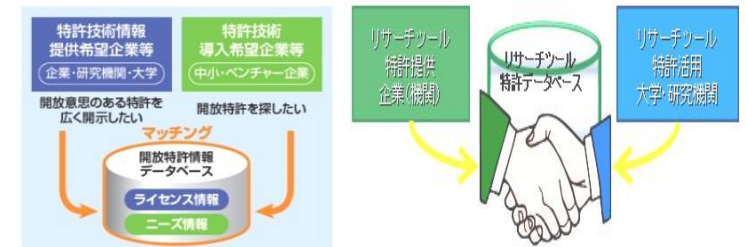
- 情報・研修館では、企業や大学等が保有する特許のうち、中小企業者等へのライセンス等が可能な特許をデータベースに登録し、利用者が容易に検索して権利者とコンタクトできる情報提供インフラとして、「開放特許情報及びリサーチツール特許データベース」のシステムを管理・運用し、新規データ登録活動、開放特許の活用を促進する活動を継続的に実施している(図表A1参照)。
- リサーチツール特許データベースは、内閣府総合科学技術会議が定めた「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」(平成19年3月1日)の実現のために、情報・研修館の事業として平成21年度から開始されたものであって、ライフサイエンス分野のリサーチツールの中でも特許として権利化したものを収録対象としている(図表A1参照)。

(新規データ登録等の取組と利用状況)

- 年間100者以上(企業、公的研究機関、大学・TLO等)を訪問し、開放特許情報等データベースの紹介とライセンス情報の新規・追加登録の促進活動を継続的に行った。
- 平成23年度から26年度の各年度のライセンス情報の新規登録件数は、新規登録促進活動を継続的に続けたにもかかわらず減少傾向が続くとともに、削除件数が新規登録件数より多いため、開放特許情報データベースに掲載する開放特許情報の件数は減少した(図表A2参照)。
- 平成26年度末現在の開放特許情報の分野別件数は、電気・電子分野が最も多く、以下、順に、情報・通信、機械・加工、化学・薬品、食品・バイオと続いている(図表A3参照)。
- 第3期中期目標期間における開放特許情報データベースの利用アクセス数は、年間26~32万回の間で推移し、大きな変動はなかった。

(利用促進に関する取組)

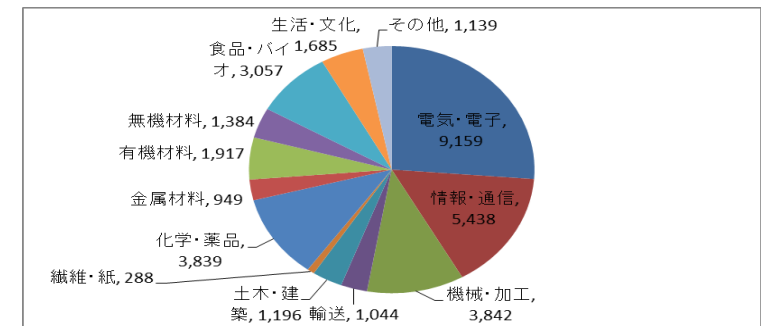
- 開放特許情報データベースの利用促進用の紹介パンフレットを適宜改訂し、全国各地の知財総合支援窓口等を通じて約3万部を配布することによって、開放特許の利用促進を図った。



図表A1. 開放特許情報データベース及びリサーチツール特許データベースの概要

図表A2. 開放特許情報データベースの新規登録件数等の推移

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
新規登録件数	5,601	3,087	2,753	2,527
削除件数	6,584	5,378	6,567	4,287
データベース掲載件数	43,358	41,067	37,253	35,493



図表A3. 開放特許情報データベースの分野別登録件数

- ② 平成24年度からは、SNS等を活用した広報・利用者拡大の取組を行った。
- ③ 自治体が配置する特許流通コーディネーター等に対して、開放特許を利用した中小企業等への技術移転による新たな事業展開事例等の情報提供、コーディネーター間の情報交換とネットワーク形成を促進するため、平成23年度から継続的に毎年1回の頻度で、全国各都道府県で活動している自治体の特許流通コーディネーターを対象とする「自治体コーディネーター等連絡会議」を主催した(図表A4参照)。

図表 A4. 自治体特許流通コーディネーター等連絡会における情報交換と研修の内容(平成23～26年度)

	講演、質疑応答、討議		グループ討議のテーマ	参加者数
	テーマ	講師		
平成23年度	特許流通におけるビジネスプランの概要	石丸特許事務所・所長 石丸 康平氏	シーズ・ニーズの把握について (事例討議)	66名
	特許実施契約について	(一社)発明推進協会・知的財産総合支援グループ 佐々木 勝彦氏		
平成24年度	中小企業の知財活用の現状と技術移転交渉の際の留意点	龍神国際特許事務所・弁理士・ニューヨーク州弁護士 龍神 嘉彦氏	① 自治体特許流通 CD の成果事例の紹介—効果的な活動方法について ② 知財総合支援窓口等の関係機関との連携について ③ 地域における知財活用の現状と課題、今後の自治体特許流通 CD 会議・研修のあり方について	52名
	特許技術の目利きとビジネスプランの作成について	石丸特許事務所・所長 石丸 康平氏		
平成25年度 (第1回)	自治体における知財マッチングの取組について	川崎市役所経済労働局産業政策部・企画課課長補佐 木村 佳司氏 公益財団法人・川崎市産業振興財団・知的財産コーディネーター 西谷 亨氏		52名
	大企業による知財マッチングの取組について	富士通株式会社・知的財産権本部ビジネス開発部長 吾妻 勝浩氏		
	知財マッチングにおける金融機関の役割について	京都リサーチパーク株式会社・成長企業支援部・統括マネージャー 近兼 敏氏		
平成25年度 (第2回)	自治体における知財マッチングの取組について(さいたまモデル)	埼玉県産業技術総合センター・副センター長 鈴木 康之氏 さいたま市産業創造財団 丸山 修司氏		52名
	大企業による知財マッチングの取組について	日産自動車株式会社・経営企画本部・テクノロジービジネス部・部長 岩田 耕一氏		
	知財マッチングの効果的な実施について考える～平成25年度調査事業から～	京都リサーチパーク株式会社・成長企業支援部・統括マネージャー 近兼 敏氏		
平成26年度	自治体での知財マッチング実施状況及び知財活用の取組事例の紹介	徳島県商工労働部新産業戦略課・ものづくり産業担当・主任 佐伯 明典氏 神奈川県産業技術センター・企画部・企画調整室・室長 平林 康男氏 静岡県経済産業部商工業局・新産業集積課・主査 細沢 美奈子氏	① 自治体特許流通 CD の効果的な活動方法についての紹介 ② 自治体の知財活用の取組事例の現状について	51名
	特許流通に関する法規・契約関係に関する基礎知識	(一社)発明推進協会・知的財産総合支援グループ 佐々木 勝彦氏		

- ④ 自治体コーディネーター等連絡会議の研修について、参加者からは「事例が勉強になった」、「先進的な事例をどう自分の地域にインプリメントするかが課題」といった意見があり、情報共有効果は総じて高いものであった。
- ⑤ これらの活用促進に関する取組を進めることにより、データベースの総掲載件数が減少したにもかかわらず、開放特許情報データベースの利用アクセス件数は約29万件の水準を維持した(図表 A5 参照)。

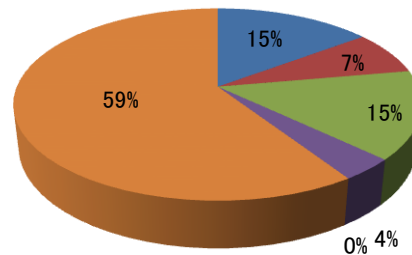
図表A5. 開放特許情報データベースの利用アクセス件数の推移

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
総アクセス数	265,178	295,059	321,069	288,628

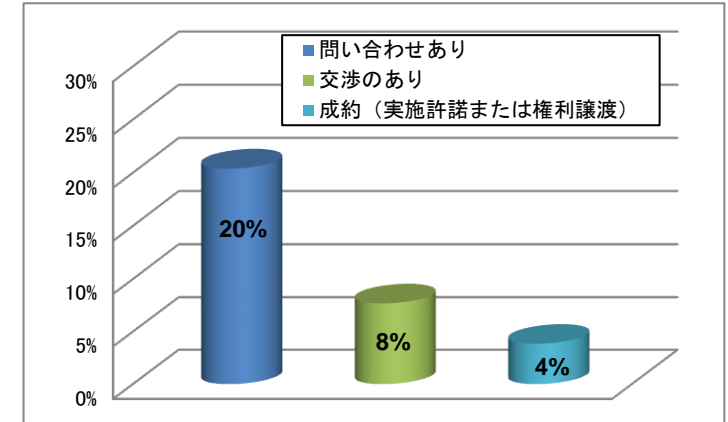
(利用者等に対するアンケート調査の実施と分析)

- ① 平成26年6月24日に閣議決定された「日本再興戦略」2014改訂において、「大学や企業が保有する特許の取引を活性化し、中小企業等による活用・事業化を促進するための機能を強化することを検討する」とされたことを踏まえ、情報・研修館では、開放特許情報データベースの利用促進のための方策等を検討するため、平成26年7～9月に、館内検討会(理事長、本事業の担当部長、担当責任者等がメンバー、委託事業者も適宜オブザーバー参加)を複数回開催し、
- (ア) 利用者にとって使い勝手がよいシステムのあり方
 - (イ) コストパフォーマンスが高く、ユーザビリティに優れたシステム実現に向けた改善方策
 - (ウ) 新規登録を一層促進するための方策
- 等について検討し、システム改善の基本方針を暫定的に定めると同時に、具体的な改善措置等については、利用者アンケート調査等を実施してユーザーニーズを把握することとした。

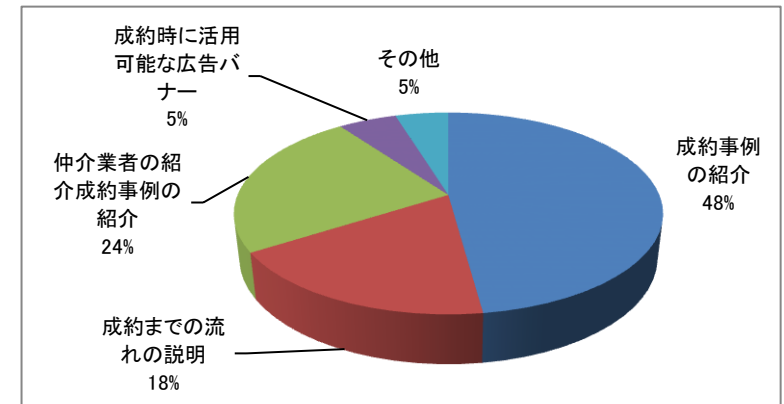
- 自社では、製品化が難しかったが、他社に提供しビジネスチャンスが広がった。
- 活用されずに眠っていた技術から利益を生み出した。
- 研究が主体で、製品化する設備を有していなかったがパートナーが見つかり製品化できた。
- 共同事業を始めるパートナーが見つかった。
- 資金提供してくれる投資家が見つかった。
- 効果は感じられない。



図表A8. 開放特許情報データベースを利用して成約に至った者が感じる効果(登録者アンケートと利用者アンケートの結果より)



図表A7. 開放特許情報データベースに開放特許情報を登録した者に対する他者からの問合せ、交渉、成約の状況(登録者アンケート結果より)



図表A9. 成約を促進すると考える事項(登録者アンケートと利用者アンケートの結果より)

- ② 上記の検討結果を踏まえて、平成26年度に開放特許情報を登録している者、データベースを利用する者に対してアンケート調査実施したところ、アンケート結果の要点は、下記の(ア)～(オ)のようなものであった。
- (ア) 開放特許情報の登録者のうち、約20%には何らかの「問合せ」があり、8%は「交渉した」ことがあり、「成約した」は約4%である(図表 A7 参照)。
 - (イ) 成約した者が感じている効果について調査したところ、まだ「効果を感じない」者が過半数を占めるものの、40%を超える者が何らかの「ビジネス上の効果」を感じている(図表 A8 参照)。
 - (ウ) 成約を促進するには、「成功事例の紹介」、「成約までの流れの説明」、「仲介者の紹介」等が効果的と考えている(図表 A9 参照)。
 - (エ) 開放特許情報データベースの利用者は、現行システムの検索機能について様々な改善要望をもっている(図表 A10 参照)。
 - (オ) 他にも30項目近くの改善要望がある。

図表 A10. 開放特許情報データベースの検索機能に関する改善要望

検索機能の改善要望	回答数	割合(%)
現行のキーワード検索、文章検索の機能に加え、IPC 分類検索の機能を付加してほしい	70	13.7
現行のキーワード検索において、入力したキーワードの類義語を類義語辞書を参照して自動生成するようにし、類義語も含めた幅広い検索ができるようにしてほしい	124	24.3
新着の開放特許が登録されたときに、登録者に対してメール等でお知らせする機能を付加してほしい	79	15.5
ニーズ情報検索ではあまりヒットしないことが多いので、入力したキーワードの類義語辞書を参照して類義語を自動生成するようにし、類義語も含めた幅広い検索ができるようにしてほしい。できれば、類義語辞書のオン・オフボタンも付けて検索者が自由に操作できるようにしてほしい	79	15.5
合 計	352	69.0

- ③ 〇情報・研修館としては、アンケート結果を活用して開放特許情報データベースの利用が一層促進されるよう、平成27年度予算を確保し、順次実現を図ることとした。
- ④ 情報・研修館では、ユーザーの知財活用を促進するため、知財取引事業者の登録を促し、知財取引業・事業者一覧をホームページで公開している。平成26年度末の登録事業者数は169であった。

図表 A11. 情報・研修館に登録した知財取引業・事業者の地域別分布

地 域	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州・沖縄	合 計
知財取引業・事業者数	2	4	107	15	29	4	1	7	169

(リサーチツール特許データベースの利用促進等の実績)

- ① ライフサインス分野のリサーチツールの中で特許として権利化したものを収録対象とするリサーチツール特許データベースの利用者による検索回数は、着実に増加している(図表 A12 参照)。
- ② リサーチツール特許データベースに、特許を登録している機関への特許登録促進を行ったものの、登録削除されるものもあって登録件数は、500～600件の間で推移した。
- ③ リサーチツール特許を登録している機関は、大学・TLO が最も多く、学術研究機関、企業の順となっている(図表 A13 参照)。

図表 A13. リサーチツール特許を登録している機関の数

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
大学・TLO	42	41	40	41
学術研究機関	10	11	16	16
企業	8	8	6	7
合 計	60	60	62	64

- ④ リサーチツール特許データベースの利用促進のため、紹介パンフレットを適宜改訂し、関係機関に配布し、利用促進を図った。

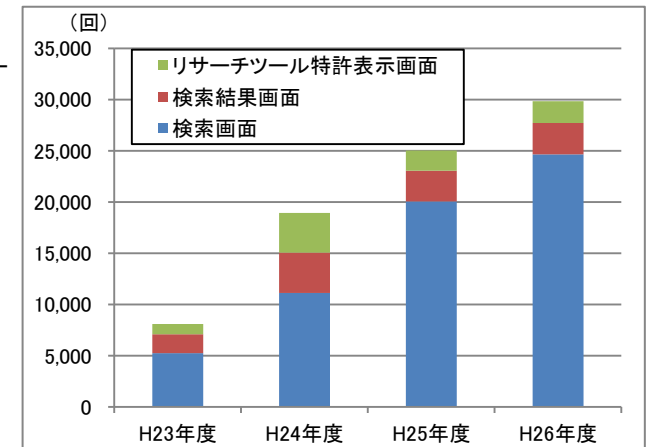


表 A12. リサーチツール特許データベースの検索回数の推移

(B) 大規模フォーラムの開催による最新情報提供とネットワーク構築支援事業

(概要)

- ① 第3期中期目標で掲げるように、我が国の知財活用を促進するため、国内外における知財活用の先進的な取組の情報共有、知財活用に関わる者のネットワーク形成等の機会を提供するため、情報・研修館の主催によって大規模フォーラムを企画し、開催することとなっている。
- ② 情報・研修館では我が国産業におけるグローバル・イノベーション創出における取組や課題を知的財産戦略の面から捉え、最新動向や基本的な考え方を提供し、参加者との情報共有を図るため、企業等からの話題提供と有識者の見解提示等を重視した講演とパネルディスカッションを中心にプログラムを企画することとしている。

(大規模フォーラムの企画・開催等の事業実績)

- ① 情報・研修館は、毎年度、グローバル知財戦略とグローバル知財活用にマッチした企画を立て、大規模フォーラムを開催した(図表 B1 参照)。

図表 B1. 情報・研修館が実施母体となって開催した大規模フォーラムの概要

年度	名称	特別講演等のテーマと演者	パネルセッション等のテーマ	モデレータ
H23	国際知的財産活用フォーラム	特別講演 『大学教員にとつての知財の効用と苦悩:個人的体験から』 講演者:細野秀雄氏(東工大・教授) オープニングフォーラム 『我が国産業の将来像と今後のイノベーションの姿』 司会:澤井敬史氏(経団連・知財委員会・企画部会長代行) 出演者:細野秀雄氏(東工大・教授)、江崎浩氏(東大・教授)、竹井淳氏(インテル(株)・技術政策推進本部・本部長)、井上博史氏(次世代プリンテッドエレクトロニクス技術研究組合・専務理事)	先進的な取組と知財マネジメント ～現状・課題・解決～	有信睦弘氏(東大・監事)
			国際競争力を高める知財総合戦略	渡部俊也氏(東大・教授)
			中堅・中小・ベンチャー企業における多様な取組と諸課題 ～課題解決に向けて～	石田正泰氏(青山学院大・特別招聘教授)
			日本産業の将来を創る産学連携と知財マネジメント	三木俊克(情報・研修館・理事 長)
H24	国際知的財産活用フォーラム	特別講演1 『ものづくり再考と日本企業の今後の方向性』 講演者:吉川良三氏(東大・特任研究員:日韓 IT 経営協会会長) 特別講演2 『新興国における日本企業の市場獲得と現地化』 講演者:堺井啓公氏(旭硝子(株)・日本・アジア事業本部・ソーラー・産業事業部・新市場開発グループ・主幹)	海外事業の成功に向けた戦略	渡部俊也氏(東大・教授)
			海外事業展開に向けた課題(知財等)	鮫島正洋氏(内田・鮫島法律事務所・弁護士・弁理士)
			海外ビジネスと知財人材	久慈直登氏(日本知的財産協会・専務理事)
			オープンイノベーションに資する国際的産学官連携	橋本正洋氏(早大・教授)
H25	国際知的財産活用フォーラム	特別講演1 『Honda のグローバル経営と知財ーグローバル事業展開で知財の果たした役割』 講演者:山本芳春氏(本田技研工業(株)・取締役・専務執行役員、(株)本田技術研究所・代表取締役社長・執行役員) 特別講演2 『知財マネジメントが主役になる時代の登場 =オープン&クローズの知財思想が必要となった=』 講演者:小川紘一氏(東大・政策ビジョン研究センター・シニアリサーチチャー)	企業におけるグローバルビジネスの展開及び知的財産戦略	渡部俊也氏(東大・教授)
			知的財産を活かしてグローバルに展開する中小企業の成長戦略	土生哲也氏(土生特許事務所・所長・弁理士)
			グローバル知財マネジメント人材像を考える	石井正氏(大阪工大・名誉教授:深見特許事務所・副会長・弁理士)
			グローバル展開を実践する大学発ベンチャーの知財戦略	松田修一氏(早大・名誉教授)

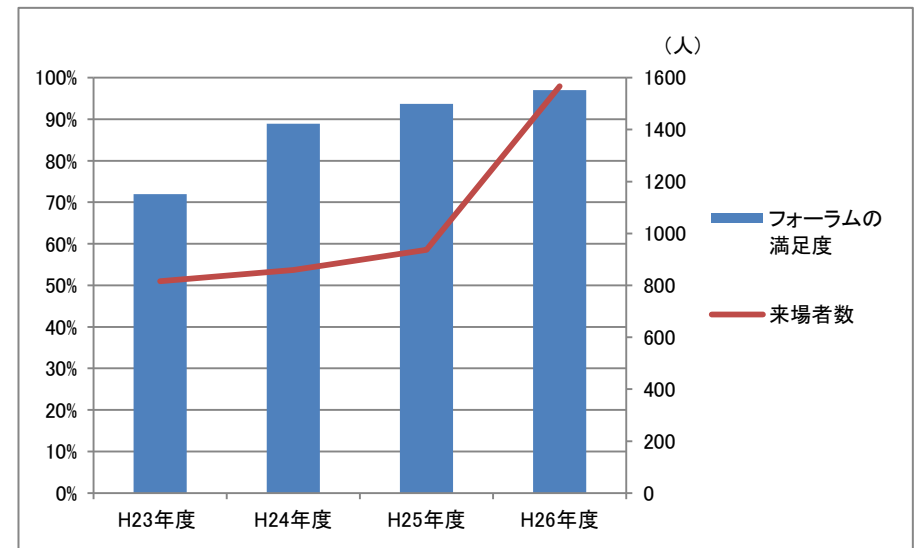
H26	グローバル知財戦略フォーラム	特別セッション 『グローバルビジネスを可能にする知財マネジメント～日本企業の知財戦略は、世界のビジネスモデルに通用するか～』 司会：妹尾堅一郎氏（特定非営利活動法人産学連携推進機構・理事長） 出演者：長澤健一氏（キヤノン（株）・取締役・知的財産法務本部長）、柳生一史氏（味の素（株）・上席理事・知的財産部長）、上野剛史氏（日本アイ・ピー・エム（株）・理事・知的財産部長）	オープン&クローズ戦略の実践	渡部俊也氏（東大・教授）
			世界を目指す中小企業・地域の知財活用策	鯨島正洋氏（内田・鯨島法律事務所・弁護士・弁理士）
			人的資源管理とグローバル知財人財の養成	高倉成男氏（明治大・教授）
			グローバルベンチャーにおける知財と資金調達	古賀智敏氏（同志社大・特別客員教授・神戸大・名誉教授）
			各国における産学連携の現状	山本貴史氏（（株）東大 TLO 代表取締役社長兼 CEO）
			いかに技術移転のプロフェッショナルを育成するかー各国の取組み	加藤浩介氏（阪大・産連本部・総合企画推進部・助教）
			（特別企画）国際的な知財情報と知財戦略	（特許庁）
（特別展示）特許情報プラットフォーム	（情報・研修館）			

② グローバル化時代のなかで海外展開を目指す我が国企業の事業戦略、それを支えるグローバル知的財産戦略、グローバルな産学官連携、グローバル知財人財の育成等について先進的な取組を展開している大企業、中堅・中小企業及びベンチャー企業等の考え方や取組事例の紹介、グローバルビジネスと知財戦略に係る分野の研究者・有識者からの話題提供等によって、フォーラム参加者が今後のグローバルな知財活用を考え、議論し、実践していくことを促す場として大規模フォーラムを開催した結果、以下のように多数の参加者を得た。

- ◇ 国際知的財産活用フォーラム2012 参加者816名
- ◇ 国際知的財産活用フォーラム2013 参加者859名
- ◇ 国際知的財産活用フォーラム2014 参加者937名
- ◇ グローバル知財戦略フォーラム2015 参加者1,567名（1日目：1,057名、2日目：510名）

（参加者アンケートの結果）

- ① 情報・研修館は、毎年度、大規模フォーラムの参加者に対しアンケート調査を実施し、当該年度のフォーラムの満足度だけでなく要望等も収集・把握し、次年度の企画に活かすこととした。
- ② 平成24年度のフォーラムからは、前年度フォーラムのアンケート票に記載された要望等にも可能な限り応え、さらに開催1箇月前に情報・研修館のフォーラム担当者と理事長も参加のもとに、モデレータとパネリストの事前打ち合わせ会を理事長室で実施し、当日のパネルでの論点整理を行った。こうした準備活動を重ねたところ、フォーラム参加者の満足度は年々高まった（図表 B2 参照）。



図表 B2. 大規模フォーラムの参加者満足度の推移

	<p><特筆すべき取組または成果></p> <p>(A) 開放特許情報及びリサーチツール特許データベース事業</p> <p>① 開放特許情報データベース及びリサーチツール特許データベース事業において、情報・研修館では、情報提供の基盤インフラの1つである当該システムを適切に管理・運用することを第一義的に重視しつつも、広報と利用促進にも注力し、新たに SNS 等を利活用した広報・利用者拡大の取組を行った。</p> <p>② 一般的な広報に加え、自治体が配置する特許流通コーディネーター等を対象とする「自治体コーディネーター等連絡会議」を毎年開催し、最新の取組事例の共有と自治体特許流通コーディネーター間のネットワーク形成を促し、地方における活用を促した。</p> <p>③ さらに、「日本再興戦略」2014改訂(平成26年6月24日閣議決定)の方針を受け、情報・研修館では直ちに開放特許情報データベースの利用促進を図るために館内検討会を重ね、その検討結果に基づき、同データベースの登録者、検索・閲覧して活用を目指す利用者に対してアンケート調査を実施し、開放特許情報データベースの利用実態と利用効果の把握(図表 A7 参照)、ユーザーの要望等の把握(図表 A8、A9、A10 参照)に取り組んだ。把握したデータにもとづき、ユーザーサービスの質を段階的に向上するため、平成27年度の予算を確保した。</p> <p>④ リサーチツール特許データベースは、収録件数が少ないもののライフサイエンス分野の機関等を中心に広報した結果、検索回数が年々増加した(図表 A12 参照)。</p> <p>(B) 大規模フォーラムの開催による最新情報提供とネットワーク構築支援事業</p> <p>① 情報・研修館では、800～1,000名規模の参加者が得られるよう、最新の国際的財産活用フォーラム(平成23～25年度)、グローバル知財戦略フォーラム(平成26年度)を確実に開催した(図表 B1参照)。</p> <p>② フォーラムのプログラムを工夫することにより、参加者は年々増加した。また、フォーラム参加者の満足度も増加傾向を示し、平成25年度以降は90%以上の参加者が「満足である」との高い評価を得た(図表 B2 参照)。</p>				
<p><評価の視点></p> <p>① 中期目標・中期計画で掲げる取組は確実に実施したか。</p> <p>② 中期目標・中期計画で掲げる成果指標または活動指標に関する数値目標は達成したか。</p> <p>③ 高い評価に値する特筆すべき成果があるか。</p> <p>④ 中期目標・中期計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p>	<p><自己評価></p> <p>① 開放特許情報データベース及びリサーチツール特許データベース事業、大規模フォーラム開催による最新情報提供とネットワーク構築事業の両方において、中期目標・中期計画で掲げる取組は全て確実に実施した。</p> <p>② 中期目標・中期計画で掲げる成果指標または活動指標は不明確なものであったが、開放特許情報データベースの収録件数は常時3万件以上を維持すること、大規模フォーラムに関しては中期目標期間の終了時まで1,000名を越える参加者を得ることを目標としたところ、平成26年度現在でこれら2つの目標は共に達成されている。</p> <p>③ 大規模フォーラムでは、毎年、企画内容を改善し、参加者の満足度90%以上(平成26年度実績値)を得た。</p> <p>④ 中期目標・中期計画で掲げる取組以外に、「日本再興戦略」2014改訂(平成26年6月24日閣議決定)において「大学や企業が保有する特許の取引を活性化し、中小企業等による活用・事業化を促進するための機能を強化することを検討する」とされたことを受け、情報・研修館として自主的に館内検討会を重ね、ユーザーの要望等の把握を行い、平成27年度予算の確保を行うなど、中期目標で掲げる“知的財産情報の活用のための環境整備”に向けた取組を強化した。</p> <table border="1" data-bbox="591 1070 2154 1209"> <thead> <tr> <th data-bbox="591 1070 757 1102">自己評価</th> <th data-bbox="757 1070 2154 1102">理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="591 1102 757 1209">A</td> <td data-bbox="757 1102 2154 1209">中期目標・中期計画で掲げる取組を全て確実に実施した上で、開放特許情報データベース事業では新たな政策課題に対して迅速な対応をするなど独立行政法人に与えられた柔軟な組織業務運営権限を活かした取組をしたこと、大規模フォーラム開催等事業では企画内容の改善を続けることによって参加者の増加と参加者の満足度向上を実現したこと等のため「A」とした。</td> </tr> </tbody> </table>	自己評価	理由	A	中期目標・中期計画で掲げる取組を全て確実に実施した上で、開放特許情報データベース事業では新たな政策課題に対して迅速な対応をするなど独立行政法人に与えられた柔軟な組織業務運営権限を活かした取組をしたこと、大規模フォーラム開催等事業では企画内容の改善を続けることによって参加者の増加と参加者の満足度向上を実現したこと等のため「A」とした。
自己評価	理由				
A	中期目標・中期計画で掲げる取組を全て確実に実施した上で、開放特許情報データベース事業では新たな政策課題に対して迅速な対応をするなど独立行政法人に与えられた柔軟な組織業務運営権限を活かした取組をしたこと、大規模フォーラム開催等事業では企画内容の改善を続けることによって参加者の増加と参加者の満足度向上を実現したこと等のため「A」とした。				
	<p><課題と対応></p> <p>① 開放特許情報データベースの利便性を高めることが喫緊の課題となっており、効果的な予算措置によって段階的にユーザーニーズに応える方針としている。</p> <p>② 大規模フォーラムについては、ユーザーの満足度を維持することが課題であり、引き続き、各界各層の意見聴取を続け、企画をすることが求められる。</p>				

中項目	3. 知的財産関連人材の育成	<p>知的財産に関連する行政の円滑な実施及び知的財産関連人材の充実を図るため、特許庁が有する専門的な知識、経験及びノウハウを提供すること等を通じて、知的財産立国の担い手である知的財産関連人材の育成を推進する。</p> <p>なお、審査官・審判官等特許庁職員に対する研修及び民間企業等の知的財産人材の育成のための研修については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づき業務の実施主体を含め抜本的な見直しに向けた検討を行うことを踏まえ、見直しまでの間については、引き続き情報・研修館において着実に各種研修業務を実施することとする。</p>	年度	H23	H24	H25	H26	H27
			自己評価	—	—	—	A	
			最終評価	B	A	A		

小項目	[人材育成業務]人材育成業務の着実な実施 (1) 特許庁職員に対する研修
-----	---

<投入した資金・人員>

図表1. 投入した資金(千円)及び人員(人)

事業名	経費内訳	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
特許庁職員に対する研修費		121,035	127,806	128,279	141,066	177,102
人員	常勤職員	8	8	8	8	8

(注) 投入した資金は共通経費を除いた決算額（H27年度は見込額）であり、係数は四捨五入している。常勤職員数は併任を含めた延べ人数である。

<中期目標>
特許庁の業務を円滑に遂行するため、知的財産政策を取り巻く環境の変化に対応しつつ、特許庁職員の育成研修を着実に実施する。

<中期計画>
特許庁職員に対する研修の実施にあたっては、以下の点を踏まえつつ着実に実施する。

- ・実務実習を取り入れるなど特許庁職員の実践的な能力を強化すること。
- ・知的財産関係者と合同で研修を実施する機会を確保し、相互の研修効果を高めること。
- ・講師の充実及び効果的かつ効率的なカリキュラムの策定をすること。
- ・研修を実施する立場から、研修に対する要望を的確に把握し、研修内容に反映させること。
- ・eラーニングによる学習教材を積極的に活用すること。

研修生に対するアンケート調査において、「有意義だった」との評価を毎年度平均で80%以上の者から確保するとともに、100%を目指すこととする。

<平成23～26年度の業務実績>
(A) 審査系職員研修

(概要)

- ① 審査官の資格は、政令(特許法施行令第4条)で定められており、情報・研修館における所定の研修課程を修了したものであることが条件の1つとなっている。なお、通常採用審査官補と任期付審査官補では、審査官昇任までの期間が異なる(図表 A1 参照)。なお、情報・研修館では、一連の審査系職員研修(図表 A2 参照)を提供している。
- ② 審査官に昇任すると、昇任2年目以降に「審査応用能力研修1」、昇任4年目以降に「審査応用能力研修2」を受講することとなっている。
- ③ 上席審査官への昇任や審査部管理職に昇任すると、事務系職員研修で提供されている「管理者研修」等を受講する。

(研修の着実な実施、研修効果を向上するための取組)

- ① 第3期中期目標期間に、情報・研修館は審査系職員研修において、特許庁が受講を指定する者と希望者の全員を受入れ、研修の実施と研修実施に伴う付随業務(例えば、実施要領の作成と募集、受講生決定の通知・管理等に係る業務、教室及び講師の手配、教材等の準備、出席及び成績の管理、受講生アンケート調査、講師アンケート調査及び修了認定等)を着実に実施した(図表 A2 参照)。
- ② 平成26年度から任期付職員(特許審査官補)の採用が再開されたため、同年4月から任期付職員初任研修を再開した(図表 A2 参照)。
- ③ 審査官補に対する法定研修以外の審査系職員研修については、知的財産政策を取り巻く環境の変化に対応して、特許庁審査部の研修委員会(情報・研修館からは人材開発統括監と研修部長がオブザーバ参加)の審議・決定に基づき、平成24年度から「審査系マネジメント能力研修」、平成25年度から「商標審査官補スキルアップ研修」を実施した(図表 A2 参照)。

通常採用審査官補の研修

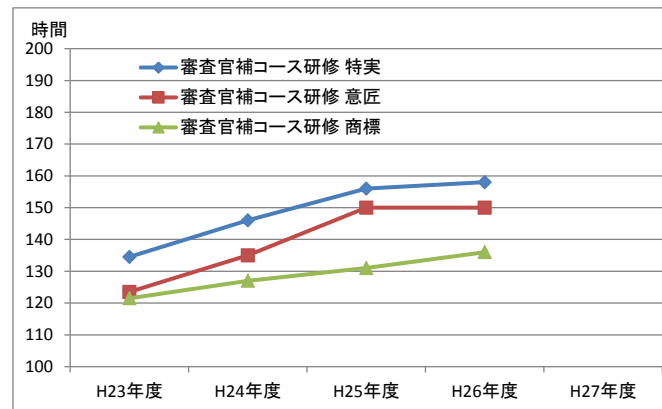
任期付審査官補の研修

図表 A1. 特許審査官に昇任するまでの研修プロセスの概要

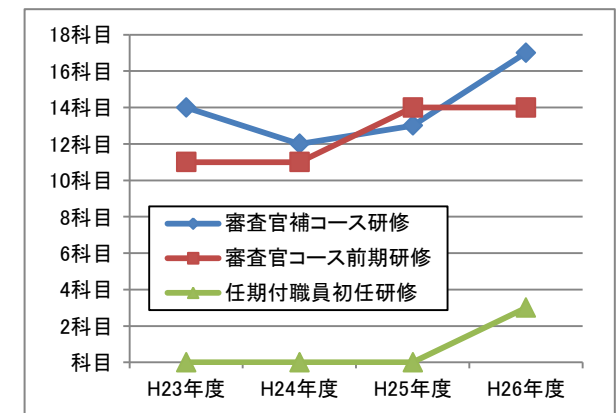
図表 A2. 審査系職員研修の実施状況（太線で囲んだ研修は第3期中期目標期間に増設した研修である）

研 修 名	受 講 生 数											
	H23 年度			H24 年度			H25 年度			H26 年度		
	特実	意匠	商標	特実	意匠	商標	特実	意匠	商標	特実	意匠	商標
1. 審査官補コース研修	36	2	3	34	2	4	23	1	1	39	2	6
2. 任期付職員初任研修										74		
3. 審査官コース前期研修	52	4	10	41	2	3	38	2	4	103	1	1
4. 審査官コース後期研修	50	6	11	48	2	4	37	1	6	35	1	5
5. 審査应用能力研修1	169	2	4	99	1	8	57	1	2	41	1	3
6. 審査应用能力研修2	136	2	4	136	0	4	154	0	4	72	0	4
7. 審査系マネジメント能力研修				58	0	0	37	2	6	32	0	10
8. 商標審査官補スキルアップ研修										3		
9. 審判官コース研修	45	3	7	52	0	4	60	0	3	27	2	0
受講生 計	488	19	39	468	7	27	406	7	26	423	7	32

- ① 審査官補コース研修、審査官コース前期研修、同後期研修、審査应用能力研修等においては、実務実習を取り入れるなど実践的な能力育成を推進するため、講義・演習時間も増加した(図表 A3 参照)。
- ② 研修効果を向上するため、審査官補コース研修、審査官コース後期研修及び審査应用能力研修2においては、民間等の知的財産関係者との合同研修とし、両者の間の議論・意見交換等による研修効果の向上を図った。
- ③ 通常の研修に加えて、eラーニング教材を受講科目の予習・復習等に活用することにより、受講生の理解を深めるための取組を推進した(図表 A4 参照)。

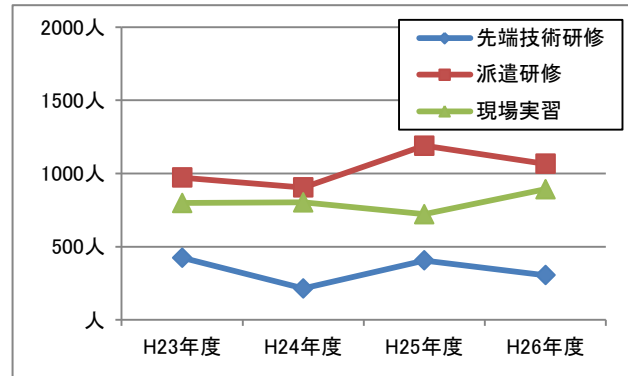


図表 A3. 審査系職員研修の講義・演習時間の推移

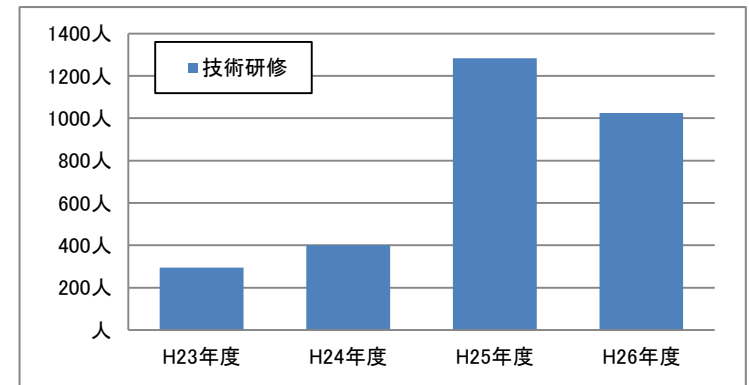


図表 A4. 審査系職員研修におけるeラーニング教材活用

- ① 学協会等が主催する学術講演会、研究会等に審査官等を研修出張派遣し、最新の技術動向を把握させる機会を提供した(図表 A5 参照)。
- ② 図表 A2 に示した研修に加え、審査官に先端技術に関する知識習得機会を提供するための「技術研修」を第3期中期目標期間に継続的に拡充した(図表 A6 参照)。
- ③ 技術分野の最新知識の習得を推進するために実施する⑦～⑧の取組に加え、審査の国際化に対応するため、「語学研修」(詳細は66ページに記載)を拡充した。



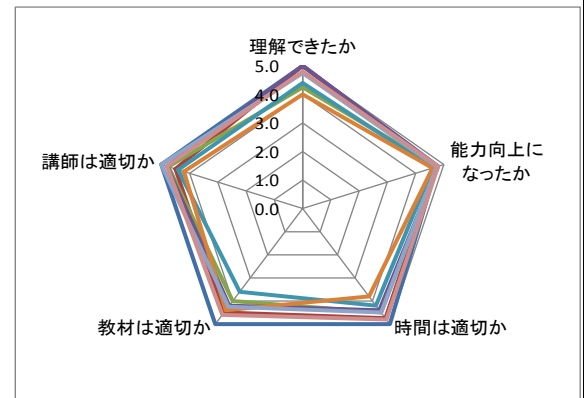
図表 A5. 審査系職員に対する学術講演会等の研修出張派遣の状況



図表 A6. 審査系職員研修における技術研修の実施状況

(研修効果の確認、受講生アンケート調査等の取組)

- 平成23年度から平成26年度にわたって、研修成績等も勘案しながら研修効果を向上するために実施した取組の有効性を調べたところ、第3期中期目標期間の新たな取組は着実に効果を上げていることを確認した。
- 全ての審査系職員研修科目で受講生アンケートを実施し、全ての受講生からアンケート票を回収し、科目履修後の受講生の「理解度」、「能力向上度」、「講師の指導適切性」、「教材の適切性」、「研修時間の妥当性」等を分析したところ、5段階評価の4点以上、すなわち「良い」以上と評価する受講生が第3期中期目標期間の全課程・科目において98%以上となった(図表 A7に一部結果を例示)。
- 平成24年度から、受講生アンケートに加え、受講後の受講生ヒアリングを導入し、受講生の要望を聴取し、継続的な改善を行った(詳細は70ページに記載)。



図表 A7. 受講生アンケート結果の例
(審査官補コース研修の中の7つの演習科目の結果)

(B) 審判系職員研修

(概要)

- 審判官の資格は、政令(特許法施行令第5条)で定められており、審査官昇任後6年日以降に情報・研修館の所定の研修課程(審判官コース研修)を修了したものであることが条件の1つとなっている。
- 情報・研修館では、審判官資格を取得し、実際に審判官の業務に就く者に対する審判系職員研修(図表 B1 参照)を提供している。
- また、民事訴訟法等の審判実務を遂行するために必要な法律知識を修得するための審判官法律研修を提供している。

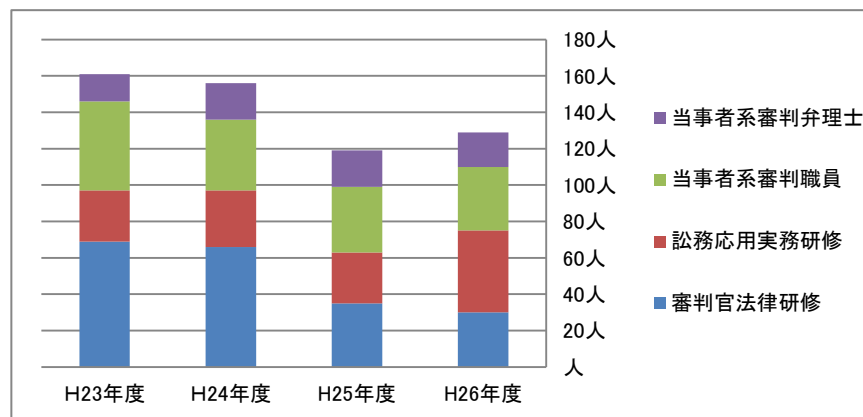
(研修の着実な実施、研修効果を向上するための取組)

- 情報・研修館では、審判系職員研修において、特許庁が受講を指定する者と希望者の全員を受入れ、研修の実施と研修実施に伴う付属実務(例えば、実施要領の作成と募集、受講決定者の通知・管理等に係る業務、講義・演習会場の手配、講師の手配、出席管理、成績管理、受講生アンケート調査、講師アンケート調査及び修了認定等の一連の業務等)を着実に実施した(図表 B1 参照)。

図表 B1. 審判系職員研修の実施状況

研修名	研修のねらい	受講生数			
		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
当事者系審判研修	当事者系審判に特有な手続、審理を円滑に進めるための知識の修得	64	59	56	54
訟務・応用実務研修	実践的な知識や能力を有する指定代理人を育成するとともに、必要なリーガルマインドを養成し、法的分析力、実務応用能力等の維持及び向上	28	31	28	45
審判官法律研修	主に新任審判官を対象とし、審判事件の審理に当たって必要とされる民事訴訟法を中心とした法律を修得し、審判官の法的な素養の向上及び審理訴訟業務等の充実	69	66	35	30
受講生 計		161	156	119	129

- ② 当事者系審判研修において、知的財産関係者(弁理士)と合同で研修を実施する機会を設け、相互の研修効果を高める取組を推進した(図表 B2 参照)。



図表 B2. 審判系職員研修の実施状況(受講生数)

(研修効果の確認、受講生アンケート調査等の取組)

- 平成23年度から平成26年度にわたって、研修成績等も勘案しながら研修効果を向上するために実施した取組の有効性を調べたところ、第3期中期目標期間の新たな取組は着実に効果を上げていることを確認した。
- 全ての審判職員系研修科目で受講生アンケートを実施し、全ての受講生からアンケート票を回収し、科目履修後の受講生の「理解度」、「能力向上度」、「講師の指導適切性」、「教材の適切性」、「研修時間の妥当性」等を分析したところ、5段階評価の4点以上、すなわち「良い」以上と評価する受講生が第3期中期目標期間の全課程・科目において98%以上となった(詳細は70ページに記載)。

(C) 事務系職員研修

(概要)

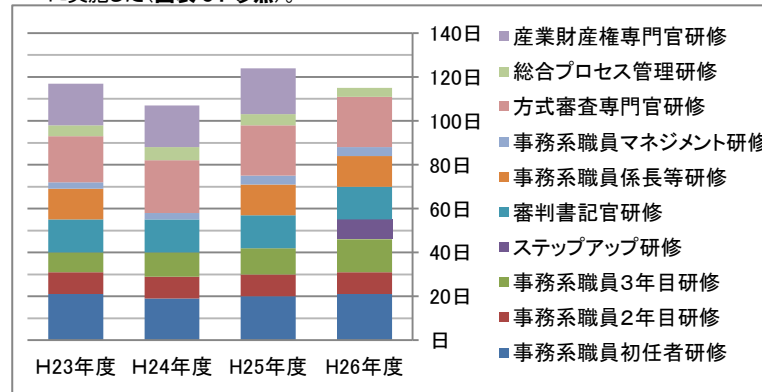
- 情報・研修館は、事務系職員を対象とする研修を提供している。
- 審判書記官の資格は、政令(特許法施行令第6条)で定められており、情報・研修館の所定の研修課程(審判書記官研修)を修了した者であることが条件の1つとなっている。

図表 C1. 事務系職員研修の実施状況（太線で囲んだ研修は第3期中期目標期間に廃止または新設した研修である）

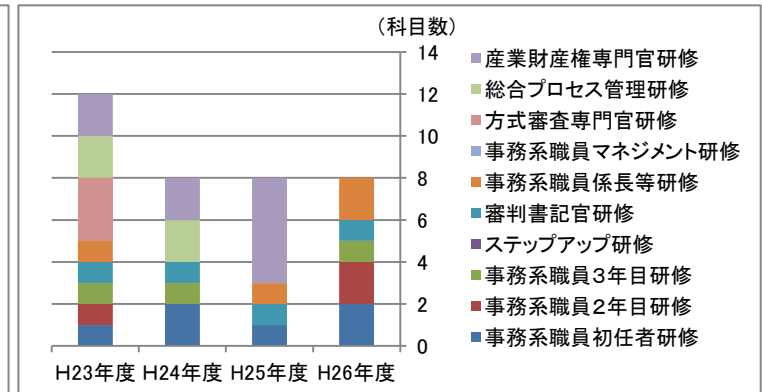
研修名	研修のねらい	受講生数			
		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
事務系職員初任者研修	国家公務員として有すべき基礎知識及び特許庁職員として必要な産業財産権行政に関する基礎知識の修得	15	15	7	18
事務系職員2年目研修	特許庁事務系職員として必要な産業財産権関係法令、条約及び行政官として必要な基礎的法令の修得	40	16	15	7
事務系職員3年目研修	中堅の係員として必要な特許庁の役割・機能の理解並びに職務遂行能力の向上及び産業財産権行政に関する知識の修得	18	22	15	16
事務系職員係長等研修	係長又はこれと同等の職としての職務遂行に必要な企画、プレゼンテーション及びマネジメント能力の向上	13		12	5
事務系マネジメント研修（上級係長級）	係長等昇任後3年目以降の職員を対象に、そのポストに必要なマネジメント能力の強化、セルフマネジメント能力の向上	21	9	10	10
方式審査専門官研修	方式審査専門官、登録官及び登録専門官として必要な産業財産権関係の出願等の方式審査等に関する専門知識の修得	13	12	7	8
審判書記官研修	審判書記官として必要な産業財産権関係の審判手続に関する専門知識の涵養、能力・見識の修得	4	5	5	9
産業財産権専門官研修	中小企業等における産業財産権の創造・保護・活用の支援に関する専門知識の修得	4	4	6	
事務系ステップアップ研修	知識の幅を広げ、専門性を強化（H26年度は中小企業関連のテーマ）				14
総合プロセス管理研修	知財を巡る内外の環境変化への柔軟な対応を担う人材として、任務遂行プロセスを総合的に管理し、かつ更新できる能力、見識の修得	15	10	11	12
受講生計		143	93	88	99

（研修の着実な実施、研修効果を向上するための取組）

- ① 情報・研修館では、事務系職員研修において、特許庁が受講を指定する者と希望者の全員を受入れ、研修の実施と研修実施に伴う業務（例えば、実施要領の作成と募集、受講生決定の通知、管理等に係る業務、教室及び講師の手配、教材等の準備、出欠及び成績の管理、受講生アンケート調査、講師アンケート調査及び修了認定等）を着実に実施した（図表 C1 参照）。



図表 C2. 事務系職員研修の実施状況(日数)



図表 C3. 事務系職員研修の講師変更科目数

- ② 平成26年度に「産業財産権専門官研修」を見直し、特許行政を担う事務系職員の知識や知見の更なる向上を目的とした「事務系ステップアップ研修」を新設し、平成26年度は日本経済の成長と地域経済を支える中小企業に対する支援施策について理解する内容とした。また、「産業財産権専門官研修」の一部科目については、「事務系3年目研

- 修」へ振り分けるなどカリキュラムの構成を一部改訂しながら、本務への影響が最小限になるように研修実施日数の増加を防ぐ取組を実施した(図表C2参照)。
- ③ 研修内容の修正や高度化に対応するため、必要に応じ、研修講師も適宜変更した。例えば、科目「経済産業行政」では、従来は係長クラスの講師を登用していたが、平成25年度から経済産業省勤務経験のある管理職クラスの講師に変更し地方自治体勤務や海外勤務経験等の豊富な行政経験をもとにした講義内容に変更した(図表C3参照)。

(研修効果の確認、受講生アンケート調査等の取組)

- ① 平成23年度から平成26年度にわたって、研修成績等も勘案しながら研修効果を向上するために実施した取組の有効性を調べたところ、第3期中期目標期間の新たな取組は着実に効果を上げていることを確認した。
- ② 全ての事務系職員研修科目で受講生アンケートを実施したところ、「良い」以上と評価する受講生が全課程・科目において98%以上となった(詳細は70ページに記載)。

(D) 管理者研修、及びメンタルヘルス、服務規律、ライフプラン等に関する研修

(概要)

- ① 情報・研修館は、管理職員を対象とする研修(図表D1参照)を提供することとなっている。
- ② 情報・研修館は、第3期中期目標期間をとおして、管理職や一般職員を対象とするメンタルヘルス、服務規律、ライフプラン等に関する研修(図表D2参照)を提供している。

(研修の着実な実施、研修効果を向上するための取組)

- ① 管理者研修の課長・室長級研修と課長補佐級研修を、それぞれ年1回と年3回開催し、中期目標期間の受講生は、それぞれ延べ155名と延べ463名であった(図表D1参照)。
- ② 管理職メンタルヘルス研修と管理職服務規律研修を毎年1回開催し、中期目標期間の受講生数は、それぞれ延べ143名、延べ352名であった(図表D1参照)。
- ③ メンタルヘルス研修とライフプラン講習会はそれぞれ年2回、年3回の頻度で開催し、中期目標期間の受講生数はそれぞれ延べ154名、延べ389名であった(図表D1参照)。
- ④ セクシュアル(パワー)・ハラスメント研修を平成25年度に1回開催し、24名が受講した。

図表 D1. 管理者研修の実施状況

研修名	研修のねらい	受講生数			
		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
管理者研修 (課長・室長級)	管理者として必要な知識、職場内での問題解決能力、部下の育成と組織の適切な管理能力の修得	38	34	28	55
管理者研修 (課長補佐級)	管理者として必要な知識、職場内での問題解決能力、業務の的確な遂行能力の修得	136	110	116	101
受講生計		174	144	144	156

図表 D2. メンタルヘルス、服務規律、ライフプラン等に関する研修の実施状況

研修名	研修のねらい	受講生数			
		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
管理職メンタルヘルス研修	部下を有する新任管理職等を対象に、職場内でのメンタル管理及び職場復帰の際の対応方法等を修得	33	36	42	32
管理職服務規律研修	管理職を対象に服務規律並びに倫理法・規則の遵守に係る管理職としての役割を再認識	-	112	118	122
メンタルヘルス研修	メンタルヘルスを考慮した健康管理の在り方を修得	36	55	38	25
ライフプラン講習会	中高年層の職員を対象に、退職準備及び生涯生活設計の構築等、退職後のセカンドライフを考える上での参考情報の提供	102	136	95	56
セクシュアル(パワー)・ハラスメント研修	職場内におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの防止するための意識向上	-	-	24	-
受講生計		171	339	317	235

(E) 国際化への対応能力の向上のための研修

(概要)

- ① 情報・研修館は、国際化への対応能力を向上するための研修(語学研修)を提供しており、集合型研修は特許庁または情報・研修館内で実施、通学型研修は語学研修機関で実施、通信型研修は通信教育サービス機関を利用して実施している。
- ② 短期集中型研修は、長期外国出張や長期外国勤務者のために集中的に行う研修である。

(研修の着実な実施、研修効果を向上するための取組)

- ① 特許庁の審査系職員、審判系職員及び事務系職員の業務スタイルに対応するため、中期目標期間にわたって多様なタイプの語学研修を提供した(図表 E1 参照)。
- ② 集合型研修においては、「リーディングコース」「オールラウンドコース」「ライティングコース」「国際業務コース」「国際条約(商標)コース」「第二外国語コース」「第二外国語リーディングコース」の各研修を提供し、平成23年度から26年度までの4年間に、延べ564名の受講生を受け入れた。
- ③ 通学型研修においては、「通学型コース」として、「英語」「国際業務(英語)」「第二外国語」の研修を提供し、平成23年度から26年度までの4年間に、延べ472名の受講生を受け入れた。
- ④ 通信教育型研修においては、「英語」「中国語」の研修を提供し、平成23年度から26年度までの4年間に、延べ384名の受講生を受け入れた。
- ⑤ 短期集中型研修においては、「英語」に加え、赴任先等の「仏語」「ハンガリー語」「韓国語」「タイ語」「独語」「ヒンディー語」「中国語」「アラビア語」にも幅広い言語に対応した。
- ⑥ 特別研修において、英語による研修として「米国における審査実務」「特許審査実務に関するプレゼンテーションの演習」「米国特許実務の実際」を提供した。

図表 E1. 国際化への対応能力の向上のための研修(語学研修)の実施状況

分類	研修コース名	研修のねらい	受講生数			
			H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
集合型研修 (注)	リーディングコース	英文技術文献等の読解、速読能力を養成	15	17	14	12
	オールラウンドコース	語彙力・表現方法の強化を図り、会話力及びコミュニケーション能力を養成	77	105	103	80
	ライティングコース	英語による行政文書の起案、海外との電子メール等によるやり取りや国際会議等で必要な英文ドラフティング力を養成	7	6	4	4
	国際業務コース	国際関連業務を遂行するに十分な、英語のリスニング力、リーディング力、スピーキング力を養成	7	-	-	8
	国際条約(商標)コース	商標審査系職員で、国際条約業務に従事している者を対象に、英語により起案書作成ができるライティング力を養成	3	6	2	-
	第二外国語コース	国際関連業務の円滑な遂行に資するため、第二外国語による会話力、読解力を養成	19	13	29	19
	第二外国語リーディングコース	審査系職員を対象に、外国出願に係る審査業務の円滑な遂行に資するため、第二外国語の読解力、速読力を養成	-	7	5	2
通学型研修	通学型コース	一定期間外部語学機関へ通学し、英語または第二外国語を活用した業務を遂行するための語学力を養成	105	97	121	149
通信教育型研修	通信教育型コース	受講生が外部語学機関のプログラムから受講するコースを選択して、独自に学習	69	92	104	119
短期集中型研修	短期集中型コース	海外勤務予定者、国際会議参加予定者等を対象に、外部語学機関においてプライベートレッスン	20	19	17	27
受講生計			322	362	399	420

(注) 審査系職員は入庁2年目、事務系職員は入庁1年目の職員に対し、上記コースのうち、「リーディングコース」、「オールラウンドコース」、「ライティングコース」、「国際業務コース」及び「国際条約(商標)コース」のいずれか1つの受講が義務づけられている。

(F) 情報化への対応能力の強化のための研修

(概要)

- ① 情報・研修館は、情報化への対応能力を強化するための研修(図表 F1 参照)を提供している。
- ② また、パソコンの高度な操作方法等を修得するための研修を提供している。

(研修の着実な実施、研修効果を向上するための取組)

- ① 電子計算機研修では、「システム開発入門」「アプリケーション開発の基礎」等の初歩的なものから「XMLSchema による XML データの定義」「ITIL ファンデーション(V3)」等の上級者向けの研修まで幅広く実施し、延べ145名の受講生を受け入れた。
- ② パソコン研修においては、ある程度基本的な操作方法を身につけている者を応用編や実務活用編といった研修に述べ225名の研修生を受け入れた。

図表 F1. 情報化への対応能力の強化のための研修の実施状況

研修名	研修のねらい	受講生数			
		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
電子計算機研修	コンピュータ関連業務に従事する者を対象に、コンピュータ関係等の最先端の専門的な技術やシステム開発等に必要な知識の修得を図る	61	35	25	24
パソコン研修	必要なアプリケーションの操作方法の修得については、民間事業者の講習会への派遣または特別研修等により実施	127	98	-	-
受講生計		188	133	25	24

(G) 法的専門能力の向上のための研修

(概要)

- ① 情報・研修館は、知的財産権法、周辺法及び業務に関連した最新の法律知識を修得し、法的専門能力を向上するための研修(図表 G1 参照)を提供している。

(研修の着実な実施、研修効果を向上するための取組)

- ① 「民法(基礎編)」を毎年開催し、延べ87名が受講した。
- ② 「民法(応用編)」を毎年開催し、延べ60名が受講した。
- ③ 「民事訴訟法」を「審判書記官研修」と合同で毎年開催し、延べ11名が受講した。
- ④ 「不正競争防止法」を平成25年度までは「産業財産権専門官研修」と、平成26年度は「審査官コース(後期)研修」と合同でそれぞれ開催し、延べ22名が受講した。
- ⑤ 「著作権法」を平成25年度までは「産業財産権専門官研修」と、平成26年度は「審査官コース(後期)研修」と合同でそれぞれ開催し、延べ22名が受講した。
- ⑥ 「実践著作権法」を平成23年度に1回開催し、17名が受講した。
- ⑦ 「知的財産権と独占禁止法」を毎年開催し、延べ118名受講した。

図表 G1. 法的専門能力向上のための研修の実施状況

研修名	研修のねらい	受講生数			
		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
民法(基礎編)	業務等に関連する民法についての基礎的な知識を修得する	20	23	27	17
民法(応用編)	民法(基礎編)を終了した者等を対象に民法についての応用的な知識を修得する	18	15	14	13
民事訴訟法	業務等に関連する民事訴訟法についての知識を修得する	3	6	1	1
不正競争防止法	業務等に関連する不正競争防止法についての知識を修得する	7	8	4	3
著作権法	業務等に関連する著作権法についての知識を修得する	8	5	4	5
実践著作権法	業務等に関連する実践的な著作権法についての知識を修得する	17	-	-	-
知的財産権と独占禁止法	業務等に関連する知的財産権と独占禁止法についての知識を修得する	36	27	27	28
受講生計		109	84	77	67

(H) 行政ニーズ変化への感応度の向上のための研修

(概要)

① 情報・研修館は、最新技術や業務に関連した最新知識等を修得するため、以下の研修(図表 H1 参照)等を提供している。

【審査・審判系職員を主な対象者とする研修】

- (ア) 特許・意匠審査系職員を対象に、最新の開発動向、技術的課題等の業務に関連した最新の技術知識を修得する「技術研修」
- (イ) 特許審査系職員を対象に、ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料の分野における先端技術の知識を修得する「先端技術研修」
- (ウ) 業務に関連した実務的知識、素養を修得する「実務研修」
- (エ) 特許審査系職員を対象に、特殊技術に関する知識の修得を目的として、特殊技術を有する企業へ派遣する「特殊技術習得研修」
- (オ) 審査系職員を対象に、最新技術及び知的財産マネジメント能力等の業務に関連した知識を修得し、視野の拡大を図るため、国内の学会、セミナー、シンポジウム等に参加させる「国内学会等派遣」
- (カ) 特許・意匠審査系職員を対象に、複数回にわたる講座を実施し、最新技術や基礎技術等の業務に関連した技術知識を修得する「庁内講座」
- (キ) 入庁3年目以降の商標審査官補を対象に、行政官としての幅広い見識の修得や業務遂行能力の向上を図るため、一定期間商標審査以外の業務を体験する「商標審査官庁内現場実習」
- (ク) 知的財産権法、周辺法等の業務に関連した最新の法律知識及び知的財産マネジメント能力等を修得する。または、特許審査系職員を対象に、最新技術に係る大学等へ、最新技術の知識の修得を図るために聴講派遣する「大学派遣聴講」
- (ケ) 審査・審判の事務に必要な知識の修得を目的とした、企業等の現場における技術等の実習を行う「企業等現場技術実習」

【事務系職員を主な対象者とする研修】

- (ア) 初任者研修の一環として、企業における研究開発、産業財産権の取得・活用等の現状について見聞し、産業財産権行政が担う役割について理解を深めることを目的とした現場(企業等)実習を実施する「事務系職員初任者研修現場実習」
- (イ) 業務に関連する実務知識と素養を修得し、視野の拡大を図るため、人事院、他省庁、関係団体・機関等が主催する研修及び講習会等に参加させる「他省庁、関係団体等の研修・講習会等派遣」
- (ウ) 産業財産権専門官研修受講生を対象に、地方の中小企業等を訪問し、現場実習をすることにより産業財産権専門官としての専門知識の修得を図る「産業財産権専門官実地研修」

【全ての職員を対象とする研修】

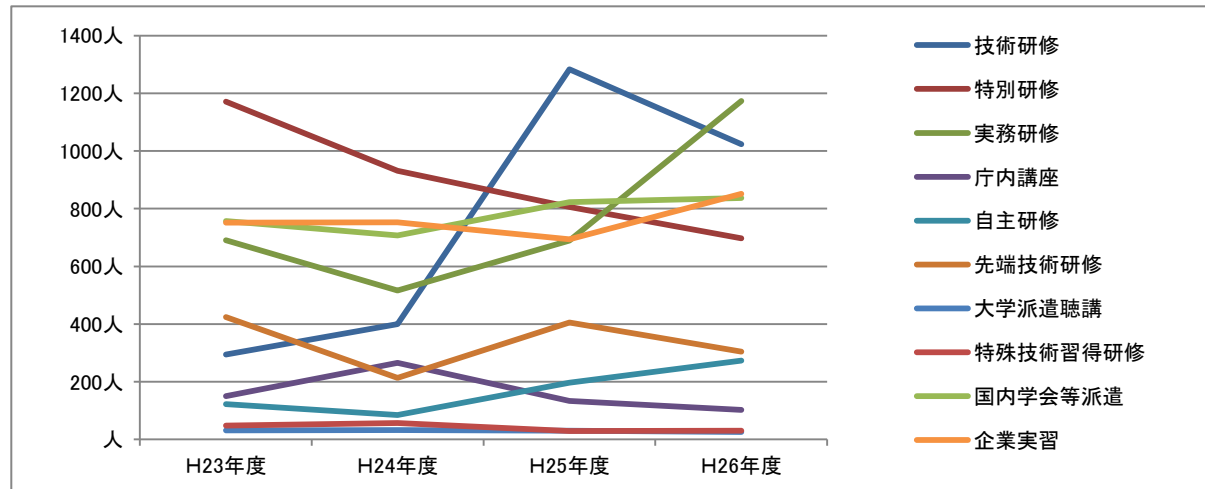
- (ア) 産業財産権行政に関連した最新の知識、教養を修得する「特別研修」
- (イ) 勤務時間外に職員が自主的に行う研修で法律、技術、実務等の業務に関連した最新知識を修得するための研修実施のサポートをする「自主研修」
- (ウ) 事務系職員及び商標審査官補を対象に地域における産業財産権施策を実際に体験することにより、幅広い視野と柔軟性に富む思考能力や業務遂行能力の向上を図ることを目的として、地方経済産業局へ一定期間派遣する「事務系職員・商標審査官補地方経済産業局派遣研修」
- (エ) 事務系及び審査系職員を対象に、企業等の現場を体験することで、それぞれの資質の向上を図ることを目的として、民間企業等へ一定期間派遣する「民間派遣研修(インターンシップ)」

(研修の着実な実施、研修効果を向上するための取組)

- ① 「技術研修」は、受講生の数が、平成23年度に比べて25年度は、約4倍に伸びた。テーマ数においても、平成23年度は、わずか6テーマであったが、25年度は32テーマ、26年度は28テーマと技術進歩に合わせ受講テーマ数も飛躍的に伸びており、延べ3,002名(平成26年度末現在。以下、同じ。)が受講した(図表 H2 参照)。
- ② 「先端技術研修」は、新しく生み出された高度な技術に関して、その業界の第一人者から直接講義を受けるものである。平成26年度には、「再生医療研究の現状とMuse細胞の将来展望」、平成25年度には、「スーパー有機ELデバイス」「ナノ光電子デバイス等の最新技術について」等のテーマで、延べ1,349名が受講した。
- ③ 「特別研修」の受講生の数は年々減少傾向を示しているものの、延べ3,605名が受講した。特に、「米国における審査実務」「米国審査実務に関するプレゼンテーションの演習」等、米国から講師を招聘し、英語のみによる研修を毎年実施するなどグローバル時代に対応する人材の育成にも力を入れた。
- ④ 「実務研修」は、特許庁が長期目標として掲げていた「FA11(審査のFA:First Actionを11ヶ月以内とする。)」や新たな「世界最速・最高品質の審査」に最も関連する「サーチ実務研修」を中心に、延べ3,070名が受講し、平成23年度に比べて平成26年度は、約2倍に伸びた(図表 H2 参照)。
- ⑤ 「大学派遣聴講」「国内学会等派遣」等の派遣研修は、延べ4,131名が受講し、最新の法律解釈や特殊技術を修得し、審査業務等に大きく貢献した。
- ⑥ 「企業実習」「民間派遣研修」等の現場実習は、延べ3,214名が受講した。特に、「企業実習」においては、受講生が少しずつ増加傾向にあるが、相手企業等との調整等、全て問題なく実施できた。

図表 H1. 行政ニーズ変化への感応度の向上のための研修の実施状況

分類	研修コース名	研修のねらい	受講生数			
			H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
専門研修	技術研修	特許・意匠審査官対象、最新の技術・デザインの修得	295	400	1,283	1,024
	特別研修	産業財産権行政に関連した最新知識、教養を修得	1,171	931	806	697
	実務研修	業務に関連した実務的知識、素養を修得	691	516	690	1,173
	庁内講座	特許・意匠審査官対象、最新技術や基礎技術知識の修得	150	266	134	102
	自主研修	時間外に職員が自主的に行う研修の実施をサポート	122	85	197	273
	先端技術研修	特許審査系職員対象、ナノテクノロジー等先端技術の修得	424	214	406	305
派遣研修	大学派遣聴講	法律知識又は最新技術修得のため大学に聴講派遣	31	33	30	26
	特殊技術習得研修	特許審査系職員対象、特殊技術を有する企業へ派遣	48	57	29	30
	国内学会等派遣	審査系職員対象、視野の拡大を図るため学会等へ参加	757	707	823	837
	他省庁等派遣	視野の拡大を図るため、他省庁が主催する講習会へ参加	136	107	307	173
現場実習	事務系初任者	事務系初任者対象、現場(企業等)実習を実施	15	15	7	18
	企業実習	審査・審判に必要な企業等の現場における技術等の実習	752	753	694	852
	経産局派遣	事務・商標系職員対象、一定期間経済産業局に派遣	19	27	18	18
	民間派遣研修	事務系・審査系職員対象、一定期間民間企業に派遣	2	5	2	4
	産業財産権専門官 実地研修	産業財産権専門官研修受講生対象、地方の中小企業等を訪問し、現場実習により専門知識を修得	2	2	-	-
	商標審査官補庁内 現場実習	入庁3年目の商標審査官補対象、行政官として幅広い知識を修得	8	-	1	-
	受講生計			4,623	4,118	5,427



図表 H2. 最新技術修得系研修の実施状況(受講生数)

(全ての研修科目に対する受講生の満足度)

- ① 中期目標期間全体では、受講生の評価の低かった研修科目が一部にあったが、評価が最も低い研修科目でも92.3%であった。(図表1参照)
- ② 平成23年度計画及び平成24年度計画は、研修全体で80%以上の満足度を目標としたが、平成23年度と平成24年度の全ての研修科目において「満足した」と回答した受講生の数を全科目受講生の数で除算して求めた科目全体の満足度は、98.0%であった。(図表1参照)
- ③ 平成25年度計画では、研修全体で85%以上の満足度を目標としたが、全ての研修科目において「満足した」と回答した受講生の数を全科目受講生の数で除算して求めた科目全体の満足度は、98.4%であった。
- ④ 平成26年度計画では、研修全体で90%以上の満足度を目標としたが、全ての研修科目において「満足した」と回答した受講生の数を全科目受講生の数で除算して求めた科目全体の満足度は、98.2%であった。
- ⑤ 平成24年度に、従来から経済産業省別館にあった研修教室(特許庁から徒歩15分)を退去する必要が生じ、種々検討して移転先を検討した結果、平成24年度末には特許庁から徒歩3分の場所に研修教室を移した。その結果、研修教室等の借料増のため研修事業費が平成24年度から増加したものの、受講生の移動時間が大幅に短縮され、平成24年度の受講生アンケートにおいて「時間ロスが減った」、「業務への影響が少なくなった」等の言葉が多数寄せられた。

図表11. 受講生アンケート(満足度)結果 (※満足度が95%を下回ったものは網掛け表示)

研修種別	受講生満足度			
	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
審査系職員研修	99.6%	99.6%	100%	99.3%
審判系職員研修	98.6%	97.8%	99.0%	95.9%
事務系職員研修	97.2%	100%	100%	98.0%
管理者研修	97.6%	97.9%	99.3%	92.3%
メンタルヘルス、ライフプラン等に関する研修	93.6%	91.9%	93.7%	99.1%
国際化への対応能力向上のための研修	97.8%	96.6%	98.2%	100%
情報化への対応能力強化のための研修	99.5%	100%	100%	100%
法的専門能力向上のための研修	100%	98.8%	100%	97.0%
行政ニーズ変化への感応度向上のための研修	97.9%	98.3%	98.4%	98.0%
全体	98.0%	98.0%	98.4%	98.2%

<特筆すべき取組または成果>

- ① 特許庁審査部が求める審査系職員研修を確実に実施するとともに、特許庁との連携のもとに研修内容等の改善を進めたことに加え、特許庁が掲げた特許審査に関する長期目標、FA11(平成25年度末までに一次審査通知期間(FA:First Action)を11箇月以内とする)の平成25年度末の達成に貢献した。
- ② 特許庁審判部が求める審判系職員研修を確実に実施するとともに、特許庁との連携のもとに研修内容等の改善を進めた。
- ③ 国際化への対応能力向上のための研修において、語学研修のメニューを充実させるとともに、特別研修等で英語による研修科目を継続して開催するなど、グローバル人材の育成に大きく貢献した。
- ④ 行政ニーズ変化への感応度向上のための研修において、特に「技術研修」、「実務研修」、「先端技術研修」、「国内等学会派遣」では右肩上がりに受講生が増加する中、内容を充実させながら、これら研修を着実に実施した。
- ⑤ 特許庁が受講を指定する者及び受講を希望する者の全員を受け入れるとともに、研修内容の充実、教室の確保、研修講師の手配、受講生の登録、教材の準備、出席管理、成績管理及び修了認定等の業務を確実に実施した。
- ⑥ 平成24年度末には特許庁から徒歩3分の場所に研修教室を移した結果、研修教室等の借料増のため研修事業費が平成24年度から増加したものの、受講生の移動時間が大幅に短縮され、平成24年度の受講生アンケートにおいて「時間ロスが減った」、「業務への影響が少なくなった」等の言葉が多数寄せられた。

<p><評価の視点></p> <p>① 中期目標・中期計画で掲げる取組は確実に実施したか。</p> <p>② 中期目標・中期計画で掲げる成果指標または活動指標に関する数値目標は達成したか。</p> <p>③ 高い評価に値する特筆すべき成果があるか。</p> <p>④ 中期目標・中期計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p>	<p><自己評価></p> <p>① 中期目標・中期計画で掲げられた「特許庁職員に対する研修」について、全て項目にわたって着実かつ柔軟に取組を実施した。</p> <p>② 中期目標・中期計画・年度計画で掲げる、「研修生に対するアンケート調査において「有意義だった」との評価を毎年度平均で80%以上の者から確保するとともに、100%を目指す”に対し、研修内容等の改善に取り組んだ結果、研修受講生の満足度95%以上の結果を得るとともに、大多数の研修において100%に近い数値を得た。</p> <p>③ 特許庁が掲げた特許審査に関する長期目標、FA11（平成25年度末までに一次審査通知期間（FA：First Action）を11箇月以内とする）の平成25年度末の達成に貢献した。</p> <p>④ 中期目標・中期計画・年度計画で掲げる取組以外で特筆すべき取組としては、以下の取組がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇（研修教室の移転）平成23年度末に研修教室を従来の特許庁から徒歩15分の場所から徒歩3分の場所に移転し、受講生の移動時間を大幅に短縮したこと。 ◇（受講生ヒヤリングの導入）平成24年度から受講生ヒヤリングを導入し、ヒヤリングで得られた要望等も研修カリキュラムの改善に活用したこと。 ◇（国際化への対応能力研修の拡充）語学研修について、受講生の利便性を高めるためにきめ細かな受講形態を提供したこと。 			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="591 557 716 587">自己評価</th> <th data-bbox="716 557 2141 587">理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="591 587 716 687">A</td> <td data-bbox="716 587 2141 687">中期目標・中期計画で掲げられた全ての取組についてPDCAサイクルを回しつつ着実に実施したこと、中期目標・中期計画に掲げられた数値目標（研修受講生の満足度：80%以上）を超える95%以上を達成したこと、特許審査に関する特許庁の長期目標であるFA11の達成に貢献したこと等、中期目標・中期計画に掲げられた成果指標を越えた成果をあげたため「A」とした。</td> </tr> </tbody> </table>	自己評価	理由	A
自己評価	理由			
A	中期目標・中期計画で掲げられた全ての取組についてPDCAサイクルを回しつつ着実に実施したこと、中期目標・中期計画に掲げられた数値目標（研修受講生の満足度：80%以上）を超える95%以上を達成したこと、特許審査に関する特許庁の長期目標であるFA11の達成に貢献したこと等、中期目標・中期計画に掲げられた成果指標を越えた成果をあげたため「A」とした。			
	<p><課題と対応></p> <p>「日本再興戦略」改訂2014によって、特許庁は「世界最速・最高品質」の審査を目指すこととなり、特許庁職員に対する研修の役割はますます高まることとなる。新たに特許庁から提起される課題に情報・研修館は迅速かつ確実に対応していくことが課題となる。情報・研修館では、新たな課題に対応すると同時に、業務の効率化を図りつつ効果的な研修を実施していくことが求められる。</p>			

小項目 (2) 調査業務実施者の育成研修

<投入した資金・人員>

図表1. 投入した資金(千円)及び人員(人)

事業名	経費内訳	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
調査業務実施者育成研修費		128,305	130,344	124,268	111,055	128,688
人員	常勤職員	3	3	3	2	2

(注) 投入した資金は共通経費を除いた決算額 (H27年度は見込額) であり、係数は四捨五入している。常勤職員数は併任を含めた延べ人数である。

図表2. 受講料収入(千円)

事業名	経費内訳	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
調査業務実施者育成研修	調査業務実施者育成研修受講料	75,479	102,938	86,002	104,833	
	調査業務実施者スキルアップ研修受講料	308	220	308	316	
計		75,787	103,158	86,310	105,149	

<中期目標>

「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」に基づく登録調査機関の調査業務実施者を育成するための研修を着実に実施するとともに、新たに登録調査機関の調査能力を高めるための研修を実施する。

<中期計画>

特許庁が定める調査業務実施者育成研修方針に基づき、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第37条に規定する調査業務実施者に必要な研修を毎年度2回以上実施する。

登録調査機関の調査能力を高めるための研修を毎年度1回以上実施する。

研修生に対するアンケート調査において、「有意義だった」との評価を毎年度平均で80%以上の者から確保するとともに、100%を目指すこととする。

<平成23～26年度の業務実績>

(A) 調査業務実施者(サーチャー)の育成研修

(概要)

- ① 特許審査の迅速化のため、審査官が行う先行文献調査の一部を、特許庁が登録する調査業務実施機関に外注して効率化を図っている。調査業務実施機関で調査実務の業務を行う調査業務実施者は、「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」第37条に規定する情報・研修館が実施する研修を受けて修了する必要がある。
- ② 情報・研修館では、特許庁が定める調査業務実施者育成研修方針に基づき、法定研修である調査業務実施者の育成研修を実施して調査業務実施者の育成を行い、特許庁が掲げたFA11の目標の平成25年度末の達成に大きく貢献した。近年、外国語特許文献の割合やその重要性が高まっており、特許庁の新たな目標となる「世界最速・最高品質の審査」を実現するため、外国文献調査能力等を高めることが課題の一つとなっている。

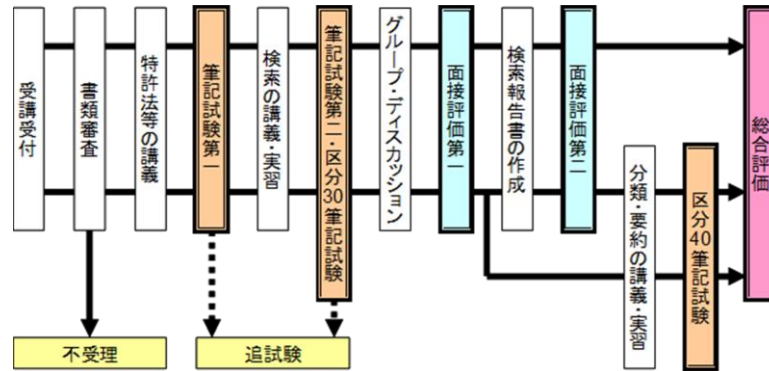
(研修の着実な実施、研修効果を向上するための取組)

- ① 情報・研修館の中期目標・中期計画では、調査業務実施者の育成研修を毎年度2回以上実施することになっているが、平成23年度から26年度まで毎年度目標の2倍の4回ずつ開催した。
- ② 平成23年度から26年度までの4年間で、2,364名の受講生を受入れ、延べ1,679名の修了者を輩出した(図表A1参照)。
- ③ 新規受講生においては、毎年度70%以上の修了率(修了者数/出席要件を満たした受講生数)を達成しており、特に26年度においては、受講生の外国特許文献の検索能力を高めるとともに、受講生のプレゼンテーション能力を高める工夫を実施したことにより対話型審査実務の能力を向上させ、面接評価における評価の向上に大きく貢献したことにより、新規受講生82%と大変高い修了率を達成することができた。
- ④ 他の「科目免除者」(再受講生:最初の研修未了後1年間「筆記試験第二」までを免除)及び「区分追加者」(既に1つ以上の区分を修了している者で別の区分を受講した者)の修了率においても増加傾向にある(図表A1、A2参照)。

図表A1. 調査業務実施者育成研修における受講種別受講生数及び修了率の推移

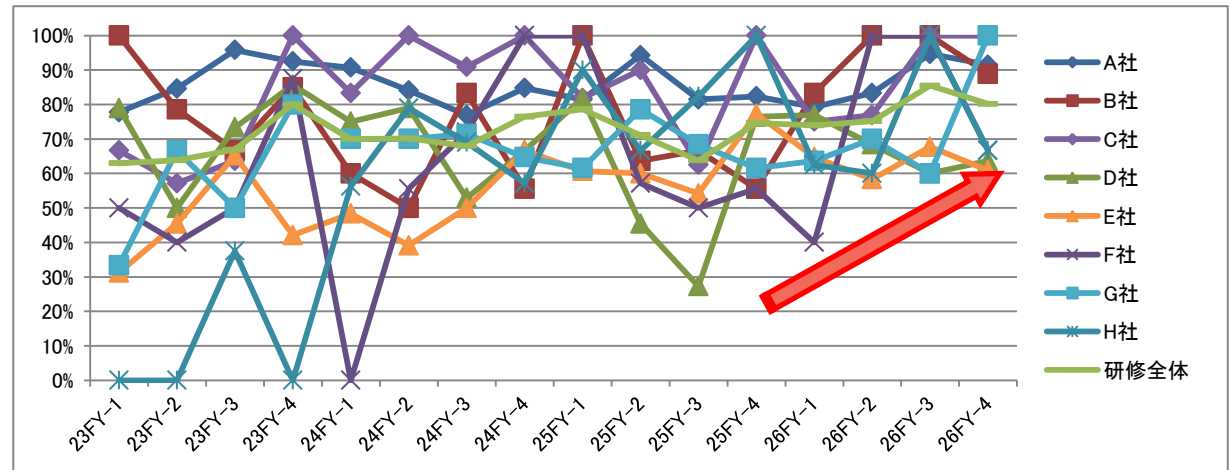
	H23年度			H24年度			H25年度			H26年度		
	新規	免除	追加	新規	免除	追加	新規	免除	追加	新規	免除	追加
受講生数(人)	277	33	131	375	46	263	306	41	228	367	58	171
修了者数(人)	197	12	97	277	19	190	232	25	160	301	34	135
未了者数(人)	80	21	34	98	27	73	73	16	68	71	24	36
修了率(%)	71%	36%	74%	74%	41%	72%	76%	61%	70%	82%	59%	79%

※研修の途中辞退者は受講生数に含まない。



図表A2. 調査業務実施者育成研修のフロー図

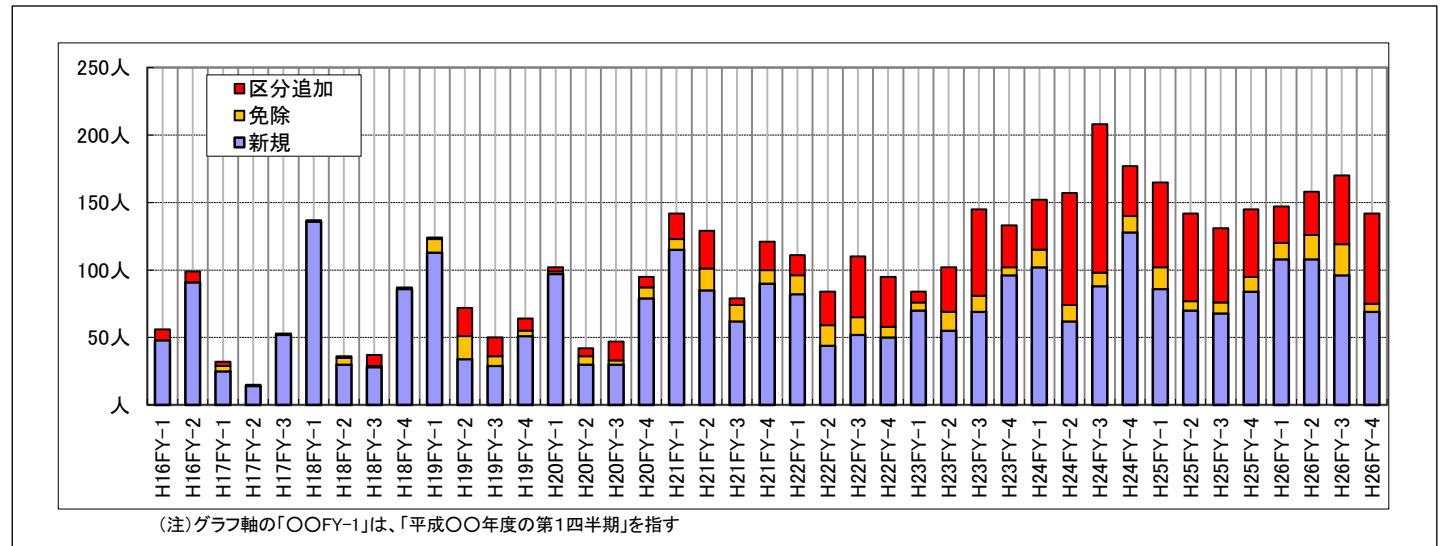
- ⑤ 登録調査機関別の修了率の推移によると、平成23年度から右肩上がりで、比較的新しく事業を開始した登録調査機関においてもほぼ60%以上の結果が出ており、この間に実施された研修実施方法の見直しや、機関への指導等により、登録調査機関全体の底上げに貢献した(図表A3参照)。



(注) グラフ軸の「〇〇FY-1」は、「平成〇〇年度の第1四半期」を指す

図表 A3. 登録調査機関別修了率の推移

- ⑥ 本研修は、平成16年度から実施しており、本中期計画期間である平成23年度頃から新規受講生数はもちろんのこと、既に一つ以上の区分について修了している者が受講する「区分追加」については、大幅に増加している(図表A4参照)。そのため、平成25年度に研修会場を特許庁2階へ移設するとともに、それまで88台であった特実検索用PCの台数を118台へと34%増やすことにより受講生の増加に対応した。



図表 A4. 調査業務実施者育成研修開始からの受講区別受講生数の推移

(B) 調査業務実施機関の指導者研修

(概要)

- ① 調査業務実施機関の指導者研修は、平成22年5月17日付け「経済産業省所管公益法人の改革について」(経済産業省)において、「(略)23年度から、(独)工業所有権情報・研修館が、先行技術文献調査外注に係る調査業務指導者を育成する研修を実施する」と決定されたことに基づいて実施している。
- ② 本研修は、調査業務実施者を対象として、審査官の検索の進め方や不適切な検索報告書を校閲・指導する手法を学ぶことにより、調査業務指導者に求められる能力の習得を目的としている。

(研修の着実な実施、研修効果を向上するための取組)

- ① 調査業務実施機関の指導者研修は、中期計画の目標である年間1回(2日間)開催を平成23年度から着実に実施し、延べ76名(平成23年度の試行含む)が受講した。
- ② 平成25年度は、サーチ指導演習「事例の検討」を4コマ、サーチ指導演習「事例の検討に基づいた討論」を2.5コマとしていたが、研修後の受講生アンケートの中に「討論の時間をもう少し長くしてほしい」という要望が多いことを踏まえ、平成26年度の研修では、討論の時間を増加し、事例検討時間を短縮した。なお、事例検討時間の短縮による受講生の検討時間減を補償するため、事前に事例教材を郵送し予習機会を提供することとした。
- ③ 進捗性判断に関する事例研究において、平成25年度の受講生アンケートにおいて「事例を絞ってほしい」との要望が多かったことを踏まえ、研修効果が期待される事例に絞って研修を実施した。

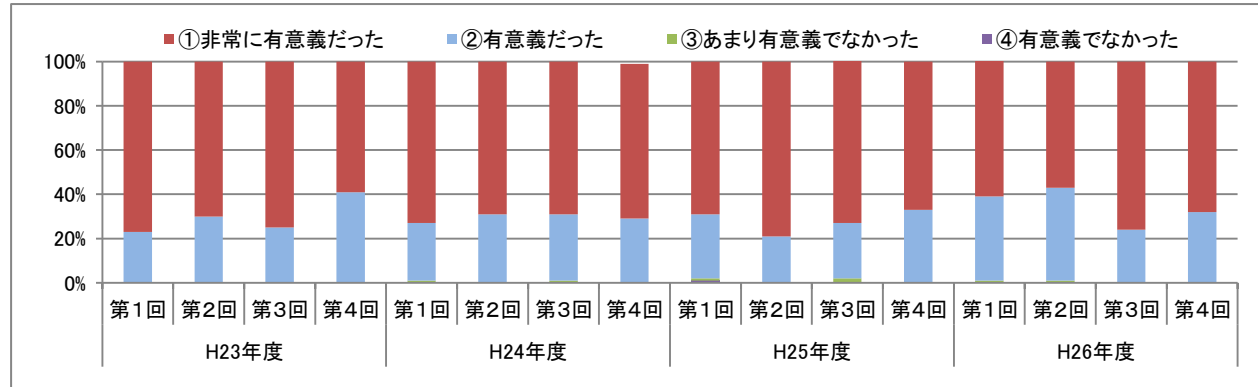
図表 B1. 調査業務実施機関の指導者研修受講生数の推移

	H23年度試行	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
受講生数	24	14	10	14	14
有意義率	-	100%	70%	69%	46%
非常に有意義率	-	0%	30%	31%	54%

(C) 受講生の満足度

(調査業務実施者育成研修)

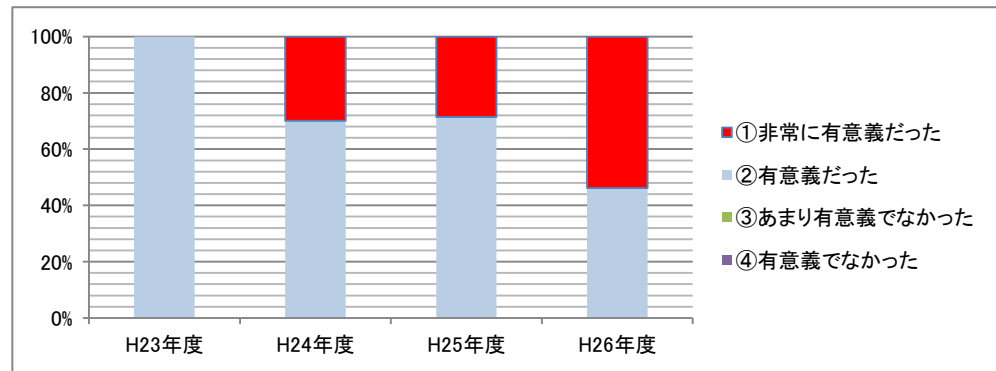
- ① 受講生アンケート調査結果(図表 C1 参照)によると、「非常に有意義だった」、「有意義だった」の評価を99%の受講生から得た。特に、平成26年度の第3回及び第4回研修においては、100%であった。



図表 C1. 調査業務実施者育成研修に対する研修受講生の満足度の推移

(調査業務実施機関の指導者研修)

- ① 受講生アンケート調査結果(図表 C2 参照)によると、「非常に有意義だった」、「有意義だった」のいずれかを選択した受講生が100%になり、不満を感じる受講生はいなかった。また、平成26年度には、「非常に有意義だった」を選択する受講生が54%となり、平成25年度に比べ、倍増した。



図表 C2. 研修に対する研修受講生の満足度の推移

(D) 研修経費と受講料収入のバランス

- ① 調査業務実施者育成研修の実施経費(図表1参照)のうち、最も大きな比重を占める設備費(高度検索用 PC 賃貸借費・保守費)については、同 PC が他の研修等においても活用されているため、実働時間で按分(2/3)[年間約8か月分]して本研修の実質経費を計算したところ、実質経費額と受講料収入額はほぼバランスしていることが確認された。

	<p><特筆すべき取組または成果></p> <p>(A) 調査業務実施者(サーチャー)の育成研修</p> <p>① 平成23年度から26年度まで、延べ1,679名(図表 A1 参照)の調査業務実施者育成研修修了者を輩出したことで、特許庁が掲げた特許審査に関する長期目標、FA11(平成25年度末までに一次審査通知期間(FA:First Action)を11箇月以内とする)の平成25年度末の達成及びその後の維持に大きく貢献した。</p> <p>② 調査業務実施者の外国語文献の検索能力と説明能力の向上を図るため、研修カリキュラムを改善(具体的には、外国特許文献の調査能力を高めるための外国特許文献検索「実習」を導入したこと、「面接評価第一に外国特許文献検索「面接評価」を導入したこと等)し、特許庁の新たな目標となる「世界最速・最高品質の審査」の実現に貢献する取組を着実に実施した。</p> <p>③ 上記の改善措置の他にも、受講生の要望に添った改善措置を実施したところ、受講生の平成26年度修了率は、平成23～25年度の間の平均伸び率の2倍以上の伸びとなった(図表A1参照)。</p> <p>(B) 調査業務実施機関の指導者研修</p> <p>① 前述の「受講生の満足度」に記載したように、受講生アンケート結果を踏まえ、討論時間の増加と事例教材の事前郵送による予習機会の提供という改善措置を実施したところ、「非常に満足」と評価する受講生が倍増した(図表 C2 参照)。</p>				
<p><評価の視点></p> <p>① 中期目標・中期計画で掲げる取組は確実に実施したか。</p> <p>② 中期目標・中期計画で掲げる成果指標または活動指標に関する数値目標は達成したか。</p> <p>③ 高い評価に値する特筆すべき成果があるか。</p> <p>④ 中期目標・中期計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p>	<p><自己評価></p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組については、<業務実績>の欄に記載のとおり、全て確実に実施した。</p> <p>② 平成23年度から26年度まで、延べ1,679名(図表 A1 参照)の調査業務実施者育成研修修了者を輩出したことで、特許庁が掲げた特許審査に関する長期目標、FA11(平成25年度末までに一次審査通知期間(FA:First Action)を11箇月以内とする)の平成25年度末の達成及びその後の維持に大きく貢献した。</p> <p>③ 中期計画で掲げる数値目標は、“受講生アンケート調査結果において、「有意義だった」との評価を80%以上の受講生から得ること”であるが、調査業務実施者の育成研修では、「有意義だった」、「非常に有意義だった」と答えた受講生が全受講生の99%、調査業務実施機関の指導者研修では全員が「有意義だった」、「非常に有意義だった」と回答し、平成26年度には「非常に有意義だった」と回答する者が大きく伸びるなど、数値目標を大きく超える結果が得られた。</p> <p>④ 平成26年度の「調査業務実施者育成研修」において、「外国特許文献の調査能力を高めるために導入した改善措置」(外国特許文献検索「実習」を導入、面接評価第一に外国特許文献検索「面接評価」を導入)による外国語文献の検索能力の向上や対話型審査実務演習の形式を変更することによる調査結果を審査官に説明するための能力の向上は、特許庁の新たな目標となる「世界最速・最高品質の審査」の実現に大きく貢献する取組である。また、これらの改善措置の結果、受講生の修了率(修了者数/出席要件を満たした受講生数)は、平成23～25年度の間の平均伸び率の2倍以上となった。</p>				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="591 1082 719 1118">自己評価</th> <th data-bbox="719 1082 2148 1118">理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="591 1118 719 1225">A</td> <td data-bbox="719 1118 2148 1225">中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したことに加え、特許庁の目標であった FA11達成に貢献したこと、新たな特許庁の目標である「世界最速・最高品質の審査」の実現に貢献するため、「外国特許文献の調査能力を高めるために導入した改善措置」等によって外国語文献の検索能力の向上等を実施したこと、こうした弛まぬ改善措置によって受講生の修了率が伸びたこと等、特筆すべき取組によって成果を上げたため「A」とした。</td> </tr> </tbody> </table>	自己評価	理由	A	中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したことに加え、特許庁の目標であった FA11達成に貢献したこと、新たな特許庁の目標である「世界最速・最高品質の審査」の実現に貢献するため、「外国特許文献の調査能力を高めるために導入した改善措置」等によって外国語文献の検索能力の向上等を実施したこと、こうした弛まぬ改善措置によって受講生の修了率が伸びたこと等、特筆すべき取組によって成果を上げたため「A」とした。
自己評価	理由				
A	中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したことに加え、特許庁の目標であった FA11達成に貢献したこと、新たな特許庁の目標である「世界最速・最高品質の審査」の実現に貢献するため、「外国特許文献の調査能力を高めるために導入した改善措置」等によって外国語文献の検索能力の向上等を実施したこと、こうした弛まぬ改善措置によって受講生の修了率が伸びたこと等、特筆すべき取組によって成果を上げたため「A」とした。				
	<p><課題と対応></p> <p>特許庁の業務目標である「世界最速・最高品質」の審査の実現には、調査業務実施者の質の向上も必要となるため、新たに特許庁から提起される課題に対して情報・研修館では迅速かつ確実に対応することが課題となる。引き続き、業務の効率化を図りつつ効果的な研修を実施できるように、業務マネジメント体制の強化や予算確保等の措置をしていくことが求められる。</p>				

小項目 (3) 行政機関・民間企業等の人材に対する研修

<投入した資金・人員>

図表1. 投入した資金(千円)及び人員(人)

事業名	経費内訳	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
知財専門人材育成研修費		4,124	4,527	5,946	5,625	7,352
中小企業等育成研修費		488	3,149	3,280	3,019	3,553
政府・行政機関職員等育成研修費		2,461	2,099	1,925	1,863	2,605
人員	常勤職員	2	3	3	3	2

(注) 投入した資金は共通経費を除いた決算額 (H27年度は見込額) であり、係数は四捨五入している。常勤職員数は併任を含めた延べ人数である。

<中期目標>

公益的見地から中立・公平に実施することを基本に、行政機関や民間企業等において知的財産権に関する業務に従事する者の実務的な知見や先行技術調査能力を高めるための研修を効果的に実施するとともに、中小・ベンチャー企業等に対してはより参加しやすい形態での研修を実施する。

その際には、受講生数やその推移、費用対効果及び市場化テストの実施結果を踏まえ、独立行政法人として実施する必要性について講座ごとに厳格に検証し、必要な見直しを行う。

<中期計画>

公益的見地から中立・公平に実施することを基本に、政府の促進する知的財産関連人材の育成に向けた政策に資する観点から、大学を含む民間の知的財産人材育成機関と協力・補完しながら行政機関・民間企業等の知的財産関連人材の育成を推進するため、特許庁の有する知識・経験及びノウハウの提供等を以下の研修を含め、必要な研修を実施することで行う。

- ① 弁理士、民間企業の知財部員等の知的財産専門人材に対する特許要件の判断等に係る実務能力向上のための研修
- ② 民間企業等の検索業務者に対する特許情報等に係る調査・検索能力向上のための研修
- ③ 中小・ベンチャー企業の経営者や知財部員等に対する知的財産の保護・活用能力向上のための研修
- ④ 行政機関等の知的財産関連業務担当者に対する知的財産に係る業務遂行能力向上のための研修
- ⑤ 知的財産プロデューサーに対する知的財産戦略の視点から事業戦略を支援する能力向上のための研修

<平成23～26年度の業務実績>

(概要)

- ① 情報・研修館は、企業や行政機関等で知的財産を取り扱う人材向けに、特許庁の審査官・審判官がもつ専門的知識やノウハウを提供するための研修や知的財産権制度に関する理解を深める研修など様々な研修を実施している。
- ② 企業や行政機関等で知的財産を取り扱う人材向けの研修については、情報・研修館として実施する必要性を研修ごとに検証し見直しをすることが求められている。

(研修の着実な実施、必要性の検証及び見直し)

- ① 情報・研修館では、以下の研修の実施と研修実務に伴う付随事務(受講生の募集、教室及び講師の手配、教材等の準備、受講生アンケート調査等)を着実に実施した。
 - (ア) 知的財産専門人材(弁理士、企業知財部員等)を対象に、実務能力の向上のため、特許審査基準討論研修、意匠審査基準討論研修、意匠拒絶理由通知応答研修を、着実に実施した。なお、これらの研修については、市場化テスト等の実施結果を踏まえ、平成26年度から民間との共催に移行し、平成28年度以降は、完全に民間の事業として実施する予定である(図表2参照)。
 - (イ) 民間企業等の検索業務担当者を対象に、特許情報等に係る調査・検索能力向上のため、検索エキスパート研修[上級]、検索エキスパート研修[意匠]、特許調査実践研修を、着実に実施した。これらの研修は、特許庁と情報・研修館の知見を活用するものであって、民間等が単独で実施することが困難なことから、情報・研修館が実施を継続することとした(図表3参照)。
 - (ウ) 中小・ベンチャー企業の経営者や知財部員等を対象に、知的財産の保護・活用能力向上のため、知的財産活用研修[検索コース]、知的財産活用研修[活用検討コース]、知的財産権研修[産学官連携]を、着実に実施した。中小・ベンチャー企業等を対象とするこれらの研修は、民間等に任せると受講料が高額となって中小・ベンチャー企業の参加が困難となるため、引き続き情報・研修館が実施すべきものとした(図表4参照)。
 - (エ) 行政機関等の知的財産関連の業務担当者を対象に、知的財産にかかる業務能力向上のため、知的財産権研修[初級]を、着実に実施した。行政機関等に対する研修は、行政機関向けのサービスとして引き続き情報・研修館が実施すべきものとした(図表5参照)。
 - (オ) 知的財産プロデューサー等の能力向上のため、研究開発戦略、知的財産戦略、事業戦略等の研修を実施した。当該研修は、情報・研修館事業における質の向上を図るためのものであり、情報・研修館として実施すべきものとした(図表6参照)。

図表2. 知財専門人材を対象とする人材育成研修の実施状況と情報・研修館における実施の見直し結果等

研修の種別	研修名	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	見直し結果等	
(ア) 知的財産専門人材を対象とする研修	特許審査基準討論研修	開催回数	3	3	3	市場化テスト等の結果を踏まえ、平成26年度から民間と共催で実施。平成28年以降は民間へ移行する予定。	
		受講生数	86	66	77		53
	意匠審査基準討論研修	開催回数	1	1	1		1
		受講生数	20	12	25		
	意匠拒絶理由通知応答研修	開催回数	1	1	1		1
		受講生数	32	28	29		

また、上記の研修の実施にあたっては、市場化テストの実施結果等に示された情報・研修館に対する社会のニーズの把握に努めながら、以下の点に重点的に取り組む。

- ・ 討論形式を取り入れるなど研修生の相互研鑽が行われるようにすること。
- ・ 講師の充実及び研修内容の質的向上を図ること。
- ・ 個別の研修に対する要望を的確に把握し、研修内容に反映させること。
- ・ 特許庁職員と合同で研修を実施する機会を確保し、相互の研修の効果を高めること。
- ・ 中小・ベンチャー企業等に対して、より参加しやすい形態で研修を実施すること。
- ・ 民間等において対応が容易となった研修については合理化を図ること。

研修生に対するアンケート調査において、「有意義だった」との評価を毎年度平均で80%以上の者から確保するとともに、100%を目指すこととする。

図表3. 民間企業等の検索業務者を対象とする人材育成研修の実施状況、情報・研修館における実施の見直し結果等

研修の種類別	研 修 名		H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	見直し結果等
(イ)民間企業等の検索業務担当者を対象とする研修	検索エキスパート研修[上級]	開催回数	4	3	3	4	特許庁と情報・研修館の知見を活用するものであって、民間等が単独で実施することが困難なことから、情報・研修館が実施を継続する。
		受講生数	156	101	108	122	
	検索エキスパート研修[意匠]	開催回数	1	1	1	1	
		受講生数	19	18	18	8	
	特許調査実践研修	開催回数	1	1	1	1	
		受講生数	12	24	29	19	

図表4. 中小・ベンチャー企業等の経営者・知財部員等を対象とする人材育成研修の実施状況、情報・研修館における実施の見直し結果等

研修の種類別	研 修 名		H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	見直し結果等
(ウ)中小・ベンチャー企業等の経営者・知財部員等を対象とする研修	知的財産活用研修[検索コース]	開催回数	2	2	2	2	民間等に任せると受講料が高額となって中小・ベンチャー企業の参加が困難となるため、引き続き情報・研修館が実施する。
		受講生数	44	42	40	35	
	知的財産活用研修[活用検討コース]	開催回数	2	2	1	1	
		受講生数	24	29	27	7	
	知的財産権研修[産学官連携]	開催回数	1	1	1	1	
		受講生数	36	35	49	27	

図表5. 行政機関等の知的財産関連の業務担当者を対象とする人材育成研修の実施状況、情報・研修館における実施の見直し結果等

研修の種類別	研 修 名		H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	見直し結果等
(エ)行政機関等の知的財産関連の業務担当者を対象とする研修	知的財産権研修[初級](中央省庁)	開催回数	1	1	1	1	行政機関等に対する研修は、行政機関向けのサービスとして引き続き情報・研修館が実施すべきとした。
		受講生数	18	21	11	22	
	知的財産権研修[初級](自治体)	開催回数	1	1	1	1	
		受講生数	13	19	23	11	
	知的財産権研修[初級](研究開発独法等)	開催回数	2	2	2	2	
		受講生数	93	116	128	72	

図表6. 知的財産プロデューサー等の能力向上研修の実施状況、情報・研修館における実施の見直し結果等

研修の種類別	研 修 名		H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	見直し結果等
(オ)知的財産プロデューサー等を対象とする研修	知的財産プロデューサー等新任研修	開催回数	2	2	3	2	情報・研修館事業における質の向上を図る目的のもので、情報・研修館が実施すべきとした。
		受講生数	24	4	6	6	
	知的財産プロデューサー等スキルアップ研修	開催回数	4	5	4	4	
		受講生数	87	126	107	126	

- ② これらの研修の実施においては、審査基準討論研修、検索エキスパート研修、知財活用研修等で討論の時間の導入・拡大を図り、研修生の相互研鑽機会を拡大した。
- ③ 研修講師の選定では、前年度の受講生アンケート等を参考に、適格な講師選定を行い、特許審査基準討論研修、意匠審査基準討論研修においては、特許庁職員との合同研修とし、相互に意見交換等を行うことにより研修の効果向上を図った。
- ④ 中小・ベンチャー企業等に対しては、受講料減免措置を適用し、参加しやすい環境をつくった。

(情報・研修館が主催する事業の民間団体主催への移行)

- ① 知的財産専門人材を対象とする研修(図表2参照)については、平成26年度から民間団体との共催とし、平成28年度には民間団体主催に完全に移行することとしている
- ② 情報・研修館では、長年にわたって「検索競技大会およびフィードバックセミナー」(毎年約150名の企業等の検索実務者が参加)を主催してきたが、共催団体が実施できる可能性が高いと判断し、共催団体である「一般財団法人工業所有権協力センター」、「一般財団法人日本特許情報機構」に対し、民間が実施する場合は将来的にビジネスモデルが成立する可能性があること、運営ノウハウを移転すること等を含めて交渉した結果、平成25年度から、従来の共催団体が主催する事業とした。なお、情報・研修館は後援団体として協力している。

(受講生アンケート調査の結果)

- ① 各研修の受講生アンケート結果によると、「非常に知識や能力が向上した(非常に有意義であった)」、「知識や能力が向上した(有意義であった)」と回答する受講生が95%以上であり、中期計画で掲げた数値目標(=80%以上)を超え、最も低いものでも88%で、全研修の平均は98.2%であった(図表7参照)。

図表7. 受講生アンケートによる受講生の満足度調査結果

研修の種類	研修名		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	平均
(ア) 知的財産専門人材を対象とする研修	特許審査基準討論研修	第1回	100%	100%	96%	100%	99%
		第2回	100%	100%	100%	100%	100%
		第3回	100%	92%	100%	100%	98%
	意匠審査基準討論研修		100%	100%	100%	93%	98%
	意匠拒絶理由通知応答研修		100%	93%	100%	100%	98%
(イ) 民間企業等の検索業務担当者を対象とする研修	検索エキスパート研修[上級]	第1回	88%	100%	100%	96%	96%
		第2回	98%	100%	93%	100%	98%
		第3回	100%	—	96%	95%	97%
		第4回	100%	100%	—	94%	98%
	検索エキスパート研修[意匠]		100%	100%	94%	100%	99%
特許調査実践研修		94%	95%	96%	94%	95%	
(ウ) 中小・ベンチャー企業等の経営者・知財部員等を対象とする研修	知的財産活用研修[検索コース]	第1回	93%	100%	100%	100%	98%
		第2回	92%	100%	100%	100%	98%
	知的財産活用研修[活用検討コース]		97%	94%	100%	100%	98%
	知的財産権研修[産学官連携]		100%	100%	100%	100%	100%
(エ) 行政機関等の知的財産関連の業務担当者を対象とする研修	知的財産権研修[初級](中央省庁)		100%	100%	100%	100%	100%
	知的財産権研修[初級](自治体)		100%	100%	100%	90%	98%
	知的財産権研修[初級](研究開発独法等)	第1回	100%	100%	95%	100%	99%
		第2回	100%	100%	100%	100%	100%
全体の満足度			98%	99%	98%	98%	98.2%

<特筆すべき成果または取組>

- ① 行政機関・民間企業等の人材に対する研修を情報・研修館として確実に実施するとともに、中期計画で掲げた取組を進めることにより、研修内容の改善に努めた。例えば、下記のような取組を実施した。
- ◇ 平成24年度から「検索エキスパート研修[中級]」を「知的財産活用研修[検索コース]」に名称を改め、中小企業についての受講料を免除とし、中小企業がより参加しやすい形態として受講生の拡大を図った。
 - ◇ 知的財産権研修[産学官連携]について、平成25年度から中小・ベンチャー企業の受講料免除を開始し、より参加しやすい形態として受講生の拡大を図った。
 - ◇ 知的財産権研修[産学官連携]について、受講生からの要望も踏まえ、平成25年度から「知的財産国際権利化戦略推進事業」及び「中小企業の産学官連携」の講義を取り入れた。
- ② 受講生アンケートの結果、「非常に有意義であった」または「有意義であった」と回答する受講生が98.2%となり、中期計画で掲げた目標(80%以上)を大きく超えた。
- ③ 受講生の100%が満足した研修は全ての研修の約70%に及んだ。
- ④ 中期計画で掲げた「民間等において対応が容易となった研修については合理化を図る」という方針に従い、民間団体が主催して将来的にビジネスモデルが成立する可能性がある研修を選択し、情報・研修館が蓄積してきた運営ノウハウ等を移転しつつ、下記の研修の民間等への移転を進めた。
- ◇ 「検索競技大会およびフィードバックセミナー」 → 平成26年度から民間団体主催に移行した。
 - ◇ 「特許審査基準討論研修」等 → 平成28年度に民間団体主催に完全移行することを前提に、平成26年度から情報・研修館と民間団体の共催事業に移行した。

<p><評価の視点></p> <p>① 中期目標・中期計画で掲げる取組は確実に実施したか。</p> <p>② 中期目標・中期計画で掲げる成果指標または活動指標に関する数値目標は達成したか。</p> <p>③ 高い評価に値する特筆すべき成果があるか。</p> <p>④ 中期目標・中期計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p>	<p><自己評価></p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組については、<業務実績>の欄に記載のとおり、全て確実に実施した。</p> <p>② 中期目標・中期計画で掲げる数値目標である「受講生満足度80%以上」に対し、最も満足度が低かった研修で88%の受講生が満足し、全研修では98.2%の数値となり、数値目標を大きく超える結果を得た。</p> <p>③ 中期目標・中期計画では、受講生の「100%が満足」する状態を目指す掲げているが、受講生の100%が満足した研修は全ての研修の約70%に及んだ。</p> <p>④ 中期目標・中期計画で掲げる取組以外で目標を達成するため、民間団体が主催した場合に将来的にビジネスモデルが成立する可能性がある研修を選択し、情報・研修館が蓄積してきた運営ノウハウ等を民間団体に移転しつつ、「検索競技大会およびフィードバックセミナー」を平成25年度から民間団体主催に完全に移行、「特許審査基準討論研修」等も平成28年度に民間団体主催に完全移行することを前提に、平成26年度から情報・研修館と民間団体の共催事業に移行した。なお、これら研修は、民間団体主催に移行した後も情報・研修館は後援団体として協力を続ける。</p>				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="591 541 714 571">自己評価</th> <th data-bbox="714 541 2139 571">理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="591 571 714 671">A</td> <td data-bbox="714 571 2139 671">中期目標・中期計画で掲げられた全ての取組について PDCA サイクルを回しつつ着実に実施したこと、中期目標・中期計画に掲げられた数値目標(研修生に対するアンケート調査において、「有意義だった」との評価を毎年度平均で80%以上の者から確保するとともに、100%を目指す)を超える98.2%を達成したこと等、中期目標・中期計画に掲げられた成果指標を超えた成果をあげたため「A」とした。</td> </tr> </tbody> </table>	自己評価	理由	A	中期目標・中期計画で掲げられた全ての取組について PDCA サイクルを回しつつ着実に実施したこと、中期目標・中期計画に掲げられた数値目標(研修生に対するアンケート調査において、「有意義だった」との評価を毎年度平均で80%以上の者から確保するとともに、100%を目指す)を超える98.2%を達成したこと等、中期目標・中期計画に掲げられた成果指標を超えた成果をあげたため「A」とした。
自己評価	理由				
A	中期目標・中期計画で掲げられた全ての取組について PDCA サイクルを回しつつ着実に実施したこと、中期目標・中期計画に掲げられた数値目標(研修生に対するアンケート調査において、「有意義だった」との評価を毎年度平均で80%以上の者から確保するとともに、100%を目指す)を超える98.2%を達成したこと等、中期目標・中期計画に掲げられた成果指標を超えた成果をあげたため「A」とした。				
	<p><課題と対応></p> <p>① 行政機関・民間企業等の知財関連人材を対象とする研修では、受講生から高い満足度を得たが、ニーズの変化等にも柔軟に対応するため、一層のニーズ把握に努め、研修内容の改善等を図っていくことが求められる。</p> <p>② 民間に移管する研修については、当分の間、後援等の立場に立って支援をすることが求められる。</p>				

小項目 (4) 情報通信技術を活用した学習機会の提供

<投入した資金(円)・人員(人)>

図表1. 投入した資金(千円)及び人員(人)

事業名	経費内訳	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
IP・eラーニングシステム導入開発費		24,429	49,923	49,242	51,762	90,224
人員	常勤職員	1	2	1	2	2

(注) 投入した資金は共通経費を除いた決算額 (H27年度は見込額) であり、係数は四捨五入している。常勤職員数は併任を含めた延べ人数である。

<中期目標>

特許庁職員を含む知的財産に関連する人材に対して行っている情報通信技術を活用した自己研鑽の機会の提供を充実させる。

<中期計画>

- ① 特許庁職員を含む知的財産関連人材全般の学習機会を拡大し、かつ、ニーズに応じた多様な学習教材を提供するため、特許庁の有する知識・経験及びノウハウに基づいたeラーニングによる学習教材を改訂版を含め5年間で15科目以上作成するとともに、eラーニングシステムの利用性の向上を図る。
- ② 研修において使用した教材について、公開可能なものは、ホームページ等を通じて外部に提供する。

<平成23～26年度の業務実績>

(概要)

eラーニング教材は、特許庁職員に対する研修の補助教材として開発・提供しているものであるが、全教材の約80%は、民間等の知財業務に携わる外部人材の自学自習用教材として、外部にも公開されている。なお、IP・eラーニング教材学習システムは、受講登録、履修管理等ができるようになっており、登録手続をすれば、インターネット回線に接続しているパソコンまたはモバイル機器(現行システムではPSP®プレイステーション・ポータブルに限定)を用いて、何時でも何処でも特許等の知的財産について学習できる。

(eラーニング教材の新規開発・改訂)

- ① 第3期中期目標期間中、特許庁と連携してeラーニングによる学習教材の開発・改訂を着実に実施し、合計20科目について開発・改訂を行った(図表2参照)。

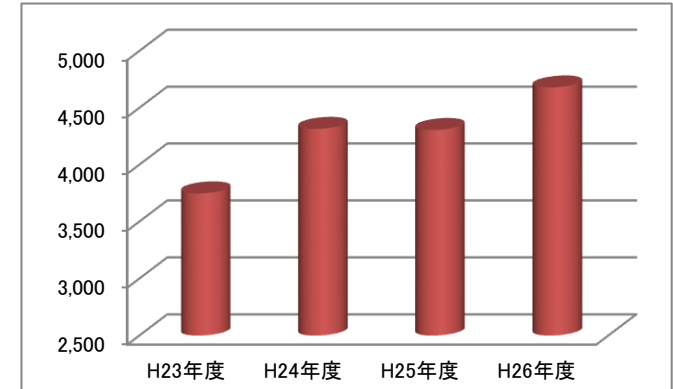
図表2. 開発・改訂したeラーニングによる学習教材

分類	科目名	視聴時間(分)	開発・改訂年度
1. 産業財産権制度関連	平成23年特許法等の一部を改正する法律について(平成23年度特許法等改正説明会)	156	平成23年度
	産業財産権の現状と課題(平成24年度版)	50	平成24年度
	産業財産権の現状と課題(平成25年度版)	54	平成25年度
	産業財産権の現状と課題(平成26年度版)	50	平成26年度
	平成26年度特許法等改正講義	77	平成26年度
2. 特許・実用新案審査関連	「特許・実用新案審査基準の概要1」改訂版	49	平成24年度
	「特許・実用新案審査基準の概要2」改訂版	44	平成24年度
	Compendium of the Patent Law and Utility Model Law for the Examination Work -1	41	平成24年度
	Compendium of the Patent Law and Utility Model Law for the Examination Work -2	48	平成24年度
	「特許・実用新案審査基準」の概要3(単一性・補正・分割)	35	平成25年度
3. 意匠審査関連	(第3期中期目標期間中は改訂なし)	—	—
4. 商標審査関連	(第3期中期目標期間中は改訂なし)	—	—
5. 方式審査関連	(第3期中期目標期間中は改訂なし)	—	—
6. 国際関連	An Introduction to the Chinese Patent Law & Patent System	247	平成24年度
	中国における特許侵害訴訟について(第3回日中韓連携セミナー)	34	平成26年度
	韓国における特許侵害訴訟について(第3回日中韓連携セミナー)	40	平成26年度
7. 登録関連	産業財産権登録の実務	140	平成25年度
	産業財産権登録の実務(改訂版)	141	平成26年度
8. 審判関連	口頭審理及び証拠調べの実務について	91	平成25年度
9. 産業財産権情報関連	特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)のご紹介	19	平成26年度
	先行技術調査の進め方(実践編)(一部改訂版)	111	平成26年度
	IPC,FLF タームの概要	104	平成26年度
10. その他	事例で学ぶ倫理法・倫理規程 Vol. 7>	46	平成24年度
合計			20科目

- ② 平成26年度末現在では、平成22年度までに作成した教材、平成23年度以降に作成した新規教材及び改訂教材を合わせて計53科目分を情報・研修館のIP・eラーニングシステムに搭載し、特許庁及び情報・研修館の職員等に提供している。これらのうち、外部への提供が可能な教材(42科目)については、外部に提供している。
- ③ 企業等の関心が近年急速に高まっている中国や韓国の特許侵害訴訟に関して、特許侵害訴訟の実態に詳しい中国及び韓国の政府関係者を招いて情報・研修館が実施した「第3回日中韓連携セミナー」における講演を再編集して2科目のeラーニング教材とし、これらも広く公開した(図表2参照)。

(IP・eラーニングシステムの登録者の推移)

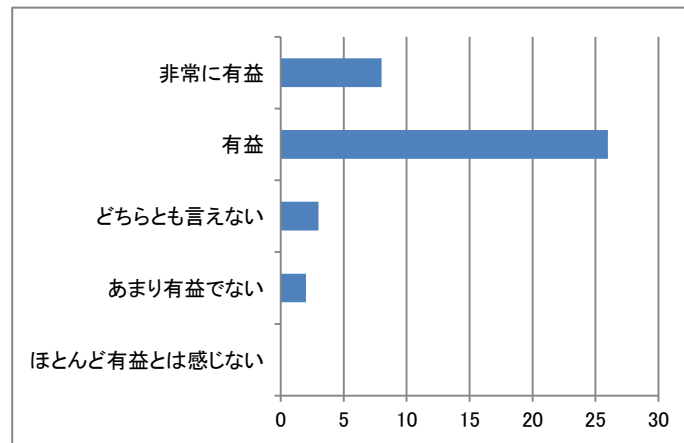
- ① 中期計画で掲げた数値目標、「eラーニングによる学習教材を改訂版を含め5年間で15科目以上作成」に対し、平成23～26年度の4年間で20科目の学習教材を作成するとともに、「新追加科目のお知らせ」、「講義時間(視聴に要する時間)の表示」等のユーザー利便性を高めることにも取り組んだ結果、IP・eラーニングシステムに登録して学習する者の数は、当初予想を超える増加傾向を示した(図表3参照)。
- ② 特許庁の審査官(補)研修においては、eラーニング学習教材の視聴が推奨され、研修効果向上のために活用されている。



図表3. IP・eラーニングシステムの登録数の推移

(特許庁職員研修の補助教材としてのeラーニング教材に対する受講生の評価)

- ① 特許庁の審査官補を対象とする研修では、計8科目のeラーニング学習教材が予習または復習のために利用されている。アンケート調査によるeラーニング学習教材の受講生評価は、科目により違いがあり、一部の科目では「非常に有益」だけで83%を占めるものもあったが、全科目では「有益」、「非常に有益」と回答する者が全体の87.2%を占めた(図表4参照)。
- ② アンケート票の自由記述欄には今後の教材開発で考慮に入れるべき記載(図表5参照)もあり、アンケート結果は教材づくりに適宜利用した。



図表4. eラーニング学習教材の審査官補アンケートの結果(5段階評価)

教材「先行技術調査の進め方」の受講生アンケート票の自由記述欄より

役立つとするコメント

- 今回は、このコンテンツを講義前に利用したが、学習時期としても最適だったと思われる。内容については、初学者に対してもわかりやすい説明だった。
- 具体例に沿った説明で非常にわかりやすかった。
- 先行技術調査の進め方については講義「国際許分類の概要」「サーチツールについて」受講前に行ったが、eラーニングだけでも十分に理解できる内容であったと思う。その後のサーチ演習を通して理解を定着する事ができた。

さらなる改善を要望するコメント

- 先行技術調査の大まかな流れを知ることができたが、やや画質が悪い。
- 問題集をさらに充実させることにより、理解度の向上につながると感じた。
- 効率的なサーチ方法については理解できたが、サーチ情報の活用について、より詳細に説明があれば分かりやすい。

図表5. eラーニング学習教材の審査官補アンケートの結果(自由記述の例)

(研修で使用した教材の外部提供)

- ① 研修で使用したテキスト等の外部への提供を進めている。調査業務実施者育成研修、検索エキスパート研修[上級]、知的財産活用研修[検索コース]で使用している研修教材のうち、公開可能な研修教材(7教材)をホームページで公開した(図表3参照)。

図表3. 情報・研修館のホームページ等で提供している研修に使用した教材

研修コース名	科目名	テキスト名
1. 調査業務実施者育成研修	特許法概論(分割、優先権)	特許法概論
	審査基準	審査基準
	検索の考え方と検索報告書の作成	検索の考え方と検索報告書の作成
	分類の概論	特許分類の概要とそれらを用いた先行技術調査～IPC、FI、Fターム編～(平成27年度)
2. 検索エキスパート研修[上級]	検索インデックス 調査実務1	国際特許分類、FI、Fタームの概要とそれらを用いた先行技術調査 先行技術文献調査実務[第三版]
3. 知的財産活用研修[検索コース]	先行技術文献検索理論・先行技術調査演習	特許文献検索実務(理論と演習)[第二版]
合計		7教材

<特筆すべき成果または取組>

- ① 産業財産権制度関連、特許・実用新案審査関連、国際関連、産業財産権情報関連に力点を置いて、平成23～26年度の4年間で計20科目のeラーニング学習教材を開発・改訂し、中期計画の目標で掲げた「15科目以上」の作成という数値目標を上回る取組を行った。
- ② IP・eラーニングシステムを利用するユーザーに対するお知らせ等を行うことにより、eラーニングシステムの登録者が予想を超えるペースで増加した。
- ③ 特許庁の審査官補研修の補助教材となったeラーニング教材に対する受講生アンケート結果では、「非常に有益」、「有益」と回答する者が全体の87.2%を占めた。
- ④ 情報・研修館が実施する調査業務実施者育成研修、検索エキスパート研修[上級]、知的財産活用研修[検索コース]で使用した研修教材のうち、公開可能な研修教材(7教材)をホームページで公開した。

<評価の視点>

- ① 中期目標・中期計画で掲げる取組は確実に実施したか。
- ② 中期目標・中期計画で掲げる成果指標または活動指標に関する数値目標は達成したか。
- ③ 高い評価に値する特筆すべき成果があるか。
- ④ 中期目標・中期計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。

<自己評価>

- ① 中期目標・中期計画で掲げる取組については、全て確実に実施した。
- ② 中期計画で掲げる数値目標、「5年間で15科目以上作成」とされたeラーニング学習教材を平成23～26年度の4年間で計20科目作成し、目標を超える取組を展開した。
- ③ 多くのeラーニング教材を作成または改訂したことに加え、ユーザーへのお知らせを改善する取組も実施したところ、eラーニングの登録者が予想を超えるペースで増加した。
- ④ 中期目標・中期計画で掲げる取組以外に、企業等の関心が近年急速に高まっている中国や韓国の特許侵害訴訟について、特許侵害訴訟の実態に詳しい中国及び韓国の政府関係者を招いて情報・研修館が実施した「第3回日中韓連携セミナー」における講演を再編集して2科目のeラーニング教材とし、これらも広く公開するという取組を行った。

自己評価	理由
A	中期目標・中期計画で掲げられた全ての取組について着実に実施したことに加え、中期目標・中期計画に掲げられた数値目標、「5年間で15教材以上を作成または改訂する」に対し4年間で20教材を作成したこと、ユーザーの利便性を高める取組を進めてeラーニングの登録者の増加につながったこと、受講生に対するアンケート調査において、「有意義だった」との評価を80%以上の者から得たこと等のため「A」とした。

<課題と対応>

eラーニング教材のお知らせ等を実施するなどの広報を行ったところ、IP・eラーニング登録者が増加したように、引き続き、利用促進活動を強めて利用促進を図ることが求められる。

小項目 (5) 人材育成に資する情報の提供及び実践的な能力構築の支援

<投入した資金・人員>

図表1. 投入した資金(千円)及び人員(人)

事業名	経費内訳	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
人材育成環境整備業務経費		68,858	105,516	98,806	100,817	127,561
グローバル知財人材育成業務経費		—	—	—	6,588	54,502
人員	常勤職員	3	2	2	2	2

(注) 投入した資金は共通経費を除いた決算額 (H27年度は見込額) であり、係数は四捨五入している。常勤職員数は併任を含めた延べ人数である。

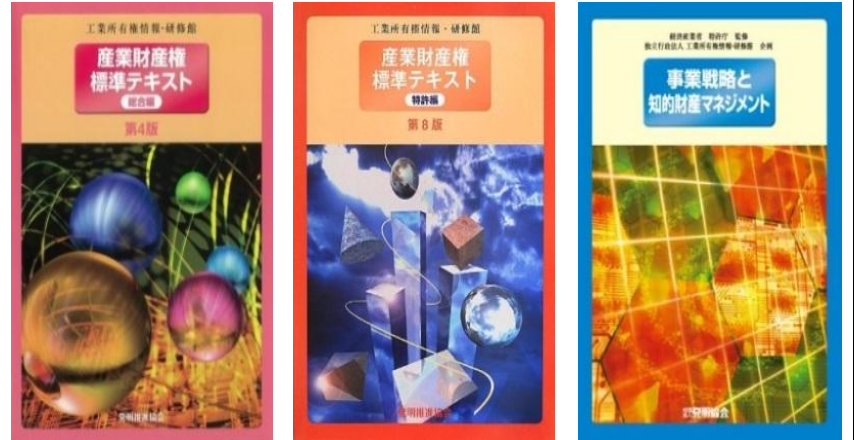
<中期目標>
 知的財産権に関する実践的な知識及び経験を備えた人材の育成に資するため、知的財産権の重要性に係る意識の啓発及び醸成に必要な情報や資料の整備、提供を行うこと等により、実践的な能力構築を支援する。

- <中期計画>**
- 知的財産権に関する実践的な知識を備えた人材の育成を目的として、知的財産権の重要性に係る意識の啓発及び醸成に必要な情報や資料を整備し、効率的に提供を行う。また、これまでに作成した情報や資料の見直しを行うとともに、ホームページ公開の準備を進め、準備の整ったものから、情報・研修館のホームページにおいて公開する。
 - 人材育成に資する情報や資料を利用し、知的財産権に関する実践的な能力構築を支援する事業を展開する。

<平成23～26年度の業務実績>
(A) 知的財産権の啓発等に必要の情報・資料の整備・提供事業

- (概要)**
- 情報・研修館では、特許庁から著作権移転を受けた後、「産業財産権標準テキスト 総合編」、「産業財産権標準テキスト 特許編」、「事業戦略と知的財産マネジメント」等の啓発・学習用資料を、マージナルコストで民間等が印刷・販売することを許諾し、活用を図っている。
 - これらの資料は、法改正等に伴って、適宜、改訂する必要がある。

- (情報・資料の整備・提供)**
- 情報・研修館では、「産業財産権標準テキスト」について、適宜改訂を行った。平成26年度現在で、「産業財産権標準テキスト 総合編」は改訂第4版、「産業財産権標準テキスト 特許編」は改訂第8版となっている(図表A1参照)。
 - 「産業財産権標準テキスト」は優れた内容のテキストであると評価されてきたが、こうした優れたテキストでもカバーしきれない超入門者用の平易な学習導入資料が不足していることに鑑み、平成24年度に「知的創造活動と知的財産 ～私たちの暮らしを支えるために～」と題する本文20ページの小冊子(ブックレット)の編纂に取り掛かり、平成25年2月に電子版として情報・研修館のホームページ上で公開し、広範なユーザーが無料でダウンロードして利用できるようにした。
 - 平成26年度末現在、情報・研修館ホームページ上では、下記の書籍や資料について利用案内を出し、利用促進を図っている(図表A2参照)。



図表A1. 産業財産権標準テキスト等の学習用資料の例

図表A2. 情報・研修館のホームページで利用案内をしているテキスト・資料等

タイトル	ページ数	ユーザーの入手方法
産業財産権標準テキスト 総合編(第4版)	198	マージナルコストで書籍として販売 (価格:720円)
産業財産権標準テキスト 特許編(第8版)	204	” (価格:648円)
事業戦略と知的財産マネジメント	229	” (価格:927円)
産業財産権標準テキスト 流通編	146	電子版(PDF形式) 書籍を情報・研修館ホームページからダウンロード(無料)
アイデア活かそう未来へ	62	”
知的創造活動と知的財産 ～私たちの暮らしを支えるために～	20	”

(B) 明日の産業人材のための知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発推進事業

(概要)

- ① 「明日の産業人材のための知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発推進事業」(以下、「開発事業」という)は、「知的財産人材育成総合戦略」(平成18年1月30日)における「裾野人材」(知的財産に関する一般的な知識を保有することが期待される人材、知的財産を将来創造することが期待される人材等)の育成を目指すものであると同時に、中小企業等が求める「自立型人材」(自分で PDCA(Plan-Do-Check-Action: 計画-実行-評価-改善)というサイクルで仕事を進められる、自分自身の考えを確立している人材)の養成を目的として実施している事業である。
- ② この開発事業では、情報・研修館が提供するテキストまたは学習用資料等も活用しながら、明日の産業人材を輩出する専門高校及び高等専門学校の生徒・学生を対象に「知的財産に関する創造力・実践力・活用力の開発」を行うことを目的とし、「産業財産権標準テキスト 総合編」、「産業財産権標準テキスト 特許編」、「事業戦略と知的財産マネジメント」、「アイデア活かそう未来へ」、「知的創造活動と知的財産 ～私たちの暮らしを支えるために～」等の学習用資料(図 A1 参照)を利活用し、明日の産業人材の育成だけでなく、学校等における学習支援体制の構築を目指している。

(開発事業の取組状況)

- ① 本事業については、毎年、事業実施校を公募し、約100校の取組提案を採択してきた(図表 B1 参照)。

図表 B1. 開発事業に採択された事業実施校の推移

年度	北海道		東北		関東		中部		近畿		中国		四国		九州・沖縄		計	
	高校	高専	高校	高専	高校	高専	高校	高専	高校	高専	高校	高専	高校	高専	高校	高専	高校	高専
H23 年度	3	1	7	0	11	2	10	2	4	1	2	2	3	1	23	5	63	14
H24 年度	2	1	10	1	21	2	11	2	8	2	7	2	5	1	23	2	87	13
H25 年度	3	0	7	1	24	2	14	3	10	2	7	2	7	2	27	2	99	14
H26 年度	1	1	8	1	16	3	14	3	6	2	4	2	7	2	28	2	84	16

- ② 平成25年度には、産業界、新聞社、行政機関に所属する委員、さらには大学・高等専門学校・高等学校において知的財産学習の実情に精通した有識者委員で構成する委員会を設置し、本事業の成果等の中間総括を行うとともに、今後の事業のあり方と方向付け等について検討を行った。
- ③ 上記委員会からは、今後取り組むべき2つの課題、重点目標とすべきこと、目標を達成するための取組候補例等について、提言がなされた(図表 B2 参照)。

図表 B2. 外部有識者等から構成される委員会が提出した報告書のポイント

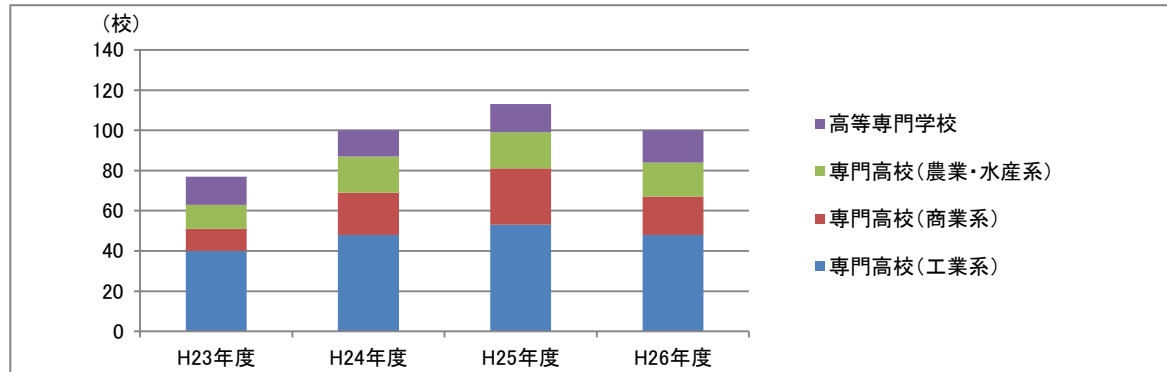
取り組むべき課題	重点目標とすべきこと	目標を達成するための取組候補例
1. 知的財産学習を推進する学校の拡大と定着	知的財産学習を推進する学校の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな学校の参画を促す(教員の興味を引き起こす)情報の提供 ・ 新たに知的財産学習に取り組む教員に対する指導方法等の資料提供、研修機会の提供
	知的財産学習が継続的に実施できる体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校内で指導できる教員の拡大 ・ 学内推進委員会の設置等による恒常的な取組が可能となる基盤整備
2. 知的財産学習の成果の普及と活用の推進	知的財産学習の更なる改善の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数年の取組を認め、他校に展開可能な優れた取組事例(過去の例で言えば、校内コンテストの実施と全国コンテストへの取組なども該当する)を重点的に採択・支援する ・ 優れた取組事例を紹介する資料の作成を支援する
	複数の学校間の連携の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の学校間の連携によるコンテストの企画・実施 ・ 異なる学科のミキシングによる協働プロジェクト型の取組、異なる分野の学校間の連携プロジェクト型の取組
	地域の企業や各種団体との連携による地域連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間、行政、NPO 等との連携プロジェクト型の取組 ・ パテントコンテストやデザインパテントコンテスト等を経て権利化された知的財産または地域連携プロジェクト等で生まれた知的財産等を商工団体や企業等に活用してもらい、企業等からは学校の取組を支援してもらおうといった学校自体の取組も自立進化ができる仕組みを作るような“エコシステム形成型”の取組

- ③ 情報・研修館では、この委員会からの提言趣旨を受け止め、平成26年度から開発事業の枠組みを変更して、「導入・定着型」と「展開型」の2つのカテゴリー(図表 B3 参照)に分け、それぞれの事業に取り組む学校等を公募し、新たに設置した「選定・評価委員会」において採択校を選定し、評価も行うこととした。
- ◇ 「導入・定着型」は、取組期間は1年で、最高50万円の活動費を支援することとし、新規に知財学習に取り組む学校または知財学習の定着を図ろうとする学校の取組を対象とする。
 - ◇ 「展開型」(取組期間は、最長3年間の支援をすることとし、1年あたり最高100万円までの活動費を支援することとし、他校が参考となる先進的な取組を対象とする。

図表 B3. 開発事業の公募における「導入・定着型」と「展開型」の違い(平成26年度の開発事業の場合)

分類	細目	取組期間	1年あたり事業費	期待する成果等
導入・定着型	1. 導入型 2. 定着型	1年間	最高 50 万円/校	・新たな学校の参画 ・学校内の教員の拡大 ・学校組織として恒常的な取組が可能となる基盤整備
展開型	1. 先進的な取組挑戦型 2. 複数学校による連携取組型 3. 地域企業等との連携取組型 4. その他、特色ある取組型	最長3年間 (1年ごとに中間評価)	最高 100 万円/校	・経験校が知的財産学習のさらなる改善を図る試みの実施 ・複数の学校間の連携によるコンテスト等の企画・実施 ・地域の様々な団体との連携による地域の活性化や経済価値創出につながるような取組の実施

- ④ 開発事業に採択された学校は、専門高校(工業系)が最も多く、次いで専門高校(商業系)、専門高校(農業・水産系)、高専となっている(図表 B4 参照)。
- ⑤ 開発事業に採択された学校は、情報・研修館の知財学習用資料も活用している(図表 B5 参照)。

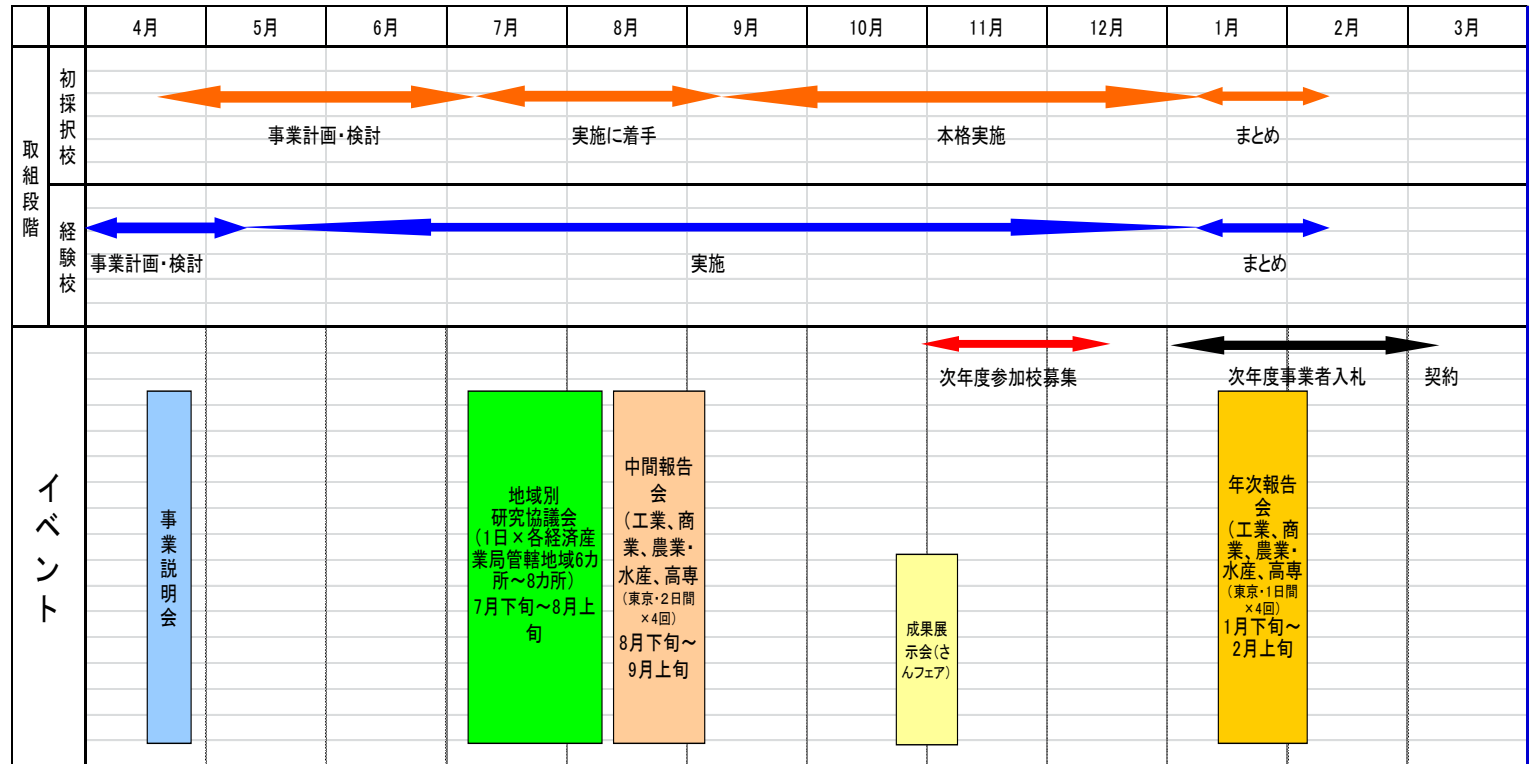


図表 B4. 採択された学校数及び校種別内訳の推移

図表 B5. 開発事業に採択された学校における学習資料の利用状況(各校から提出された平成26年度事業実績報告書より)

学習資料の名称	高等学校(工業関係)	高等学校(商業関係)	高等学校(農業・水産関係)	高等専門学校	合計
	48校採択	19校採択	17校採択	16校採択	100校採択
産業財産権標準テキスト(総合編)	44 (91.2%)	18 (94.7%)	16 (94.1%)	16 (100%)	94 (94%)
産業財産権標準テキスト 指導マニュアル(総合編)	31 (64.6%)	11 (57.9%)	12 (70.6%)	13 (81.2%)	67 (67%)
事業戦略と知的財産マネジメント	10 (20.8%)	5 (26.3%)	8 (47.1%)	5 (31.2%)	28 (28%)
事業戦略と知的財産マネジメント 指導ガイド	7 (14.6%)	5 (26.3%)	7 (47.1%)	4 (25%)	23 (23%)

⑥ 採択され支援した学校は、概ね下記のような年間スケジュールのもとに、事業を実施した(ただし、平成27年度からは、中間報告会は廃止し地域別研究協議会の内容を充実することとした)(図表 B6 参照)。



図表 B6. 採択された取組を推進するために行う地域別研究協議会、年次報告会等の年間スケジュール(概要)

- ⑦ 夏に開催する「地域別研究協議会」(北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州・沖縄の各ブロックで開催)では、採択校の知財学習指導者と生徒・学生の参加のもとに、知財学習指導の事例発表、新たな取組の紹介、学習者に及ぼす効果、今後の課題等について情報交換と意見交換を行った。
- ⑧ 冬に開催する「年次報告会」(東京で開催)では、1年間の知財学習指導の成果発表、学習効果の検証、学校における知財学習指導体制の整備進捗状況等の報告をもとに、情報交換と意見交換を行った。
- ⑨ 秋に実施する成果展示・発表会は、専門高校の生徒の知的創造の成果物の展示・発表・表彰等を行うものであり、平成23年度から開始された。
- ⑩ 成果展示・発表会では、優秀作品や優秀発表をした生徒(あるいは生徒グループ)を、開催地の産学官の有識者を選考委員とする選考委員会で審査し優秀者を選定して表彰を行うこととしており、高校生の知的創造活動に相応のインセンティブを与えている。



図表 B7. 地域別研究協議会における指導法の研修風景

(第3期中期目標期間の本事業の効果・成果等)

- ① 採択校の取組内容や成果等は報告書の形で提出される。第3期中期目標期間にわたって本事業を継続実施したことにより、以下のような特徴的な効果あるは成果が生まれた(図表 B8 参照)。

図表 B8. 第3期中期目標期間の開発事業による効果・成果の概要

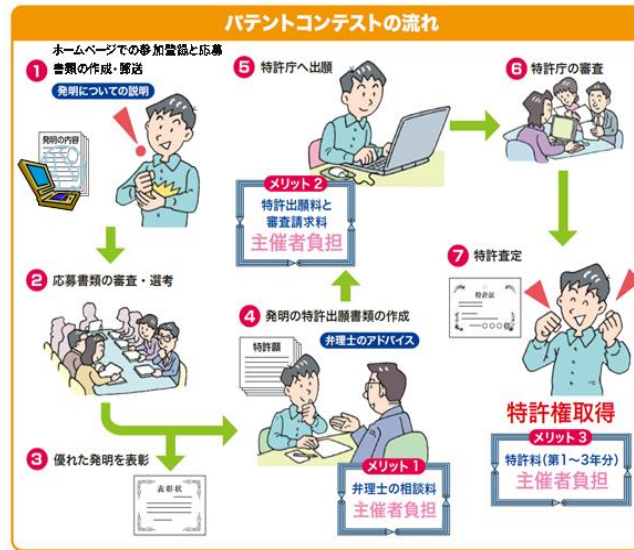
項目	細目	特徴的な取組・効果・成果等(平成23～26年度)
知財学習の指導方法等の進化 先進的な取組の広がり 学校に合った特徴ある取組	導入段階の学習指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域企業や弁理士等の知財関係者の講演、生産現場・加工現場・販売現場等の見学 ・ 学習者のインセンティブにもなる「身近なもの」と「知的財産」の関係を知る・調べる学習 ・ 「産業財産権標準テキスト」等の学習資料を活用した学習 ・ 特許・実用新案、意匠、商標の調べ方(IPDL 活用)の学習
	創造力育成段階の学習指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 画用紙等を使って「いかに高い紙タワーをつくるか」といった、創意工夫力を育成するタイプの実習型学習 ・ 地域社会、地域企業、日常生活、学校生活、実習現場等における身近な課題を取り上げ、課題を解決するためにブレインストーミング、KJ 法、マインドマップ法等の創造力発掘と集団的創造の体験学習 ・ デザイン思考型のアクティブラーニング手法の活用
	実践力・活用力育成段階の学習指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 価値提供が期待され実社会ともリンクする具体的な課題を絞って行う、課題研究型の創造力・実践力育成のグループ学習と形にするための活動をととした知財学習 ・ 農業・水産系のように食物生産等の施設・設備をもつ学校では、現場の具体課題とアイデアを結びつける商品開発型の活用指向の実践・活用力育成型の知財学習 ・ 工業系のように生産・加工用の実習設備等をもつ学校では、ロボット、電子装置等の設計・試作と結びついた実践力・活用力育成型の知財学習 ・ 商業・情報・デザイン系のように顧客密着性の高い活動が展開しやすい学校では、顧客価値を高める商品やサービスの開発と結びついた実践力・活用力育成型の知財学習
知財学習指導体制の整備 校外との協力・連携の拡大	学校内の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校内の知財学習指導者の増加 ・ 学内に知財委員会等を設置する学校の増加
	校外との協力体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域のものづくり系企業、サービス系企業、生産者・加工業者、販売業者等との連携を進める学校が増加 ・ 学校によっては、株式会社設立やバーチャルカンパニーによる会社型運営方式を導入して創造力・実践力・活用力の三位一体的な育成を図る環境を整備する学校も出現

- ② 平成26年度から「導入・定着型」、「展開型」の2区分で事業に取り組んでいる。新たに開始した「展開型」の採択校は採択後まだ1年間しか事業実施期間がなく、「展開型」を新設した効果を評価する段階にはないが、外部有識者から構成される「選定・評価委員会」の年次中間評価結果によると、展開型採択校は「2年目も継続して事業を進めるべき」と評価されている。

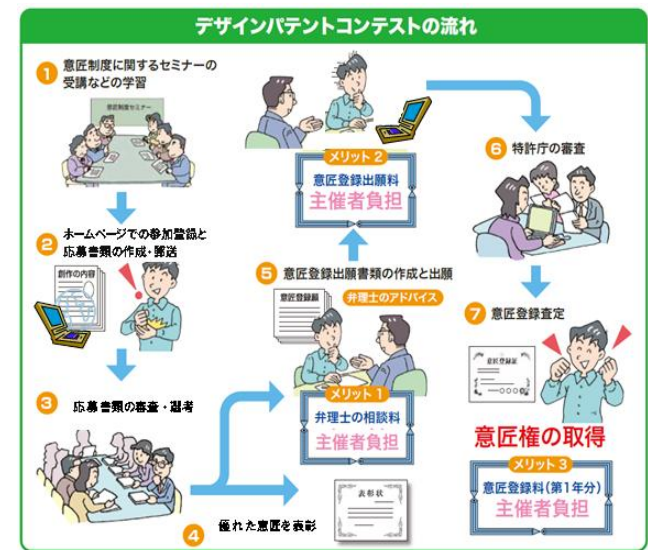
(C) パテントコンテスト・デザインパテントコンテスト事業

(概要)

- ① 文部科学省、特許庁、日本弁理士会、情報・研修館の共催により、大学生、高等専門学校及び高校生の知的財産マインドの醸成と知的財産制度の理解促進を図る目的で、「パテントコンテスト」(平成14年度から)、「デザインパテントコンテスト」(平成20年度から)を開催している。このコンテストでは知財専門家(弁理士等)の審査によって出願支援対象を選定し、日本弁理士会のサポートによって生徒・学生が出願までのプロセスを実体験して、権利化を目指すものである。(図表 C1、C2 参照)
- ② 情報・研修館はコンテストの事務局として、共催団体との調整、募集ポスターの作成・配布、広報、応募受付、応募書類の整理、審査委員会の運営、受賞者等への連絡、表彰式の運営等を担当している。



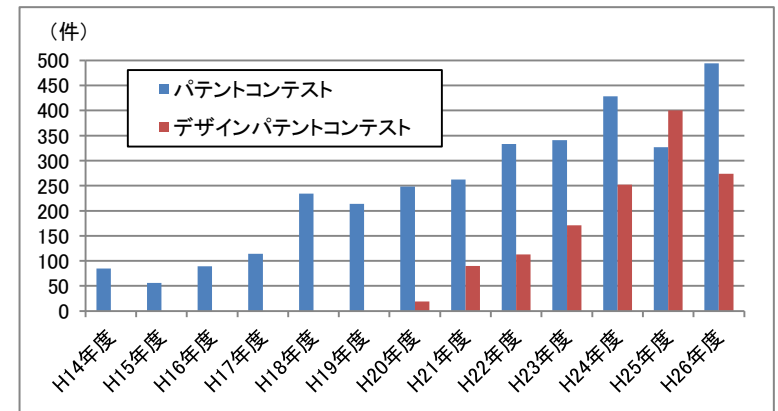
図表 C1. パテントコンテストの概要



図表 C2. デザインパテントコンテストの概要

(応募状況、審査、表彰)

- ① パテントコンテスト／デザインパテントコンテストの応募総数については、増加傾向となっている。「知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業」の参加校等に、事業のPRを積極的に実施したこと及び平成25年度から応募システムの改善を行い、募集期間を延長した結果、応募総数の増加につながったと考えられる(図表 C3 参照)。
- ② 参加した学校の延べ数を校種別にみると、パテントコンテストもデザインパテントコンテストも、最も応募が多いのは専門高校、次に大学、高専の順となっている。
- ③ 知財専門家(弁理士等)の審査によって出願支援対象作品を選定し、日本弁理士会が出願支援を行った。出願後、特許庁の審査を経て権利の取得に至ったものも多い(図表 C4 参照)。
- ④ 優秀な創作に対しては発明者または創作者(あるいは学校)を表彰した。賞には以下のようなものがある。
 (主催者賞) 日本弁理士会長賞、特許庁長官賞、文部科学省科学技術・学術政策局長賞、工業所有権情報・研修館理事長賞
 (特別賞) 選考委員長特別賞



図表 C3. パテントコンテスト／デザインパテントコンテストの応募件数の推移

図表 C4. パテントコンテスト／デザインパテントコンテストの出願支援対象作品数 ()内の数字は、2014年12月時点での特許権、意匠権の権利取得数

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
パテントコンテストで選定された出願支援対象の数	21(10)	19(13)	27(11)	29(-)	
デザインパテントコンテストで選定された出願支援対象の数	29(25)	32(27)	33(24)	31(-)	

- ⑤ パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの表彰式を、平成24年度と25年度の2年間に限って、情報・研修館が主催する「国際知的財産活用フォーラム」(800～1,000名の参加者)と併設とし、フォーラム会場にパネル展示する等、産業界にも高校生・高専生・大学生の取組を知ってもらうようにした。
- ⑥ 審査によって出願支援対象、優秀とされた作品については、表彰式の前後に、各学校のホームページ等で公開されるだけでなく、新聞、テレビ等のマスコミ報道の対象にもなった(図表 C5 参照)。

図表 C5. パテントコンテスト/デザインパテントコンテストの各機関発表、マスコミ報道の例 (平成 26 年度)

年/月/日	地域等での発表・報道	記事の見出しまたは記事の概要
2015/12/30	北國新聞	生徒考案の鉛筆を特許庁が後押し 大聖寺実高、商品化へ
2015/12/30	石川の高校広場	加賀の鉛筆、高校生が商品化 大聖寺実高・ふれ愛隊が開発 国産第一号の歴史を発信 持ちやすさ工夫 コンテストに出品へ
2015/1/8	八戸工業大学 HP	学生が意匠登録出願支援対象者に選ばれる
2015/1/8	女子美術大学 HP	プロダクトデザイン専攻の学生6名が、「平成26年度デザインパテントコンテスト」で意匠登録出願支援対象者に選考されました
2015/1/9	岐阜工業高等専門学校 HP	平成26年度パテントコンテスト(主催:文部科学省ほか)において、専攻科2年生4名の発明が特許出願支援対象となりました
2015/1/19	旭川工業高等専門学校	高専部門で旭川高専生4名が入賞
2015/1/22	nit 新潟工科専門学校 NIT ブログ	2年連続の快挙! パテントコンテスト入賞
2015/1/26	女子美術大学プロダクト	平成26年度デザインパテントコンテスト
2015/1/26	島原農業高校活動紹介ブログ	食品加工部特許庁長官賞受賞
2015/1/26	岡山県立大学 HP	デザイン学部生が平成26年度デザインパテントコンテストで表彰されました
2015/1/27	瓊浦高等学校ブログ・瓊浦高等学校の日々	文部科学省 科学技術・学術政策局長賞受賞 パテントコンテスト入賞
2015/1/28	新潟工科専門学校 NIT ブログ	2年連続入賞! 特許出願へ! パテントコンテスト表彰式!
2015/1/28	都城工業高等専門学校 HP	若松直之さんが平成26年度パテントコンテストにて 独立行政法人工業所有権情報・研修館理事長賞を受賞!
2015/1/28	茨城県立勝田工業高等学校	パテントコンテスト表彰式
2015/1/29	女子美術大学 HP	平成26年度デザインパテントコンテスト表彰式について
2015/1/30	鹿児島工業高等専門学校 HP	本校校生の発明が平成26年度パテントコンテストにおいて特許出願支援対象に選ばれました。
2015/1/30	愛知県立知立高等学校 HP	デザインパテントコンテストに本校の商業科生徒が2名入賞しました!
2015/1/31	Blend*Board(学校・教育とスタンド投稿画像まとめサイト)	女子美術大学・女子美術短期大学部
2015/2/3	群馬工業高等専門学校 HP	平成26年度パテントコンテスト入賞報告
2015/2/4	島原新聞 WEB	島原食品加工部に特許庁長官賞 「米粉deびわタルト」開発 現役で特許取得、商品化の功績
2015/2/4	朝日新聞 DIGITAL	長崎)島原農業高校生のビワのタルト、特許庁長官賞
2015/2/4	毎日新聞	タウンたうん:菓子製造で特許庁長官賞—島原 /長崎
2015/2/4	長野県岩村田高等学校	岩高最新ニュース
2015/2/4	日英知財ニュース(知的財産専門ニュースサイト)	タウンたうん:菓子製造で特許長官賞—島原/長崎
2015/2/5	旭川工業高等専門学校	発明研究会の学生が6年連続&4件同時入賞!!
2015/2/6	香川高等専門学校高松キャンパス	高松キャンパスの学生が平成26年度パテントコンテストで表彰されました
2015/2/13	鈴鹿高等専門学校	2月4日に全国パテントコンテスト・文部科学大臣賞受賞を報告
2015/2/23	徳島県立徳島科学技術高等学校	デザインパテントコンテスト
2015/2/26	静岡文化芸術大学	生産造形学科の学生がデザインパテントコンテストで入賞しました
2015/3/4	日本大学生産工学部電気電子工学科 HP	本学科3年生が平成26年度パテントコンテストに入賞しました
2015/3/15	千工業大学(NEWS CIT)	宮本君”意匠コン”入賞
2015/3/16	NHK ニュースおはよう日本(テレビ)	石川県立大聖寺実業高等学校学生デザイン鉛筆リポート

	<p><特筆すべき成果または取組></p> <p>① 「産業財産権標準テキスト」等の情報・研修館が提供する知的財産学習用資料の見直しを行い、平成24年度に平易な知財学習導入資料として「知的創造活動と知的財産～私たちの暮らしを支えるために～」と題する本文20ページの小冊子(ブックレット)を編纂し、平成25年2月に電子版として情報・研修館のホームページ上で公開した。</p> <p>② 情報・研修館が提供する知財学習用資料は、マージナルコストで書籍として販売または電子版としてユーザーが無料でダウンロードして利用可能なものに分類し、情報・研修館のホームページでお知らせするなど、知的財産学習用資料の利用促進を図った(図表 A2 参照)。</p> <p>③ 明日の産業人材のための知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発推進事業においては、平成23～24年度の実績を踏まえ、平成25年度に外部有識者から構成される委員会に今後の事業のあり方について提言をもらい、その提言を踏まえて平成26年度より、新たに「導入・定着型」と「展開型」の2種目に分けて公募し、事業効果の向上を目指した(図表 B3 参照)。</p> <p>④ 明日の産業人材のための知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発推進事業においては、第3期中期目標期間に、「知財学習の指導方法等の進化」、「先進的な取組の広がり」、「学校に合った特徴ある取組」、「知財学習指導体制の整備」、「校外との協力・連携の拡大」等において効果的な取組が広がった(図表 B8 参照)。</p> <p>⑤ パテントコンテスト・デザインパテントコンテスト事業においては、学校等に積極的に PR したこと、平成25年度から募集期間延長等の改善を行ったこと等により、平成23年度の総応募件数(512件)に対する平成26年度の総応募件数(768件)は、約1.5倍となった(図表 C3 参照)。</p> <p>⑥ パテントコンテスト・デザインパテントコンテストに応募した高校生・高専生・大学生の活動を、産業界等にも積極的に広報した結果、社会の注目度が高まり、新聞の地域版やテレビニュース等でも取り上げられ始めた(図表 C5 参照)。</p>				
<p><評価の視点></p> <p>① 中期目標・中期計画で掲げる取組は確実に実施したか。</p> <p>② 中期目標・中期計画で掲げる成果指標または活動指標に関する数値目標は達成したか。</p> <p>③ 高い評価に値する特筆すべき成果があるか。</p> <p>④ 中期目標・中期計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p>	<p><自己評価></p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組については全て確実に実施したのみならず、必要に応じ外部有識者から構成される委員会を立ち上げ、事業進捗状況の評価と今後の改善方向の提言をもらい、事業の改善を図った。</p> <p>② 中期目標・年度計画で掲げる成果指標または活動指標に関する定量的指標としては、「知的財産学習資料の整備・公開数」、「知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業の実施学校数」、「パテントコンテスト・デザインパテントコンテスト事業の応募数」等があるが、目標は全て達成した。</p> <p>③ 明日の産業人材のための知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発推進事業において、外部有識者から構成される委員会に今後の事業のあり方について提言をもらい、その提言を踏まえて平成26年度より事業スキームを改善した。これにより、知的財産学習の更なる改善の促進、複数の学校間の連携の促進、地域の企業や各種団体との連携による地域連携の推進が一層加速化した。</p> <p>④ パテントコンテスト・デザインパテントコンテストにおいて、様々な工夫をして広報に取り組んだ結果、応募件数の増加だけでなく、メディア等でも報道される等、社会の注目度を高めたことは、中期目標で掲げる「知的財産権の重要性に係る意識の啓発及び醸成」に寄与するものである。</p> <table border="1" data-bbox="591 1066 2154 1206"> <thead> <tr> <th data-bbox="591 1066 719 1102">自己評価</th> <th data-bbox="719 1066 2154 1102">理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="591 1102 719 1206">A</td> <td data-bbox="719 1102 2154 1206">中期目標・中期計画で掲げた全ての取組を実施したことに加え、明日の産業人材に対する知財学習の支援事業においては、有識者委員会からの提言を踏まえて改善措置を実施したこと、学校等の知財学習指導の現場において、知財学習の指導法の進化、学校の知財学習指導体制の整備、学校間や地域企業等との連携の促進等の効果や成果が得られたこと、コンテスト事業では応募件数が1.5倍となり、社会の注目度が高まったこと等のため「A」とした。</td> </tr> </tbody> </table>	自己評価	理由	A	中期目標・中期計画で掲げた全ての取組を実施したことに加え、明日の産業人材に対する知財学習の支援事業においては、有識者委員会からの提言を踏まえて改善措置を実施したこと、学校等の知財学習指導の現場において、知財学習の指導法の進化、学校の知財学習指導体制の整備、学校間や地域企業等との連携の促進等の効果や成果が得られたこと、コンテスト事業では応募件数が1.5倍となり、社会の注目度が高まったこと等のため「A」とした。
自己評価	理由				
A	中期目標・中期計画で掲げた全ての取組を実施したことに加え、明日の産業人材に対する知財学習の支援事業においては、有識者委員会からの提言を踏まえて改善措置を実施したこと、学校等の知財学習指導の現場において、知財学習の指導法の進化、学校の知財学習指導体制の整備、学校間や地域企業等との連携の促進等の効果や成果が得られたこと、コンテスト事業では応募件数が1.5倍となり、社会の注目度が高まったこと等のため「A」とした。				
	<p><課題と対応></p> <p>① 平成25年6月7日に閣議決定された「知的財産政策に関する基本方針」において、「我が国の企業によるグローバルな事業展開を支えるため、事業戦略的な知財マネジメントを構築・実践するグローバル知財人材の育成・確保に取り組む必要がある。」及び「グローバル知財人材を育成・確保するため、工業所有権情報・研修館を活用するなど、政府が主体となってその育成・確保を推進する。」との方針が示された。</p> <p>② この方針に対応するため、「グローバル知財人材の育成・確保」に資する事業として、中小企業の国内外における事業戦略において知財マネジメントが重要な役割を果たした事例等をもとに、我が国中小企業の経営者等を対象とした研修プログラム及び教材等の開発を行う「グローバル知財マネジメント人材育成プログラム開発事業」を、平成26年度末より開始した。</p> <p>③ 平成27年度、平成28年度に研修プログラム及び教材等を開発し、平成28年度末には、その普及を図るためにセミナーを開催する。</p>				

小項目 (6) 海外の知的財産人材育成機関との連携・協力の推進

<投入した資金・人員>

図表1. 投入した資金(千円)及び人員(人)

事業名	細目	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
人材育成機関連携関係費		884	40	129	610	2,201
人材育成機関間連携共同研修費		2,597	0	5,144	4,653	5,632
人員	常勤職員	2	2	3	2	2

(注) 投入した資金は共通経費を除いた決算額 (H27年度は見込額) であり、係数は四捨五入している。常勤職員数は併任を含めた延べ人数である。

<中期目標>

経済のグローバル化の進展に伴い、国際的に知的財産が適切に保護される環境の整備が世界的な課題となっている中、特許審査ハイウェイ、PCT等各国特許庁の国際分業が進み、人材育成の一層の国際協力の必要性が高まっていることにかんがみ、海外の知的財産人材育成機関との連携・協力を推進する。

<中期計画>

中国等、アジアの人材育成機関との育成機関間連携会合を開くとともに、WIPO・GNIPAの会合(知的財産研修所長シンポジウム)に参加し、情報・研修館の取組を発信するなど、海外の知的財産人材育成機関との情報交換及び相互協力を推進する。

<平成23～26年度の事業実績>

(A) 世界各国の知的財産人材育成機関との国際協力(知的財産研修所長シンポジウム(GNIPA 会合)の開催・参加等)

(概要)

- ① 世界各国には政府系の知的財産人材育成機関があり、世界知的所有権機関(WIPO)のリードのもとに情報交換・意見交換を行う等、知的財産人材育成機関の国際協力が進められている。
- ② 知的財産研修所長シンポジウム(GNIPA 会合)は、世界知的所有権機関(WIPO)と幹事国の共催により開催され、GNIPA(*)に参加する国・地域の知的財産研修機関及びオブザーバが参加して、知的財産に関する教育、研修、調査研究等に関する情報交換・意見交換及び国際的な協力体制等について議論を実施するものである。
(*)GNIPA(Global Network of Intellectual Property Academies)には、我が国では情報・研修館が参加し、米国(Global IP Academy)、欧州(EPA)、中国(CIPTC)、韓国(IIPTI)、アフリカ、中南米など、29の各国の知的財産権研修機関が参加している。

(各国機関との国際協力)

- ① WIPOと幹事国の共催による知的財産研修所長シンポジウム(GNIPA 会合)に参加し、各国・地域の知的財産研修機関等と情報交換・意見交換を行った(図表A1参照)。
- ② 平成25年開催のGNIPA 会合では幹事国機関としてホストを務め、同会合の企画・運営等を行った。特に、経済のグローバル化に伴い、我が国産業界の関心も高い開発途上国の知財人材育成には強い関心をもって情報交換や意見交換を行った。

図表A1. 知的財産研修所長シンポジウム(GNIPA 会合)の概要

GNIPA シンポジウム	共催機関・開催場所	会合の内容等	参加国・機関
第5回(平成23年8月)	米国特許商標庁(USPTO) 米国	・ 各機関における研修及び知的財産人材育成支援の取組について(発表、情報交換等) ・ ワーキンググループの設置について	韓国、中国、米国、シンガポール、インドネシア、ロシア、ケニア、ブラジル、メキシコ、EPO、WIPO、日本など、計18カ国機関と4機関
第6回(平成25年5月)	工業所有権情報・研修館(INPIT) 東京	・ 各機関における研修及び知的財産教育支援等に関する取組について(発表、情報交換、討議・意見交換等)	ブラジル、中国、インドネシア、韓国、メキシコ、チュニジア、EPO、WIPO、日本など、計7カ国機関と2機関

(B) アジア各国の知的財産人材育成機関との国際協力と連携事業

(概要)

- ① 日中韓の特許庁長官会合において知財人材育成機関の連携・協力を図ることとされたことを受け、さらに中国、韓国においては知的財産人材育成に近年急速に注力している状況等も踏まえて、中国国家知識産権局(SIPO)に属する「知識産権トレーニングセンター(CIPTC)」、韓国特許庁(KIPO)に属する「国際知識財産研修院(IIPTI)」との会合を行い、両機関との相互協力協定のもとに連携事業等を行っている。
- ② アセアン各国の知財人材育成機関との国際協力についても、知財人材育成に関する取組の情報交換を適宜行っている。

(マルチの国際協力:日中韓人材育成機関長会合と連携セミナー)

- ① 日中韓人材育成機関長会合に参加するとともに、東京開催のときはホスト機関として機関長会合と連携セミナーの企画・運営した(図表B1参照)。
 ② 日中韓人材育成機関長会合の機会に、3カ国機関の連携セミナーを開催することとし、中国・韓国での開催のときは、ホスト機関の企画内容に沿った講師紹介依頼に応じて我が国の講師を依頼・派遣した。東京開催のときは、我が国の産業界や知的財産関係機関の関心が高いテーマを取り上げ、中国及び韓国に講師依頼し、連携セミナーを開催した(図表B2参照)。

図表 B1. 日中韓人材育成機関長会合の概要

日中韓会合	開催場所	会合内容
第2回(平成23年11月)	東京	・各機関における研修及び知的財産教育支援について(紹介と意見交換) ・三機関による協力事項の討議
第3回(平成24年9月)	北京	・各機関における研修及び知的財産教育支援の情報交換 ・三機関による協力事項の議論
第4回(平成25年9月)	ソウル	・各機関における研修等の活動紹介 ・三機関による協力事項の議論
第5回(平成26年10月)	東京	・各機関における最近のトピックスの紹介 ・三機関による協力事項

図表 B2. 日中韓連携セミナーの概要

日中韓連携セミナー	開催場所	テーマ	参加人数
第1回(平成24年9月)	北京	eラーニングについて	約40名
第2回(平成25年9月)	ソウル	特許権侵害訴訟の現状や動向、具体的な裁判例等について	60~70名
第3回(平成26年10月)	東京	各国の特許侵害訴訟について、具体的な裁判例等について	約120名

(二国間での国際協力、連携事業)

- ① 日本と中国の二国間の人材育成機関間会合にホストまたはゲストとして参加し、ホスト役の際は機関間会合と連携セミナーの企画ならびに運営を行った(図表B3参照)。
 ② 日中連携セミナーを開催し、中国での開催のときは中国側の要望に応じて我が国の講師を派遣した。東京開催のときは、我が国の産業界や知的財産関係機関の関心が高いテーマを取り上げ、中国側に講師依頼し連携セミナーを開催した(図表B4参照)。

図表 B3. 日本・中国の人材育成機関間会合の概要

	開催場所	会合内容
第5回(平成23年10月)	北京	・両機関における研修及び知的財産教育支援の情報交換 ・今後の協力に関する検討
第6回(平成24年9月)	北京	・eラーニング教材の交換 ・今後の協力事項について
第7回(平成25年10月)	東京	・両機関による協力体制の継続・拡充 ・両機関による新たな協力体制の提案
第8回(平成26年9月)	上海	・両機関による協力に関して ・次回会合について

図表 B4. 日中連携セミナーの概要

	開催場所	テーマ	参加人数
第1回(平成23年9月)	東京	中国専利審査指針セミナー	502名
第2回(平成24年9月)	北京	平成23年度特許法改正について	約150名
第3回(平成25年10月)	東京	専利審査指針に基づいた実体審査実務について	約330名
第4回(平成26年9月)	上海	大学における知的財産教育について	約90名

- ③ 日本と韓国の二国間の人材育成機関間会合にホストまたはゲストとして参加し、ホスト役の際は機関間会合と連携セミナーの企画ならびに運営を行った。(図表 B5 参照)。
 ④ 日韓連携セミナーを開催し、韓国での開催のときは韓国側の要望に応じて我が国の講師を派遣した。東京開催のときは、我が国の産業界や知的財産関係機関の関心が高いテーマを取り上げ、韓国に講師依頼し連携セミナーを開催した(図表 B6 参照)。

図表 B5. 日本・韓国の人材育成機関間会合の概要

	場所	会合内容
第3回(平成23年 5月)	テジョン	・両機関における知的財産人材育成事業に関する情報交換 ・民間の知的財産人材向け連携トレーニングセミナーに関する意見交換
第4回(平成25年 9月)	ソウル	・日韓人材育成機関間連携会合/日韓連携セミナーについて ・協力覚書の再締結について ・テキストの交換について ・研修の相互参加について
第5回(平成26年10月)	東京	・これまでの相互協力の成果の認識の共有 ・協力覚書の期限の延長について

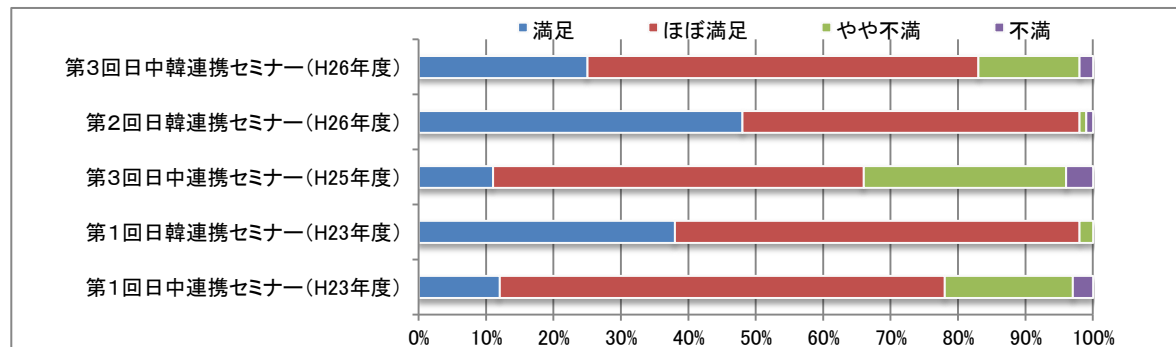
図表 B6. 日韓連携セミナーの概要

	開催場所	テーマ	参加人数
第1回(平成23年11月)	東京	韓国語特許文献の効果的なサーチ手法について	144名
第2回(平成26年10月)	東京	韓国における営業秘密保護の現状について	約130名

- ⑤ 平成25年9月にアセアン諸国の一員であるベトナム知的財産研究所(VIPRI)と意見交換会を行い、VIPRIの組織概要及び活動内容について聴取するとともに、連携セミナーの実施等今後の相互協力について協議し合意した。

(連携セミナーに対する参加者の満足度、セミナー資料の活用)

- ① 日本で開催した日中韓連携セミナー、日中連携セミナー、日韓連携セミナーについては、アンケート調査を実施した。アンケート結果によると、東京開催の2回の日韓連携セミナーでは、「韓国語特許文献サーチ」、「韓国における営業秘密保護現状について」という実務面に直結しやすい内容でかつ我が国産業界の関心が高いテーマを取り上げたために満足度が高い。一方、東京で開催した日中連携セミナー、日中韓連携セミナーでは、「中国専利審査指南」、「各国の特許侵害訴訟」等、踏み込んだテーマを取り上げたため、やや不満と回答する参加者が増えたと思われる(図表 B7 参照)。
 ② アンケート結果の全体平均では、「満足」、「ほぼ満足」と回答する者は全体の79%であった。
 ③ 参加者以外に役立つ内容が含まれていると判断した講演の内容については、連携セミナーで配布された資料を日本語に翻訳してeラーニング用の学習教材とすることについて中国側及び韓国側と合意し、3科目のeラーニング学習教材にした。



	<p><特筆すべき成果または取組></p> <p>① 世界知的所有権機関(WIPO)のリードのもとに実施される知的財産研修所長シンポジウム(GNIPA 会合)については、平成25年度開催の第6回会合で幹事機関としてホストを務め、会合の成功に貢献した(図表 A1 参照)。</p> <p>② 日中韓の知的財産人材育成機関の連携・協力(マルチまたはバイ)においては、東京開催の年には情報・研修館で連携セミナーのテーマ等を企画し、我が国の産業界及び知財人材が数多く参加した。</p> <p>③ 上記の情報・研修館が企画した連携セミナーの内容に対しては、計5回の平均値で79%の参加者から「満足」以上の評価であった。特に、文献サーチや営業秘密保護に関するテーマでは高い満足度を得た(図表 B7 参照)。また、広く参加者以外に役立つ内容の講演については、セミナー資料を翻訳してeラーニング用の学習教材とすることについて中国側及び韓国側と合意し、3科目のeラーニング学習教材にするなど、日中韓の人材育成機関の連携・協力の成果を我が国ユーザーに広く提供した。</p> <p>④ 平成25年9月にアセアン諸国の一員であるベトナム知的財産研究所(VIPRI)と意見交換会を行い、連携セミナーの実施等、今後の相互協力について協議し合意した。</p>				
<p><評価の視点></p> <p>① 中期目標・中期計画で掲げる取組は確実に実施したか。</p> <p>② 中期目標・中期計画で掲げる成果指標または活動指標に関する数値目標は達成したか。</p> <p>③ 高い評価に値する特筆すべき成果があるか。</p> <p>④ 中期目標・中期計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p>	<p><自己評価></p> <p>① 中期目標・中期計画で掲げる取組については全て確実に実施し、WIPO・GNIPAの会合(知的財産研修所長シンポジウム)に参加し、情報・研修館の取組を発信するとともに、海外の知的財産人材育成機関との情報交換及び相互協力を推進した。</p> <p>② 中期目標・年度計画で掲げる成果指標または活動指標としては、海外の知的財産人材育成機関との情報交換の回数、相互協力事業の回数等が上げられるが、毎年度の年度計画で掲げた目標値は達成した。</p> <p>③ 情報・研修館がテーマ等の企画を行った東京開催の連携セミナーにおいて参加者から高い満足度を得た。また、中韓の知的財産人材育成機関の了解を得て、セミナーの資料を翻訳しeラーニング用の学習教材として開発し、我が国のユーザーに提供するなど、日中韓の人材育成機関の連携・協力の成果を我が国ユーザーのために活用した。さらに、アセアン諸国の一員であるベトナムのVIPRIと初の会合を行い、今後の連携の礎をつくったことも特筆すべき成果の1つといえよう。</p> <p>④ 中期目標・中期計画で掲げる取組以外では、目標を達成するために実施したアジア各国の人材育成機関との連携活動推進を着実に発展させたこと、我が国企業が多数展開しているベトナムの知財人材育成機関との連携の礎を確立したこと等があげられる。</p>				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="591 936 719 970">自己評価</th> <th data-bbox="719 936 2143 970">理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="591 970 719 1098">A</td> <td data-bbox="719 970 2143 1098"> 中期目標・中期計画で掲げられた海外の人材育成機関との会合等に出席して国際協力・連携を強化するための取組は全て実施した。それに加え、東京開催の日中韓連携セミナー、日中連携セミナー、日韓連携セミナーにおける参加者からのアンケート調査において、「満足」、「ほぼ満足」との評価を約80%の者から得たこと、我が国企業が多数展開しているアセアン諸国の一員であるベトナム知的財産研究所(VIPRI)と意見交換会を初めて実施しアセアン諸国との連携の礎を確立したこと等のため「A」とした。 </td> </tr> </tbody> </table>	自己評価	理由	A	中期目標・中期計画で掲げられた海外の人材育成機関との会合等に出席して国際協力・連携を強化するための取組は全て実施した。それに加え、東京開催の日中韓連携セミナー、日中連携セミナー、日韓連携セミナーにおける参加者からのアンケート調査において、「満足」、「ほぼ満足」との評価を約80%の者から得たこと、我が国企業が多数展開しているアセアン諸国の一員であるベトナム知的財産研究所(VIPRI)と意見交換会を初めて実施しアセアン諸国との連携の礎を確立したこと等のため「A」とした。
自己評価	理由				
A	中期目標・中期計画で掲げられた海外の人材育成機関との会合等に出席して国際協力・連携を強化するための取組は全て実施した。それに加え、東京開催の日中韓連携セミナー、日中連携セミナー、日韓連携セミナーにおける参加者からのアンケート調査において、「満足」、「ほぼ満足」との評価を約80%の者から得たこと、我が国企業が多数展開しているアセアン諸国の一員であるベトナム知的財産研究所(VIPRI)と意見交換会を初めて実施しアセアン諸国との連携の礎を確立したこと等のため「A」とした。				
	<p><課題と対応></p> <p>経済のグローバル化が進む中で、海外との協力・連携は今後とも重要であり、相互主義を原則にして、引き続き推進することが求められる。</p>				

大項目	II 業務運営の効率化に関する事項						
	<p>これまで情報・研修館が提供してきた国民向けサービスの維持・向上を図りつつ、さらなる業務運営の効率化に努める。</p>	年度	H23	H24	H25	H26	H27
		自己評価	—	—	—	A	
最終評価	A	B	B				

中項目 1. 業務の効果的な実施

<中期目標>

独立行政法人の特長を最大限に活かし、その目標達成に適応した人材の的確な配置や柔軟な組織運営を行い、業務の効果的な実施を図る。また、他機関との連携に向けた取組も含め、業務内容に応じた民間事業者等の能力の効果的活用を推進する。

<中期計画>

業務を効果的に実施するため、人員配置及び組織構成が最も効率的な体制となるよう、業務量等の変動に応じた的確かつ柔軟な組織運営を行う。また、外部能力の効果的な活用の観点から、自ら実施すべき業務を精査し、民間事業者等との協力・連携、アウトソーシングを積極的かつ適正に行う。

<平成23～26年度の業務実績>

(人材の適確な配置と柔軟な組織運営)

第3期中期計画期間において、新たなシステムの開発計画に基づき、「特許庁業務・システム最適化計画」(以下、「最適化計画」という。)が平成25年3月に改定され、10年程度の期間をかけて段階的な刷新を図ることとされたこと、急増している中国特許文献等新興国各国のプレゼンスの向上、中小・ベンチャー企業を含めたビジネスのグローバル化など社会情勢が急激に変化してきていること等から、これら施策のニーズに対応した柔軟な組織運営を実施するため、理事長、理事の指示の下、人員配置及び組織構成が最も効率的・効果的になるよう、業務量等の変動に応じ適確かつ柔軟な組織業務を以下のとおり実施している。

【平成23年度】

- 世界的に急増している中国特許文献等の検索環境整備に向けた中国実用新案の和文抄録作成に対応するため情報管理部に+2名増員。
- 世界的に中国や韓国の出願件数が急増している中において、中国・韓国等の人材育成機関との連携強化を推進するため人材育成部に+1名増員。
- 業務合理化等によって、相談部で▲1名、総務部で▲2名の計▲3名を削減。

【平成24年度】

- 最適化計画の進捗状況を踏まえ、情報・研修館に対応が求められた「新包装管理システムの構築」及び「諸外国特許庁との特許情報の交換に係るメディアレス化」に対処するため情報管理部の人員を+2名増員。
- 業務合理化等によって、情報提供部で▲1名、人材育成部▲1名の計▲2名を削減。

【平成25年度】

- 特許庁職員の育成研修について、グローバル時代に対応する研修等の充実に係る業務増に対応するため、研修部に+1名増員。
- 経済のグローバル化に対応し、日中韓3か国の知的財産人材育成機関間の協力・連携の推進強化等のため、人材育成部に+1名増員。
- 業務合理化等によって、情報提供部▲1名、情報管理部▲3名、研修部▲1名、相談部▲1名、活用促進部▲1名の計▲7名を削減。
- 増加する業務、臨時業務に対応するために非常勤職員を雇用・配置(2名を研修部に増員、2名を人材育成部に増員、1名を活用促進部に増員等)し、職員の業務過負荷の解消と効率化を実現。

【平成26年度】

- 特許庁の「業務運営計画」において「中小企業等に対する中核的な知財支援実施機関」と位置づけられたことを受け、これらの業務に関する重要事項の企画及び立案事務を総括する責任者を+1名増員。
- 経済産業省からの「営業秘密相談窓口」の年度内開設の要請、特許庁の「業務運営計画」に基づく「知財総合支援窓口事業」の段階的な情報・研修館への移管要請等に対応するため、新事業準備室に+3名増員。

図表1. 常勤職員の推移(各年度3月末現在の内訳)

(単位:人)

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度 (見込)
総務部	15	15	15	15	15
知財情報部	—	—	—	—	26
情報提供部	18	17	16	17	—
情報管理部	17	19	16	15	—
研修部	8	8	8	8	10
知財人材部	—	—	—	—	10
人材育成部	12	11	12	14	—
知財活用支援センター	—	—	—	—	5
地域支援部	—	—	—	—	6
相談部	8	8	7	6	6
知財戦略部	—	—	—	—	8
活用促進部	8	8	7	8	—
参事	—	—	—	(1)	(1)
人材開発統括監	1	1	1	1	1
審議役	—	—	—	1	(1)
合計	87	87	82	85	87

注: ()内の数字は、知財人材部(人材育成部)、研修部もしくは知財活用支援センターの内数

- ③ 海外事業展開を目指す全国の中堅・中小企業等への普及啓発と支援強化のため、活用促進部に+1名増員。
- ④ 我が国企業の事業活動の国際展開に資するべく、創造的なデザインの権利保護を確保に関するクリアランス負担軽減のための画像デザイン意匠公報検索支援ツールの開発に対応するため、情報提供部に+1名増員。
- ⑤ 業務合理化等によって、情報管理部▲1名、相談部▲1名、人材育成部▲1名の計▲3名を削減

【平成27年度】情報・研修館は「中核的な知財支援実施機関」と位置づけられたことを受け業務運営組織の体制を刷新

特許庁が策定した「業務運営計画」(平成26年6月)において、情報・研修館は「中小企業等に対する中核的な知財支援実施機関」と位置づけられたことを受け、理事長・理事の指導の下、情報・研修館の業務見直しだけでなく、政府の新たな政策課題への対応、情報・研修館のミッションに則った事業の効果的な実施と事業間のシナジー効果発揮のために、平成27年4月1日に業務運営組織の体制を刷新し事業環境の変化等にも機動的かつ効果的に対応できる体制整備を行った。

- ① 中小企業等から寄せられる経営問題と深く関連する知的財産に関する各種相談や高度な支援依頼に効果的に対応するため、「知財活用支援センター」を設置して、センター長(審議役が兼務)による効果的な業務マネジメントの下、センター傘下に、a)知財総合支援窓口の機能強化等業務(新規)を所掌する「地域支援部」を新設(+6名)、b)相談部、c)営業秘密・知財戦略相談窓口業務と中小企業が海外展開する際の知的財産面でのリスク低減等の戦略に係る支援業務等の連携を強化し、相互のシナジー効果によってユーザーサービスの質の向上を推進する「知財戦略部」を新設(+8名)した。センター長の傘下各部の統括・マネジメント機能を補佐するスタッフ(+4名増員)を配置した結果、知財活用支援センターの設置に伴いセンター長及び相談部を除く計+18名の増員。
- ② 特許庁内外の人材育成を所掌してきた研修部及び知財人材部(旧「人材育成部」)については、所掌業務を再整理し、関係の深い業務を集約化(一部「活用促進部」から業務移管)することによって業務を効果的に実施する体制整備のため、活用促進部から移管業務の実施に必要な+1名の増員。
- ③ 上記①②により、活用促進部の廃止(▲8名)及び新事業準備室の廃止(▲3名)により計▲11名を削減。
- ④ 情報提供部(17名)と情報管理部(15名)の2つの部で遂行してきた知財情報に関する業務には相互協力を必要とする業務が多数存在することを踏まえ、「知財情報部」として両部を統合、業務合理化等によって、▲6名(32名→26名)を削減。

(外部専門人材の活用)

第3期中期計画期間においては民間企業等で知的財産業務経験を豊富に有する外部専門人材を積極的に活用し、知的財産戦略等の支援を着実に実施している。また、特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の開発及びその他のITシステムの開発等において、IT技術の外部専門人材を活用して計画どおりに各種サービス提供を開始するとともに、内部統制強化のための組織体制の整備に併せて専門知識を有する外部専門人材を活用した内部監査等の適確な実施に向けた体制整備を図っている。

① 統括広域大学知的財産アドバイザー【平成23年度～】

地域や技術分野ごとに形成された複数の大学からなるネットワークに、民間企業又は大学で知的財産業務の経験を有する知的財産の専門家を派遣し、大学におけるイノベーションの創出や社会基盤作りを支援し、産学連携の裾野の拡大を図ることを目的とする「広域大学知的財産アドバイザーによる支援」の事業効果を向上させるため、外部専門人材を活用し、事業の統括に加え、広域大学知的財産アドバイザーの更なるスキルアップのための研修及びこれまでの活動を見直すためのフォローアップ研修の企画・実施、広域大学知的財産アドバイザーの活動状況の把握・フォローなど適確に事業を推進。

② 統括知的財産プロデューサー【平成23年度～】

研究機関に多額の公的資金が投入されている大学や産学官連携による研究開発コンソーシアムのプロジェクトに、民間企業での事業開発や知的財産マネジメント業務の経験を有する専門家を派遣し、知的財産戦略の策定支援を行う「知的財産プロデューサーによる支援」の事業効果を向上させるため、外部専門人材を活用し、事業の統括に加え、知的財産プロデューサーの更なるスキルアップのための研修及びこれまでの活動を見直すためのフォローアップ研修の企画・実施、知的財産プロデューサーの活動状況の把握・フォローなど適確に事業を推進。

③ 海外知的財産プロデューサー【平成23年度～】

中堅・中小企業を中心に海外事業展開の事業内容や進出国の知財保護事情に適した技術流出等の知的財産リスク対策、ライセンス等の知的財産活用の方法等の知的財産マネジメント戦略策定を、企業での豊富な海外駐在経験・知的財産業務経験・ビジネス経験を有する外部専門人材を活用し、適確に支援を実施。

④ システムアドバイザー(CIO補佐)【平成25年度～】

特許電子図書館(IPDL)及び特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の開発、その他のITシステムの開発等において、担当部署による開発進捗管理等を円滑に実施すべく、IT技術に精通した外部専門人材を活用し、円滑なITシステム開発の遂行を実現。

図表2. 主な外部専門人材の活用推移(各年度3月末現在)

(単位:人)

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度 (見込)
①統括広域大学知的財産アドバイザー	1	1	1	1	1
②統括知的財産プロデューサー	1	1	0	1	1
③海外知的財産プロデューサー	6	6	6	6	6
④システムアドバイザー(CIO補佐)	—	—	1	4	3
⑤知的財産戦略アドバイザー	—	—	—	4	4
⑥監査・コンプライアンス調査役	—	—	—	—	1

- ⑤ 知的財産戦略アドバイザー【平成26年度～】
「特許化」、「秘匿化」、「オープン＆クローズ戦略」等の営業秘密管理を含む中小企業等に対する総合的な相談支援を、知的財産戦略、営業秘密管理等に精通した外部専門人材（企業での実務等経験者）と弁護士を活用し、適確に事業を推進。
- ⑥ 監査・コンプライアンス調査役【平成27年度～】
内部統制強化のため、平成27年度期初に設置した監査室において、理事長の指示の下、各部門の業務が円滑に遂行され、目的・目標の達成に役立つことを目的として、業務に係わる諸制度及び業務の遂行状況を合法性、合理性の観点から公正かつ客観的な立場で、遵法性、妥当性及び有効性を診断し、業務改善提案を行うための専門知識を有する外部専門人材を活用し、内部監査等を適確に実施する体制を整備。

（民間事業者等との協力・連携・アウトソーシング）

- ① 人材育成事業のうち特許庁職員向け研修を除く研修の実施については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、民間においてビジネスモデルがあるものは廃止し、特許庁の業務の迅速化等に資する研修について、（民間では提供できない特許庁の審査実務や審査ノウハウ等について特許庁との密接な連携の下に業務を遂行している）情報・研修館が有する知識・ノウハウを活用して外部提供・実施しているが、より効率的な実施の観点から、理事長・理事の指導の下、研修の運営について可能な限り民間能力を活用すべく民間企業との共催開催を開始し順次民間企業の完全自主事業への移行を促すなど、民間事業者等との協力・連携、アウトソーシングを積極的かつ適確に実施している。
主な廃止もしくは民間事業との協力・連携・アウトソーシングについては、以下のとおり。
【平成24年度】
・特許侵害警告模擬研修（廃止）
・知的財産管理技能士フォローアップ研修（廃止）
【平成25年度】
・特許検索競技大会（主催を民間の知財関連団体に移管）
【平成26年度】
・特許審査基準討論研修（民間と共催開始：28年度民間企業の完全自主事業に移行予定）
- ② 海外知的財産プロデューサー事業における民間事業者等との連携
【平成24年度】
日本弁理士会が推薦する弁理士（1名）をインターンシップ形式で受入れ、海外知的財産プロデューサーの活動の支援業務に従事させ、当該事業への外部人材活用と弁理士の能力向上を試みた。
【平成25年度】
知財総合支援窓口や中小企業等の海外事業展開を支援する機関との連携を強化（ネットワーク化等）したことにより、中小企業に内在していた潜在的な課題を発掘・顕在化する機会が増え、セミナーの開催や中小企業への支援が大幅に増加した。

<特筆すべき成果または取組>

- ① 「特許庁業務・システム最適化計画」の改定、急増している中国特許文献等新興国各国のプレゼンスの向上、中小・ベンチャー企業を含めたビジネスのグローバル化といった様々な社会情勢の急激な変化に対しても、これら施策ニーズに応じた人材の適確な配置と柔軟な組織運営を、理事長、理事の指示の下、第3期中期計画期間において適時に実施するとともに、平成27年度期初には、特許庁が策定した「業務運営計画」において中核的な知財支援実施機関と位置づけられたことを受け、業務運営組織の体制を刷新し、事業環境の変化等にも機動的かつ効果的に対応できる体制整備を行った。
- ② 民間企業等で知的財産業務等の専門知識や経験豊富な外部専門人材を第3期中期計画期間においては積極的に活用し、外部専門人材が有する能力を情報・研修館が実施する各種事業や支援に積極的かつ効果的に活用した。
- ③ 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づき、より効率的な実施の観点から、理事長、理事の指導の下、研修の運営について可能な限り民間能力を活用し順次民間企業の完全自主事業への移行を促すなど、民間事業者等との協力・連携・アウトソーシングを積極的かつ適確に実施している。

<p><評価の視点></p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組は確実に実施したか。</p> <p>② 中期計画・年度計画で掲げる成果指標または活動指標に関する数値目標は達成したか。</p> <p>③ 高い評価に値する特筆すべき成果があるか。</p> <p>④ 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p>	<p><自己評価></p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組については、<業務実績>の欄に記載のとおり、全て確実に実施した。</p> <p>② 業務を効果的に実施するために人員配置及び組織構成が最も効率的な体制となるよう、第3期中期計画期間において、毎年度人員配置の見直しを実施し、業務合理化等による人員の削減を実現したことに加え、特許庁が策定した「業務運営計画」において中核的な知財支援実施機関と位置づけられたことを受け、業務運営組織の体制を刷新し、事業環境の変化等にも機動的かつ効果的に対応できる体制整備を行った。</p> <p>③ <特筆すべき成果または取組>の欄に記載したとおりであるが、第3期中期計画期間において、民間企業等で知的財産業務経験を豊富に有する者や、ITシステムの開発における専門知識を有する者、内部統制強化のための監査・コンプライアンスに関する専門知識を有する者など、情報・研修館における効率的な組織運営及び効果的な事業実施のために必要となる外部専門人材を積極的に活用した。加えて、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づき、より効率的な実施の観点から、理事長、理事の指導の下、民間にビジネスモデルがあるものは廃止、民間企業の完全自主事業への移行等、可能な限り民間事業者との協力・連携・アウトソーシングを積極的かつ適時に実施した。</p>	
	<p>自己評価</p> <p>A</p>	<p>理由</p> <p>中期計画に掲げている取組を全て確実に実施したことに加え、特許庁が策定した「業務運営計画」を受け、情報・研修館業務の見直しを行うとともに、政府の新たな政策課題へ迅速・確実に対応して、情報・研修館のミッションに則った事業の効果的な実施と事業間のシナジー効果を発揮するべく業務・運営・組織を刷新したこと、情報・研修館の効率的な組織運営及び効果的な事業実施のために必要な外部専門人材を積極的に活用したこと、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づき、事業等の廃止や民間企業の完全自主事業への移行等可能な限り民間事業者との協力・連携・アウトソーシングを積極的かつ適時に実施したことを踏まえ「A」とした。</p>
	<p><課題と対応></p> <p>特許庁業務・システム最適化計画、社会情勢の変化等の施策ニーズに対応して、業務の効率化を図りながら確かな人材配置、外部人材の効果的な活用等、柔軟な組織運営を継続的に実施して行くこととする。</p>	

中項目 2. 業務運営の合理化

<中期目標>

「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」(平成17年6月29日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、国の行政機関の取組に準じて、業務・システムに係る監査の実施、刷新可能性調査の実施により、既に策定された「特許庁業務・システム最適化計画」(平成16年10月5日策定、平成21年10月30日改定)と連動しつつ、業務・システムの最適化を推進する。

また、「特許庁業務・システム最適化計画」に基づく特許庁新システムの稼働に伴い情報・研修館の事業が一部廃止される予定であることを踏まえ、同システムの稼働に向け、情報・研修館の組織・体制の計画的な縮小・合理化を行う。

<中期計画>

業務運営の合理化を図るため、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」(平成17年6月29日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)及び「特許庁業務・システム最適化計画」(平成16年10月5日策定、平成21年10月30日改定)に基づき、業務・システムに係る監査の実施、刷新可能性調査の実施により、業務・システムの最適化を推進する。

また、「特許庁業務・システム最適化計画」に基づく特許庁新システム稼働に向け、事業の一部廃止を含めた組織・体制の計画的な縮小・合理化の検討を行う。

<平成23～26年度の業務実績>

(「特許庁業務・システム最適化計画」及び特許庁の「業務運営計画」に基づく業務・組織・運営の見直し)

- ① 特許庁業務・システム最適化計画プロジェクトについては、平成24年1月に経済産業大臣の指示を受け中断し、新たなシステムの開発計画に基づき、「特許庁業務・システム最適化計画」が平成25年3月に改定され、10年程度の期間をかけて段階的な刷新を図ることとされたことから、理事長、理事の指導の下、こうした段階的な刷新に対応できるよう特許電子図書館(IPDL)を抜本的に刷新し、クラウドサービスを用いた特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)事業を開始、それに伴って特許電子図書館(IPDL)事業は廃止した。また、工業所有権情報提供のための整理標準化データ作成事業については、改定後の「特許庁業務・システム最適化計画」の進捗にあわせて、段階的に廃止することとしている。
- ② 電子出願ソフト整備・管理業務及び公報システムの整備管理業務は、特許庁の「業務運営計画」に基づき、「特許庁における審査手続及びそれを支える情報システムと密接な関係を持つ業務については、効率面及び情報セキュリティの確保の両面から、必ずしも情報・研修館で行うことに強い合理性がある訳ではないことから、特許庁で業務を実施する方向で再検討する」という特許庁の方針の下、特許庁と業務のあり方について再検討を行い、特許庁において平成27年度期初から当該事業等を行うこととなったため廃止した。なお、電子出願サポートセンターについては、既契約期間終了まで情報・研修館にて事業を継続することとしている。

(組織・体制の計画的な縮小・合理化(図表1参照))

- ① 第3期中期計画期間においては、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に従い、理事長・理事の指導の下、会計年度を跨いだ契約期間を設定することで契約期間を調整し、年度末及び出納整理期間に集中していた契約事務等の負荷の平準化を図ることで間接部門における人員の効率化を実現(▲2名削減)。これに伴い業務管理部門についても、業務負荷の平準化など業務合理化等を進め随時計画的に削減(延べ▲13名削減)。
- ② 特許庁が策定した「業務運営計画」(平成26年6月)において、情報・研修館は「中核的な知財支援実施機関」と位置づけられたことを受け、理事長・理事の指導の下、情報・研修館業務の見直しだけでなく、政府の新たな政策課題への対応、情報・研修館のミッションに則った事業の効果的な実施と事業間のシナジー効果発揮のために、平成27年4月1日に業務運営組織の体制を刷新し事業環境の変化等にも機動的かつ効果的に対応できる体制整備を実施し、情報提供部(17名)と情報管理部(15名)の2つの部で遂行してきた知財情報に関する業務には相互協力を必要とする業務が多数存在することを踏まえ、「知財情報部」として両部を統合、業務合理化等による人員の効率化(32名→26名)を実現(▲6名削減)。

図表1. 業務合理化等による常勤職員の削減推移

(単位:人)

組織名	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度 (見込)	合計
総務部	▲2					▲2
情報提供部		▲1	▲1		▲6	▲12
情報管理部			▲3	▲1		
活用促進部			▲1			▲1
相談部	▲1		▲1	▲1		▲3
研修部			▲1			▲1
人材育成部		▲1		▲1		▲2
合計	▲3	▲2	▲7	▲3	▲6	▲21

注:組織名は平成26年度末時点で表記

<特筆すべき成果または取組>

- ① 平成25年3月に改定された「特許庁業務・システム最適化計画」において、10年程度の期間をかけて段階的な刷新を図ることとされたことを踏まえ、特許電子図書館(IPDL)事業を廃止した。また、特許庁の「業務運営計画」に基づき、特許庁と業務のあり方について再検討を行った結果、電子出願ソフト整備・管理業務及び公報システムの整備管理業務を廃止した。
- ② 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に従い、理事長、理事の指導の下、契約事務等の負荷の平準化を図ることで間接部門における人員の効率化を実現(▲2名削減)するとともに、業務管理部門についても、業務負荷の平準化など業務合理化等を進めて計画的に削減(延べ▲13名削減)。
- ③ 特許庁が策定した「業務運営計画」を受け、理事長、理事の指導の下、情報・研修館業務の見直しを行うとともに、政府の新たな政策課題へ迅速・的確に対応して、情報・研修館のミッションに則った事業の効果的な実施と事業間のシナジー効果を発揮するべく業務・運営・組織を刷新し、業務合理化等により人員の効率化を実現(▲6名削減)。

<p><評価の視点></p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組は確実に実施したか。</p> <p>② 中期計画・年度計画で掲げる成果指標または活動指標に関する数値目標は達成したか。</p> <p>③ 高い評価に値する特筆すべき成果があるか。</p> <p>④ 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p>	<p><自己評価></p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組については、<業務実績>の欄に記載のとおり、全て確実に実施した。</p> <p>② <特筆すべき成果または取組>に記載したとおりであるが、特に、「特許庁業務・システム最適化計画」における段階的な刷新を踏まえた特許電子図書館(IPDL)事業の廃止に加え、特許庁の「業務運営計画」に基づき再検討を行った結果、電子出願ソフト整備・管理業務及び公報システムの整備管理業務の複数業務を廃止した。</p> <p>③ 理事長、理事の指導の下、契約事務等の業務負荷の平準化を図ることで業務合理化等を計画的に進めて人員を削減したことに加え、情報・研修館のミッションに則った事業の効果的な実施と事業間のシナジー効果発揮のため業務運営組織の体制を刷新し業務合理化等により更なる人員の削減に繋がり、既存業務のベースでは、延べ▲21名という大幅な人員の効率化を実現した。</p>	
	<p>自己評価</p> <p>A</p>	<p>理由</p> <p>中期計画に掲げている取組を全て確実に実施したことに加え、「特許庁業務・システム最適化計画」における段階的な刷新を踏まえて事業の廃止を行ったこと、加えて特許庁の「業務運営計画」に基づき複数の業務の廃止を行ったこと、更には理事長、理事の指導の下、業務負荷の平準化を図ることでの業務合理化等の推進及び情報・研修館のミッションに則った事業の効果的な実施と事業間のシナジー効果のため業務運営組織の体制を刷新して業務合理化等により大幅な人員の効率化を実現したこと等を踏まえ「A」とした。</p>
	<p><課題と対応></p> <p>工業所有権情報提供のための整理標準化データ作成事業については、改定後の「特許庁業務・システム最適化計画」の進捗にあわせて、段階的に廃止することとしている。</p>	

中項目 3. 業務の適正化

<中期目標>

運営費交付金を充当して行う業務については、第三期中期目標期間中、新規追加・拡充部分を除き、一般管理費について中期目標期間終了時まで中期目標期間中の初年度と比べて15%程度の効率化を行うとともに、業務経費について平成22年度限りで廃止となる工業所有権情報流通等業務を除いた上で期間中平均で前年度比1%程度の効率化を行う。

また、委託等により実施する業務については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取組を着実に実施し、一者応札・応募解消を含め契約の適正化を推進するとともに、密接な関係にあると考えられる法人との契約にあたっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討する。

<中期計画>

運営費交付金を充当して行う業務については、第三期中期目標期間中、新規追加・拡充部分を除き、一般管理費について中期目標期間終了時まで中期目標期間中の初年度と比べて15%程度の効率化を行うとともに、業務経費について平成22年度限りで廃止となる工業所有権情報流通等業務を除いた上で期間中平均で前年度比1%程度(特許庁新システムの稼働に伴い廃止となる事業は2%程度)の効率化を行う。

また、委託等により実施する業務については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取組を着実に実施し、一者応札・応募解消を含め契約の適正化を推進するとともに、密接な関係にあると考えられる法人との契約にあたっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討する。

<平成23～26年度の業務実績>

(一般管理費、業務経費の削減(図表1参照))

図表1. 業務経費及び一般管理費の予算推移

(単位:千円)

経費種別	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	平均
業務経費(A(y)=B(y)+C(y))	8,487,003	8,436,856	8,299,850	9,816,410	9,521,230	
既定分(B(y))	8,487,003	8,436,856	8,299,850	7,609,476	5,704,761	
新規・拡充分(C(y))				2,206,934	3,816,469	
効率化達成率(D(y)=(B(y)/B(y-1)-1))	▲9.6%	▲0.6%	▲1.6%	▲8.3%	▲25.0%	▲9.0%
一般管理費(E(y)=F(y)+G(y))	398,651	349,753	328,753	335,001	359,777	
既定分(F(y))	398,651	349,753	328,753	331,322	336,210	
新規・拡充分(G(y))				3,679	23,567	
効率化達成率(H(y)=(F(y)/E(y-f)-1))		▲12.3%	▲17.5%	▲16.9%	▲15.7%	

・A(y)は、当年度における業務経費

・A(y-1)は、前年度における業務経費

・B(y)は、当年度における業務経費うち既定分

・C(y)は、当年度における業務経費うち新規・拡充分

・D(y)は、当年度における効率化達成率

・E(y)は、当年度における一般管理費

・E(y-f)は、平成23年度における一般管理費

・F(y)は、当年度における一般管理費のうち平成23年度からの既定分

・G(y)は、当年度における一般管理費うち新規・拡充分

・H(y)は、当年度における効率化達成率

- ① 新規・拡充分を除き、一般管理費については、中期計画初年度(平成23年度)予算比▲15.7%の、業務経費について前年度予算比の期中平均▲9.0%削減が図られ中期目標に掲げるそれぞれの目標を超えた成果を達成している。
- ② 一般管理費については、図表1に記載の平成26年度の新規・拡充分に計上は、消費税増額への対応経費3,679千円であり一般管理費全体の1.1%を占めている。なお、平成27年度における新規・拡充分については、特許庁の「業務運営計画」に基づき特許庁と協議を重ねた結果、情報・研修館において新たに実施される知財総合支援窓口の機能強化等業務、営業秘密・知財戦略相談窓口業務等に伴う業務増に対応する経費である。
- ③ 業務経費については、理事長・理事の指導の下、業務の効率化及び「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)を踏まえ、複数年契約の活用等により長期的な収入予測やコストを見積もった上での入札参加を可能とすることで新規事業者の投資が促進され、一者応札の改善など競争性が向上した結果等、目標を大きく上回り、新規・拡充分を除き、対前年度予算比平均▲9.0%の経費削減を実現している。

(契約の適正化・透明化)

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)を踏まえ、理事長が委員長を務める「契約審査委員会」において契約の適正化を一層強化することとし、以下の取組を進めた。

① 競争的手法による契約の実施(図表2参照)

- 1) 調達に当たっては、競争性等の適正化を図るため、仕様書条件の見直し、説明会から入札等の締切りまでの十分な期間確保、一事業で相乗効果の期待できない複数事業を分割して複数契約にして実施する等、事業者の入札機会の拡大を図り、真にやむを得ないものを除き、全ての案件について競争的手法により契約を締結した。

- 2) 「競争性のない随意契約」は、特許庁のシステムやネットワーク環境に関わるもの(特許庁のシステムへの障害等を回避するため、既存システムを構築した事業者と随意契約)、経済産業省別館からの移転先である虎ノ門三井ビルディングの賃貸借及びそれに付随する指定事業者との契約である。なお、平成24年度においては、特許庁の要請を踏まえ、急遽経済産業省別館から移転することとした特殊要因により、競争性のない随意契約が11件(移転関係を除くと4件)と一時的に増加したものである。
- 3) 「競争性のない随意契約」については、「契約監視委員会」において審議いただき、随意契約理由と金額の妥当性について点検済であり、指摘事項は無かった。

図表2. 契約の実施状況

(単位: 件、億円)

	H20年度		H23年度		H24年度		H25年度		H26年度		見直し計画	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(69.0%) 60	(60.7%) 116.3	(75.8%) 50	(91.2%) 68.1	(58.1%) 36	(31.3%) 6.5	(62.8%) 32	(75.3%) 33.5	(59.1%) 26	(90.9%) 92.2	(79.3%) 69	(96.3%) 184.6
企画競争・公募	(14.9%) 13	(24.0%) 45.9	(19.7%) 13	(0.9%) 0.7	(24.2%) 15	(6.9%) 1.4	(29.4%) 15	(3.8%) 1.7	(31.8%) 14	(1.8%) 1.8	(13.8%) 12	(0.6%) 1.2
競争性のある契約(小計)	(83.9%) 73	(84.7%) 162.2	(95.4%) 63	(92.1%) 68.8	(82.3%) 51	(38.2%) 7.9	(92.2%) 47	(79.1%) 35.2	(90.9%) 40	(92.7%) 94	(93.1%) 81	(97.0%) 185.7
競争性のない随意契約	(16.1%) 14	(15.3%) 29.3	(4.5%) 3	(7.9%) 5.9	(17.7%) 11	(61.8%) 12.8	(7.8%) 4	(20.9%) 9.3	(9.1%) 4	(7.3%) 7.4	(6.9%) 6	(3.0%) 5.8
合計	(100.0%) 87	(100.0%) 191.6	(100.0%) 66	(100.0%) 74.7	(100.0%) 62	(100.0%) 20.7	(100.0%) 51	(100.0%) 44.5	(100.0%) 44	(100.0%) 101.4	(100.0%) 87	(100.0%) 191.6

(注) 1. 少額契約を除く。また、各案件の契約件数・金額は、総務省基準により最初の支出が属する年度のものとして整理。

2. 平成20年度は、随意契約見直し計画及び同フォローアップ時に公表した件数・金額であり、その後の変更契約金額を含まない。

3. 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

4. 見直し計画の計数等は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて(平成21年11月17日閣議決定)」に基づき公表した見直し計画である。

② 一者応札・応募の改善状況について(図表3参照)

図表3. 一者応札・応募の改善状況(支出基準ベース)

(単位: 件、億円)

	H20年度		H23年度		H24年度		H25年度		H26年度	
	件数	契約金額	件数	契約金額	件数	契約金額	件数	契約金額	件数	契約金額
複数応札・応募	(64.4%) 47	(4.3%) 7	(95.2%) 60	(85.1%) 58.5	(98.0%) 50	(76.3%) 6	(91.5%) 43	(69.9%) 24.6	(85.0%) 34	(15.1%) 14.2
一者応札・応募	(35.6%) 26	(95.7%) 155.2	(4.8%) 3	(14.9%) 10.3	(2.0%) 1	(23.7%) 1.9	(8.5%) 4	(30.1%) 10.6	(15.0%) 6	(84.9%) 79.8
合計	(100.0%) 73	(100.0%) 162.2	(100.0%) 63	(100.0%) 68.8	(100.0%) 51	(100.0%) 7.9	(100.0%) 47	(100.0%) 35.2	(100.0%) 40	(100.0%) 94

※図表2の脚注に同じ。

- 1) 一者応札・応募案件については、入札説明会等の参加者に対するヒアリングを踏まえつつ、仕様書条件の見直し、説明会から入札等の締切りまでの十分な期間確保、事業開始前の準備期間の確保、複数年契約の活用、調達単位の見直し(分割もしくは統合)等により平成23年度9件、平成24年度3件(うち入札可能性調査へ移行2件)の計12件について改善を図った。

	<p>2) また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき設置された契約監視委員会において、一者応札・応募案件の状況について報告し、継続的に一者応札・応募案件等フォローアップ事案について審議をいただき、今後の改善対策として平成26年2月の同委員会「調達準備期間を十分に確保し、調達支援業者の活用や意見招請等の手続により、事業者を理解しやすい仕様書の作成を行うとともに、応札業者の確保に向けた取組みを継続すること。」とコメントされている。</p> <p>③ 関係法人との契約の透明性確保 第3期中期計画期間中においては、関係法人との契約の透明性を確保するため、以下の情報を情報・研修館のホームページに公表している。</p> <p>1) 独立行政法人会計基準に基づき、関連法人(関連公益法人等)に該当する一般財団法人日本特許情報機構との取引・再就職情報を財務諸表の附属明細書で開示するとともに、当該情報を情報・研修館のホームページ上で公表している。</p> <p>2) 情報・研修館の主務省が所管する公益法人と随意契約を締結する場合に、当該法人に情報・研修館の常勤職員であった者が役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数、契約の相手先をその都度情報を公表することとしているほか、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)」を踏まえ、平成23年度7月以降「独立行政法人と一定の関係を有する法人」と新たに契約を締結する場合には、当該法人との再就職及び取引等の状況の公表を行うこととしているが、該当する契約は現時点で存在していない。</p> <p>④ 契約締結状況の開示 契約の透明性を確保するため、以下の契約締結状況を情報・研修館のホームページに適宜、公表している。</p> <p>1) 契約については、「独立行政法人工業所有権情報・研修館会計規程」、「独立行政法人工業所有権情報・研修館契約事務取扱要領」により国と同様の規定を整備し、契約関係部分を情報・研修館ホームページにおいて公表している。</p> <p>2) 政府の要請等に従い、「経済産業省行政支出見直し計画(平成21年3月)」を踏まえた公益法人等への契約による支出状況、「随意契約見直し計画(平成22年4月)」に基づく当該計画のフォローアップ状況を毎年度、情報・研修館のホームページに公表している。</p> <p>3) 契約監視委員会の審議内容について、都度、情報・研修館のホームページに公表している。</p> <p><特筆すべき成果または取組></p> <p>① 一般管理費について、第3期中期目標の2年目に当たる平成24年度に、前年度の執行状況を踏まえ、一般管理費削減目標(目標期間終了までに初年度比15%程度の効率化)を前倒し予算ベースで▲12.3%の削減を行い、翌25年度において目標を早期に達成している。</p> <p>② 業務経費については、理事長・理事の指導の下、業務の効率化及び「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)を踏まえ、複数年契約の活用等により長期的な収入予測やコストを見積もった上での入札参加を可能とすることで新規事業者の投資が促進され、一者応札の改善など競争性が向上した結果等、目標を大きく上回り、新規・拡充分を除き、対前年度予算比平均▲9.0%の経費削減を実現している。</p> <p>③ 「競争性のない随意契約」は、特許庁のシステムやネットワーク環境に関わるもの(特許庁のシステムへの障害等を回避するため、既存システムを構築した事業者と随意契約)、経済産業省別館からの移転先である虎ノ門三井ビルディングの賃貸借及びそれに付随する指定事業者との契約であり、真にやむを得ないものを除き、全ての案件について競争的手法により契約を締結した。</p>
<p><評価の視点></p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組は確実に実施したか。</p> <p>② 中期計画・年度計画で掲げる成果指標または活動指標に関する数値目標は達成したか。</p> <p>③ 高い評価に値する特筆すべき成果があるか。</p> <p>④ 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p>	<p><自己評価></p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組については、<業務実績>の欄に記載のとおり、全て確実に実施した。</p> <p>② 新規・拡充分を除き、一般管理費については、中期計画初年度(平成23年度)予算比▲15.7%削減が図られ、業務経費については、前年度予算比の期中平均▲9.0%削減図られ中期目標に掲げる目標を超える成果を達成した。</p>

自己評価	理 由
A	<p>中期計画に掲げている取組を全て確実に実施し、一般管理費、業務経費とも中期目標に掲げる目標を超える成果を達成した。また、業務経費については、理事長・理事の指導の下、業務の効率化及び複数年契約の活用等により新規事業者の投資が促進され、一者応札の改善など競争性が向上し、目標を大きく上回る経費削減を実現したこと等を踏まえ「A」とした。</p>
	<p><課題と対応> 一者応札・応募解消に向けて、契約監視委員会において引き続きご審議をいただきながら、応札・応募業者の確保に向けた取組を継続していくこととする。</p>

中項目 4. 給与水準の適正化

<中期目標>

給与水準の適正化の取組を継続するため、給与水準に係る目標水準・目標期限を設定して計画的に取り組むとともに、その検証結果、取組状況を公表する。また、総人件費については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）に基づく国家公務員の定員の純減目標（平成18年度から5年間で5%以上の純減）に準じた取組を「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）を踏まえ平成23年度まで継続するとともに、中期目標期間を通じて国家公務員における総人件費改革の取組を踏まえて着実に実施する。

<中期計画>

給与水準については、平成21年度における対国家公務員指数（年齢勘案112.5、年齢・地域・学歴勘案100.8）に鑑み、第3期中期計画期間中においても引き続き、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組む、国家公務員に準じた給与改定を行い国家公務員と同程度の給与水準を維持するとともに、その検証結果、取組状況を公表する。また、総人件費改革の取組については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）を踏まえ平成23年度まで継続するとともに、中期目標期間を通じて国家公務員における総人件費改革の取組を踏まえ着実に実施する。

<評価の視点>

- ① 中期計画・年度計画で掲げる取組は確実に実施したか。
- ② 中期計画・年度計画で掲げる成果指標または活動指標に関する数値目標は達成したか。
- ③ 高い評価に値する特筆すべき成果があるか。
- ④ 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。

<平成23～26年度の業務実績>

第3期中期計画期間中の給与水準については、国家公務員に準じた給与改定を行い国家公務員と同程度の給与水準を維持（**図表1参照**）するとともに、対国家公務員給与指数をはじめとする毎年度の当館役職員の報酬・給与の状況についてホームページで毎年6月に公表を行った。各年度の取組状況については、以下のとおりである。

【平成23年度】

- ① 「国家公務員の給与改訂及び臨時特例に関する法律」（平成24年2月29日公布）の成立前後の時期に、人事院勧告分（平均▲0.23%）に関して労働組合との協議を行い、平成24年3月1日付け（国と同タイミング）の給与改訂を実施。
- ② 臨時特例による給与減額（平均▲7.77%、平成26年3月まで）についても、理事長が労働組合と3月中に直接交渉を3回重ねるなど、精力的に労使交渉を行った結果、国と同水準の給与減額改訂を、役員においては平成24年4月1日から、職員においては平成24年5月1日から実施している。
- ③ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）を踏まえ平成23年度まで継続とされた総人件費改革の取組に関しては、平成23年度予算において前年度比▲1%とし、着実に実施。

【平成24年度】

- ① 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」の成立を踏まえ平成24年3月9日付けで必要な措置を講ずるよう要請のあった役職員の給与見直しについては、国に準じた削減を役員については平成24年4月1日から、職員については同年5月1日から実施。
- ② 「国家公務員退職手当法等の一部改正法」の成立を踏まえ平成24年12月13日付けで必要な措置を講ずるよう要請のあった役職員の退職手当の見直しについては、国に準じた調整率（調整率を段階的に87/100まで引き下げ）を役職員ともに平成25年3月1日から適用開始。また、人事院規則改正を踏まえ、50歳代後半層の給与水準上昇抑制措置も平成25年2月1日から実施。

【平成25年度】

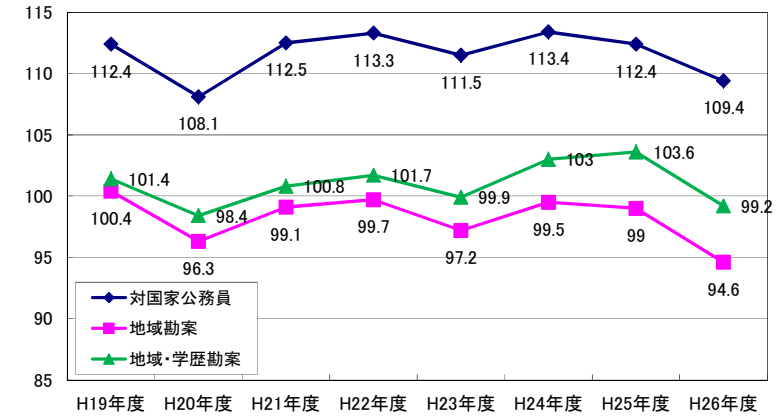
- ① 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」を踏まえた役職員の給与見直しについては、引き続き国家公務員と同程度の削減を行う措置を実施。
- ② 国家公務員の給与改定を踏まえ、50歳台後半の給与水準抑制措置を平成26年1月1日から実施。

【平成26年度】

- ① 人事院勧告に伴う国家公務員に準じた給与改定（俸給及び賞与）を俸給に関しては平成26年4月1日から適用、賞与に関しては平成26年12月1日から実施。併せて、平成27年1月1日の昇給を1号俸抑制する措置を実施。

<自己評価>

- ① 中期計画・年度計画で掲げる取組については、<業務実績>の欄に記載のとおり、全て確実に実施した。



図表1 ラスパイレス指数推移

自己評価	理 由
B	給与水準について、国家公務員に準じた給与改定を行い国家公務員と同程度の給与水準を維持する等、中期計画で掲げる取組を全て確実に実施したことを踏まえ「B」とした。
<p data-bbox="636 304 819 331"><課題と対応></p> <p data-bbox="645 336 1933 363">引き続き、国家公務員に準じた給与改定を行い国家公務員と同程度の給与水準を維持するとともに、その検証結果、取組状況を公表することとする。</p>	

中項目 5. 内部統制の充実・強化

<中期目標>

総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から通知される事項等も活用し、内部統制の充実・強化を図る。また、「第2次情報セキュリティ基本計画」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

<中期計画>

総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から通知される事項等も活用し、内部統制の充実・強化を図る。併せて、政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

<平成23～26年度の業務実績>

(内部統制の充実・強化)

内部統制については、理事長の下、「独立行政法人における内部統制と評価について(平成22年3月23日独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会)を踏まえ、充実・強化を推進してきている。また、改正後の独立行政法人通則法第28条第2項に基づき、情報・研修館の業務方法書を改正して、役員(監事を除く)の職務の執行がこの法律、個別法又は他の法令に適合するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制システム」という)の整備に関する事項を新たに設けるとともに、内部統制システムに関する情報・研修館の各種規程を改正もしくは制定し、理事長・理事の下、更なる充実・強化を推進している。

① 法人ミッション及び組織運営方針の周知徹底

- 1) 理事長は、年頭の所感表明、新規採用(新規異動)職員を対象とした業務説明会(年2回)において、法人ミッション及び組織運営方針を説明・周知。
- 2) 知財を取り巻く社会情勢の急激な変化やユーザーニーズへの対応方針及び服務規律等について、時宜に応じた理事長メッセージの全職員への発出。
- 3) 情報・研修館のコンパクトな組織の特性を踏まえ、理事長は、各事業部門の職員や知的財産プロデューサー等の戦略的業務を担う契約職員と密な意見交換を図り、法人ミッションの徹底と各職員が担当する業務目標のすり合わせを定期的に実施。また、平成24年度は2回に分けて「女性と男性がともに活躍する活力ある職場」づくりに向けて女性職員と意見交換を実施。
- 4) 理事長が各事業部門及び業務管理部門の担当部長及び職員に必要に応じて法人の課題、目標及びミッションの徹底、リスク要因の除去に向けた指示を実施。平成24年度においては、7月(業務改善課題の抽出と対応策の検討)、1月(各部の成果と中期的な業務展望・課題の把握)、3月(最適化計画改定を踏まえた次年度計画の方針調整)の計3回異なる視点から理事長ヒアリングを実施し、内部統制がより有効に機能するよう意識改革の醸成を図った。
- 5) 第3期中期計画期間中の年度計画に基づく業務の着実な遂行と目標達成に向けて、理事長、理事の指導の下、人事評価における組織及び個人の目標設定について年度計画とのリンクを強化し、組織全体の問題意識共有化とコミュニケーション強化を図った。
- 6) 理事長主導の下、情報・研修館の「基本理念」、「運営基本理念と運営方針」、「行動指針」を策定し、全職員に周知し、情報・研修館のホームページに公表した(平成27年度)。

② 内部統制の体制整備

1) 業務運営会議(月次)(平成27年度より「役員会」と名称変更)

理事長以下全役員及び各部長等の管理職員が出席し、情報・研修館における以下の事項について意志決定を行う。また、理事長・理事が、年度計画の各事業の進捗よく状況について報告を受け、リスク要因の洗い出し及び課題の解決方針等について担当部長へ指示を行い業務面における内部統制を着実に実施している。

<議決事項>

- 中期計画、年度計画等の事業計画、予算及び評価に関する事項
- 決算及び財務諸表に関する事項
- 借入金に関する事項
- 組織及び運営に関する事項
- その他、役員会において必要と認めた事項

<報告・承認事項>

- 決算の状況
- 監事監査に関する状況
- 諸規程の制定、改正、廃止に関する事項
- 情報・研修館の業務の執行に関する事項
- その他、理事長が必要と認める事項

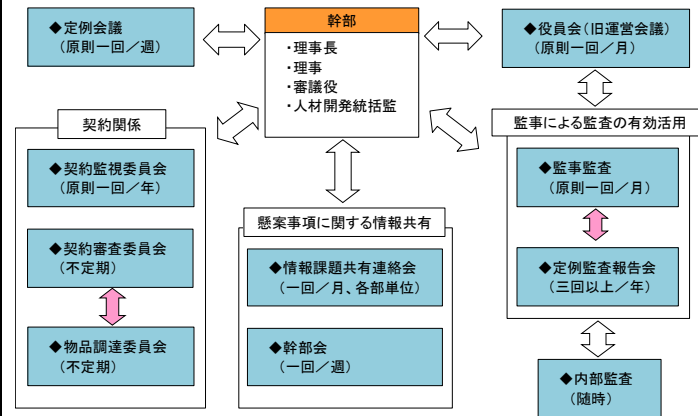
2) 幹部会(週次)【平成26年度～】

内部統制強化のため、人材育成業務に関するものを除く業務に関する重要事項の企画・立案への参画、並びに関係事務を総括整理する審議役を新たに設けるとともに、重要な課題やリスクに対する対応策を検討・決定するため、理事長、理事、審議役、人材開発統括監、総務部長で構成する幹部会の設置・開催、緊急の事案等が発生した時は臨時で幹部会を開催し、迅速な対応を行う体制を構築した。

3) 情報・課題共有連絡会(月次)【平成25年度～】

理事長のリーダーシップの下、各事業部の業務の目的や課題、リスク等を「見える化」し、計画の遂行状況チェック、事業上の課題解決策、柔軟な計画変更等を含むPD

- CAマネジメントを実施できる「情報・課題共有連絡会」を平成25年度に設置し、各部の事業の中から「重要・新規案件」を定めて定期的（1回／月）に実施。
- 4) 定例会議(週次)
理事長・理事が、直近2週間の事業等の計画について、各部から報告を受け当面の課題を抽出し担当部長へ適確な指示を行い、必要に応じて情報・課題共有連絡会への報告事項とするなど業務面における内部統制の強化を着実に実施。
- 5) 内部監査等を担当する監査室の設置【平成27年度～】
 ▶ 理事長の指示の下、各部門の業務が円滑に遂行され、目的・目標の達成に役立つことを目的として、業務に関わる諸制度及び業務の遂行状況を合法性、合理性の観点から公正かつ客観的な立場で、遵法性、妥当性及び有効性を診断し、業務改善提案を行う「監査室」を平成27年度期初に設置。
 ▶ 内部統制の強化に向けて、監事及び監査室間でそれぞれ相互に情報を共有の上、意見交換を実施予定。
- 6) 監事の事業監査機能の実効性向上に関する取組
 ▶ 定例監事監査報告会(年3回)【平成26年度～】
 監事による事業等に関する監査が有効かつ迅速に組織内で生かされるよう、平成26年度から新たに監事が理事長に監査結果等を報告するとともに、内部統制の強化に向けた意見交換等を行う定例監事監査報告会を年3回実施することとし、適確なPDCAサイクル醸成を推進した。
 ▶ 平成27年度期初から実施する情報・研修館の業務運営組織の体制刷新に伴い、内部統制の強化に向けて、a)新たに監査室を設置、b)監事及び監査室間でそれぞれ相互に情報を共有して意見交換、を実施予定。
 ▶ 内部統制の実効性を高めるべく、内部監査や業務改善提案等を行うための専門知識を有する外部専門人材として監査・コンプライアンス調査役を平成27年度から新たに配置し、内部統制の強化を図った。



図表1. 内部統制の体制(体系図)

会議体	概要	備考
役員会(旧運営会議)	各事業部の業務における課題への対応、年度計画の達成状況、財務内容の報告、規程の改廃等について議論	・平成27年度より名称を役員会へ変更 ・原則一回/月 ・メンバー: 幹部 監事 部長 部長代理(経理担当)
定例会議	特許庁の庁議、施策・法改正等の情報や各事業部の業務進捗状況、近々のスケジュールを共有	・原則一回/週 ・メンバー: 幹部 部長
情報・課題共有連絡会	重要・新規案件について、各部から進捗報告及びそこから抽出された課題やリスクへの対応策の検討	・平成25年度新設 ・原則一回/月 ・メンバー: 幹部 担当部長
幹部会	近々の重要課題に関する情報共有、対応策の検討等	・平成26年度新設 ・原則一回/週 ・メンバー: 幹部 総務部長 総務部長代理(総括担当)
契約監視委員会	入札競争性の確保、契約価格の妥当性についての点検・見直し等	・原則一回/年 ・メンバー: 委員長 委員 幹部 部長
契約審査委員会	契約に関する重要事項を審査するため、事業の目的や契約の方法及び委託先の選考方法等を審査	・不定期 ・メンバー: 幹部 部長
物品調達委員会	物品等の調達契約等に関する部内審査	・不定期 ・メンバー: 総務部長 部長代理(総務部: 総括・経理・契約担当、他部: 調整担当)
監事監査	「監事監査要綱」に則って監査方針及び監査計画書を作成し、監査を実施	・原則一回/月 ・メンバー: 監事 担当部長
定例監査報告会	監事から理事長・理事への監事監査結果の報告及び意見交換	・平成26年度新設 ・三回以上/年 ・メンバー: 理事長 理事 監事
内部監査	内部監査計画に基づき、業務に関わる諸制度及び業務の遂行状況を確認し、合法性、合理性、妥当性等の観点から適正化及び改善を検討	・平成27年度新設 ・随時 ・メンバー: 監査室 監査対象事項の関係者等

図表2. 内部統制の体制(会議体一覧)

③ 新たな規程類の整備

- 1) 情報・研修館ソーシャルメディアガイドライン(平成24年度)
 ソーシャルメディアの利用が拡大する中で、その私的な利用が情報・研修館の業務や役職員個人に予期せざるリスクをもたらすことを未然に防止するため、「情報・研修館ソーシャルメディアガイドライン」を平成24年度に策定し、役職員に利用に際しての注意喚起を行った。
- 2) 独立行政法人工業所有権情報・研修館リスク管理規程(平成25年度)
 内部統制システム構築の一環として、平成24年度の監事監査計画にも盛り込んで監事の指導等より情報・研修館の法人リスクの洗い出しとその対応策の検討を行い、その成果を踏まえ、情報・研修館のリスク管理体制を整備し、リスクの発生の防止、リスクが発生した場合の対応等の基本を定めた「リスク管理規程」を制定(平成25年4月1日施行)。

- 3) 内部統制推進の基本方針(平成27年度)
情報・研修館が中期目標に基づき法令等を遵守しつつ有効かつ効率的な業務を行い、業務の適正を確保するための内部統制に係る体制を整備するための基本方針として「内部統制推進の基本方針」を制定した。
- 4) 内部監査規程(平成27年度)
情報・研修館において自律的に行う内部監査(監査室による内部監査計画の策定、内部監査の実施)について必要な事項を定めた「内部監査規程」を制定し、内部統制の更なる充実・強化を図った。
- 5) 内部通報及び外部通報に関する規程(平成27年度)
情報・研修館の役職員等又は情報・研修館の役職員以外の者からの法令違反行為等に関する相談又は通報を適正に処理することにより、法令違反行為等の早期発見と是正を図り、情報・研修館における倫理・コンプライアンスの強化に資するために必要な事項を定めた「内部通報及び外部通報」に関する規程を制定し、内部統制の更なる充実・強化を図った。

〈適切なセキュリティ対策推進〉

政府の策定する国民を守る情報セキュリティ戦略(第2次情報セキュリティ基本計画(2009～2011年度)を包含する2010～2013年度の重点的な取り組み)を踏まえ、理事(最高情報セキュリティ責任者)の指示の下に、情報・研修館が定めた「情報セキュリティポリシー」に基づく監査、「個人情報保護規定」に基づく管理状況等の点検・監査を実施及び不審メールを含むサイバー攻撃等に対する注意喚起を随時行うなど適切なセキュリティ対策及び強化の推進を実施している。

- ① 標的型攻撃(複数の攻撃手法を組み合わせ、ソーシャルエンジニアリングにより特定の組織や個人を狙い執拗に行われる攻撃)については、かねてから海外で発生事例が報告されていたが、平成23年度は、これらが日本の政府機関等も標的になっていたことが顕在化し、12の政府機関約6万名の政府職員を対象として、標的型不審メール攻撃に関する対処訓練が実施され、情報・研修館もこれに参加、併せて訓練後に事後教育指導を実施。以後毎年度同訓練を館内全職員に対して実施している。また、ソーシャルメディアの利用が拡大する中で、その私的な利用が情報・研修館の業務や役職員個人に予期せざるリスクをもたらすことを未然に防止するため、「情報・研修館ソーシャルメディアガイドライン」を平成24年度に制定。
- ② 平成24年度には新たな環境変化に対応した情報セキュリティ政策の強化として、政府機関におけるクラウド技術の利用やウェブの改ざん・標的型メール攻撃など外部からの不正アクセスによる脅威への対応等の観点からセキュリティ対策の強化・拡充を図ることを目的とする「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一規範」が改正されたことを踏まえ、理事(最高情報セキュリティ責任者)の指示の下、情報セキュリティ委員会の審議を経て、「情報・研修館情報セキュリティポリシー」の改定を実施し、同セキュリティポリシーに基づき、全職員を対象とした教育、自己点検、セキュリティ監査を年度毎に実施し適切なセキュリティ対策を実施している。
- ③ 理事長・理事の指導の下、「情報・研修館情報セキュリティポリシー」の徹底を図るため館内研修を毎年実施している。

〈特筆すべき成果または取組〉

- ① 理事長は、情報・研修館のコンパクトな組織の特性を踏まえ、各事業部門及び業務管理部門の担当部長及び職員に必要な応じて法人の課題、目標及びミッションの徹底、リスク要因の除去に向けた指示を適宜するなど、法人の長として意向が組織運営にされるよう努めている。
- ② 第3期中期計画期間中の年度計画に基づく業務の着実な遂行と目標達成に向けて、理事長、理事の指導の下、人事評価における組織及び個人の目標設定について年度計画とのリンケージを強化し、組織全体の問題意識共有化とコミュニケーション強化を図った。
- ③ 理事長及び理事の主導により、業務の目的や課題、事業計画やリスクの「見える化」を推進し、各担当部と幹部との間での情報共有も適宜行い、円滑な事業遂行を実現する上で必要となる課題の抽出や課題 解決策の検討などを行って PDCA マネジメントを的確に実施するため、「情報・課題共有連絡会」を平成25年度に設置し、さらには、法人全体の重要な課題やリスクに対する対応策を検討・決定するため、理事長、理事、審議役、人材開発統括監、総務部長で構成する幹部会を設置し毎週月曜日に開催、緊急の事案等が発生した時は臨時で幹部会を開催し、迅速な対応を行う体制を構築した。
- ④ 理事長の指示の下、各部門の業務が円滑に遂行され、目的・目標の達成に役立つことを目的として、業務に関わる諸制度及び業務の遂行状況を合法性、合理性の観点から公正かつ客観的な立場で、遵法性、妥当性及び有効性を診断し、業務改善提案を行う「監査室」を平成27年度期初に設置した。また、同館の役職員等又は役職員以外の者からの法令違反行為等に関する相談又は通報を適正に処理することにより、法令違反行為等の早期発見と是正を図り、情報・研修館における倫理・コンプライアンスの強化に資するために必要な事項を定めた「内部通報及び外部通報」に関する規程を制定し、内部統制の更なる充実・強化を図った。

	<p>⑤ 標的型攻撃(複数の攻撃手法を組み合わせ、ソーシャルエンジニアリングにより特定の組織や個人を狙い執拗に行われる攻撃)について、平成23年度は、これらが日本の政府機関等も標的になっていたことが顕在化し、「情報・研修館ソーシャルメディアガイドライン」を平成24年度に制定。平成24年度には新たな環境変化に対応した情報セキュリティ政策の強化として、政府機関におけるクラウド技術の利用やウェブの改ざん・標的型メール攻撃など外部からの不正アクセスによる脅威への対応等の観点からセキュリティ対策の強化・拡充を図ることを目的とする「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一規範」が改正されたことを踏まえ、理事(最高情報セキュリティ責任者)の指示の下、情報セキュリティ委員会の審議を経て、「情報・研修館情報セキュリティポリシー」の改定を実施し、同セキュリティポリシーに基づき、全職員を対象とした教育、自己点検、セキュリティ監査を年度毎に実施し適切なセキュリティ対策を実施している。</p>				
<p><評価の視点></p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組は確実に実施したか。</p> <p>② 中期計画・年度計画で掲げる成果指標または活動指標に関する数値目標は達成したか。</p> <p>③ 高い評価に値する特筆すべき成果があるか。</p> <p>④ 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p>	<p><自己評価></p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組については、<業務実績>の欄に記載のとおり、全て確実に実施した。</p> <p>② <特筆すべき成果または取組>に記載したとおりであるが、内部統制について、従来から存在した、運営会議・定例会議に加え、業務の目的や課題、事業計画やリスクの「見える化」を推進し、円滑な事業遂行を実現する上で必要となる課題の抽出や課題解決策の検討など、PDCA マネジメントを的確に実施するため、新規・重要案件に関する「情報・課題共有連絡会」を設置するとともに、理事長、理事の指導の下、法人全体の重要な課題やリスクに対する対応策を検討・決定する幹部会を毎週開催することとした。また、各部門の業務が円滑に遂行され、目的・目標の達成に役立つことを目的として、業務に関わる諸制度及び業務の遂行状況を合法性、合理性の観点から公正かつ客観的な立場で、遵法性、妥当性及び有効性を診断し、業務改善提案を行う「監査室」を設置し、監事との積極的な情報連携を図ることで法人のコンプライアンスの強化を適確に図った。</p>				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="629 687 757 719">自己評価</th> <th data-bbox="757 687 2150 719">理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="629 719 757 821">A</td> <td data-bbox="757 719 2150 821"> <p>中期計画に掲げている取組を全て確実に実施したことに加え、内部統制の強化を図り円滑な業務遂行を実現する上で必要となるPDCAマネジメントを適確に実施したこと、「監査室」を設置し監事との積極的な情報連携を図り、業務遂行状況を、公正かつ客観的な立場で、遵法性、妥当性及び有効性を診断し、業務改善提案を行うことで法人のコンプライアンス強化の更なる充実を図ったこと等を踏まえ「A」とした。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	自己評価	理由	A	<p>中期計画に掲げている取組を全て確実に実施したことに加え、内部統制の強化を図り円滑な業務遂行を実現する上で必要となるPDCAマネジメントを適確に実施したこと、「監査室」を設置し監事との積極的な情報連携を図り、業務遂行状況を、公正かつ客観的な立場で、遵法性、妥当性及び有効性を診断し、業務改善提案を行うことで法人のコンプライアンス強化の更なる充実を図ったこと等を踏まえ「A」とした。</p>
自己評価	理由				
A	<p>中期計画に掲げている取組を全て確実に実施したことに加え、内部統制の強化を図り円滑な業務遂行を実現する上で必要となるPDCAマネジメントを適確に実施したこと、「監査室」を設置し監事との積極的な情報連携を図り、業務遂行状況を、公正かつ客観的な立場で、遵法性、妥当性及び有効性を診断し、業務改善提案を行うことで法人のコンプライアンス強化の更なる充実を図ったこと等を踏まえ「A」とした。</p>				
	<p><課題と対応></p> <p>内部統制の強化を図るために設置した監査室が実効性のある監査を実施することが課題となっている。この課題に対応するため、内部監査計画の策定と役員の承認、内部監査の計画的実施を行わせることとした。</p>				

大項目	Ⅲ 財務内容の改善に関する事項	年度				
		H23	H24	H25	H26	H27
		自己評価	—	—	—	A
最終評価	B	B	B			

中項目	1. 財務内容の透明性の確保	
<p><中期目標> 積極的な情報提供により財務内容の透明性を確保する観点から、経理事務や財務諸表の作成に外部の知見を積極的に活用するよう努める。</p> <p><中期計画> 経理処理、決算処理及び財務諸表の作成等の経理全般業務を適正に処理するため、外部コンサルティングの知見を積極的に活用する。</p>	<p><平成23～26年度の業務実績></p> <p>(財務内容の透明性の確保) 毎年度作成する財務諸表については、経済産業大臣の承認後遅滞なく官報に公告するとともに、情報・研修館ホームページにも掲載し、財務内容の透明性の確保に努めている。</p> <p>(外部コンサルティングの知見を積極的に活用) 経理事務は専門性を有すること、適正かつ正確に処理される必要があること等を念頭に置き処理しているが、限られた人員の中では第三者の専門的知見の支援が必要不可欠であることから、有限責任あずさ監査法人と顧問契約を締結し、専門的な部分について指導や助言を得て経理処理に反映している。</p>	

中項目	2. 効率化予算による運営	
<p><中期目標> 運営費交付金を充当して行う業務については「Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこととし、毎年度の運営費交付金額の算定にあたっては、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で厳格に行う。</p> <p><中期計画> 運営費交付金を充当して行う業務については「Ⅲ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこととし、毎年度の運営費交付金額の算定にあたっては、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で厳格に行う。</p>	<p><平成23～26年度の業務実績></p> <p>第3期中期計画予算の作成にあたっては、第2期中期目標期間における運営費交付金債務の発生状況及び業務の見直し等を踏まえ、理事長の下、「Ⅲ 業務運営の効率化」で定めた事項(注)に配慮し、総務部と各事業部は、詳細な業務実施計画(業務内容・規模・経費の見積もり等)に基づき予算を作成し、経済産業大臣の許可を得ている。結果、新規・拡充を除き、一般管理費については、中期計画初年度(平成23年度)予算比▲15.7%、業務経費については前年度予算比の期中平均▲9.0%削減が図られ中期目標に掲げるそれぞれの目標を超えた成果を達成している。</p> <p>予算による効率的な運営を行うため、理事長・理事の下、総務部と各事業部は、予算の執行状況を適確に把握するため毎月執行実績を確認し、監事を含む全役員と部長級以上の職員が出席して原則毎月開催する「運営会議」(平成27年4月1日以降は、「役員会」)に報告し、適切な予算執行に努めている。</p> <p>また、平成24年度及び平成26年度は、年度計画途中において計画にない以下の要因による追加的に必要となった経費を補填するため、理事長・理事の下、予算の執行状況を精査した上で当初予算の範囲内で、迅速適確な予算の再配分を行い年度計画の変更について、経済産業大臣の許可を得て、効率的な運営を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 平成24年度: 特許庁の要請による、経済産業省別館の執務室の民間ビルへの移転に伴う賃貸借契約及び移転に係る必要な経費 ➢ 平成26年度: 経済産業省・特許庁からの要請による「営業秘密相談窓口」の年度内開設及び特許庁の「業務運営計画」に基づく「知財総合支援窓口事業」の段階的な移行に係る必要な経費 <p>各年度における予算額と決算額については、図表1のとおり。 なお、各年度の予算額と決算額の差額に関する主な要因は、図表2のとおり。</p> <p>(注)「Ⅲ 業務運営の効率化」で定めた事項・・・一般管理経費については中期目標期間中15%程度、業務経費については前年度比1%程度の効率化を図る。</p>	

図表1 予算決算額推移

(単位:百万円)係数のみ四捨五入

	H23年度		H24年度		H25年度		H26年度		H27年度
	決算額	(予算額)	決算額	(予算額)	決算額	(予算額)	決算額	(予算額)	(予算額)
収 入									
運営費交付金	9,636	(9,636)	9,463	(9,537)	9,312	(9,312)	9,485	(9,485)	(10,594)
複写手数料収入	2	(2)	1	(2)	1	(2)	1	(2)	(2)
研修受講料収入	87	(98)	111	(98)	95	(98)	112	(98)	(98)
雑収入	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	(0)
計	9,725	(9,737)	9,576	(9,638)	9,408	(9,412)	9,598	(9,585)	(10,695)
支 出									
業務経費	7,488	(8,487)	7,626	(8,437)	7,512	(8,300)	9,183	(9,816)	(9,521)
工業所有権関係公報等閲覧業務関係経費	186	(198)	127	(219)	79	(100)	64	(68)	(71)
審査・審判関係図書等整備業務関係経費	169	(190)	147	(199)	124	(194)	136	(189)	(191)
特許情報の高度利用による権利化推進事業費	737	(903)	662	(802)	662	(813)	773	(811)	(1,010)
工業所有権情報普及業務関係経費	5,062	(5,472)	4,772	(4,923)	4,739	(4,968)	6,411	(6,697)	(5,297)
工業所有権相談等業務関係経費	41	(45)	41	(52)	44	(55)	76	(97)	(1,750)
情報システム業務経費	838	(969)	1,062	(1,087)	1,251	(1,398)	1,113	(1,132)	(238)
人材育成業務関係経費	456	(710)	816	(1,155)	613	(772)	611	(823)	(963)
一般管理費	337	(399)	274	(350)	274	(329)	327	(335)	(359)
人件費	718	(851)	673	(851)	641	(784)	683	(785)	(814)
計	8,544	(9,737)	8,574	(9,638)	8,427	(9,412)	10,193	(10,936)	(10,695)
【支出予算執行率】		【87.7%】		【89.0%】		【89.5%】		【93.2%】	
収入と支出との差	1,181	(0)	1,002	(0)	981	(0)	△ 595	(△ 1,351)	(0)

図表2 予算額と決算差額の主な要因推移

要因類型	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
①競争入札効果及び出願件数の変動等	4.6億円	5.7億円	2.6億円	2.7億円
②計画変更等により節減に努めたもの	3.1億円	2.2億円	4.1億円	2.2億円
③確定減、その他	3.1億円	2.6億円	2.8億円	2.0億円

中項目 3. 自己収入の確保

<中期目標>
事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化と自己収入の確保に努める。

<中期計画>
人材育成業務において研修内容に応じた実費の徴収を行うなど、事業の目的を踏まえつつ受益者負担の適正化と自己収入の確保に努める。

<平成23～26年度の業務実績>

(概要)
公報閲覧室における複写手数料及び人材育成業務の民間向け研修における研修受講料については、事業の目的を踏まえつつ実費勘案相当の料金を徴収し、自己収入の確保に努めた。
第3期中期計画期間中の自己収入については、**図表1**のとおり。

図表1. 自己収入額の推移
(単位:千円)係数のみ四捨五入

区 分	H22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (予算額)
複写手数料収入	3,870	1,986	1,469	1,101	1,019	2,000
研修受講料収入	74,765	86,838	111,222	94,754	112,164	98,942
その他	9	9	8	95	416	0
合計	98,644	88,833	112,699	95,950	113,599	100,942

(自己収入の確保に向けた主な取組)

- 調査実施者育成研修において、情報・研修館が保有する「サーチ用高度検索端末」の台数を大幅に超える受講者にも対応できるよう、研修のカリキュラム等実施計画を大幅に見直し、外部教室の借用や講師の増員などの対策を適宜実施し、受講者希望者の増大に的確に対応するとともに、自己収入の確保も実現した。
- 平成26年度において、消費税の引き上げに伴い民間向け研修の受講料の見直しを行い、実費勘案を前提にしつつも、事務手続の誤処理等を防ぐため、百円単位での端数切り捨て処理をし、受講料の改定を行った。

<評価の視点>

- ① 中期計画・年度計画で掲げる取組は確実に実施したか。
- ② 中期計画・年度計画で掲げる成果指標または活動指標に関する数値目標は達成したか。
- ③ 高い評価に値する特筆すべき成果があるか。
- ④ 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。

<自己評価>

- ① 中期計画・年度計画で掲げる取組については、<業務実績>の欄に記載のとおり、全て確実に実施した。

自己評価	理 由
A	中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したことに加え、経理事務の専門性を有する第三者と顧問契約を締結し指導、助言を得て適切な経理処理を行ったこと、年度計画途中において計画にない要因による追加的に必要となった経費について、当初予算の範囲内で、迅速適確な予算の再配分を行い年度計画を変更し、効率的な予算運営、執行管理を行ったこと、調査実施者育成研修において、受講者の増加に対応できるよう、研修実施計画を大幅に見直し、受講者希望者の増大に的確に対応するとともに自己収入の確保も実現したこと等を踏まえ「A」とした。

<課題と対応>
引き続き、自己収入の確保に向けた検討を継続する。

大項目	IV その他業務運営に関する重要事項	年度				
		H23	H24	H25	H26	H27
		自己評価	－	－	－	A
		最終評価	－	－	－	－

中項目 1. ユーザーフレンドリーな事業展開

<p><中期目標> 非公務員型の特長を活用し、弾力的な勤務形態の導入などを通じたユーザーサービスの一層の向上を目指す。また、ユーザーニーズの業務への機敏な反映を図るとともに、内部組織間の相互補完・協力を一層拡大するため、必要な組織の見直しを行う。</p> <p><中期計画> 非公務員型の特長を活かした弾力的な勤務形態の導入など、業務の機動性やユーザーサービスの一層の向上に努める。また、ユーザーニーズをより機敏に把握し、業務に反映させるため、法人内での情報の共有化について組織的な取組を強化する。</p>	<p><平成23～26年度の業務実績></p> <p>(ユーザーサービスの一層の向上)</p> <p>① 独立行政法人の機動性を活かした新たなユーザーサービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 急増している中国特許文献に対する検索サービス(IPDL)の充実 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 公報テキスト検索及び外国公報データベース検索において中国実用新案機械翻訳和文抄録を追加(平成23年度) ✓ 中国特許和文抄録表示機能の改善(和文抄録と英文抄録の同時表示)、中国特許和文抄録のFI表示及び検索機能の追加(平成25年度) (イ) 新たな産業財産権情報提供サービス事業(特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)) <ul style="list-style-type: none"> 特許庁業務・システム最適化計画改定を踏まえ、ユーザーにインターネットを利用して工業所有権情報を切れ目なく提供するための新たな産業財産権情報提供サービス事業(特許情報プラットフォーム(J-PlatPat))は、表示機能の改善(具体的には、グローバルナビゲーションの採用等)、検索機能の改善(例えば、J-Global との連携による類義語検索)、データダウンロード機能(特許公報等の一括ダウンロードサービスの機能)等を実現できるシステムとして開発を行い、サービス提供開始(平成27年3月23日)している。 (ウ) 産業財産権相談サイトのFAQ <ul style="list-style-type: none"> ✓ ユーザーニーズをより機敏に把握するため、産業財産権相談サイトで要望・意見を収集できるシステムを構築・開設(平成23年度) ✓ 相談サイトのメール問い合わせ機能強化(使用ソフトのバージョンアップの双方向化)によりユーザーとのやりとりがスムーズになりサービスが向上(平成24年度) ✓ 我が国において出願や権利化を希望する外国人のために、英語版 FAQ を新設(平成25年度) (エ) 営業機密管理のワンストップ支援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 経済産業省から要請に柔軟かつ迅速に対応し、平成27年2月に「営業秘密・知財戦略相談窓口」を開設して中小企業等からの相談を受け付けるとともに、全国各地で普及啓発セミナーを開始 (オ) 特許審査迅速化(平成25年度末までに審査順番待ち期間を1ヶ月とする)の達成のため、調査業務実施者育成研修の拡充及び質の向上 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 受講者の増加に対応するため、調査業務実施者の育成研修を拡充(年3回→4回)し、登録調査機関からのニーズへの対応及び特許庁の審査処理能力向上にも貢献(平成23年度～) ✓ 登録調査機関の調査能力を高めるため、各登録調査機関が配置している「サーチャー指導者」向けのスキルアップ研修を新たに実施(平成23年度～) <p>② 非公務員型の特徴を活かした弾力的な勤務形態によるユーザーサービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> (カ) 相談部の相談窓口対応 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 担当者について、勤務時間外(昼休み、夜間(18:15～19:00))においても当番制によりユーザーへの相談対応を実施。 ✓ 相談部の時間外の電話相談に対して、代表電話の案内アナウンス機能を利用して、産業財産権相談サイトの「よくある質問と回答(FAQ)」の利用を促すアナウンスを流すことにより、担当者に対応できない夜間・休日におけるユーザーへの利便性向上を図った(平成26年度)。 (キ) 特許電子図書館(IPDL)事業におけるユーザーサービスの向上 <ul style="list-style-type: none"> ✓ IPDL の普及を図るため中小・ベンチャー企業等の初心者を対象に IPDL 説明会を、ユーザーの要望もあり土曜日にも開催 <p>(内部組織間の相互補完・協力を一層拡大するための組織の見直し)</p> <p>① 内部統制の充実・強化の一環として、理事長自らが顧客目線での意識改革を図るよう各種会議や職員・契約職員との直接対話の機会を捉えメッセージを発信し、職員に対して意識改革の促進。</p> <p>② 情報・研修館のイントラネットを活用して「情報・研修館インフォメーション」を設置し、会議資料、関係規程等の最新情報を共有することとし、各々が個別に実施しているユーザーサービス業務において部を跨がった協力を行う基盤整備(平成23年度)。</p> <p>③ 特許庁が策定した「業務運営計画」(平成26年6月)において、情報・研修館は「中核的な知財支援実施機関」と位置づけられたことを受け、理事長・理事の指導の下、情</p>
---	---

	<p>報・研修館業務の見直しだけでなく、政府の新たな政策課題への対応、情報・研修館のミッションに則った事業の効果的な実施と事業間のシナジー効果発揮のために、平成27年4月1日に業務運営組織の体制を刷新し事業環境の変化等にも機動的かつ効果的に対応できる体制整備を実施</p> <p><特筆すべき成果または取組></p> <p>① 特許電子図書館(IPDL)の普及を図るために実施している中小・ベンチャー企業等の初心者を対象としたIPDL説明会を、ユーザーの要望に応じて土曜日(休日)にも開催してユーザーサービスの向上に努めた。</p> <p>② 平成27年3月23日にサービス提供開始した産業財産権情報提供サービス事業(特許情報プラットフォーム(J-PlatPat))は、表示機能の改善、検索機能の改善、データダウンロード機能改善等の開発を行い、ユーザーの利便性向上を図った。</p>
--	--

中項目	2. 特許庁との連携
------------	-------------------

<p><中期目標> 高い専門性に基づく信頼性の高いサービスを安定的にかつ確実に提供していくとともに、情報・研修館と特許庁の両者の業務の効率化に資するよう、引き続き人事交流を含めた特許庁との密接な連携を図る。</p> <p><中期計画> 特許庁との人事交流を含めた密接な連携を図り、特許庁が蓄積している情報、審査官等が持つ審査ノウハウ等、最新の制度・運用に関する知識を活用した業務の実施に努める。</p>

<p><平成23～26年度の業務実績></p> <p>(施策等の正確な把握)</p> <p>① 特許庁の施策・方針を検討段階から正確かつ機微に把握する観点から、理事長等が特許庁庁議にオブザーバーとして参加している。また、その内容については、毎週開催の情報・研修館定例会議において報告を行い、組織全体として情報共有に努めた。</p> <p>② 政府における知財政策や特許庁の新たな施策を踏まえた情報・研修館の業務については、特許庁の担当課室(総務課、情報システム室、企画調査課、普及支援課等)と役員を含む情報・研修館の担当部等との協議の場を設け、検討段階から具体的な業務実施方針策定の段階に至るまで密接に連携を図りながら業務を進めた。</p> <p>③ 特許庁の施策・方針や制度改正等を的確に把握するために「産業構造審議会・知的財産分科会」等を適宜傍聴し、情報・研修館の「情報・課題共有連絡会」等において情報共有し、円滑な業務運用に活用した。</p> <p>④ 「特許庁業務・システム最適化計画」の進捗状況及び今後の方針等について適確に把握するため、総務部長が特許庁情報化推進本部会合にオブザーバーとして参加している。また、その内容については、幹部会及び各担当部長及び担当者へ周知し情報共有に努めた。</p> <p>(特許庁との人事交流を含めた密接な連携)</p> <p>① 政府における知財政策や特許庁の新たな施策を踏まえた情報・研修館の業務については、特許庁の担当課室(総務課、情報システム室、企画調査課、普及支援課等)と役員を含む情報・研修館の担当部等との協議の場を設け、検討段階から具体的な業務実施方針策定の段階に至るまで密接に連携を図りながら業務を進めた。</p> <p>② 特許庁の施策の最新動向や法律改正や国際条約加盟に伴う制度改正等について、特許庁から講師を迎え、勉強会を開催し、当館職員の知識の向上が図られたことにより、ユーザーに正確かつ最新情報の提供を行った。</p> <p>③ 特許庁審判部移転の一層の効率化と特許特会全体としての合理化への貢献(平成24年度) 平成24年度は、特許庁からの急遽協力要請のあった情報・研修館の経済産業省別館スペースの返還について、特許庁が庁舎経費の削減等を目的として実施する同別館への移転の一層の効率化及び特許特別会計全体としての合理化に貢献する観点から、特許庁との密接な連携の下、抜本的な情報・研修館執務スペース(特許庁庁舎2階の本部スペースを含め)の見直しによる速やかな移転・集約化を実施した。移転に関連し特筆できる成果は、以下のとおり。</p> <p>(ア) 正式要請があった平成24年10月1日からわずか半年間で、移転先の選定、本部及び移転先での間仕切り工事とネットワーク環境整備、移転作業をすべて完了させ、予定どおり新年度から審判部が経済産業省別館への移転に着手できるようにした(迅速な移転対応)。</p> <p>(イ) 経済産業省別館で執務スペースを1,614㎡返還し、他方新たな借室スペースは1,347㎡と267㎡(約1/6)圧縮した(執務スペースの合理化努力)</p> <p>(ウ) 通常の民間ビル内に設置した場合、ネットワーク設備等インフラ構築費用が膨大となる調査業務実施者育成研修用の高機能検索端末の設置について、当該環境が既に整っている特許庁2階北側に移転させることとし、本部内の抜本的なレイアウト変更を行いこれらの経費を削減(経費節減努力)。</p> <p>④ 「特許庁業務・システム最適化計画」の進捗状況、特許庁の「業務運営計画」等を踏まえ、理事長、理事の指示の下、情報・研修館の業務の見直しを検討し、情報・研修館の一部業務と特許庁の一部業務の移管・整理等について、特許庁と密接な協議を行い今後の方針を決定し、平成27年度から段階的に移行することとした。</p> <p>⑤ 特許庁の「業務運営計画」に基づく「知財総合支援窓口事業」の段階的な情報・研修館への移管に向けて、より信頼性の高いサービスが提供できるよう、中小企業の現況等を把握・認識するために「中小企業の現状と課題」について中小企業基盤機構に加え、特許庁からも講師を迎え情報・研修館内の独自研修を実施した。</p> <p><特筆すべき成果または取組> 創造的なデザインの権利保護を確保するとともにクリアランス負担軽減のための画像デザイン意匠公報検索支援ツールの開発に対応するため、特許庁から創造的なデザインの権利保護に関する専門知識を有する者(意匠審査官)を採用した。</p>
--

中項目 3. 広報・普及活動の強化

<中期目標>

知的財産に係る総合支援を目指し、ユーザーサービスの広報・普及活動の強化に積極的に努める。

<中期計画>

事業内容や施策等について広く一般への理解を図るため、各事業におけるホームページの拡充等を活用した効果的な広報・普及活動を行う。

<平成23～26年度の業務実績>

(情報・研修館が実施する事業・サービス内容の広報活動強化)

理事長・理事の指導のもと、情報・研修館が実施する事業等の情報発信を強化してユーザーとの距離を縮めるために、以下のような取組を行った。

- ① 情報・研修館ホームページについて、事業内容や施策等を広く一般に周知するため、実施する事業等のお知らせを適切なタイミングでホームページに掲載し、各サイトの運営を適確に実施した。また、効率的な広報活動を実施するため、主に以下の対応を行った。
 - ▶ 情報・研修館主催の各説明会、研修等の申込方法について、ホームページから直接申込ができるように機能改善を図った。(平成23年度)
 - ▶ ホームページを通じた情報発信の充実に向け、トップページに「海外知的財産活用ポータルサイト」「営業秘密・知財戦略ポータルサイト」等のバナーを追加するなど、バナーを機動的、弾力的に追加・変更し、情報・研修館として特に発信したい情報のプレイアップをするなど効果的な情報発信に努めた。
 - ▶ 全国各地の知財総合支援窓口や地域知財本部との連携を強化してきたことを生かして、当館のホームページと関連機関のホームページの間で部分的にリンクを張るなどの措置を実施し、ユーザーに対する広報の強化を推進した。また、関係機関が発行するメールマガジンに当館が実施する説明会や研修等の情報が継続的に掲載され、広報活動の強化が図られた。
- ② 当館主催のフォーラム、関係機関との共催によるセミナー及び全国各地で開催される技術・交流イベントの出展ブース等において、当館が実施する事業やユーザーサービスの内容等について広報活動を展開した。
- ③ このように情報・研修館の事業・サービス内容を積極的に関連機関と連携して広報したことによって、当館ホームページの総アクセス件数は年間 1,050,461 件(平成26年度実績)となり、増加傾向にある(図表1参照)。

(情報発信の拡充・利便性の向上検討)

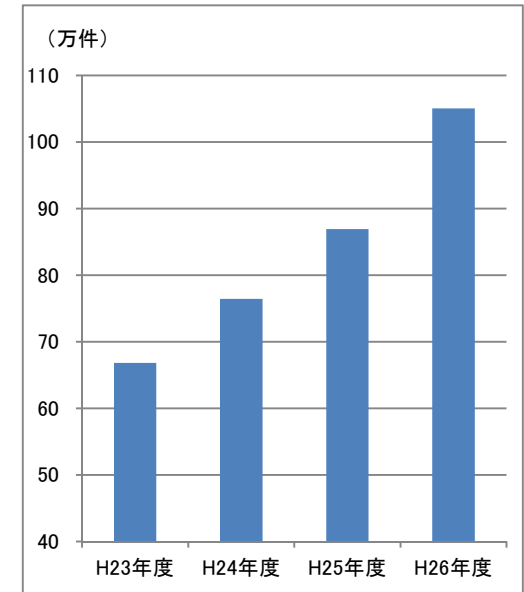
情報・研修館のホームページは、総ファイル数約 4,300(うち、HTML ファイル 1,600 ファイル、PDF ファイル 2,600 ファイル)となっており、閲覧者の欲しい情報を探し難い状況にある中で、ファイル数は今後も増加する見込みである。また、ウェブアクセシビリティ(JIS X 8341-3:2010)の準拠やユーザビリティを考慮した、閲覧者がアクセスしやすいサイトの提供が求められている。

このため、専門技術支援者を活用して現状分析を行ったうえで、問題点・課題を4つの観点で整理し、以下の基本方針に基づいてリニューアルを行うことを決定し、平成27年10月サービス提供開始予定であり、ITCを活用した更なる効果的な広報・普及活動の強化が図られる見込である。

- 1) アクセシビリティ: 障害者・高齢者を含む多くの利用者・利用環境でアクセスが可能であること
- 2) ユーザビリティ: 利用者の特性や目的に応じて少ない手順で情報に到達できること
- 3) 機能・コンテンツ: 視覚表現を洗練させ、本サイトと外部サイトの機能・役割分担を明確にすること
- 4) 新たな利用方法・利用環境への対応: 新たな利用方法・利用環境や、ウェブ技術の変化に柔軟に対応できること

<特筆すべき成果または取組>

情報・研修館が実施する事業等の情報発信の強化として 情報・研修館ホームページにおいて、トップページに「海外知的財産活用ポータルサイト」「営業秘密・知財戦略ポータルサイト」等のバナーの追加、全国各地の知財総合支援窓口や地域知財本部との連携強化を生かした関連機関とのホームページの間でのリンクを張るなどの取組を行った。また、情報・研修館主催の各説明会、研修等の申込方法について、ホームページから直接申込ができるように機能改善するなど、ユーザーの利便性拡充を図り、ユーザーとの距離を縮める取組を行った。



図表1. ホームページ(トップページ)アクセス件数

<p><評価の視点></p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組は確実に実施したか。</p> <p>② 中期計画・年度計画で掲げる成果指標または活動指標に関する数値目標は達成したか。</p> <p>③ 高い評価に値する特筆すべき成果があるか。</p> <p>④ 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p>	<p><自己評価></p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組については、<業務実績>の欄に記載のとおり、全て確実に実施した。</p> <p>② 情報・研修館ホームページにおいて、トップページに「海外知的財産活用ポータルサイト」「営業秘密・知財戦略ポータルサイト」等のバナーの追加等の取組及び、情報・研修館主催の各説明会、研修等の申込方法について、ホームページから直接申込ができるように機能改善するなど、ユーザーとの距離を縮める取組を行い、当館ホームページの総アクセス件数は年間 1,050,461 件(平成26年度実績)となった。</p>	
	<p>自己評価</p> <p>A</p>	<p>理 由</p> <p>中期計画で掲げる取組を全て確実に実施したことに加え、ユーザーの要望に応えた中小・ベンチャー企業等を対象とした説明会を土曜日に開催、平成27年3月23日にサービス提供開始した産業財産権情報提供サービス事業(特許情報プラットフォーム(J-PlatPat))のユーザーの利便性拡充のための改善、審査官等が持つ審査ノウハウ等を活用した専門知識を有する意匠審査官の採用、情報・研修館のホームページにおける、ユーザーとの距離を縮める改善・機能追加の実施などを踏まえ「A」とした。</p>
	<p><課題と対応></p> <p>ユーザーニーズをより機敏に把握し、法人内での情報の共有化を更に図るとともに、組織的な取組を強化する。また、一般ユーザーに直接、間接に対応する業務が増えることを踏まえ、これまで以上にユーザーフレンドリーな事業展開を図るとともに、ホームページの改善など広報・普及活動の強化を引き続き行うこととしている。</p>	